大正一二	一、六四五、六五六	貫	六、四一四、二九〇	貫
一三	一、六七四、〇七三		六、五三九、三三七	
一四	一、七〇一、六九七		七、一九三、〇四九	
昭和元	一、七五五、三三二		六、八二〇、七二九	
	六、五五八、六五六	貫	一、七四四、八八七	貫
	六、七八二、九七九		一、九三八、九七八	
	六、七三七、四六八		一、七〇九、四〇七	
	六、四八一、六三七		一、六九〇、九九一	
			七〇、七五五	貫
			六八、三六三	
			七、〇三九	
			二、〇九八	
			一六、四六四、二六一	貫
			一七、〇〇二、七三一	
			一七、三四八、六三三	
			一六、七三〇、六九八	

（備考）第一表備考參照。

第八節　葉煙草の輸入

第一款　輸入の沿革

維新以來歐米文物の移入に伴ひ、煙草の嗜好も自ら推移し、漸く紙卷煙草の需要を喚起せしが、其の勢急激にして、明治十二年に於ては輸入原價二千六百二十圓なりしもの、二十六年には既に二十五萬四千六百三十九圓に上り、僅に十餘年の間に百倍の增加を見たり。而して此等外國煙草に就ては、其の製造品を輸入するよりも、之が原料を輸入して內國に於て製品と爲す方の遙に利益なるは勿論なるを以て、二十六七年の頃より煙草業者は原料葉煙草の輸入を開始せしが、爾後外國煙草の需要益〻盛にして、葉煙草の輸入之に伴ひて年々增加したり。明治三十一年葉煙草專賣の開始せらるるや、外國產葉煙草の輸入は暫く民業に委ねられしが、翌三十二年專賣法を改正するに及びて、政府は之をも其の獨占と爲し、爾後年々葉煙草を輸入の上、之を民間煙草業者に賣却したり。尋いで明治三十七年製造煙草專賣を開始するに及びても、從來の需要に鑑み、紙卷煙草の一半は外國產原料に依ることとし引續き葉煙草の輸入を行ひたり。爾來內國需要の趨勢と海外輸出の狀況とに伴ひ、其の數額に消長ありと雖も、每年多額の葉煙草を輸入して大正末年に至れり。

輸入葉煙草の國別は米國·支那·土耳古·比律賓·埃及·アルゼリア·印度·玖馬等なるが、何れも其の輸入の沿革を異にする所あるを以て、今此の中主要なるものに就きて之を略述すべし。

第一　米國產葉

製造原料として米國產葉を輸入したるは、明治二十七年村井商會が行ひしを以て嚆矢とす。蓋し前述の如く明治初期以來紙卷煙草に對する需要は急激なる增加を遂げ、明治二十六年に至りては二十五萬餘圓に達したり。而して此の輸入の大部分は米國品にして、同國の製造業者は巨大なる資本を擁し廣大なる設備に依り、各種の考案を盡して新品を製出し、年々需要地の嗜好を調査し、其の嗜好に投せんが爲め材料を精選し意匠を凝らして、其の販路を擴大するに全力を盡せり。

斯くの如く米國製造煙草の侵入し來るや、內地製造業は漸く蠶食せられ、萎靡不振に陷りしが、之に對して我製造業者も漸次覺醒する處あり、舶來品に摸して紙卷煙草の製造を始むる者を生じたり。卽ち明治二十三年には村井商會は日本葉を原料とし、香料を加味して一種の紙卷煙草を製造し、サンライズの名稱を以て二十四年大阪に於て始めて發賣したり。サンライズは稍〻世間の需要を喚び、一時中流以下の嗜好を生じたれども、輸入の遞增は尙ほ之を以て阻止することを得ざりき。蓋し日本產葉は米國產葉とは全く品質を異にし、兩切加香の紙卷煙草としては、如何に考案を盡すも米國製品と拮抗し得ざるを以て、旣に一部の嗜好が米國製品に移りたる後に於ては、到底之を動かすこと能はざりしものなり。從て此の際製造煙草の輸入を防止若は減少せんとするには、結局原料を彼に取り嗜好に調和して一種の品類を製造するの外途なきこと明となれり。

明治二十六年八月村井商會主は此の目的を以て渡米し、洽く原料の調査を行ひしに、偶然バージニヤ州バルチモア市に於て、屑葉煙草の袋詰品一封度米貨數仙に過ぎず、採りて以て製造試料に供するに足るものあるを發見し、遂に千封度入六樽を購入し、本邦に輸送したり。之れ卽ち製品原料として葉煙草を輸入したる濫觴なり。同商會主は翌年歸朝の後、此の原料に依りて試製に著手し、數回の考案を加へたる後、二十七年四月始めて米國葉原料に依る兩切紙卷煙草を製出し、之をヒーローと命名したり。ヒーローは會〻時好に投合して大に需要を喚起し、內地は固より淸韓兩國に輸出せらるること亦頗る大なりしを以て、其の原料葉煙草の輸入も亦逐年遞增を示せり。今村井商會のみに就き、其の開始より三十二年葉煙草專賣法改正に至る迄の輸入數量を揭ぐれば左の如し。

明治二十七年迄	七九、四〇〇斤	
同　二十八年	一六三、九〇〇	
同　二十九年	三六二、〇〇〇	
同　三十年	一、二〇四、八〇〇	
同　三十一年	七、六六一、〇〇〇	（一、五六六、〇二〇）四
同　三十二年	一三、六一四、〇〇〇	（四、八八〇、一二八）

三十二年分の激增は需要の增加に因るの外、同年八月十五日以後葉煙草の輸入は政府の獨占に歸するを以て、見越輸入を爲したるに因るものなり。

明治三十二年八月葉煙草の輸入を政府の獨占と爲したる以來、三十七年煙草專賣法施行の前年迄の葉煙草輸入量目及代金は左の如し。

明治三十二年度	一、六一七斤	
同　三十三年度	二、二六八、七一七	三三三四
同　三十四年度	四、七一八、二五〇	五〇〇、二一一
同　三十五年度	三、一七六、五五〇	一、〇四七、八九九
同　三十六年度	四、八三五、九五八	六九三、三〇五
		一、〇八二、〇七七

右葉煙草は主として村井商會の需要する所なりしも、尙ほ同商會の外に木村商會、大阪煙草製造會社、伊勢煙草製造會社等も亦米國葉を需要し、輸入增加の一因を爲したり。

明治三十七年七月煙草專賣法を施行し、政府自ら製造を開始するに及びても、尙ほ其の原料を米國に採らざるべからざるものありて、依然輸入を繼續したり。但し爾後の實蹟は第十五節に揭ぐるを以て、之を參照すべし。

第二　支那產葉

支那葉は明治二十四五年頃より少量の輸入ありたるが、二十六年には一躍して六萬五千餘圓に上りたり。蓋し支那葉は品質劣等にして一種の臭氣を有すれども、其の價格は內地產に比すれば甚だ低廉なり。從て主要原料としては使用に堪へざるも、補充料としては稍〻其の用途を滿たすに足るを以て、此の年內地產の不作なるに乘じ製造業者は其の廉價なるを利用して、競うて輸入したるものなり。爾來內地產葉の豐凶に從ひ輸入も斷續したりしが、其の品質右の如くなるを以て需要漸く衰退し、三十七年專賣法實施後大正中期に至る迄は殆んど輸入を絕つに至れり。然るに歐洲戰後竝に關東地方大震災の直後に於て、內地製造煙草の需要激增したるにも拘らず、葉煙草の生產之に伴はざり

しを以て、再び其の輸入を見るに至り、以て大正末年に及べり。

第三　比律賓產葉

馬尼剌葉卷煙草は其の品質ハバナ製には及ばずと雖も、佳味にして脂氣なく、香氣甚だ高きを以て一般に愛用せられ、東洋各邦皆其の需要地たらざるはなく、本邦亦之を輸入せり。然れども其の葉煙草の輸入に至りては、明治三十二年法律改正以前には其の事實稀にして、唯同年以後年々標本用又は試驗用として少許の輸入ありたるに止まれり。然るに三十五年に至り久米權九郎なる者代々木村に葉卷煙草の製造場を起し、馬尼剌より葉卷職工を招致して馬尼剌と同一品質の卷煙草を製出し、輸入品に對抗せんとするに及び、其の原料は一切馬尼剌葉を使用したるを以て、爾來特に其の輸入高を增加せり。後三十七年煙草專賣法の發布に及び、政府は其の事業を承繼したるを以て、引續き其の輸入を見たり。

第四　土耳古產葉

專賣制度實施以前に於ては村井商會は各種の製品を案出し、明治二十九、三十年の頃に至り土耳古葉を原料として、八洲、敷島の兩切紙卷煙草を製造したり。翌三十一年には一萬四千四百三十二英斤此の代金一萬六千二百六十圓餘の土耳古葉の輸入あり、之れ主として村井商會の使用したるものなり。然れども價格殊に高貴なるを以て一般に需要せらるるに至らず、幾許もなく其の製造を廢止したり。三十二年法律改正以來其の輸入は政府の標本として唯八英斤ありたるのみなれども、三十七年政府製造を直營するに當りては試製の爲め數次輸入し、遂に之を內地葉と混和してオリエントを製出したるを以て、爾後其の原料として輸入を絕つことなし。

其の他舊韓國（朝鮮）スマトラ、ハバナ、ビルマ、印度、ボルネオ、アルゼリア、埃及等の諸國より輸入せられたること、或は現に輸入せらるるものありと雖も、何れも少額にして擧げて論ずるに足らざるなり。

第二款　輸入の方法

葉煙草輸入の方法には直接購買、間接購買（委任輸入）の二種あり。當初は專ら內國商人中葉煙草輸入の經驗を有し、且つ資力信用ある者を選定して輸入取扱人となし、政府の命令に依り其の指定したる種類數量を購入の上之を輸入せしめたるが、後米國產葉に限りて官吏を產地市場に派遣して直接購入を爲さしめ、貯藏後熟するを待ちて本邦に回送せしむるの方法を採りたり。

第一項　間接購買

明治三十二年三月葉煙草專賣法を改正し『葉煙草ハ政府之ヲ收納シ又ハ輸入シテ賣渡スヘシ』（第二條）『葉煙草ハ政府ノ外之ヲ外國ヨリ輸入スルヲ得ス』（第十九條ノ三）と爲し、改正條約の實施日たる同年八月十五日より之を施行するや、茲に葉煙草輸入の權利は政府の獨占に歸したり。然れども政府は未だ葉煙草輸入の經驗なく、而も其の得失は制度の施行に影響すること大なるを以て、其の方針を定むるに當りては、左の四方法に就き最も愼重なる調査を行ひたり。

（一）政府直に官吏を產地に派遣し、適品を選擇して之を買取ること。

（二）政府直に外國の煙草商人と取引を爲すこと。

（三）外國產葉煙草を需要する煙草製造業者をして、政府代理者の資格を以て各自に輸入を取扱はし

むること。

(四)內國人にして葉煙草の輸入に經驗ある者をして輸入取扱を命すること。

右方法の中何れに依るも一得一失は免れずと雖も、製造業者をして自ら產地に就き買入を爲さしむるが如きは、製造業者は自ら輸入したる葉煙草を更に政府より賣渡を受くるに際し、賣渡價格を低廉ならしむる爲め、故らに其の原價を低下して申告するの弊ありて、絕對に之を採用すべからず。又政府に於て直接に產地より購買するの方法は、未だ其の經驗なき爲め當分採用するを得ざるの事情あり。更に又政府が直に外國煙草業者と取引を開始するが如きも、取引商人の選擇及調査等に多大の困難あるのみならず、未經驗の事業なるを以て、容易に之を採用すべからざるものあり。故に結局葉煙草輸入に經驗あり、且つ資力信用ある者を輸入取扱人と爲すを以て、目下の急に應ずるの方法なりと認め、遂に此の制度を採用することに決定し、之と共に別に吏員を外國に派遣して、產地の狀況及市場取引の慣習等を調査せしめ、其の結果を待ちて後日適當の改正を施すことと定めたり。

是より先き改正法發布せられ、葉煙草の輸入は政府の專權に歸するや、其の供給者又は取扱者に指定せられんことを出願するもの內外會社商人數名あり。外國商人は米國バージニヤ州リッチバーク市商人フーマン兄弟商會、及同州ダンビル市煙草仲買人ジフレルにして、本邦商人に在りては關西貿易合資會社・三井物產合名會社・江副廉藏・木村騰・日本煙草會社等は其の主なるものなりしが、調査の結果輸入取扱人には關西・三井兩會社及江副廉藏を指定するを適當と認めたり。仍て支那葉煙草は主として三井物產會社に、米國葉は江副廉藏及關西貿易會社をして之に當らしむることと爲し、大藏大臣は明治三十二年六月二十七日此等に對して夫々命令書を交付したり。卽ち左の如し。

命　令　書

第一條　某ハ政府ノ爲ニ何國ニ於テ葉煙草ノ買入及之カ運送取扱ヲ爲ス可シ

買入ヲ爲ス可キ葉煙草ノ品類（標本ヲ以テ）、數量、買入價格ノ範圍及之カ到達ノ場所及期限等ニ關シテハ其都度政府ニ於テ指定スルモノトス

政府ハ標本ヲ以テ某ノ買入ル可キ葉煙草ノ品類ヲ指定スルノ外煙草製造人ヲシテ外國市場ニ於テ品類ヲ選擇セシムルコトアルヘシ

第二條　某ハ葉煙草ノ買入及之カ運送取扱ニ關シテハ總テ自己ノ名義ヲ以テシ政府ニ於テ負擔スヘキ費用ハ某ニ於テ立替支拂ヲ爲ス可シ政府ニ於テ負擔スヘキ費用ハ左ノ如シ

一　葉煙草ノ買入原價
二　再乾燥費
三　倉敷料
四　荷造費
五　運送料
六　保險料
七　諸稅金（スタンプフィース、碼頭稅ノ類）

一號乃至七號ノ立替金ニ對スル利子ハ葉煙草積出ノ日ヨリ引渡完了ノ日迄年百分ノ五ノ割合ヲ以テ之ヲ支拂フモノトス但淸國及朝鮮ヨリ買入ノ場合ハ利子ハ年百分ノ七トス

第一項諸費及第二項利子ノ外買入及之カ運送取扱ニ關スル費用ハ支拂ハサルモノトス

第三條　葉煙草ヵ政府指定ノ場所ニ到達シタル時ハ双方立會ノ上現品ヲ調査シ引渡完了ノ後政府ハ立替金及手數料ヲ仕拂フヘシ

第四條　某ハ立替金ノ償還ヲ請求セントスル時ハ其請求書ニ政府ニ於テ滿足ス可キ證憑書類ヲ添付ス可シ

第五條　政府ハ委任事項ニ關スル一切ノ手數料トシテ第二條第一號乃至第七號ノ立替金ノ百分ノ二ケ半ニ相當スル金額ヲ某ニ交付ス可シ但清國及朝鮮ヨリ買入ノ場合ハ手數料百分ノ三ケ半トス

第六條　某ノ過失又ハ怠慢ニ因リ葉煙草ノ品質ニ惡變ヲ生シタル時又ハ自然歩減以外ニ量目ノ減少シタル時若ハ政府ノ指定セサルトキハ政府ハ某ノ立替金ノ一部ノ支拂ヲ爲ス猶之ニ因リ政府ノ蒙リタル損害アリタル時ハ其損害ニ相當スル金額ヲ賠償セシム可シ

第七條　某ハ委任事務ヲ處理スル爲メ自己ニ過失ナクシテ損害ヲ受ケタル場合ニ於テモ政府ハ其賠償ノ責ニ任セサルモノトス

第八條　某ニ於テ政府ノ命令ニ違背シ又ハ不正ノ行爲アリト認ムル時ハ政府ハ何時ニテモ本命令ヲ取消スコトアル可シ

政府ハ前項ノ場合ノ外某ニ對シ本命令ノ全部ヲ取消シ又ハ其一部ヲ變更セントスルトキハ三箇月以前ニ之ヲ某ニ通知スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ政府ハ委任解除ニ伴フ損害賠償ノ責ニ任セサルモノトス

第九條　本命令ハ政府ニ於テ官吏ヲシテ葉煙草ノ直買ヲ爲サシメ又ハ他人ヲシテ葉煙草ノ買入及之ヵ運送取扱ヲ爲サシムルコトヲ妨ケス

第十條　本命令ノ有效期間ハ明治三十三年三月三十一日トス

命令書の有效期限は一箇年とし、毎年輸入取扱人に交付したり。而して其の內容は年に依り多少の增減變更ありと雖も、大綱に於ては前揭のものと大差なきものとす。

斯くして三井物產·關西貿易の兩社及江副は引續き輸入取扱人として輸入事務を取扱ひ來りしが明治三十四年中關西貿易會社解散したるを以て、爾後輸入取扱人は二名となりたり。後明治三十九年度に於て右兩名の外、新に獨逸國カール·コーヘン商會の代理人たる橫濱市合名會社ファーベル·ウンド·フォークドをして、米國產葉煙草の輸入を取扱はしめしことありしも、同社の取扱は必ずしも三井·江副に優らざりしを以て、同年限り其の委任を解き、又米國葉は其の後幾許もなく直接購買と爲したるを以て、江副に對する委任も亦解除したり。

以上は米國葉·支那葉等の輸入に關する場合なるが、其の他の諸國葉の如き隨時少量の需要あるものに至りては、取扱人を豫定することなく、唯其の取引の便宜ある者を選定して之に當らしむるか、或は直接外國商人と交涉して購入を爲し來れり。而して輓近に至りては內外の商人より競爭的に豫め見本を提出せしめ、其の品質及價格を審査したる上、適當品の購買を決定し、業者をして輸入せしむるを例となす。

第二項　直接購買

米國產葉煙草の輸入は右の如く當初取扱人に依る間接購買なりしが、後之が利害得失を顧みて直

接購買と爲したり。今其の由來を略述すべし。

抑〻米國の葉煙草市場には二種ありて、其の一は耕作者が自作の葉煙草を未包裝の儘一定の時期に於て市場に賣出す所謂ルーズ市場にして、其の種類・價格區々にして全く未調理の儘を以て販賣するものなり。其の二は煙草仲買人がルーズ市場より買收したる葉煙草を再乾燥し、且つ一定の調理を加へたる後樽詰となして、各種の商票を附して販賣する所謂樽煙草市場なり。然るに此の樽煙草は仲買人が任意に調理したるものなるを以て、往々其の欲する葉煙草を得難きことあるのみならず、其の價格は再乾燥費・調理費・倉敷料・金利其の他手數料・利潤を含むを以て、甚だ廉ならざるの缺點あり。從て其の品質を一定し調理を善くし、以て望む處の葉煙草を得んには、自らルーズ市場に臨みて適當の品種を選擇し、自ら再乾燥・再調理を加へて樽詰となし、一定の後熟期間を經て之を使用するに若かざるなり。是を以て歐洲の煙草專賣諸國にして原料葉煙草を米國に仰ぐものは概ね此の方法を採り、之が爲めに官吏を米國に駐在せしむるを例となせり。

本邦の輸入方法たるや前項に述べたるが如く、當初は直接購買の準備整はざりしが故に、姑く委任輸入に依りしが、委任輸入には種々の不利不便あるを以て到底之を永く持續すべからざるを以て、明治三十八年十二月に至り遂に翌三十九年より直接購買のことを決定し、卽ち米國葉は其の所要額を以て順次三年前に於てルーズ市場より購入し、三年間其の後熟を待ちて回送することに定めたり。而して最初の後熟に要する期間は從來の通り取扱人をして購入せしむることとしたり。

直接購買とは官吏を產地の市場に派して其の品質を選擇し、價格を計算して宜しきに依て購入せしむるものにして、派遣官吏は其の授けられたる權限に依り、更に他人を使用して其の取引授受に當らしむることを得るものとす。蓋し本邦より新に渡航して未だ事情に通せず、地方の商慣習に熟せざるときには、自ら市場に出入して親しく取引すること困難なるが故に、此の場合は其の地方に於て葉煙草買付を爲すに適當なる商人を選擇して、其の供給者たらしむるを便とす。卽ち此の供給者は本邦派遣官の指圖に從ひ、葉煙草の買付・再乾燥・調理及荷造の事に當るものなり。

購買の方法は、政府は豫め其の標本を作り、每年購入すべき種類・數量・價格等を定めて派遣官に通報し、其の購買方を命令す。派遣官は豫め其の標本を取扱人に示し置き、政府の命令あるときは夫々其の買付くべき種類・數量を區別して各取扱人に傳達し、其の指定の分の購入を行はしめ、買付乾燥・調理の上檢査を行ひ之を受入るるものとす。其の品質不良なるか又は標本に適合せざるときは、之が受入を拒絕す。又買收したる葉煙草は適當の倉庫を借入れて之を貯藏し、他日命令に依りて本邦に回送するものなり。

直接購買の實施初年の成績は、從來の輸入方法に比し、買入代金の總額に於て約一割餘の利益を得たる外、尙ほ政府が必要とする種類及品位の葉煙草を適宜に買入るることを得、爲に品質の統一を期することを得たり。爾來其の成績益〻良好なりしを以て、引續き此の方法を採りて以て大正末年に及べり。固より直接購買に依る輸入方法は、其の行はるる所單り米國葉のみなりと雖も、旣に述べたるが如く米國葉は輸入葉煙草の大宗なるを以て、之が專賣制度の運用上に影響する所は鮮少ならざるなり。今大正末年現行の米國產葉煙草購買、保管及回送方法心得を揭ぐれば左の如し。

米國產葉煙草購買、保管及回送方法心得（明治四十五年七月八日專賣局長官達甲第一五七四號）

一　米國出張葉煙草購買官ハ市場其ノ他諸般ノ狀況ヲ實地調查シ米國ニ於テ葉煙草賣買ノ經

驗ニ富ミ資産信用ヲ兼備スル者二名以上ヲ選定シ一定ノ手數料ヲ與ヘテ所要葉煙草ノ買付取扱ヲ委任スヘシ買付取扱人ハ二名以上ヲ原則トスルモ購買官ノ見込ニ依リ適當ノ人ヲ得難キ場合又ハ一名ヲ可トスル場合ハ一名ニ委任スルヲ妨ケス

二　買付取扱人カ所要葉煙草ヲ集ムルニハ自ラ「ルーズ」市場ニ就キテ「バラ」葉煙草ヲ買付ケ自己若クハ他人ノ再乾燥場ニ於テ再乾燥ヲ爲シ之ヲ樽詰ト爲スヘキモノトス

三　購買官ノ見込ニ依リ難シト認ムル場合又ハ第一號ノ方法ニ依ルヲ不利益ト認ムル場合ニ於テハ所要葉煙草ノ全部又ハ一部ハ委任ノ方法ニ依ラスシテ購買官自ラ樽煙草市場又ハ仲買人ニ就キテ適宜之ヲ購買スルヲ妨ケス

四　購買葉煙草ノ數量及標本ハ購買方法ノ如何ニ拘ラス事情ノ許ス限リ豫メ之ヲ買付取扱人又ハ其ノ他ノ者ニ通知若ハ交付シ所要葉煙草ヲ購買スルノ便ニ供スヘシ

五　買付取扱人ニ購買ヲ委任スヘキ數量ハ一定不動ノモノニ非ス市場ノ狀況及政府ノ都合ニ依リ政府ハ任意之ヲ變更スルヲ得ルコトヲ契約スルヲ要ス

六　購買葉煙草ノ鑑定ハ購買方法ノ如何ニ拘ラス標本ニ依ルヘキモノニシテ受入前ニ於テ樽ノ全部ニ就キ購買官自ラ十分ニ調査鑑定ヲ爲シ得ル權限ヲ有スルコトヲ契約スルヲ要ス

七　買付取扱ヲ委任シタルトキト雖前號ニ依リ購買官ニ於テ調査鑑定ヲ爲シ其ノ結果ニ依リ採否ヲ決スヘキニ付此ノ場合ニ於テ異議ナキ旨ヲ買付取扱人ヲシテ豫メ承諾セシムルヲ要ス

八　買付取扱人ノ買付ヲ爲スヘキ市場又ハ取引ヲ爲スヘキ仲買人及之等仲買人トノ契約條項ハ豫メ購買官ノ承認ヲ受ケシムルヲ要ス

九　買付取扱人ニ對シ買付ヨリ引渡ニ至ル迄購買官ノ滿足スヘキ程度ニ於テ其ノ監督ヲ受クヘキコトヲ契約スルヲ要ス

十　樽ノ構造ハ如何ナル購買方法ヲ採ル場合ト雖モ長途ノ運送ニ堪ヘ且ツ葉煙草ノ保存ニ適スルコトニ特ニ注意スルヲ要ス

十一　「ルーズ」葉煙草ノ買付、乾燥及調理ハ如何ナル場合ト雖モ政府ノ負擔ニ於テ之ヲ爲ササルヲ要ス但シ回送上必要ナル樽詰ハ已ムヲ得サル場合ニ在リテハ政府ノ負擔ニ於テ之ヲ爲スヲ妨ケス

十二　購買シタル樽煙草ノ保管、保險及運送ハ政府ノ負擔ニ於テ之ヲ爲スヲ要ス

十三　購買葉煙草ノ代價ハ買付取扱人ヲシテ豫メ所要實費及手數料ノ明細豫算書ヲ提出セシメ調査協議ノ上相當査定ヲ加ヘ其ノ範圍内ニ於テ買付ヲ爲サシムヘシ

十四　購買ニ要スル實費ハ買付取扱人ヲシテ立替ヲ爲サシムヘシ

十五　買付取扱人ヲシテ實費ニ手數料ヲ加ヘタル請求書ヲ提出セシムヘシ但シ實費ハ細目ニ區分シ證憑書ヲ添附セシムルヲ要ス

十六　法律上ノ顧問、鑑定人及代辯人ノ雇入レハ豫定經費ノ範圍内ニ於テ購買官ニ一任ス

十七　購買官ニ對シテ現金前渡ヲ爲ス

十八　重大ナル事件ニ付テハ本局ニ稟申指揮ヲ受ケ施行スヘシ

第一表　外國葉煙草購買高表

年度	明治 三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一
米國	一、九四四、〇〇〇斤	二、三四五、〇〇〇斤	三、四五六、〇〇〇斤	二、三四五、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤
土耳古	八四六、〇〇〇斤	九八、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、〇八〇、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤
スマトラ	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤
マニラ	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤
ハバナ	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤
支那	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤
ビルマ	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤
印度	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤
ボルネオ	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤
朝鮮	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤
其他	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤
合計	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤	一、四五六、〇〇〇斤	一、三四五、〇〇〇斤

年度	單位											
大正一一	貫	三〇三,〇三五	—	—	五一五	—	四八,一八三	三,九六四	—	三九	—	三八三,七三八
	円	三,〇三九,三六六	—	—	四,八九四	—	一七七,四三八	七九,四七八	—	一八	—	三,三〇一,二九六
一二	貫	一,二九八,三一七	二,三三四	—	六四,二四二	—	二四八,一六三	—	一〇四,五八五	—	—	一,七一七,五三三
	円	一〇,七四七,三三四	六二,三三三	—	一九一,九七五	—	一,〇五六,六七六	—	三〇三,二一〇	—	—	一三,三六一,四一九
一三	貫	八四〇,六九二	三,八七一	—	一八七,三三五	—	一九〇,四四七	二一,〇二〇	一三六,一四九	—	四一,一三六	一,四二〇,六五二
	円	六,六九九,三三七	九二,三八七	—	五六五,七四五	—	八八八,三七三	六八,七九九	四五二,八九三	—	八二,二七三	八,八四九,八〇八
一四	貫	四三一,八三一	三,六二四	—	七一,五九八	—	二〇三,三三三	—	一四七,八八五	—	—	八四八,二六〇
	円	五,八三六,二八五	一〇七,七五四	—	二一一,〇七三	—	八九九,三三九	—	四九七,五〇一	—	—	七,五五一,九四三
昭和元	貫	九五一,五四六	一七七	八三	一〇一,八〇〇	—	一三六,〇五一	—	一一三,八八〇	—	一四九,六八三	一,四五三,三四六
	円	六,〇九〇,五四四	七,三六九	四,一二五	二六五,三〇一	—	六二一,二二八	—	三三四,四一三	—	五四四,四二三	七,八七一,五〇〇

（備　考）＊印は實數あるも單位額に滿たざるものなり。尙ほ本表中其他の欄の内譯左の如し。

年度	單位	アルゼリア	露西亞	希臘	瓜哇	其他	計
明治三九	貫	一,二一四	—	—	—	五三五	一,七四九
	円	一,七五七	—	—	—	六八	一,八二五
四一	貫	—	二四	—	—	一七	四一
	円	—	六三	—	—	二	六五
大正元	貫	一二,三五八	—	二,一九九	—	—	一四,五五七
	円	二二,五九三	—	四,三九八	—	—	二六,九九一
二	貫	一四,九四三	—	—	—	—	一四,九四三
	円	二六,三六七	—	—	—	—	二六,三六七
三	貫	四一,六一九	—	—	—	—	四一,六一九
	円	八一,一六七	—	—	—	—	八一,一六七
七	貫	—	—	—	二六八	一三二	四〇〇
	円	—	—	—	七六五	三七一	一,一三六
九	貫	—	—	五七七	—	—	五七七
	円	—	—	一〇,三八六	—	—	一〇,三八六
一三	貫	—	—	—	—	四一,一三六	四一,一三六
	円	—	—	—	—	八二,二七三	八二,二七三
昭和元	貫	—	—	—	—	一三八	一三八
	円	—	—	—	—	四,〇九八	四,〇九八

第二表　外國葉煙草輸入高表

年次	數量	金額
明治三二	一一,二〇六斤	一,〇二〇円
三三	一,七〇五,〇五〇	五〇〇,九七四
三四	三,五四〇,〇一八	一,〇四八,七一八
三五	二,四〇五,五〇〇	六九八,五九四
三六	四,三九〇,六四九	一,〇七七,一七九
三七	四,三五一,三三二	一,四三八,八〇六
三八	五,七五〇,四〇三	二,一八六,九一三
三九	三,六九九,二三〇	一,五九五,一〇〇
四〇	一,二〇三,二一四	五六一,五四三
四一	一,二五五,八三七	五八八,一六四
四二	二,四一三,九七七	一,一五六,二五七
四三	二二〇,六四〇	一一三,八七九
四四	三四,一三一	四四,八五六
大正元	二,〇四二,七二〇	九五一,三九〇
大正二	一,五八〇,二二〇斤	八九五,二七五円
三	二,四七三,三二四	一,三五五,七三七
四	一,四四八,二一〇	七八九,二九七
五	八八三,五三五	五〇四,〇七八
六	四九二,九三一	三九七,四六三
七	一,五一七,三八一	一,七六〇,二一九
八	八,三九二,六〇〇	五,二八八,〇〇〇
九	一一,二五二,四〇〇	一〇,五三六,〇〇〇
一〇	二,〇二三,〇〇〇	一,九一六,〇〇〇
一一	四,三四五,一〇〇	三,二三九,〇〇〇
一二	三,二二一,七〇〇	四,〇〇四,〇〇〇
一三	一四,〇四三,一〇〇	一三,三五五,〇〇〇
一四	七,四四〇,一〇〇	六,六〇九,〇〇〇
一五	七,七一三,一〇〇	八,〇三一,〇〇〇

（備　考）一、本表は大日本外國貿易年表に依る。
二、購買高と輸入高と相違するは、會計年度別と暦年度別とに依る相違の外、尚ほ當年の購買にして輸入は翌年又は翌々年に行はるることあるためなり。
三、大正八年以後は數量百斤以下、金額千圓以下切捨とす。
四、同十二年度數量は七月・八月兩月分不明の爲め之を除く。

第九節　葉煙草の賣渡

葉煙草の賣渡は葉煙草專賣時代と煙草製造專賣時代とに依り、根本的に其の性質を異にす。卽ち舊法時代に在りては『葉煙草ハ政府之ヲ收納シ總テ定價ヲ以テ之ヲ賣渡ス』（第二條）を原則と爲し、其の賣渡は製造用竝に輸出用共に行はれしも、新法實施後に於ては『輸出ノ爲葉煙草又ハ製造煙草ノ賣渡ヲ請求スル者アルトキハ政府ハ特ニ定メタル價格ヲ以テ之ヲ賣渡スコトヲ得』（第二十五條）るものと定められ、其の賣渡は輸出用葉煙草に限る例外的のものとなれり。而して煙草製造專賣は卷煙草に在りては明治三十七年七月一日より實施せられたるも、刻煙草に在りては翌年四月一日より實施せられたるを以て、製造用葉煙草の賣渡の行はれしは、明治三十一年一月より同三十八年三月に至る期間なりとす。今製造用賣渡及輸移出用賣渡に分ちて之を述ぶべし。

第一款　製造用賣渡

葉煙草の賣渡定價は賠償價格を基本と爲し、之に一定の收入率を乘じて算定するものとす。而して賠償價格は先に述べたるが如く、地代・肥料・耕作諸費・金利等を計算し、他農作物との利益を對照し、需給の權衡を稽査して之を決定し、豫め之を告示するものにして、其の年度間は原則として變動することなきものなり。然るに賣渡價格は作柄の豐凶・收入の增減・運搬及保管中の惡變又は毀損等に因り常に同一の定價を保持すべからざるの事情あり。是を以て葉煙草專賣法の制定に當りては、葉煙草の賣渡收入率は主務大臣之を制定し、又其の收入率を割增・割引するの權限は一定の要件に依り專賣局長に屬せしめ、以て適宜之を運用するの方法を採りたり。

第一項　收入率

最初葉煙草專賣法制定に際しては、政府は次の如き推算に基き專賣益金の收入額を豫定したり。卽ち內國葉煙草の收穫高は、多年調査の結果に依れば二千四百二十八萬貫にして、之に對する賠償金は當時仲買人が耕作者と取引する時價を平均して千二百三十四萬圓と積算せられたり。而して之に煙草製造の諸費用・仲買人の手數料・雜費を加ふれば二千九百四十七萬圓となる。然るに將來製造煙草に對する關稅は三割五分を課せらるべき豫定なるを以て、內國製品に就きても同一の權衡に依り、此の金額に對し三割五分の率を課するとせば、收入益金千三十一萬餘圓を得べし。此の收入益金を前記の賠償金に加算せるものが、卽ち製造業者に賣渡すべき葉煙草の價格たるべきものなるを以て、結局賣渡總額は二千二百六十萬圓にして、之を賠償金に對比するときは收入步合は八割三分五厘に當れり。斯くて政府は賣渡量目二千四百二十八萬貫、此の賣渡代金二千二百六十六萬圓、賠償總額千二百三十四萬圓、差引益金千三十一萬圓と豫定し、之に基きて明治三十年十二月大藏大臣は葉煙草の收入率を一箇八分四厘（一・八四）と定めたり。然るに專賣實施後の成績は豫定の如くならずして年

年違算を生じ、爲に政府は屢、右の收入率の更正を行ひ、其の都度之を引上げたり。今試に實施後の成績を示せば左表の如し。

年度	收納又は購買量目	賠償金又は購買價額合計	賣渡量目	賣渡代金
明治三〇	七一七、九六三貫	三七五、〇〇五円	七〇四、三一二貫	六五八、六〇六円
三一	八、一七七、七一二	五、九六七、六二五	七、一三四、三九五	一〇、二五九、五二五
三二	一三、四九三、三二七	八、〇三九、二一四	一二、〇二九、五二一	一四、九八二、〇〇一
	一一、七九三	一、一〇二	一、七九七	二、二三一
三三	一三、三〇九、九九一	七、七二〇、六一〇	一〇、五五〇、六八五	一三、三五四、一六三
	二七二、八〇八	五〇〇、九七四	二七二、七四五	一一、一五二、五四八
三四	八、六二六、五〇六	五、七九二、二八一	一一、二四二、〇一四	一七、一九三、七三八
	五六六、四〇三	一、〇四八、七一八	五六六、三九三	二、六一七、五五五
三五	八、四三〇、〇七一	六、一二三、三三九	九、九八〇、八九三	一九、七五〇、二五八
	三八四、八八〇	六九八、五九四	三八四、六六七	一、七五〇、三三七
三六	一一、四七四、二四九	八、六六〇、三五二	九、六三七、七〇九	二一、〇九八、五六七
	五八〇、六〇二	一、〇八二、八六一	五八〇、八八八	二、八九八、七九五
三七	一一、五九九、八六五	八、一八、〇四〇	七、一九一、五四〇	二一、九七三、九五六
	六九九、三二六	一、六二一、七一四	二八、九二〇〇	一九四、八八七

（備　考）右行は内國產葉煙草、左行は外國產葉煙草とす。

年度	益金豫定	實收額	差引增減（＊）
明治三〇	八九九、六九八円	二九二、一四一円	＊　五六七、五五六円
三一	七、三三二、四九七	五、一四五、九九九	＊　二、一六六、四九七
三二	九、四四六、四〇〇	七、五五九、五〇〇	＊　一、九〇九、九〇〇
三三	八、九二六、三〇九	七、二四四、一六〇	＊　一、六八二、一四九

年度	益金豫定	實收額	差引增減（＊）
明治三四	九、七一〇、〇〇〇円	一〇、八六六、七〇〇円	＊　一、一五六、七〇〇円
三五	一二、三八、五二六	一三、三六七、五六九	＊　六二九、〇四三
三六	一二、七八、五二六	一四、八九八、二九一	＊　三、一六九、七六五
三七	一〇、一四四、八二	一二七、四六三、一〇七	七、二六七、一九六

明治三十年度は施行期間僅に三箇月にして、且つ實施の初年に當りしを以て、豫定に達せざりしは已むを得ずとするも、三十一年度乃至三十三年度に於ても尙ほ年々二百萬圓內外の不足となり、豫定は常に違算を生じたり。斯く違算を生じたる原因は一にして足らずと雖も、運年の歲入缺陷は之を漫然放任すべきに非ざるを以て、政府は諸般の制度に鋭意改善を加ふると共に、其の不足額を補塡する爲め屢、收入率の更正を行ひ、其の結果漸く三十四年度以降に於て收入實額は大に豫定に超過するを得たり。今收入率の變遷竝に其の改正年月日を示せば左の如し。

明治三十年十二月二十七日制定

同　三十一年六月十日改正（七月一日より實施）　一・八四

同　三十三年八月二十二日改正（卽日實施）　二・〇〇

同　三十四年三月十六日改正（四月一日より實施）　二・二〇—二・三〇

同　三十五年三月二十日改正（四月一日より實施）　二・五〇

同　三十六年七月三十日改正（八月十五日より實施）　二・四〇—三・四〇

同　三十七年四月二日改正（四月五日より實施）　二・五〇—三・四〇

同　三十七年十月六日改正（十月七日より實施）　二・八〇—四・五〇

收入率の增額は當然製品の價格を騰貴せしむるものなるが、一般の購買力は直に其の昂騰に應ずるを得ざるを以て、製造業者は從前の價格維持に努め、之が爲には勢ひ原料を下級品に取らざるべからざるに至れり。斯くて需要は漸次下級葉煙草に移り、其の市價は賣渡價格と開差を生じたるも、一方上級品は之がために賣行減退し、兩者の不均衡は益、甚しくなれり。從て之が均衡を圖らんには更

に下級品の收入率を引上ぐる必要を生じたるが、其の引上げは更に需要原料を其の以下の下級品に移すに至り、兩者の均衡を期し得ざるのみならず、一の增率は次の增率の原因となり、遞增又遞增して終に明治三十七年に至りては最高四·八〇に達し、之を施行當初の一·八四に比すれば正に二倍六割餘の增率となれり。茲に於て葉煙草の負擔は既に絶頂に達し、他の稅目中之に比すべきものなく、其の極各種の弊害を誘發して終に收拾すべからざるに至り、遂に製造官營の已むべからざるの勢を馴致したり。

第二項　賣渡價格

賣渡價格は賠償價格に專賣收入率を乘じて之を算出するものなるが、此の場合回送に依る經費をも右價格に加ふべきや否や、又品質に變化を生じ或は需要供給に過不足を生じたるとき、之に伴ひて右價格を增減すべきや否や等の細目に亙る取扱方に就ては、別に豫め規定する處なかるべからず。卽ち大藏大臣は明治三十年十二月法實施に先ち、左の如く「葉煙草賣渡價格定メ方」を訓達して、其の取扱手續を定めたり。

大藏大臣達秘第一五七六號（明治三十年十二月十六日）

葉煙草賣渡價格定メ方左ノ各項ニ依リ取扱フヘシ

一　葉煙草專賣所ニ於テ葉煙草專賣支所毎ニ別紙樣式ニ從ヒ葉煙草賣渡定價表ヲ作ルヘシ

二　葉煙草賣渡價格ハ葉煙草賠償價格ニ葉煙草專賣收入率ヲ乘シタルモノトス

三　他所ヨリ回送シタル葉煙草ノ賣渡價格ハ前項ノ價格ニ回送諸費ヲ加ヘタルモノトス

但葉煙草ノ品質ニ變化ヲ生シタル場合ニアリテハ特ニ之カ賣渡價格ヲ定ムルコトヲ得

四　葉煙草專賣收入率ハ別ニ之ヲ令達ス

五　左ノ場合ニ於テハ專賣局長ハ葉煙草專賣收入率ニ割引割增ヲ爲スコトヲ得

一　葉煙草ノ產額ニ著シキ增減ヲ生シタルトキ

一　葉煙草ノ需用ニ著シキ增減ヲ生シタルトキ

一　葉煙草ノ貯藏又ハ運搬中品質ニ變化ヲ生シタルトキ

（樣式省略）

「賣渡價格定メ方」は爾後實施の經驗に依り、其の不備を補ひ其の不便を除き、明治三十九年二月迄前後九回の改正增刪を見たり。而して三十七年煙草專賣法實施後に於ては「賣渡價格定メ方」は、當然輸出用葉煙草にのみ適用せらるることとなりしが、三十九年十月輸出葉煙草賣渡價格に改正の必要あり、新に「賣渡價格定メ方」の規定せらるるに及び、本規定は茲に廢止せられたり。今最終の改正を經たる大正末年現行の「賣渡價格定メ方」の全文を揭ぐれば左の如し。

葉煙草賣渡價格定メ方左ノ各項ニ依リ取扱フヘシ

一　刪除

二　內國產葉煙草賣渡價格ハ葉煙草賠償價格ニ葉煙草收入率ヲ乘シタルモノトス

輸入葉煙草賣渡價格ハ鑑定價格ニ輸入諸費（倉敷料、荷造費、運送費、保險料、諸稅金）及立替金、利子、手數料ヲ加算シ之ニ葉煙草專賣收入率ヲ乘シ陸揚及運搬費ヲ加ヘタルモノトス

輸出葉煙草ノ賣渡價格ト其賠償價格ニ一貫匁ニ付收納諸費金十二錢ヲ加ヘタルモノトス
但葉煙草ノ品質ニ變化ヲ生シタル場合ニアリテハ特ニ之レカ賣渡價格ヲ定ムルコトヲ得
外國產葉煙草輸入申請人ノ希望ニ依リ專賣支局若クハ支局出張所以外ノ場所ヘ藏置ヲナシ之レカ爲メニ特ニ倉敷料又ハ保管料ヲ要シタルトキハ前項ノ賣渡價格ニ其倉敷料又ハ保管料ヲ加算スルモノトス

三　他所ヨリ回送シタル葉煙草ノ賣渡價格ハ前項ノ價格ニ回送諸費ヲ加ヘタルモノトス
但輸出葉煙草ヲ賣渡ス場合ニアリテハ本項諸費ニ尙其回送請求ノ日ヨリ賣渡マテノ日數ニ對スル保管料ニ相當スル金額ヲ加算スルモノトス

四　葉煙草專賣收入率ハ別ニ之ヲ令達ス

五　左ノ場合ニ於テハ專賣局長ハ葉煙草專賣收入率ニ割引割增ヲ爲スコトヲ得
一　葉煙草ノ產額ニ著シキ增減ヲ生シタルトキ
一　葉煙草ノ需用ニ著シキ增減ヲ生シタルトキ
一　葉煙草ノ貯藏又ハ運搬中品質ニ變化ヲ生シタルトキ
一　葉煙草ノ標本價格ニ高低ヲ生シタルトキ

六　支局若クハ出張所所在地以外ニ葉煙草ヲ貯藏シタルトキノ賣渡價格ハ第三項回送諸費ト同シク第二項ノ價格ニ運搬費ヲ加ヘタルモノトス

第三項　賣渡の方法

最初葉煙草專賣制度を設くるや、政府は賣渡手續を簡易にし、賣渡範圍を廣汎ならしむるの方針に基き、葉煙草の賣渡には買受人の資格を制限することなく、何人にても其の申請に依り一定の價格を以て平等に之を賣渡すこととし、明治三十年三月制定の葉煙草專賣法施行細則中に、左の如く其の賣渡方法に關する規定を設けたり。

第十六條　葉煙草ノ賣渡ヲ請フ者ハ葉煙草ノ名稱、品類、葉分、數量ヲ葉煙草專賣所ニ申出ヘシ

第十七條　葉煙草ハ包裝ノ儘賣渡ヲ爲シ分割スルコトナシ但標本トシテ賣渡ヲ爲スモノハ此ノ限ニアラス

第十八條　葉煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者ハ直ニ代金ヲ納付シ現品ヲ引取ルヘシ

第十九條　葉煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者葉煙草專賣所ノ指定スル金額又ハ之レニ相當スル國債證券ヲ擔保トスルトキハ代金ノ延納ヲ請フコトヲ得

第二十條　葉煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者賣渡契約ノ日ヨリ三日以內ニ現品ヲ引取ラサルトキハ相當ノ保管料ヲ徵收ス但契約ヲ解除シタルトキハ此ノ限ニアラス

右の外同年十月二十一日大藏省訓令を以て「葉煙草收納賣渡及保管ニ關スル取扱方心得」を示達して、更に方法の細目を定めたり。其の中賣渡に關する規定を抄出すれば左の如し。

第二條　賣渡ニ供スヘキ葉煙草ハ一包凡ソ六貫匁ヲ以テ常例トス各地方需要ノ狀況ニ依リ六貫匁以下ノ小包ト爲スモ妨ケナシ

第三條　葉煙草賣渡ノ請求アルトキハ代金納付濟又ハ代金延納許可濟ノ後現品ヲ引渡シ其ノ領收證書ヲ徵スヘシ

第四條　葉煙草專賣所長ハ葉煙草代價ノ延納ヲ許ストキハ代價ノ總額以內ニ於テ適宜擔保ノ金額ヲ指定スヘシ常時賣渡ヲ請フ者ニ付テハ其ノ請求ニ依リ擔保ヲ据置ト爲スコトヲ得

第五條　葉煙草賣渡代金ノ延納期限ハ六箇月以內ニ於テ便宜之ヲ定ムヘシ

第六條　品位等級再鑑定ノ請求アリタル葉煙草ハ再鑑定ノ決定マテ之ヲ賣渡スコトヲ得ス

第十七條　葉煙草專賣法施行細則第十四條及第十九條ニ依リ擔保トシテ提供セシムヘキ國債證券ハ市場ニ於ケル前月中ノ平均價格ニ依リ其ノ擔保價額ヲ計算スヘシ

右第十七條の規定は、翌三十一年十一月に至り條中『國債證券』の下に『、地方債證券、政府ノ保護又ハ監視ヲ受クル株式會社ノ株券若ハ債券』を加へられ、以て延納擔保物件の範圍を擴張せられたり。

上述の如き葉煙草の自由賣渡の制度は、政府の倉庫が常に各種の葉煙草を以て充實し、製造業者は隨時希望の葉煙草を購買し得るに於ては何等の支障を生ずることなしと雖も、實際上政府の貯藏額には種類數量の限度あるに反し、需要の種類數量には制限なきを以て、最も需要多き種類のものは買受人の間に競爭を生じ、爲に賣渡價格と市場價格との間に自ら開差を見るに至れり。是を以て各專賣所は皆賣渡の平衡を得るに苦心し、或は到着の先後に依り、或は申込の順序に依り、或は分頭の割合に依り、或は抽籤の方法に依り、或は買受人間の協議に依り、其の他凡ゆる方法に依り需給の調節を行ひしと雖も、何れも普く其の希望を達せしむることと能はざりき。事情玆に至りては制度の改正は全く已むべからざりしを以て、明治三十二年三月一日法律第二十八號を以て葉煙草專賣法を改正するに方り、終に左の如く競賣及買受人の規定を置きたり。營業免許制度是れなり。

第十九條ノ二　葉煙草ハ總テ定價ヲ以テ賣渡スモノトス但必要ト認ムル場合ニ於テハ競爭ニ付スルコトヲ得

第十九條ノ五　煙草ノ製造又ハ葉煙草ノ賣買ヲ業トセムトスル者ハ毎年政府ニ申出テ免許ヲ受ケ左ノ免許料ヲ納ムヘシ其ノ業ヲ廢セムトスルトキハ其ノ際届出ヘシ

一煙草ノ製造ヲ業トスル者　營業場一箇所毎ニ金五十圓

一葉煙草賣買ヲ業トスル者　金五十圓

卽ち同一種類の葉煙草に對し、賣渡を請求する者多數にして、全員の希望を充たす能はざる場合に於ては、之を競爭に付し、入札法に依り其の買受人を定めしむると共に、葉煙草の賣買は製造業者及賣買業者に限ることとせり。而して製造業者は直に政府より拂下を受け、又賣買業者より轉賣を受くることを得、賣買業者は政府又は同業者より買受け、之を同業者又は製造業者に限り轉賣することを得るも、其の他は總て賣買することを得ざるものなり。若し此の營業者にして政府より賣渡を爲さざる葉煙草を所持するときは、何人の所有たるを問はず政府は之を收納し、鑑定價格に依り賠償金を交付するものとす。

賣買を爲し得る者の資格を制限したるは競爭紛議を救治せむが爲めなりと雖も、尙ほ需要多き種類等級に至りては營業者間に依然競爭を生ぜしを以て、各專賣所は各別に賣渡の手續を定め、或は營業者の分頭とし、或は營業者と賣買業者とを分ちて總數を六分四分に大別し、其の大別の內を更に分頭とし、或は營業者の組合團體に拂下げ、團體に於て分割して届出でしむる等の方法に依りたり。而して此の範圍內に於ては管轄區域の內外を區分することなく、皆同一の割合を以て賣渡したり。

明治三十二年六月一日收納賣渡等に關し、差向實行を要すべきものとして訓示する所ありしが、右

の內賣渡の部は左の如し。

『一　葉煙草賣渡を爲すに方りては組合又は團體等を眼中に置くことなく、製造業者たると賣買業者たるを問はず、又管の內外を問はず、營業者に對しては總て一視同仁の方針を採り、公平に賣渡を爲すべし。買受人中競爭者あるときは圓滿に協議を盡さしめ、若し協議調はざるときは競爭契約に依り賣渡を行ふべし。

一　葉煙草賣渡の際包裝札は附著の儘交付し、現品の消費したる上は廢棄の手續を爲すを要す。

一　葉煙草の停滯又は缺乏等の爲め回送を要する場合等は、出入共本局へ申出づるを要す。其至急を要する場合には電報を以てすべし。』

明治三十四年葉煙草專賣法の改正に際し、前揭第十九條の五中『營業場』を『製造場』に改め、且つ『政府ハ取締上必要ト認ムルトキハ煙草製造又ハ葉煙草賣買ノ營業ヲ免許セサルコトヲ得』との一項を追加せしが、之と共に同年四月其の施行細則も其の全文を改正せられたり。而して同細則中葉煙草賣渡に關しては、第三十一條に於て、葉煙草の賣渡を受けたる者は直に代金を納付し、又は延納を許可せられたる場合に於ては擔保物を提供して現品を引取るべく、若し賣渡契約の日より三日以內に現品を引取らざるときは相當の保管料を徵收することを規定したり。同年十一月更に右施行細則を改正して第三十八條ノ二を追加し、葉煙草代金延納を請ふ場合に於て擔保として提供する金錢、有價證券は提供者之を供託し、其の供託受領證書を專賣局又は專賣支局に提出するものと爲せり。蓋し從來の寄託の制度なるものは擔保物件を專賣支局に提出せしめ、支局は之に對する通知書を調製して之に添附し、更に提供者をして金庫に寄託せしむるものにして、其の取扱手續複雜にして官民共に不便少からざりしを以て、其の改正ありしものなり。爾後右施行細則は何等改正なくして、明治三十七年四月其の廢止迄行はれたり。

尙ほ前揭「收納賣渡及保管ニ關スル取扱方心得」第十七條は、明治三十四年六月左の如く改正せられしが、之れ唯條規の整理に止まり、規定の內容に於ては異る所なきものとす。

第十七條　明治三十年勅令第三百七十五號ニ依リ擔保トシテ提供セシムヘキモノ左ノ如シ

一　國債證券

二　地方債證券

三　政府ノ保護又ハ監視ヲ受クル株式會社ノ株券若ハ債券

四　現金

前項第一號乃至第三號ノ價格ハ市場ニ於ケル前月中ノ平均價格ニ依ルヘシ

然るに翌三十五年一月に至り、更に右取扱方心得に左の如き條項を追加して、葉煙草賣渡豫約の制度を設け、以て買受人の便宜を圖ると共に、在庫品の澁滯を防ぐこととしたり。

第五條ノ二　葉煙草賣渡ノ豫約ヲ爲ストキハ代金ノ二割乃至五割ニ相當スル保證金ヲ提供セシメ三ケ月以內ノ期限ニ於テ買受ヲ爲ササルトキハ豫約ハ解除シ保證金ハ政府ノ所得ニ歸スヘキ條件ヲ付スルコトヲ要ス

而して翌三十六年七月更に右條項に『但外國產葉煙草賣渡ノ豫約ニ付テハ本條ノ保證金ヲ一割以上トシ又其期限ヲ適宜延長スルコトヲ得』との但書を追加したり。右取扱方心得は明治三十七年七月煙草專賣法の施行せらるるに及びて自然消滅に歸したり。

以上述ぶる所は賣渡手續に關する規定の大要なるが、此等の規定に基き更に細目に亙る取扱手續を設くる必要あるを以て、先づ明治三十年十月制度創始に際して、大藏省主稅局長は葉煙草專賣所長に對し、收納賣渡及保管ニ關スル取扱手續、耕作者及買受人心得等を令達せしが、尋いで三十四年六月に至り新に收納賣渡事務取扱順序を制定示達したり。本取扱順序は爾後數回に亙りて改正せられしが、明治三十七年煙草專賣法の實施せらるるに及びて、此の中葉煙草賣渡に關する規定は自然消滅となれり。此等諸規定の本文及其の改正の事實に就ては、煩を避けて之を省略す。

以上は葉煙草賣渡開始以來の方針及方法の大要なり。明治三十七年四月煙草專賣法制定せられ翌三十八年三月限を以て民間の煙草製造業は全く禁止せらるるに及び、葉煙草の賣渡は專ら輸移出用に限らるるに至れり。

第二款　輸移出用賣渡

第一項　輸移出の沿革

葉煙草の輸出の起源は今之を徵するに由なしと雖も、明治元年に於ては英國に對し二十萬斤の輸出ありしに觀れば、其の以前より開始せられたること明なり。蓋し維新開國の際、內外商人の注意は貿易業に聚り、本邦各種の商品は或は精品を以て或は粗品を以て歐米に輸出せられしが、偶、英國に輸送せられたる葉煙草が其の需要に投合し、玆に其の端緒を得たるものなり。

本邦產葉の英國に於ける用途は專ら補充原料の一部として使用せらるるものにして、其の使用方

法二途あり。一は紙卷煙草・刻煙草の混和料たるものにして、一は葉卷煙草の外包と爲すものなり。隨て其の輸出も亦此の區別に依らざるべからず。卽ち一は黑口と稱せらるる色澤濃褐にして葉面の濶大なるもの之に屬し、一は黃口と稱せらるる色澤茶褐にして其の香味緩和なるもの之に屬す。前者は外皮用にして、肥後の高千穗・豐後の竹田・備中の成羽・美濃の上村產等之に屬し、後者は刻煙草の混和料にして、和泉の新田・播磨の赤坂・相模の秦野・岩代の松川・下總の桐ヶ作・下野の達磨等之に屬す。此の二者の輸出額は年々交互に遞增し、明治五年には既に三百四十九萬八千八百八十五英斤に上れり。加ふるに翌六年には岩手縣人某縣下所產の南部葉が外國葉卷煙草の外皮と同一色澤あるを發見し、試に三百貫を英國に輸出して好結果を得たるに因り、爾後益、其の計畫を大ならしめ、忽ち輸出葉中の重要品種たるに至れり。

然るに其の後本邦產葉煙草の輸出は、スマトラ產葉との競爭に依り大なる壓迫を蒙りし上に、輸出向葉煙草は其の販賣上に多大の危險を伴ふのみならず、其の價格低廉なるを要するを以て、內國耕作者は之が栽培を喜ばず、爲に輸出の景況は漸次不振に陷るに至れり。但し此の間南部葉に醱酵法の發見ありて、此の方法を施せる該葉は葉卷煙草外皮葉として獨り盛に輸出せられ、之に伴ひて松川・桐ヶ作・達磨葉等の需要も亦增加し、明治十八年に於て輸出は空前の增加を示して四百六十萬英斤に上り、玆に葉煙草の輸出は再び活況を呈したり。斯くて明治三十年迄は年に依り增減ありと雖も、輸出額は年々相當の額に上りしが、三十一年一月以降葉煙草專賣法の實施せらるるに及び、內地に於ける葉煙草の需要遽に昂進し、其の價格隨て亦騰貴せしを以て、輸出の量目は俄然減少し、葉煙草の輸出は玆に一頓挫を來したり。而して政府は專賣法に於て葉煙草の輸出に對して特別の保護を加へ、輸出

に供する葉煙草は政府に納付せずして他に賣渡すことを得しめ、又其の賣渡したる葉煙草は政府の保管に付し、其の保管證を以て直に賣買するを得しむる等種々の便宜を與へ、成るべく其の輸出を多からしめんとしたり。其の後內地に於ける葉煙草賣買熱漸く沈滯に歸するに及び、再び輸出に注意を牽くに至り、橫濱に於ける數名の貿易業者は又輸出を再興したり。明治三十七年七月煙草專賣法の實施後も、從來の方針を繼ぎ輸出の保護奬勵を圖りたれども、時恰も戰時中にして煙草の需要增加に拘らず、原料の生產之に伴はざりし爲め、價格は益〻騰貴したる結果、英國への輸出は愈〻衰退の外なかりき。

是より先き明治三十三年頃より淸韓兩國への輸出あり、右は本邦製品の此の兩國に需要せらるるに乘じ、原料品を彼地に輸出して製造を爲す者ありたるに因るものなり。然れども製造專賣實施後は、此の兩國に對しては製品輸出を方針と爲し、復た葉煙草輸出には重きを置かざりき。然るに其の後明治四十二年末に至り、從來該方面に製品を輸出し來りたる東亞煙草株式會社は、關稅負擔輕減の目的に因り該地に於て製造事業を開始するに至りしを以て、之が所要原料として內地の過剩葉煙草を供給するに及び、再び輸出數量の增加を見、爾後大正末年に至る迄一定量の輸出を繼續せり（韓國輸出は明治四十三年以後朝鮮移出となる）。其の年々の實蹟概要は第十五節に就きて之を見るべし。

第二項　賣渡の方針及方法

葉煙草專賣實施の結果、其の輸出も亦政府の獨占に歸せしむるは當然に似たりと雖も、政府は當時の葉煙草輸出狀況に顧み、其の永續性と確實性との乏しきを悟りて、自ら之を輸出するの方法を採らざりき。然れども國產物の販路を擴張し、能ふ限り輸出の種類量目を多からしむるは、貿易政策の通法なるを以て、民業として之が輸出を特許し、且つ之を取扱ふ者には成るべく保護奬勵を加ふることとなせり。元來明治初年に於ける輸出の手續は、葉煙草に在りても所謂「拜見」の方法なりしが、二十年代に入りては輸出業者は自ら生產地に臨み、直接耕作人より買取りて、之を輸出港に回送運搬するの方法を採るに至れり。仍て專賣法に於ても此の慣習を認め、主として之に依りて民間業者に葉煙草の輸出を行はしむることと爲せしが、而も固より耕作者及輸出業者間の取引は全然之を自由に委すべからざるを以て、同法は先づ葉煙草の賣買に當りては賣渡者をして必ず政府の認許を受けしむると共に、其の全量目を直に政府の保管に移さしめ、政府は之に對して保管證を交付し、之を以て賣買取引を行はしむることと爲し、保管の葉煙草は輸出の際之を輸出者に交付することとせり。而して政府は此の間保管又は運搬に依りて生じたる實費のみを、保管證所有者より賠償せしむるに止め、輸出葉煙草に依りては何等の收益をも得ざることとせり。尙ほ保管に付したる後一箇年以內に輸出せざるときは、政府は輸出の意思なきものとして之を收納し、賠償金を交付するものとす（第十二條乃至第十七條）。

右法律の規定に基き、更に其の施行細則に於て之が手續を規定したり。卽ち葉煙草耕作者にして葉煙草を輸出に供せんとするときは、保管願に現品を添へて所管の專賣所に差出すべく、又保管葉煙草を輸出せんとするときは、其の輸出港を指定して所管專賣所に申出で回送の請求を爲し、更に葉煙草の輸出港に到着したるときは、保管料又は回送の實費を納付して保管證を差出し、葉煙草の交付を請ふべきものと定め、其の他保管葉煙草の調理竝に保管證亡失毀損の場合等に關する規定を設けた

り（第九條乃至第十四條）。尙ほ同年十月大藏省訓令第六十三號を以て「葉煙草收納賣渡及保管ニ關スル取扱方心得」を示達し、其の中に於て輸出葉煙草の保管に關する細目の手續を定めたり。卽ち左の如し。

第七條　輸出ニ供スル葉煙草保管ノ際ハ所有者又ハ其ノ代理人ヲ立會ハシメ現品ヲ調査秤量シテ第二號書式ノ保管證ヲ交付スヘシ

第八條　保管葉煙草ハ政府所有ノ葉煙草ト同一ノ注意ヲ以テ之ヲ管理スヘシ

第九條　保管葉煙草ニ異狀アリテ改裝ノ必要アリト認ムルトキハ假リニ應急ノ調理ヲ爲シ所有者ノ調理ヲ待ツヘシ

第十條　保管葉煙草ノ調理ヲ承認シタル場合ニ於テ其ノ包裝ヲ改メタルトキハ更ニ保管證ヲ交付スヘシ

第十一條　保管葉煙草ノ調理ニ依リ生シタル屑葉等ヲ提供シタルトキ收納ニ適スルモノハ之ヲ納付セシメ其ノ他ハ所有者ニ還付シ廢棄セシムヘシ

第十二條　保管葉煙草所有者ノ請求ニ依リ其ノ葉煙草ヲ回送シタルトキハ葉煙草專賣所ハ其ノ保管及運搬ニ要シタル費用竝ニ保管證記載ノ要件ヲ回送先葉煙草專賣所ニ通知スヘシ

第十三條　輸出ノ爲メ保管葉煙草ノ交付ヲ請フトキハ葉煙草專賣所ハ保管運搬ニ關スル費用ヲ計算シ其ノ納入ヲ告知シ現金領收濟ノ上保管證引換ニ現品ヲ交付スヘシ

第十四條　保管葉煙草ノ收納ヲ請フ者アルトキハ新ニ葉煙草ヲ納付スルモノトシ其ノ取扱ヲ爲スヘシ

第十五條　葉煙草專賣法第十五條ニ依リ保管葉煙草ヲ收納シタルトキハ其ノ等級及賠償價額ヲ所有者ニ通知スヘシ所有者ノ所在分明ナラサルトキハ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第十六條　第十四條及第十五條ノ場合ニ於テハ保管證ヲ返納セシメ保管運搬等ニ關スル費用ヲ納付セシムヘシ

明治三十四年三月法律の改正あり、其の第十二條に第二項を追加して『政府ハ特ニ定メタル價格ヲ以テ葉煙草輸出者ニ輸出葉煙草ヲ賣渡スコトヲ得』と規定したり。蓋し輸出者及耕作者が政府の認許を受けて輸出葉煙草を賣買する爲には前記の如き手續を要し、輸出者及耕作者共に甚だ不便とする所にして、輸出を保護する所以に非ざるを以てなり。此の改正の結果、輸出者は皆此の規定に從ひて政府より賣渡を受け、爾後一人も耕作者より直接に買取る者なきに至れり。右法律改正に伴ひ其の施行細則に於ても輸出葉煙草に關しては、其の第三十二條乃至第三十九條に於て、略ぼ從前と同樣の規定を設けたり。

尙ほ改正法律第十二條第二項による政府の特定價格に就ては、明治三十四年四月二十五日大藏大臣達を以て「葉煙草賣渡價格定メ方」（本節第一款第二項揭出）に追加し、特に輸出奬勵の趣旨を以て左の如く之を定めたり。

一　第二項次行ニ「輸出葉煙草ハ其賠償價格ヲ以テ賣渡價格トス」ヲ追加ス

一　第三項「回送諸費ヲ加ヘタルモノトス」ノ下ニ「但輸出葉煙草ヲ賣渡ス場合ニアリテハ本項諸費ニ尙其回送請求ノ日ヨリ賣渡迄ノ日數ニ對スル保管額ニ相當スル金額ヲ加算スルモノトス」ヲ加フ

明治三十七年煙草專賣法の實施に當りても、輸出の方針は仍ほ多く舊に依りたるが（第二十五條乃至第二十九條、第三十三條）、其の間自ら多少の變更あり。卽ち大要左の如し。

（一）制度統一の必要上輸出者及耕作者の直接賣買を禁止し、一切之を政府に請求して買受を爲さしむ。

（二）直接取引を禁止したる以上、葉煙草保管の必要なきを以て之を廢止し、輸出葉煙草は政府の許可を受けたる一定の貯藏場に藏置せしむ。

（三）賣渡價格は從來賠償價格を以て之に充てたれども、新法に於ては之に收納諸費を加ふ。蓋し響には特別に輸出保護奬勵を加ふる必要ありて、政府は收納諸費の負擔を忍びたれども、今煙草專賣制度の永久的基礎を定めんとするに當りては、永く國家の損失たるべき規定を存置するの要なく、政府は自ら損失せざる程度に於て輸出を保護するも敢て不可なかるべきを以てなり。

煙草專賣法の制定に伴ひ、同年五月同法施行細則の制定あり、其の第三十一條乃至第三十四條に於て輸出煙草に關する手續を規定したり。而して此の規定は爾後其の一部を改正せられしと雖も、旣に第五節に於て之を揭げたるを以て茲には省略す。

右の如く煙草專賣法の制定を機として、輸出葉煙草の賣渡定價は賠償價格に收納諸費を加算することと爲せしを以て、明治三十七年十一月十八日「葉煙草賣渡價格定メ方」に改正を加へ、輸出葉煙草の賣渡價格は其の賠償價格に、一貫匁に付二十錢の收納諸費を加へたるものと定めたり。之れ明治三十三年より三十六年に至る期間の收納諸費の平均は一貫匁十五錢六厘なりしを以て、之に基き二十錢と定めしなり。然るに輸出業者は斯く俄に二十錢の收納諸費を加算せらるるときは、其の利益全く滅殺せらるべしと爲し、屢〻其の困難を訴へ、再び賠償價格に依らんことを請願せり。而して之を事實に徵するに、此の加算實施後の明治三十八年に於ける輸出量目は俄に減じて、從來の十分の一に過ぎざらんとしたり。玆に於て政府は收納諸費を再調査したるに、三十三年以降三十七年に至る平均は每一貫匁十一錢五厘たることを確めたり。而して此の費額は爾後甚しき增減なき見込なるを以て、之を査定して十二錢となし、之を賣渡價格に加算せば政府は別に損失する所なくして、輸出業者は大に便益を受け、輸出は之を繼續することを得べし。仍て明治三十九年二月更に「賣渡價格定メ方」を改正し、輸出葉煙草の賣渡價格に加算すべき收納諸費二十錢を十二錢に改めたり。

右の「葉煙草賣渡價格定メ方」は、製造用及輸出用の兩者に對する賣渡價格を規定せるものなるが、此の中製造用葉煙草の賣渡は煙草專賣法の實施に依り廢止となれるを以て、明治三十九年十月十九日新に「輸出葉煙草賣渡價格定メ方」を左の通り制定したり。

大藏大臣達往第一一八三六號（明治三十九年十月十九日）

輸出葉煙草賣渡價格定メ方左ノ各項ニ依リ取扱フヘシ

明治三十年十二月十六日祕第一五七六號葉煙草賣渡價格定メ方ノ件ハ之ヲ廢止ス

一　輸出葉煙草ノ賣渡價格ハ其賠償價格及回送ニ要シタル實費ニ收納諸費トシテ一貫匁ニ付金十二錢ヲ加算シタルモノトス

二　清韓兩國ニ輸出スル葉煙草ニアリテハ其ノ賠償價格ニ二十七割ヲ乘シタルモノニ前項ノ回送諸費及收納諸費ヲ加算シタルモノトス

三　前二項ノ葉煙草ニシテ品質ニ變化アル場合ニ於テハ特ニ之カ賣渡價格ヲ定ムルコトヲ

得

而して右規定に於て清韓兩國に輸出する葉煙草に關する特別の規定を設けたる所以は、元來此の兩國は主として本邦製造煙草の販賣地なるに拘らず、往々原料を輸出の上該地に於て製造を行ふ者あり、隨て輸出原料を低廉にするときは製品亦低廉となり、本邦製品の價格と權衡を得ざるに至るを以てなり。

爾後時勢の變遷竝に輸出景況の推移に伴ひ、輸出の方針及賣渡價格の定め方にも自ら多少の變更なきを得ず。就中其の後朝鮮及臺灣に對して移出の事實を生ずるに至り、之に對する賣渡價格の定め方をも規定するの必要を生じたるを以て、大正元年八月一日新に「輸出及移出葉煙草賣渡價格ニ關スル規程」を制定し、明治三十九年十月の規定を廢したり。本規程も其の後數次の改正を見たるが、今大正末年現行規程の全文を揭ぐれば左の如し。

輸出及移出葉煙草賣渡價格ニ關スル規程（大正元年八月一日大藏大臣達官房祕第一七六號）

第一條　輸出及移出葉煙草（內國產米國種再乾燥樽詰葉煙草ヲ除ク）ノ賣渡價格ハ賠償價格ニ收納、保管及回送ニ要シタル費用ヲ加ヘタルモノトス

市場ノ狀況ニ依リ前項賣渡價格ニ其ノ百分ノ二十以內ノ金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ賣渡價格ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ加算額ハ之ヲ大藏大臣ニ報告スルコトヲ要ス之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二條　內國產米國種再乾燥樽詰葉煙草ノ賣渡價格ハ賠償價格ニ收納、保管及回送ニ要シタル費用ヲ加ヘタルモノニ其ノ百分ノ二十五ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

第三條　屑葉煙草又ハ品質變化セル葉煙草ノ賣渡價格ハ專賣局長官特ニ之ヲ定ムルヲ得

第四條　收納、保管及回送ニ要シタル費用額ハ專賣局長官ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本達ハ大正元年十一月ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年十月十九日達往第一一八三六號ハ本達施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

尙ほ其の後朝鮮總督府及臺灣總督府專賣局に對して直接葉煙草の賣渡を開始するに至りしが、右に關しては前規「賣渡價格ニ關スル規程」の外左の如き規定に依るべき旨、大正七年五月二十五日專賣局長官達を以て通達したり。本規程も亦其の後改正ありしが、今大正十五年末現行規程を揭ぐれば左の如し。

專賣局長官達甲第二〇九〇號（大正七年五月二十五日）

朝鮮總督府及臺灣總督府ニ賣渡葉煙草取扱方ニ關シテハ輸移出ニ關スル從來ノ規程ニ依ル外左ノ通心得ヘシ

一　賣渡價格ハ賠償價格ニ收納、保管及回送ニ要シタル費用ヲ加ヘタルモノトス

二　收納、保管及回送費ハ大正十年七月十五日長官達甲第二七五六號所定金額ヲ適用スルモノトス

三　賣渡代金ハ後納トシ現品引渡ト同時ニ納入告知書ヲ發行スルモノトス

四　代金納入及現品拂出竝現品引渡官署ヲ左ノ通指定ス

賣渡葉煙草ヲ拂出スヘキ官署名	代金納付及上欄葉煙草引渡官署名
東京地方專賣局	
同淀橋工場	
同芝工場	
同秦野出張所	
水戸地方專賣局	
宇都宮〃	
同茂木出張所	
高崎地方專賣局	
郡山〃	
仙臺〃	
同山形出張所（名古屋地方專賣局）見付〃	
東京地方專賣局 横濱出張所	

賣渡葉煙草ヲ拂出スヘキ官署名	代金納付及上欄葉煙草引渡官署名
名古屋地方專賣局	
金澤〃	
大阪〃	
同京都工場	
同神戸出張所	
德島地方專賣局	
同池田出張所	
岡山地方專賣局	
廣島〃	
福岡〃	
熊本〃	
鹿兒島〃	
大阪地方專賣局 神戸出張所	
福岡地方專賣局 門司出張所	

以上は內國產葉煙草の賣渡に係るものにして、輸入葉煙草を更に輸出せんとする場合の賣渡價格に關しては、別に之を定むる所ありと雖も、一々之を揭ぐるは徒らに煩瑣に過ぐるを以て玆には之を省略す。

第九節　附表

第一表　輸移出葉煙草賣渡高表

年度	輸出 埃及	輸出 支那	輸出 其他	輸出 計	移出 臺灣	移出 朝鮮	移出 計	合計
明治四四	一五、〇五九貫	八四、八六三貫	三、四二一貫	一〇三、三四三貫	一貫	一八〇、四九二貫	一八〇、四九二貫	二八三、八三五貫
	二三、四七九円	一一〇、三五五円	三、二二九円	一三七、〇六三円	一円	二四四、五九六円	二四四、五九六円	三八一、六五九円
大正元	—	六四、四四一	一、〇〇〇	六五、四四一	—	二一一、四五三	二一一、四五三	二七六、八九四
	—	八一、四二八	一、〇〇〇	八二、四二八	—	二八二、九四二	二八二、九四二	三六五、三七〇
二	—	五四、七五二	一、九五二	五六、七〇四	—	一八〇、九四三	一八〇、九四三	二三七、六四七
	—	七七、四八二	二、二七二	七九、七五四	—	二七七、三二八	二七七、三二八	三五七、〇八二
三	一七、六〇〇	六三、四六一	四、五〇一	八五、五六二	—	一二九、九四二	一二九、九四二	二一五、五〇四
	四二、九七六	一一三、五〇三	二二九、三九八	三八五、八七六	—	二四四、四六六	二四四、四六六	四一〇、三四二
四	二〇、〇四〇	五〇、一〇九	五一、七〇一	一二一、八五〇	—	七五、八二三	七五、八二三	一九七、六七三
	三三、六七四	四三、七二九	四〇、二〇六	一一七、六〇九	—	九八、〇六九	九八、〇六九	二一五、六七八
五	九五、七二三	二五八、六一〇	九八、九三〇	四五三、二六三	—	二三六、五二四	二三六、五二四	六八九、七八七
	一五四、八五六	一五六、六六五	六六、六二一	三七八、一四二	—	二五八、八四三	二五八、八四三	六三六、九八五
六	四九五、二七七	一五三、九五九	四七九、四六三	一、一二八、六九九	—	三〇三、四六四	三〇三、四六四	一、四三二、一六三
	六六四、四三九	九四、八九一	五一一、四一二	一、二七〇、七四二	—	二八八、〇七一	二八八、〇七一	一、五五八、八一三
七	二〇、〇〇〇	八九、五六〇	一〇、〇〇〇	一一九、五六〇	一六、七九三	二八〇、一六〇	二九六、九五三	四一六、五一四
	六五、五四二	六七、一五八	三二、二〇九	一六四、九〇九	四四、九三五	三六二、二六六	四〇七、二〇一	五七二、一一二
八	—	一九、六三八	—	一九、六三八	二五、九八七	一三〇、八六〇	一五六、八四七	一七六、四八五
	—	五五、〇四六	—	五五、〇四六	九三、七七〇	三三八、八六六	四三二、六三六	四八七、六八三
九	—	三六、九五七	—	三六、九五七	二七、〇〇〇	一二六、八五〇	一五三、八五〇	一九〇、八〇七
	—	一五二、二六四	—	一五二、二六四	一三一、四一五	四八六、六一六	六一八、〇三一	七七〇、二九六

第二表　葉煙草輸出高年別表

年次	数量	価格	百斤平均価額
明治元	三五斤	五・八圓	一・六五圓
二	三・六	六・〇	一・六七
三	三・二	五・三	一・六五
四	三・一	五・一	一・六四
五	二・六	四・三	一・六五
六	二・四	四・〇	一・六七
七	二・三	三・八	一・六五
八	二・〇	三・三	一・六五
九	一・九	三・一	一・六五
十	一・八	二・九	一・六一
十一	一・七	二・八	一・六五
十二	一・六	二・六	一・六五
十三	一・五	二・五	一・六七
十四	一・四	二・三	一・六四
十五	一・三	二・一	一・六一
十六	一・二	一・九	一・五八
十七	一・一	一・八	一・六四
十八	一・〇	一・六	一・六〇
十九	九	一・五	一・六七
二十	八	一・三	一・六三
二十一	七	一・一	一・五七
二十二	六	一・〇	一・六七
二十三	五	八〇圓	一・六〇
二十四	四	六・四	一・六〇
二十五	三	四・八	一・六〇
二十六	二	三・二	一・六〇
二十七	一	一・六	一・六〇
二十八	一・二	一・九	一・五八
二十九	一・三	二・一	一・六一
三十	一・四	二・三	一・六四
三十一	一・五	二・五	一・六七
三十二	一・六	二・六	一・六五
三十三	一・七	二・八	一・六五
三十四	一・八	三・〇	一・六七
三十五	一・九	三・一	一・六五
三十六	二・〇	三・三	一・六五
三十七	二・一	三・四	一・六二
三十八	二・二	三・六	一・六五
三十九	二・三	三・八	一・六五
四十	二・四	四・〇	一・六七
四十一	二・五	四・一	一・六四
四十二	二・六	四・三	一・六五
四十三	二・七	四・五	一・六七
四十四	二・八	四・六	一・六五
四十五	二・九	四・八	一・六五
大正元	三・〇	五・〇	一・六七
二	三・一	五・一	一・六四
三	三・二	五・三	一・六五
四	三・三	五・五	一・六七
五	三・四	五・六	一・六五
六	三・五	五・八	一・六五
七	三・六	六・〇	一・六七
八	三・七	六・一	一・六四
九	三・八	六・三	一・六五
十	三・九	六・五	一・六七
十一	四・〇	六・六	一・六五
十二	四・一	六・八	一・六五
十三	四・二	七・〇	一・六七
十四	四・三	七・一	一・六四
十五	四・四	七・三	一・六五
昭和元	四・五	七・五	一・六七
二	四・六	七・六	一・六五
三	四・七	七・八	一・六五
四	四・八	八・〇	一・六七
五	四・九	八・一	一・六四
六	五・〇	八・三	一・六五
七	五・一	八・五	一・六七
八	五・二	八・六	一・六五
九	五・三	八・八	一・六五
十	五・四	九・〇	一・六七
十一	五・五	九・一	一・六四
十二	五・六	九・三	一・六五
十三	五・七	九・五	一・六七
十四	五・八	九・六	一・六五
十五	五・九	九・八	一・六五
十六	六・〇	十・〇	一・六七
十七	六・一	十・一	一・六四
十八	六・二	十・三	一・六五
十九	六・三	十・五	一・六七
二十	六・四	十・六	一・六五
二十一	六・五	十・八	一・六五
二十二	六・六	十一・〇	一・六七
二十三	六・七	十一・一	一・六四
二十四	六・八	十一・三	一・六五
二十五	六・九	十一・五	一・六七
二十六	七・〇	十一・六	一・六五
二十七	七・一	十一・八	一・六五
二十八	七・二	十二・〇	一・六七
二十九	七・三	十二・一	一・六四
三十	七・四	十二・三	一・六五
三十一	七・五	十二・五	一・六七
三十二	七・六	十二・六	一・六五
三十三	七・七	十二・八	一・六五
三十四	七・八	十三・〇	一・六七
三十五	七・九	十三・一	一・六四
三十六	八・〇	十三・三	一・六五
三十七	八・一	十三・五	一・六七
三十八	八・二	十三・六	一・六五
三十九	八・三	十三・八	一・六五
四十	八・四	十四・〇	一・六七
四十一	八・五	十四・一	一・六四
四十二	八・六	十四・三	一・六五
四十三	八・七	十四・五	一・六七
四十四	八・八	十四・六	一・六五
四十五	八・九	十四・八	一・六五
大正元	九・〇	十五・〇	一・六七
二	九・一	十五・一	一・六四
三	九・二	十五・三	一・六五
四	九・三	十五・五	一・六七
五	九・四	十五・六	一・六五
六	九・五	十五・八	一・六五
七	九・六	十六・〇	一・六七
八	九・七	十六・一	一・六四
九	九・八	十六・三	一・六五
十	九・九	十六・五	一・六七
十一	十・〇	十六・六	一・六五
十二	十・一	十六・八	一・六五
十三	十・二	十七・〇	一・六七
十四	十・三	十七・一	一・六四
十五	十・四	十七・三	一・六五
十六	十・五	十七・五	一・六七
十七	十・六	十七・六	一・六五
十八	十・七	十七・八	一・六五
十九	十・八	十八・〇	一・六七
二十	十・九	十八・一	一・六四
二十一	十一・〇	十八・三	一・六五
二十二	十一・一	十八・五	一・六七
二十三	十一・二	十八・六	一・六五
二十四	十一・三	十八・八	一・六五
二十五	十一・四	十九・〇	一・六七
二十六	十一・五	十九・一	一・六四
二十七	十一・六	十九・三	一・六五
二十八	十一・七	十九・五	一・六七
二十九	十一・八	十九・六	一・六五
三十	十一・九	十九・八	一・六五
三十一	十二・〇	二十・〇	一・六七
三十二	十二・一	二十・一	一・六四
三十三	十二・二	二十・三	一・六五
三十四	十二・三	二十・五	一・六七
三十五	十二・四	二十・六	一・六五
三十六	十二・五	二十・八	一・六五
三十七	十二・六	二十一・〇	一・六七
三十八	十二・七	二十一・一	一・六四
三十九	十二・八	二十一・三	一・六五
四十	十二・九	二十一・五	一・六七
四十一	十三・〇	二十一・六	一・六五
四十二	十三・一	二十一・八	一・六五
四十三	十三・二	二十二・〇	一・六七
四十四	十三・三	二十二・一	一・六四
四十五	十三・四	二十二・三	一・六五
大正元	十三・五	二十二・五	一・六七
二	十三・六	二十二・六	一・六五
三	十三・七	二十二・八	一・六五
四	十三・八	二十三・〇	一・六七
五	十三・九	二十三・一	一・六四
六	十四・〇	二十三・三	一・六五
七	十四・一	二十三・五	一・六七
八	十四・二	二十三・六	一・六五
九	十四・三	二十三・八	一・六五
十	十四・四	二十四・〇	一・六七
十一	十四・五	二十四・一	一・六四
十二	十四・六	二十四・三	一・六五
十三	十四・七	二十四・五	一・六七
十四	十四・八	二十四・六	一・六五
十五	十四・九	二十四・八	一・六五
十六	十五・〇	二十五・〇	一・六七
十七	十五・一	二十五・一	一・六四
十八	十五・二	二十五・三	一・六五
十九	十五・三	二十五・五	一・六七
二十	十五・四	二十五・六	一・六五
二十一	十五・五	二十五・八	一・六五
二十二	十五・六	二十六・〇	一・六七
二十三	十五・七	二十六・一	一・六四
二十四	十五・八	二十六・三	一・六五
二十五	十五・九	二十六・五	一・六七
二十六	十六・〇	二十六・六	一・六五
二十七	十六・一	二十六・八	一・六五
二十八	十六・二	二十七・〇	一・六七
二十九	十六・三	二十七・一	一・六四
三十	十六・四	二十七・三	一・六五
三十一	十六・五	二十七・五	一・六七
三十二	十六・六	二十七・六	一・六五
三十三	十六・七	二十七・八	一・六五
三十四	十六・八	二十八・〇	一・六七
三十五	十六・九	二十八・一	一・六四
三十六	十七・〇	二十八・三	一・六五
三十七	十七・一	二十八・五	一・六七
三十八	十七・二	二十八・六	一・六五
三十九	十七・三	二十八・八	一・六五
四十	十七・四	二十九・〇	一・六七
四十一	十七・五	二十九・一	一・六四
四十二	十七・六	二十九・三	一・六五
四十三	十七・七	二十九・五	一・六七
四十四	十七・八	二十九・六	一・六五
四十五	十七・九	二十九・八	一・六五
大正元	十八・〇	三十・〇	一・六七
二	十八・一	三十・一	一・六四
三	十八・二	三十・三	一・六五
四	十八・三	三十・五	一・六七
五	十八・四	三十・六	一・六五
六	十八・五	三十・八	一・六五
七	十八・六	三十一・〇	一・六七
八	十八・七	三十一・一	一・六四
九	十八・八	三十一・三	一・六五
十	十八・九	三十一・五	一・六七
十一	十九・〇	三十一・六	一・六五
十二	十九・一	三十一・八	一・六五
十三	十九・二	三十二・〇	一・六七
十四	十九・三	三十二・一	一・六四
十五	十九・四	三十二・三	一・六五
十六	十九・五	三十二・五	一・六七
十七	十九・六	三十二・六	一・六五
十八	十九・七	三十二・八	一・六五
十九	十九・八	三十三・〇	一・六七
二十	十九・九	三十三・一	一・六四
二十一	二十・〇	三十三・三	一・六五
二十二	二十・一	三十三・五	一・六七
二十三	二十・二	三十三・六	一・六五
二十四	二十・三	三十三・八	一・六五
二十五	二十・四	三十四・〇	一・六七
二十六	二十・五	三十四・一	一・六四
二十七	二十・六	三十四・三	一・六五
二十八	二十・七	三十四・五	一・六七
二十九	二十・八	三十四・六	一・六五
三十	二十・九	三十四・八	一・六五
三十一	二十一・〇	三十五・〇	一・六七
三十二	二十一・一	三十五・一	一・六四
三十三	二十一・二	三十五・三	一・六五
三十四	二十一・三	三十五・五	一・六七
三十五	二十一・四	三十五・六	一・六五
三十六	二十一・五	三十五・八	一・六五
三十七	二十一・六	三十六・〇	一・六七
三十八	二十一・七	三十六・一	一・六四
三十九	二十一・八	三十六・三	一・六五
四十	二十一・九	三十六・五	一・六七
四十一	二十二・〇	三十六・六	一・六五
四十二	二十二・一	三十六・八	一・六五
四十三	二十二・二	三十七・〇	一・六七
四十四	二十二・三	三十七・一	一・六四
四十五	二十二・四	三十七・三	一・六五
大正元	二十二・五	三十七・五	一・六七
二	二十二・六	三十七・六	一・六五
三	二十二・七	三十七・八	一・六五
四	二十二・八	三十八・〇	一・六七
五	二十二・九	三十八・一	一・六四
六	二十三・〇	三十八・三	一・六五
七	二十三・一	三十八・五	一・六七
八	二十三・二	三十八・六	一・六五
九	二十三・三	三十八・八	一・六五
十	二十三・四	三十九・〇	一・六七
十一	二十三・五	三十九・一	一・六四
十二	二十三・六	三十九・三	一・六五
十三	二十三・七	三十九・五	一・六七
十四	二十三・八	三十九・六	一・六五
十五	二十三・九	三十九・八	一・六五
十六	二十四・〇	四十・〇	一・六七
十七	二十四・一	四十・一	一・六四
十八	二十四・二	四十・三	一・六五
十九	二十四・三	四十・五	一・六七
二十	二十四・四	四十・六	一・六五
二十一	二十四・五	四十・八	一・六五
二十二	二十四・六	四十一・〇	一・六七
二十三	二十四・七	四十一・一	一・六四
二十四	二十四・八	四十一・三	一・六五
二十五	二十四・九	四十一・五	一・六七
二十六	二十五・〇	四十一・六	一・六五
二十七	二十五・一	四十一・八	一・六五
二十八	二十五・二	四十二・〇	一・六七
二十九	二十五・三	四十二・一	一・六四
三十	二十五・四	四十二・三	一・六五
三十一	二十五・五	四十二・五	一・六七
三十二	二十五・六	四十二・六	一・六五
三十三	二十五・七	四十二・八	一・六五
三十四	二十五・八	四十三・〇	一・六七
三十五	二十五・九	四十三・一	一・六四
三十六	二十六・〇	四十三・三	一・六五
三十七	二十六・一	四十三・五	一・六七
三十八	二十六・二	四十三・六	一・六五
三十九	二十六・三	四十三・八	一・六五
四十	二十六・四	四十四・〇	一・六七
四十一	二十六・五	四十四・一	一・六四
四十二	二十六・六	四十四・三	一・六五
四十三	二十六・七	四十四・五	一・六七
四十四	二十六・八	四十四・六	一・六五
四十五	二十六・九	四十四・八	一・六五
大正元	二十七・〇	四十五・〇	一・六七
二	二十七・一	四十五・一	一・六四
三	二十七・二	四十五・三	一・六五
四	二十七・三	四十五・五	一・六七
五	二十七・四	四十五・六	一・六五
六	二十七・五	四十五・八	一・六五
七	二十七・六	四十六・〇	一・六七
八	二十七・七	四十六・一	一・六四
九	二十七・八	四十六・三	一・六五
十	二十七・九	四十六・五	一・六七
十一	二十八・〇	四十六・六	一・六五
十二	二十八・一	四十六・八	一・六五
十三	二十八・二	四十七・〇	一・六七
十四	二十八・三	四十七・一	一・六四
十五	二十八・四	四十七・三	一・六五
十六	二十八・五	四十七・五	一・六七
十七	二十八・六	四十七・六	一・六五
十八	二十八・七	四十七・八	一・六五
十九	二十八・八	四十八・〇	一・六七
二十	二十八・九	四十八・一	一・六四
二十一	二十九・〇	四十八・三	一・六五
二十二	二十九・一	四十八・五	一・六七
二十三	二十九・二	四十八・六	一・六五
二十四	二十九・三	四十八・八	一・六五
二十五	二十九・四	四十九・〇	一・六七
二十六	二十九・五	四十九・一	一・六四
二十七	二十九・六	四十九・三	一・六五
二十八	二十九・七	四十九・五	一・六七
二十九	二十九・八	四十九・六	一・六五
三十	二十九・九	四十九・八	一・六五
三十一	三十・〇	五十・〇	一・六七
三十二	三十・一	五十・一	一・六四
三十三	三十・二	五十・三	一・六五
三十四	三十・三	五十・五	一・六七
三十五	三十・四	五十・六	一・六五
三十六	三十・五	五十・八	一・六五
三十七	三十・六	五十一・〇	一・六七
三十八	三十・七	五十一・一	一・六四
三十九	三十・八	五十一・三	一・六五
四十	三十・九	五十一・五	一・六七
四十一	三十一・〇	五十一・六	一・六五
四十二	三十一・一	五十一・八	一・六五
四十三	三十一・二	五十二・〇	一・六七
四十四	三十一・三	五十二・一	一・六四
四十五	三十一・四	五十二・三	一・六五
大正元	三十一・五	五十二・五	一・六七
二	三十一・六	五十二・六	一・六五
三	三十一・七	五十二・八	一・六五
四	三十一・八	五十三・〇	一・六七
五	三十一・九	五十三・一	一・六四
六	三十二・〇	五十三・三	一・六五
七	三十二・一	五十三・五	一・六七
八	三十二・二	五十三・六	一・六五
九	三十二・三	五十三・八	一・六五
十	三十二・四	五十四・〇	一・六七
十一	三十二・五	五十四・一	一・六四
十二	三十二・六	五十四・三	一・六五
十三	三十二・七	五十四・五	一・六七
十四	三十二・八	五十四・六	一・六五
十五	三十二・九	五十四・八	一・六五
十六	三十三・〇	五十五・〇	一・六七
十七	三十三・一	五十五・一	一・六四
十八	三十三・二	五十五・三	一・六五
十九	三十三・三	五十五・五	一・六七
二十	三十三・四	五十五・六	一・六五
二十一	三十三・五	五十五・八	一・六五
二十二	三十三・六	五十六・〇	一・六七
二十三	三十三・七	五十六・一	一・六四
二十四	三十三・八	五十六・三	一・六五
二十五	三十三・九	五十六・五	一・六七
二十六	三十四・〇	五十六・六	一・六五
二十七	三十四・一	五十六・八	一・六五
二十八	三十四・二	五十七・〇	一・六七
二十九	三十四・三	五十七・一	一・六四
三十	三十四・四	五十七・三	一・六五
三十一	三十四・五	五十七・五	一・六七
三十二	三十四・六	五十七・六	一・六五
三十三	三十四・七	五十七・八	一・六五
三十四	三十四・八	五十八・〇	一・六七
三十五	三十四・九	五十八・一	一・六四
三十六	三十五・〇	五十八・三	一・六五
三十七	三十五・一	五十八・五	一・六七
三十八	三十五・二	五十八・六	一・六五
三十九	三十五・三	五十八・八	一・六五
四十	三十五・四	五十九・〇	一・六七
四十一	三十五・五	五十九・一	一・六四
四十二	三十五・六	五十九・三	一・六五
四十三	三十五・七	五十九・五	一・六七
四十四	三十五・八	五十九・六	一・六五
四十五	三十五・九	五十九・八	一・六五
大正元	三十六・〇	六十・〇	一・六七
二	三十六・一	六十・一	一・六四
三	三十六・二	六十・三	一・六五
四	三十六・三	六十・五	一・六七
五	三十六・四	六十・六	一・六五
六	三十六・五	六十・八	一・六五
七	三十六・六	六十一・〇	一・六七
八	三十六・七	六十一・一	一・六四
九	三十六・八	六十一・三	一・六五
十	三十六・九	六十一・五	一・六七
十一	三十七・〇	六十一・六	一・六五
十二	三十七・一	六十一・八	一・六五
十三	三十七・二	六十二・〇	一・六七
十四	三十七・三	六十二・一	一・六四
十五	三十七・四	六十二・三	一・六五
十六	三十七・五	六十二・五	一・六七
十七	三十七・六	六十二・六	一・六五
十八	三十七・七	六十二・八	一・六五
十九	三十七・八	六十三・〇	一・六七
二十	三十七・九	六十三・一	一・六四
二十一	三十八・〇	六十三・三	一・六五
二十二	三十八・一	六十三・五	一・六七
二十三	三十八・二	六十三・六	一・六五
二十四	三十八・三	六十三・八	一・六五
二十五	三十八・四	六十四・〇	一・六七
二十六	三十八・五	六十四・一	一・六四
二十七	三十八・六	六十四・三	一・六五
二十八	三十八・七	六十四・五	一・六七
二十九	三十八・八	六十四・六	一・六五
三十	三十八・九	六十四・八	一・六五
三十一	三十九・〇	六十五・〇	一・六七
三十二	三十九・一	六十五・一	一・六四
三十三	三十九・二	六十五・三	一・六五
三十四	三十九・三	六十五・五	一・六七
三十五	三十九・四	六十五・六	一・六五
三十六	三十九・五	六十五・八	一・六五
三十七	三十九・六	六十六・〇	一・六七
三十八	三十九・七	六十六・一	一・六四
三十九	三十九・八	六十六・三	一・六五
四十	三十九・九	六十六・五	一・六七
四十一	四十・〇	六十六・六	一・六五
四十二	四十・一	六十六・八	一・六五
四十三	四十・二	六十七・〇	一・六七
四十四	四十・三	六十七・一	一・六四
四十五	四十・四	六十七・三	一・六五
大正元	四十・五	六十七・五	一・六七
二	四十・六	六十七・六	一・六五
三	四十・七	六十七・八	一・六五
四	四十・八	六十八・〇	一・六七
五	四十・九	六十八・一	一・六四
六	四十一・〇	六十八・三	一・六五
七	四十一・一	六十八・五	一・六七
八	四十一・二	六十八・六	一・六五
九	四十一・三	六十八・八	一・六五
十	四十一・四	六十九・〇	一・六七
十一	四十一・五	六十九・一	一・六四
十二	四十一・六	六十九・三	一・六五
十三	四十一・七	六十九・五	一・六七
十四	四十一・八	六十九・六	一・六五
十五	四十一・九	六十九・八	一・六五
十六	四十二・〇	七十・〇	一・六七
十七	四十二・一	七十・一	一・六四
十八	四十二・二	七十・三	一・六五
十九	四十二・三	七十・五	一・六七
二十	四十二・四	七十・六	一・六五
二十一	四十二・五	七十・八	一・六五
二十二	四十二・六	七十一・〇	一・六七
二十三	四十二・七	七十一・一	一・六四
二十四	四十二・八	七十一・三	一・六五
二十五	四十二・九	七十一・五	一・六七
二十六	四十三・〇	七十一・六	一・六五
二十七	四十三・一	七十一・八	一・六五
二十八	四十三・二	七十二・〇	一・六七
二十九	四十三・三	七十二・一	一・六四
三十	四十三・四	七十二・三	一・六五
三十一	四十三・五	七十二・五	一・六七
三十二	四十三・六	七十二・六	一・六五
三十三	四十三・七	七十二・八	一・六五
三十四	四十三・八	七十三・〇	一・六七
三十五	四十三・九	七十三・一	一・六四
三十六	四十四・〇	七十三・三	一・六五
三十七	四十四・一	七十三・五	一・六七
三十八	四十四・二	七十三・六	一・六五
三十九	四十四・三	七十三・八	一・六五
四十	四十四・四	七十四・〇	一・六七
四十一	四十四・五	七十四・一	一・六四
四十二	四十四・六	七十四・三	一・六五
四十三	四十四・七	七十四・五	一・六七
四十四	四十四・八	七十四・六	一・六五
四十五	四十四・九	七十四・八	一・六五
大正元	四十五・〇	七十五・〇	一・六七
二	四十五・一	七十五・一	一・六四
三	四十五・二	七十五・三	一・六五
四	四十五・三	七十五・五	一・六七
五	四十五・四	七十五・六	一・六五
六	四十五・五	七十五・八	一・六五
七	四十五・六	七十六・〇	一・六七
八	四十五・七	七十六・一	一・六四
九	四十五・八	七十六・三	一・六五
十	四十五・九	七十六・五	一・六七
十一	四十六・〇	七十六・六	一・六五
十二	四十六・一	七十六・八	一・六五
十三	四十六・二	七十七・〇	一・六七
十四	四十六・三	七十七・一	一・六四
十五	四十六・四	七十七・三	一・六五
十六	四十六・五	七十七・五	一・六七
十七	四十六・六	七十七・六	一・六五
十八	四十六・七	七十七・八	一・六五
十九	四十六・八	七十八・〇	一・六七
二十	四十六・九	七十八・一	一・六四
二十一	四十七・〇	七十八・三	一・六五
二十二	四十七・一	七十八・五	一・六七
二十三	四十七・二	七十八・六	一・六五
二十四	四十七・三	七十八・八	一・六五
二十五	四十七・四	七十九・〇	一・六七
二十六	四十七・五	七十九・一	一・六四
二十七	四十七・六	七十九・三	一・六五
二十八	四十七・七	七十九・五	一・六七
二十九	四十七・八	七十九・六	一・六五
三十	四十七・九	七十九・八	一・六五
三十一	四十八・〇	八十・〇	一・六七
三十二	四十八・一	八十・一	一・六四
三十三	四十八・二	八十・三	一・六五
三十四	四十八・三	八十・五	一・六七
三十五	四十八・四	八十・六	一・六五
三十六	四十八・五	八十・八	一・六五
三十七	四十八・六	八十一・〇	一・六七
三十八	四十八・七	八十一・一	一・六四
三十九	四十八・八	八十一・三	一・六五
四十	四十八・九	八十一・五	一・六七
四十一	四十九・〇	八十一・六	一・六五
四十二	四十九・一	八十一・八	一・六五
四十三	四十九・二	八十二・〇	一・六七
四十四	四十九・三	八十二・一	一・六四
四十五	四十九・四	八十二・三	一・六五
大正元	四十九・五	八十二・五	一・六七
二	四十九・六	八十二・六	一・六五
三	四十九・七	八十二・八	一・六五
四	四十九・八	八十三・〇	一・六七
五	四十九・九	八十三・一	一・六四
六	五十・〇	八十三・三	一・六五
七	五十・一	八十三・五	一・六七
八	五十・二	八十三・六	一・六五
九	五十・三	八十三・八	一・六五
十	五十・四	八十四・〇	一・六七
十一	五十・五	八十四・一	一・六四
十二	五十・六	八十四・三	一・六五
十三	五十・七	八十四・五	一・六七
十四	五十・八	八十四・六	一・六五
十五	五十・九	八十四・八	一・六五
十六	五十一・〇	八十五・〇	一・六七
十七	五十一・一	八十五・一	一・六四
十八	五十一・二	八十五・三	一・六五
十九	五十一・三	八十五・五	一・六七
二十	五十一・四	八十五・六	一・六五
二十一	五十一・五	八十五・八	一・六五
二十二	五十一・六	八十六・〇	一・六七
二十三	五十一・七	八十六・一	一・六四
二十四	五十一・八	八十六・三	一・六五
二十五	五十一・九	八十六・五	一・六七
二十六	五十二・〇	八十六・六	一・六五
二十七	五十二・一	八十六・八	一・六五
二十八	五十二・二	八十七・〇	一・六七
二十九	五十二・三	八十七・一	一・六四
三十	五十二・四	八十七・三	一・六五
三十一	五十二・五	八十七・五	一・六七
三十二	五十二・六	八十七・六	一・六五
三十三	五十二・七	八十七・八	一

明治四一	四一〇、二九一斤	八五、九五〇・〇〇〇円	二〇・九四八円
四二	一〇九、一五三	二七、七九一・〇〇〇	二五・四六〇
四三	一、一一五、一四三	二四三、七九三・〇〇〇	二一・八六三
四四	六八四、八八〇	一五八、二〇九・〇〇〇	二三・〇九九
大正元	三六〇、四六八	八一、二三五・〇〇〇	二三・五三六
二	三五六、五七三	八四、五三一・〇〇〇	二三・七〇三
三	一八八、五一六	六〇、九二四・〇〇〇	三二・三一八
四	六五一、六五六	一六二、一三三・〇〇〇	二四・八九五
五	一、七〇二、四三一	二八一、六〇三・〇〇〇	一六・五四一
六	七、五〇八、一一三	一、三九六、九二七・〇〇〇	一八・六〇五
大正七	一、七六一、八六五斤	三三二、二四〇・〇〇〇円	一七・七二三円
八	三三九、二〇〇	一二四、〇〇〇・〇〇〇	三三・六〇八
九	一九三、九〇〇	九八、〇〇〇・〇〇〇	五〇・五四一
一〇	二四八、九〇〇	一五八、〇〇〇・〇〇〇	六三・四七九
一一	一、二六一、五〇〇	九〇五、〇〇〇・〇〇〇	七〇・九四七
一二	一、七三七、六〇〇	九六七、〇〇〇・〇〇〇	五五・六五一
一三	三、四二六、二〇〇	二、九四五、〇〇〇・〇〇〇	八五・九五五
一四	二、七六二、七〇〇	二、四二三、〇〇〇・〇〇〇	八七・七〇四
一五	一、〇八三、九〇〇	七三七、〇〇〇・〇〇〇	六七・九九五

（備考）一、本表及次表は大日本外國貿易年表に據る。
二、大正八年以降は數量百斤以下、價格千圓以下切捨。

第三表　葉煙草輸出國別表

年次	國別	數量	價格	一斤當平均
明治二二	英吉利	一、九三七、三四二斤	一八七、五八七円	九二厘
	香港	一五、五〇一	九二一	五九
	其他諸國	六、九四五	六五三	九四
	計	一、九五九、七八八	一八九、一五〇	九六
二三	英吉利	一、二四九、八一六	一一七、四三九	九四
	香港	二六、九三四	二、二〇九	八四
	其他諸國	六、一六六	五三一	八四
	計	一、二八二、九一六	一三〇、一六九	九四
明治二四	英吉利	一、〇一〇、〇四三斤	八七、一二一円	八六厘
	其他諸國	九、三八〇	一、〇五四	一一三
	計	一、〇一九、四二三	八八、一七五	八六
二五	英吉利	八六四、〇三七	九〇、六六〇	一〇五
	香港	六二、三四八	四、四九八	七二
	其他諸國	七、〇九六	六六三	九三
	計	九三三、四八一	九五、八二〇	一〇三
二六	英吉利	五四三、六三五	六五、六四一	一二一
	其他諸國	九二一	一二七	一三八
	計	五四四、五五六	六五、七六八	一二一
二七	英吉利	一、七九八、〇〇六	二四三、九五八	一三五
	香港	一四七、五八五	一一、四一四	七七
	其他諸國	四七、二五三	四、三〇三	九一
	計	一、九九二、八四四	二五九、六七五	一三〇
二八	英吉利	一、九一三、九一六	二〇七、五五〇	一〇八
	香港	一二〇、二七二	八、五三五	七一
	其他諸國	五、八一一	五二八	九一
	計	二、〇三九、九九九	二一六、六一三	一〇六
二九	英吉利	一、〇八八、二三二	一四〇、〇一〇	一二九
	香港	一〇九、五八二	九、二八五	八五
	英領印度	六、〇〇〇	一、六〇〇	二七
	其他諸國	九、三三一	六九三	九四
	計	一、二一三、一四五	一五一、五八八	一二五
三〇	英吉利	五〇八、八五九	七四、七七六	一四七
	香港	二二八、九三六	二三、三三八	一〇二
	其他諸國	二、五一一	五〇八	二〇三
	計	七四〇、三〇六	九八、六二二	一三三
三一	香港	一九、七四七 三七、七八六	四、六〇〇 三、五一九	二三三 九三
	支那	九〇、八六二 一五、七〇〇	一六、五一五 一、六〇〇	一八二 一〇二
	英吉利	一二四、三七九	一四、二一二	一一四
	北米合衆國	一八、九六九	五、一二三	二七〇
	計	二三四、九八八 七二、四五五	三五、三二八 一〇、二四二	一五〇 一四一
三二	香港	七、二八〇 一三、三二一	一、八〇〇 一、三〇一	二四七 九八
	露領亞細亞	六三	一四	二二四
	英吉利	一〇四、五〇五 三五六	二六、九七五 七三五	二五八 二〇七
	計	一二一、八四七 一三、五六七	二八、七八九 一、三七四	二五七 一〇一
三三	支那	一三、〇〇〇 —	二、〇七〇 —	一五九 —
	韓國	三、五七五 —	三六〇 —	一〇一 —
	英吉利	一四五、五一三	三三、六二一	二三一
	北米合衆國	六〇	二〇	三三三
	濠洲	六八〇	一八〇	二六五
	計	一四六、二五三 一六、五七五	三三、八二一 二、四三〇	二三一 一四七
三四	支那	一、〇〇〇 —	二五六 —	二五六 —
	韓國	一五八 七六	二九 四〇	一八七 五二六
	佛蘭西	五、一〇〇	二九九	五八六
	英吉利	一四八、七七九	三七、四四一	二五二
	獨逸	八〇	二五	三一三
	濠洲	二、〇四一	五四〇	二六五
	計	一五六、一五八 一、〇七六	三八、三三四 二九六	二四五 二七五
	韓國	七二〇	三二〇	四四四
	比律賓諸島	一、四九四 三	三四三 一	二三九 五〇〇

明治三五	佛蘭西	一、八二三斤	五六七円	三一一厘
	英吉利	六〇八、二〇三 二八、九二五	一四二、四一六 九、五六五	二三四 三三一
	獨逸	九二〇 二〇	一五五 三〇	一六八 一、五〇〇
	北米合衆國	| 五	| 二	| 四〇〇
	濠洲	六七五	一七〇	二五二
	計	六一三、八三四 二八、九五三	一四三、九七二 九、五九八	二三五 三三二
三六	英吉利	一四八、一七一	三五、三七三	二三九
	濠洲	二、六九四	六九三	二五七
	計	一五〇、八六五	三六、〇六六	二三九
三七	支那	九、七四一	二、八三〇	二九一
	韓國	八、九五一	二、一三七	二三九
	佛蘭西	六七五	一七八	二六四
	英吉利	九一、九八五	三一、九九二	二五〇
	濠洲	一、三五〇	三一八	二三六
	計	一一二、七〇二	二八、四五六	二五二
三八	英吉利	二八、九一八	三、二三七	一一二
	韓國	一四七、二〇九	二一、六五六	一四七
	支那	七、六四四	一、三二〇	一七三
	計	一八三、七七一	二六、二一五	一四三
三九	英吉利	一一三、〇五四	二三、五一五	二〇八
	韓國	二六、八七七	二、九三二	一〇九
	計	一三九、九三一	二六、四四七	一八九
明治四〇	英吉利	四〇三、四五七斤	九五、三八三円	二三七厘
四一	英吉利	四一〇、二九一	八九、九五〇	二〇九
四二	支那	二八、九五五	五、三九〇	一八六
	韓國	六二、一四七	一六、九八八	二七三
	英吉利	一八、〇五〇	五、四一三	二九九
	計	一〇九、一五二	二七、七九一	二五四
四三	支那	四三九、七九〇	一〇三、七八九	二三〇
	關東州	五八、〇四五	一〇、五三二	一八一
	韓國	五四四、八〇六	一一三、七七七	二〇八
	英吉利	六八、〇〇三	一五、〇六五	二二一
	埃及	四、四九九	一、六三〇	三六三
	計	一、一二五、一四三	二四三、七九三	二一八
四四	支那	五五七、九八九	一二七、六〇三	二二八
	關東州	六三、三二三	一一、九五二	一八八
	英吉利	三一、五七二	七、九〇〇	二五〇
	北米合衆國	六、六四四	二、五三〇	三八〇
	和蘭	五三九	一六八	三一一
	埃及	二四、八一三	八、〇五六	三二四
	計	六八四、八八〇	一五八、二〇九	二三一
大正元	支那	二三九、九五三	四九、九七三	二〇八
	關東州	五九、四七五	九、七三八	一六三
	英吉利	一〇、二〇六	二、六六一	二六〇
	北米合衆國	二、九九〇	七七三	二五八
	埃及	四七、八四四	一八、〇九〇	三七八

	計	三六〇、四六八	八一、二三五	二二五
二	支那	三三三、六四四	八〇、三四九	二四〇
	關東州	二二、九二八	四、一七二	一八一
	計	三五六、五七二	八四、五二一	二三七
三	支那	一五四、五六〇	五一、九三六	三三六
	關東州	一一、九一六	二、八一九	二三六
	英吉利	二二、〇三六	六、一六八	二七九
	北米合衆國	四	一	二五〇
	計	一八八、五一六	六〇、九二四	三二三
四	支那	二八一、六六六	六七、五七八	二三九
	關東州	一二〇、六六四	二〇、四〇六	一六九
	英吉利	一〇七、五五六	二三、三五一	二一七
	埃及	一四〇、二〇七	五〇、五二七	三六〇
	其他諸國	一、五六三	二六〇	一六六
	計	六五一、六五六	一六二、一二三	二四八
五	支那	六七一、二六五	七八、七三六	一一七
	關東州	二四三、三五四	二五、九八八	一〇六
	英吉利	二一六、七九八	四三、二六九	一九四
	佛蘭西	二三〇、七三三	四四、二四四	一九一
	和蘭	一八	六	三三三
	埃及	一七三、四一一	四七、九七五	二七六
	英領印度	一六四、四四八	四一、八一五	二五四
	伊太利	五	一	二〇〇
	濠洲	二、三九九	五六九	二三七
	計	一、七〇二、四三一	二八一、六〇三	一六五
六	支那	一、一四〇、四一一	二〇九、三八〇	一八三
	關東州	八五五、四八一	六三、八七三	七四
	香港	九〇、四五四	一六、八〇〇	一八五
	英吉利	一六八、五九八	三一、〇九六	一八四
	佛蘭西	五八、五七三	一〇、五三〇	一七九
	北米合衆國	二、五四二、六三〇	五五九、九二四	二二〇
	埃及	二、六四六、七九二	五〇四、三八二	一九〇
	濠洲	五、一七三	九四二	一八二
	計	七、五〇八、一一三	一、三九六、九二七	一八六
七	支那	六七二、〇七四	七四、六七五	一一一
	關東州	一九〇、〇九七	二六、七〇四	一四〇
	北米合衆國	五三三、七四一	一一八、二八八	二二一
	埃及	三五五、四五七	八九、六七三	二五二
	濠洲	二、九九七	八五〇	二八三
	其他諸國	七、四九九	二、〇五〇	二七三
	計	一、七六一、八六五	三一二、二四〇	一七七
八	支那	七八、四〇〇	三一、〇〇〇	三九五
	關東州	一四二、九〇〇	三一、〇〇〇	二一六
	英吉利	五三、五〇〇	二四、〇〇〇	四四八
	埃及	六四、三〇〇	二六、〇〇〇	四〇四
	計	三三九、二〇〇	一一四、〇〇〇	三三六
九	支那	一八二、四〇〇	九〇、〇〇〇	四九三
	關東州	九、一〇〇	六、〇〇〇	六五九

年次	仕向地	數量	價格	單價
	計	一九三、九〇〇斤	九八、〇〇〇円	五〇五厘
大正一〇	支那	一七一、六〇〇	一三一、〇〇〇	七〇五
	關東州	七七、三〇〇	三七、〇〇〇	四七八
	計	二四八、九〇〇	一五八、〇〇〇	六三四
一一	支那	八三、三〇〇	六六、〇〇〇	七九二
	其他諸國	一、一七八、二〇〇	八三九、〇〇〇	七一二
	計	一、二六一、五〇〇	九〇五、〇〇〇	七〇九
一二	支那	一八二、一〇〇	一二七、〇〇〇	六九七
	關東州	五八、四〇〇	五〇、〇〇〇	八五六
	露國	五一、九〇〇	二一、〇〇〇	四〇四
	埃及	二〇七、一〇〇	一〇一、〇〇〇	四八七
	計	一、七三七、六〇〇	九六七、〇〇〇	五五六
一三	支那	二七〇、三〇〇	二一一、〇〇〇	七八〇
	關東州	一一一、〇〇〇	六三、〇〇〇	五六七
	比律賓	一、八〇〇	一、〇〇〇	五五五
	白耳義	一、五〇〇	一、〇〇〇	六六六
	亞爾然丁	二、五〇〇	一、〇〇〇	四〇〇
	埃及	三、〇三九、〇〇〇	二、六六七、〇〇〇	八七七
	計	三、四二六、二〇〇斤	二、九四五、〇〇〇円	八五九厘
大正一四	支那	三四一、五〇〇	一六六、〇〇〇	四八六
	關東州	一五八、六〇〇	一〇二、〇〇〇	六四三
	佛蘭西	二五、二〇〇	二八、〇〇〇	一、一一一
	獨逸	一、五〇〇	一、〇〇〇	六六六
	白耳義	三、九〇〇	四、〇〇〇	一、〇二五
	伊太利	一六、八〇〇	二〇、〇〇〇	一、一九〇
	瑞西	一、三〇〇	一、〇〇〇	七六九
	埃及	二、二一三、七〇〇	二、〇九七、〇〇〇	九四七
	計	二、七六二、七〇〇	二、四二三、〇〇〇	八七七
一五	支那	三九七、八〇〇	二二二、〇〇〇	五五八
	關東州	一九九、四〇〇	一三四、〇〇〇	六七三
	比律賓	三六、〇〇〇	一七、〇〇〇	四七三
	白耳義	一〇、五〇〇	二、〇〇〇	一九〇
	瑞西	一三、六〇〇	一五、〇〇〇	一、一九〇
	丁抹	三〇〇	?	?
	埃及	四二六、八〇〇	三四五、〇〇〇	八〇八
	計	一、〇八三、九〇〇	七三七、〇〇〇	六七九

（備考）一、明治元年より二十一年に至る期間は其の調査を缺く。但し其の大部分は英國輸出なりとす。

二、明治三十年代以前の香港輸出は仲繼にして、更に英國に輸出したるものなり。

三、明治三十一年乃至同三十五年の欄中二行の分は、右行は內國產を示し、左行は外國產を示す。

四、少額の輸出は試賣に屬するものとす。

五、大正十二年の內譯は七八兩月分を除外するを以て合計と吻合せず。

六、大正八年以後は數量は百斤以下、價格は千圓以下切捨。又其の合計と內譯と一致せざるは其の他諸國に對する少額の輸出を除外せる故なり。

第十節　煙草の製造

第一款　製造作業

第一項　緒言

先に述べたるが如く、煙草專賣局は明治三十七年七月一日煙草專賣法實施の日を期とし、臨時煙草製造準備局より製造工場及製造準備事務の引繼を受け、煙草製造作業に著手したり。而して卷煙草製造に就ては工場・職工を始め器具・機械・原料・消耗品等に至る迄、民間の施設を直ちに承繼使用するを得、差當り製造作業の開始に支障を見ざりき。即ち紙卷煙草の製造工場としては、東京・京都・大阪・鹿兒島の四箇所に於て製造所五箇所、及附屬工場二十三箇所を、葉卷煙草の製造工場としては東京附近に一箇所の工場を夫々設置して、專賣法實施と共に直に之が作業を開始したり。斯くの如く卷煙草の製造は主として政府の直營と爲したりしが、尙ほ當時に於ける工場設備の關係上作業の一部を場外作業に委託するの要ありて、從來の當業者中適當の設備を有し、且つ信用ある者を選擇して、之を場外作業擔當人に指定し、以て同時に製造作業を開始せしめたり。

刻煙草に就ては從來民間營業者の施設は皆規模狹小にして、政府の工場に充つべきものなかりしを以て、之が製造は過渡期の便法として其の大部分を場外作業に委託することとしたり。而して此

等に對する原料製品の授受及監督竝に小部分の仕上作業を行ふが爲め、當初全國を通じて三十二箇所の製造所及之に屬する五十七箇所の分工場を、假建築若くは民屋を借入して設置し、三十八年四月一日より作業を開始したり。今製造作業開始當時に於ける製造所及其の分工場竝に場外作業擔當人工場の數を掲ぐれば左の如し。

煙草の種別	製造所	所屬工場又は分工場	場外作業擔當人工場
口付紙卷煙草	一	二一	四〇
兩切紙卷煙草	一	二	一
葉卷煙草	一	一	一
刻煙草	三二	五七	六一九
計	三七	八一	六五九

場外作業の制度たる固より一時的の變則にして永く存すべからず。卽ち政府は漸次工場の建築を進捗し、直營の設備を擴張すると共に、其の請負數量を遞減し來りたる結果、口付紙卷煙草は明治四十二年度中に全部直營に移すを得、刻煙草は大正四年度末を以て、現存の八人に對する場外作業擔當の契約を解除したるを最後とし、五年度より全部直營を實行するを得たり。

以上は政府の製造作業に關する概略なり。以下項を分ちて、製造所・場外作業直營作業及職工に就きて敍述すべし。

第二項　製造所

製造所は政府の煙草製造に關する一切の事務を掌理する機關なり。煙草の製造額は後に至りて需要の增減に從ひ高低を生ずべしと雖も、最初の計畫は其の製造原料に於て刻煙草は年額千八十萬貫、口付紙卷煙草は百二十萬貫、兩切紙卷煙草は七十五萬貫と豫定せられしを以て、製造所の設備も亦之に伴はざるべからず、而も之が配置及設備の規模は、原料生產地の遠近及販路の廣狹を斟酌して、愼重に之を決定するの必要あり。而して紙卷煙草に在りては從來の民業は、自然の趨勢に因り工場の分布概ね適正を得、規模も亦採りて轉用するに足るものありたり。卽ち政府は東京に於ては千葉・岩谷・村井・京都に於ては村井等各商會の既設工場を徵收して、夫々東京第一・東京第二・京都の各製造所を設け、又大阪に於ては民業の工場適當ならざりしを爲め、第五回內國勸業博覽會に使用せられたる工場の一部を移築して大阪第一製造所と爲し、更に鹿兒島に於ては鹿兒島授產場（舊煙草工場）を買上げて之を鹿兒島製造所の工場に轉用し、其の事務所を收納所構內に假築せり。又其の器具機械の類も夫々舊工場の設備を徵收又は買收し、以て一切の設備を整ふるを得たり。

刻煙草に在りては民業の工場及設備は皆小規模にして、一も襲用するに足らざりしを以て、政府は適當の地に適當の工場を建設するの外なかりしが、而も全國の工場を一時に新設するは望み難きを以て、最初の計畫に於ては之を三期に分ち、第一期に於ては先づ東京・仙臺・名古屋・大阪・岡山・鹿兒島に製造所を設け、次いで第二期に於て水戸・高崎・須賀川・郡山等十五箇所を增設して第一期の不足を補ひ、更に第三期に於て東京・宇都宮等の十三箇所を追加して、合計三十五箇所の製造所を以て其の配置を完

備せんとしたり。然れども此の計畫は創業費中建設費用に餘裕ある場合には之が遂行を期し得べしと雖も、既に述べたるが如く本法成立の際には、時局の影響を受けて建設費に斯かる餘裕を存せざりしを以て、玆に方針を一變して暫く其の建設を止め、製造作業は一切場外作業の制度に依ることとなしたり。而して場外作業の制度たるや、從來の製造業者中適當なるものを作業擔當人に指定し、之をして各、舊來の工場に於て作業を繼續せしむるものにして、製造所は唯之に對し原料を支給し、製品を受入れ、工賃を仕拂ひ、製造煙草の回送を爲すに止まるを以て、別に直營の工場を要せざるのみならず、其の受授出納を便利ならしめんとせば、勢ひ擔當人を基準として事務所を設けざるべからざるを以て、玆に東京外三十二箇所の製造所を假築して、其の事務に當らしむることとしたり。然るに右三十三箇所の製造所を以てしても、尙ほ其の部內に點在せる遠近の擔當人に對し、原料及製品の授受を圓滿ならしむるに足らざるを以て、其の部內に於て更に合計五十七の分工場を置き、以て其の不便を補ふこととしたり。今其の製造所及分工場の名稱を示せば左の如し。

製造所名	分工場名
東京第三（東京市）	岩井（茨城縣）　飯野（山梨縣）　横濱（横濱市）
高崎（高崎市）	―
水戸（水戸市）	太田（茨城縣）　湊（茨城縣）
茂木（栃木縣）	―
烏山（栃木縣）	馬頭（栃木縣）
宇都宮（宇都宮市）	大田原（栃木縣）
須賀川（福島縣）	―
郡山（福島縣）	三春（福島縣）
仙臺（仙臺市）	一關（岩手縣）
盛岡（岩手縣）	大迫（岩手縣）
秋田（秋田市）	增田（秋田縣）
山形（山形市）	東根（山形縣）
關原（新潟縣）	新潟（新潟市）
小出雲（新潟縣）	松本（長野縣）
秦野（神奈川縣）	富士（靜岡縣）
見付（靜岡縣）	濱松（靜岡縣）
名古屋（名古屋市）	岡崎（愛知縣）
四日市（四日市市）	松坂（三重縣）
金澤（金澤市）	鶴來（石川縣）
勝山（福井縣）	―
彥根（滋賀縣）	八日市（滋賀縣）
大阪第二（大阪市）	和歌山（和歌山市）
岡山（岡山縣）	姬路（兵庫縣）
府中（廣島縣）	三原（廣島縣）
米子（鳥取縣）	―
池田（德島縣）	井川（德島縣）
―	若松（福島縣若松市）
―	米澤（米澤市）
―	新發田（新潟縣）
―	池田（長野縣）
―	豐橋（愛知縣）
―	岐阜（岐阜市）
―	山田（三重縣）
―	富山（富山市）
―	高田（奈良縣）　高知（高知市）
―	高梁（岡山縣）　久世（岡山縣）　中津井（岡山縣）
―	廣島（廣島市）
―	貞光（德島縣）　德島（德島市）

琴平（香川縣）	高松（高松市）	三島（愛媛縣）		
松山（愛媛縣）	今治（愛媛縣）			
福岡（福岡市）	下關（下關市）	久留米（久留米市）	志波（福岡縣）	佐賀（佐賀市）
熊本（熊本縣）				
長崎（長崎市）	島原（長崎縣）			
臼杵（大分縣）	竹田（大分縣）			
鹿兒島（鹿兒島市）	宮崎（宮崎縣）	都城（宮崎縣）	川內（鹿兒島縣）	國分（鹿兒島縣）
	指宿（鹿兒島縣）	那覇（沖繩縣）		

（備考）鹿兒島製造所は明治三十七年卷煙草製造開始の際、又那覇分工場は同三十八年三月に何れも追加設置せられしものなり。

以上の製造所及分工場は爾後屢〻廢置分合行はれし結果、其の數名稱位置等に異動あり、今一々之を述べず。宜しく第二編財政機關の部を參照すべし。

煙草製造所及分工場の本建築は當初國事多端の際なりしを以て、三年間据置の上第四年目より漸次之に著手し、明治四十六年度に至り完成することと爲し、其の總工事費豫算千四百三十四萬三千七百五十八圓を計上せしが、後幾許もなく平和克復し、臨時事件費に餘剩を生じたるを以て、三十八、九兩年度に於て該費より百十四萬九千九百四圓を支出し、東京、彦根、都山の工場倉庫の新設工事に著手したり。然るに臨時事件費の目は三十九年度限り廢止せられたるを以て、所要殘額千三百十九萬三千八百五十四圓は、四十年度より四十六年度に至る七箇年の繼續費として之が豫算を編成し、第二十三回帝國議會の協賛を經たり。其の總額及年割額は左表の如し。

年度	款	項	年割金額
明治四十年度	營繕費	煙草製造專賣創業建設費	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同　四十一年度	同	同	一、九七八、〇二二
同　四十二年度	同	同	二、五一一、六一一
同　四十三年度	同	同	二、二二九、二六六
同　四十四年度	同	同	二、五三七、一八七
同　四十五年度	同	同	二、〇一三、〇四七
同　四十六年度	同	同	九二四、七二二
總額	同	同	一三、一九三、八五四

本建築工事の漸次完成するに從ひ、政府は著々煙草製造の直營範圍を擴張して場外作業を廢止したり。而して右の豫定は爾後諸種の事情に因り經費の增減、計畫の變更等あり、從つて工事完成の遲延を免れざりしと雖も、大正五年度以降全部の作業を直營に移すことを得たり。

第三項　場外作業

場外作業とは、政府の工場に非ざる場所に於て、指定作業擔當人をして煙草製造作業の一部を行はしむる制度なり。之を詳言すれば、政府は一定の資格に依り、舊煙草製造業者中より場外作業擔當人を指定し、之に對し煙草製造に要する諸機械を無料貸與し、原料及材料品を交付して、政府の指揮監督の下に煙草の製造に當らしめ、製造の上は數量、製法、裝置等を檢查の上之を受領し、製造高に應じて擔

當人に對し一定の工賃を支給するものなり。而して作業擔當人は作業に要する一切の費用を負擔し、政府より交付を受けたる原料及材料品を以て仕樣書に照準して製造し、之を指定期日內に所管煙草製造所に納付すべき責任あるものにして、擔當人其の貸與に係る機械又は交付に係る物品を亡失毀損せしむるか、或は又製造の方法等を變更し、又は粗品を造りて損害を生せしめたるときは之を辨償すべく、之が爲に製造所の指定する所に從ひ保證金を提供するものとす。

場外作業の制度は煙草專賣法調査會の創意に係り、煙草製造專賣の實施に際し一時の便宜を以て採用せられし所なり。蓋し既述の如く煙草製造の機關は、各種工場の建築より器具機械の設備又は職工の補充に至る迄廣大の施設を要し、從つて之に要する資金も莫大に上り、完成の時日も亦相當の長期を必要とすべく、而も斯の如きは戰時財政の許す所に非ざりしを以て、別に大なる資金と長期の期間を要せずして之を實施し得るの方案を立てざるべからず。斯くして案出せられしものは此の場外作業の制度にして、此の方法に依れば器具機械の大部分と職工の勞力とは從來の儘之を轉用するを得べく、從つて多額の經費を要せずして直に實施することを得べきなり。是を以て明治三十七年七月先づ紙卷煙草の製造を開始するや、其の中兩切煙草は政府の工場既に整備せるを以て全部直營と爲し、口付煙草の製造中其の塡充作業の一部を場外作業に付することと爲したり。而して紙卷煙草の製造に就ては準備期間の餘日なく、且つ其の擔當人も多數を要せざる見込なりしを以て、之が選定を所管製造所長に一任したり。仍て製造所長は民業時代に於て口付紙卷煙草の製造を爲したる者、又は其の貸卷を爲したる者にして、場外作業擔當人たらんことを申請せる者の中より、從來の製造又は貸卷數量、使用職工數、其の他資力信用の厚薄、工場設備の整否、監督取締の便宜等を參酌して、適當の者を選擇し、之に對し契約事項として別に定むる擔當人規程を示し、之を受諾したる者に命令書を交付し、受書を徵して其の選定を爲したり。今其の人員及豫定數量を示せば左の如し。

製造所名	擔當人員	一日の擔當豫定本數	貸與塡充機械
東京第一	二九人	一一、五二〇、〇〇〇本	一、四四〇臺
東京第二	二	八〇〇、〇〇〇	一一〇
大阪第一	一	七〇二、〇〇〇	一一五
合計	三二	一三、〇二二、〇〇〇	一、六六五

翌三十八年度より刻煙草製造を開始せんとするに當りては、其の作業の大部分は之を民間に委託して製造せしむることと爲せしが、其の場外作業擔當人は紙卷煙草の場合と異なり、其の員數全國に亙りて多數を要するを以て、豫め選定の標準を設くるの必要を認め、三十七年十月準備局長官は刻煙草場外作業擔當人豫選內規を定め、之に刻煙草分工場別製造高及場外作業擔當人指定市町村名を添へて、準備局出張所に通達したり。出張所は右內規に基き管內の舊刻煙草製造人中より希望者を募り、之を調査して採否を區分したる調査書を作成して、申込書と共に之を準備局に送達し、同局は別に定めたる審査手續に依り之を審査の上擔當人を豫選し、之に對して一箇年の擔當豫定高及貸與機械臺數を定め、其の氏名を出張所に通知す。而して出張所は右豫選者に對して擔當人規程を示し、其の承諾を得たるときは製造所より之に命令書を交付し、受書を徵して擔當人規程を示し、其の今其の擔當人員及擔當量目等を擧ぐれば左の如し。

擔當人員　五二〇人
擔當量目　一一、六八二、七七七貫
貸與機械數　八、九二一臺
工場坪數　一二二、六〇八坪

場外作業擔當人の業務は政府の定むる所に從ひ、自己の擔當したる煙草製造作業を完成するに在るを以て、政府は擔當人に對して業務執行上の標準を示す必要あり。卽ち明治三十七年六月局長達を以て左の如く擔當人規程を定めたり。

煙草製造工場外作業擔當人規程（明治三十七年六月二十四日專賣局長達）

第一條　場外作業擔當人ハ仕樣書ニ照シ煙草製造所ヨリ交付ヲ受ケタル刻煙草原料ノ砂掃、骨拔、葉卷、刻上ケ及袋詰ヲ爲シ又ハ卷煙草原料煙草ヲ捲上ケ之ヲ指定期日內ニ所管煙草製造所ニ納付スヘキ責任アルモノトス

第二條　煙草製造所ハ場外作業擔當人ニ對シ製造ニ要スル刻機械（刻庖刀ヲ除ク）莖潰機械及填充機械ハ無料ニテ之ヲ貸與シ刻煙草原料及包裹又ハ卷煙草原料口紙、鞘紙ハ之ヲ交付スヘシ

第三條　左記ノ費用ハ場外作業擔當人ノ負擔トス

一　製造工場用敷地及建物ノ賃借料
一　第二條ニ依リ貸與若クハ交付シタル物品ヲ除ク外製造ニ要スル一切ノ費用
一　貸與シタル器具機械ノ修理費
一　第二條ノ交付品竝ニ仕上品ノ授受ニ要スル運搬費、第二十條ノ處置ニ要シタル費用

第四條　煙草製造所ハ場外作業擔當人ニ對シ其製造數量及品位ニ應シ工賃ヲ交付スヘシ

工賃ハ製品ノ品位ニ應シ豫メ一定ノ割合ヲ定メ置キ每月二回ニ之ヲ仕拂フヘシ

第五條　場外作業擔當人不可抗力ニ因ル場合ヲ除ク外貸與ニ係ル器具機械若ハ交付ヲ受ケタル物品ヲ亡失毀損シタルトキハ之ヲ辨償スヘシ

第六條　場外作業擔當人製造原料ノ葉組、砂掃、骨拔、葉卷、截刻、袋詰及塡充仕上ノ方法等ヲ變更シ又ハ他物ヲ混シ粗品ヲ造リ損害ヲ生セシメタルトキハ之ヲ辨償スヘシ

第七條　場外作業擔當人ハ保證金トシテ煙草製造所ノ指定スル現金又ハ有價證券ヲ提供スヘシ

第八條　煙草製造所ハ場外作業擔當人ニ損害ヲ辨償セシムル場合ニ於テ當人ニ交付スヘキ金額アルトキハ之ヲ差引スルコトヲ得其不足額ハ七日以內ニ納付セシムヘシ若シ履行セサルトキハ保證金ヲ以テ之ニ充テ仍ホ足ラサルトキハ之ヲ追徵スヘシ

第九條　場外作業擔當人ハ其代理人、戶主、家族、同居者、職工、雇人其他ノ從業者ノ所爲ニ付一切ノ責任ヲ負フ

第十條　煙草製造所場外作業擔當ヲ解除シ又ハ工賃ノ割合ヲ減セムトスルトキハ少クモ一箇月以前ニ其旨通知スヘシ但第十二條ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十一條　場外作業擔當ノ解除ヲ請ハムトスルトキハ少クモ三箇月以前ニ其旨ヲ申出ツヘシ

第十二條　場外作業擔當人本規程ニ違背シタルトキハ煙草製造所ハ其擔當ヲ取消スコトアル

ヘシ之レカ爲場外作業擔當人ノ受ケタル損失ハ煙草製造所其責ニ任セス

第十三條　場外作業擔當人ハ疾病其他ノ事故ニ依リ業務ヲ處辨シ能ハサルトキハ代理人ヲ定メ所管煙草製造所ニ屆出ツヘシ

第十四條　場外作業擔當人製造工場ノ位置、坪數及原動力ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ所管煙草製造所ノ承認ヲ受クヘシ

第十五條　場外作業擔當人及同一ノ家ニ在ル者ハ煙草ノ耕作又ハ投機ニ關スル業ヲ營ムコトヲ得ス

第十六條　煙草製造所ハ場外作業擔當人ノ工場其他ノ設備ニ應シ豫メ一定ノ製造高ヲ指定スヘシ

第十七條　場外作業擔當人ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ職工、雇人ニ採用スルコトヲ得ス

一　傳染病症者

二　政府ノ製造所ニ於テ懲戒ニ依リ解傭セラレタル者

第十八條　場外作業擔當人ハ交付ヲ受ケタル原料及材料品カ仕樣書ニ照ラシ不適當ニシテ到底使用ニ堪ヘサルモノアルトキハ其旨申出テ指揮ヲ受クヘシ

第十九條　正當ノ事由ニ因リ指定期日內ニ於テ仕上ヲ了シ難キ場合ニハ其旨申出テ指揮ヲ受クヘシ已ヲ得サル事故ニ因リ臨時ニ作業ヲ中止セサルヘカラサル場合ニハ卽時其旨屆出ツヘシ

第二十條　交付ヲ受ケタル原料葉煙草ヨリ生シタル中骨、卷屑、葉屑又ハ包裹、口紙及鞘紙ノ剩餘竝ニ毀損品等ハ煙草製造所ニ返付シ又ハ當該官吏ノ指揮ヲ受ケ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第二十一條　場外作業擔當人ハ少クモ左ノ事項ヲ記載スヘキ帳簿ヲ備フルヲ要ス

一　作業ニ關スル現金出納高

一　賃金支拂高

一　職工姓名

一　日記

刻煙草製造者ニ限リ記載スヘキ事項

一　葉煙草符號別受拂高

一　卷葉ノ受拂高

一　仕上煙草ノ受拂高

一　包裹ノ受拂高

卷煙草製造者ニ限リ記載スヘキ事項

一　原料刻煙草ノ符號別受拂高

一　仕上卷煙草ノ受拂高

一　口紙及鞘紙ノ受拂高

第二十二條　場外作業擔當人ハ職工就業心得ヲ規定シ煙草製造所長ノ承認ヲ受ケ之ヲ工場適宜ノ場所ニ揭出スヘシ

職工就業心得ニハ少クトモ左ノ事項ヲ規定スルヲ要ス

一　休業日
一　就業時間
一　休憩時間
一　賃金ノ計算其支拂方法及時間
一　懲戒
一　工場取締上必要ノ禁止事項

第二十三條　交付ヲ受ケタル製造原料及材料品、半製品又ハ仕上品ハ不慮ノ災害ヲ防止スルノ手段ニ出ツル外之ヲ工場外ニ藏置又ハ搬出スルヲ得ス

第二十四條　從業者中傳染病ニ罹リタル者ハ一切ノ作業ニ從事セシムルコトヲ得ス

第二十五條　煙草製造所ハ仕樣書ニ照シ仕上品ノ精粗ヲ檢査シ若シ不合格ト認メタルトキハ場外作業擔當人ヲシテ處理セシムヘシ

第二十六條　當該官吏ハ作業物件及帳簿ヲ檢査シ作業上ニ付キ指揮又ハ注意ヲ與ヘ其他監督上必要ノ處置ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條　當該官吏ニ於テ必要ト認メタルトキハ納付スヘキ仕上品ノ檢査ヲ現場ニ於テ爲シタル後ニアラサレハ納付セシメサルコトアルヘシ此場合ニ於テハ檢査濟ノ證票ヲ附シ又ハ封緘ヲ施スコトアルヘシ

（書式省略）

翌三十八年二月製造所に對し右擔當人規程の運用に關する取扱方心得を達したり。

右擔當人規程及取扱方心得共に爾後屢〻改正を行はれ、以て場外作業制度廢止の時に及べり。茲には煩雜を避けて其の記述を省略す。

煙草製造作業開始當時に指定したる擔當人員及擔當量目等は、爾後增減變更せられしこと少からず。而して既述の如く場外作業の制度は一時の便宜に出でたるものにして、成るべく速に全部を直營に歸せしむる方針なりしを以て、政府は次項に於て述ぶるが如く漸次直營作業を擴張して、場外作業に代らしむることに努めたり。斯くて場外作業の範圍は年々縮小せられ、遂に大正四年度末に至りて全く此の制度は廢止せらるるに至れり。今直營工場及場外作業擔當人の增減趨勢を表示すれば左の如し。

年度末	口付 直營工場	口付 場外工場	口付 同上擔當人	兩切 直營工場	葉卷 直營工場	刻 直營工場	刻 場外工場	刻 同上擔當人	合計 直營工場	合計 場外工場	合計 同上擔當人
明治三八	二〇	三〇	二八	三	一	九一	六一一	四八三	一一五	六四一	五一一
三九	二四	二三	二一	三	一	九七	四九〇	四五〇	一二五	五一三	四七一
四〇	二四	一〇	一〇	三	一	九二	三八七	二四九	一二〇	三九七	二五九
四一	二七	九	九	二	一	八三	二七〇	二一〇	一一三	二七九	二一九
四二	二四	—	—	二	一	七九	一八九	一五五	一〇六	一八九	一五五
四三	一七	—	—	二	一	七九	一二二	一一〇	九九	一二二	一一〇
四四	一四	—	—	二	一	六八	一〇七	九八	八五	一〇七	九八
大正元	一三	—	—	二	一	七三	三〇	三〇	八九	三〇	三〇
二	一三	—	—	二	一	六三	一四	一四	七九	一四	一四
三	一三	—	—	二	一	六〇	一四	一四	七六	一四	一四
四	一〇	—	—	二	一	五四	八	八	六七	八	八

（備考）本表中直營工場數は支局及出張所の外分工場をも一工場として掲上し、場外工場數は擔當人が有する工場の實數を掲上す。

第四項　直營作業

場外作業の制度たる、政府の製造機關未だ完備せざる際、其の補助手段として案出せられしものなるを以て、製造機關の完成に從ひ製造作業は結局全部政府の直營に歸着すべきは、最初よりの方針なり。故に機關に其の設備あるものは、初めより作業の一切を直營たらしめしは勿論なれども、其の他の製造所に在りても將來直營作業を行ふ場合に對し、豫め作業の經驗を積み、且つ講究を重ね置くは極めて肝要なるを以て、政府は製造所若は分工場に於て、其の設備と經費の許す範圍内に於て、場外作業の一部を試驗的に實行せしむる方針を採り、明治三十八年三月二十三日一般の刻煙草製造所に通達して之を施行せしめたり。

右の如く製造所又は分工場に於ける直營作業は、紙卷煙草を除きては、最初は試驗製造の趣旨を以て開始せられしものなるが、爾後場外作業擔當人の委託取消又は解除を行ひし場合に於て、其の補充額は成る可く之を直營に移し、更に又管内に於ける擔當人に範を示し、刺戟を與ふる目的の爲には、進んで本作業を開始するの方針を採り、斯くて各製造所は此の方針に基き、漸次試驗作業を擴張して本作業と爲したり。

以上の如くにして、一方に於ては漸次直營作業の範圍を擴張すると同時に、他方に於ては製造所及分工場の本建築の竣工するもの年々增加するあり、斯くて口付紙卷煙草に就ては大阪製造所は四十年十月限場外作業を廢して全部直營を實行し、續いて東京第一及第二製造所に於ても亦本工場の建築工事落成せしを以て、共に四十三年二月限場外作業を廢止するに至り、茲に口付紙卷煙草の製造は全部直營に歸したり。又刻煙草に就ては、四十年一月郡山製造所に於て其の工場完成と同時に直營を開始せしを始めとして、其の他の製造所にても漸次直營作業に移るもの年々增加し、遂に大正五年度よりは全部直營作業を行ふことを得るに至り、茲に場外作業の制度は完全に其の跡を絶ちたり。而して直營作業完成の期日が當初の豫定（明治四十六年度）より多少遲延したるは、主として經費節減等の理由に因る本工場新築工事の遷延に基くものとす。今明治三十八年度以降大正四年度迄の直營及場外製造高を表示すれば左の如し。

年度	刻煙草				口付紙卷煙草				兩切紙卷煙草		葉卷煙草	
	直營		場外	計	直營		場外	計	直營	場外	直營	場外
明治三八	七、一七七、千貫	六九五、〇八四	七、四六九、八四〇、千貫	七、五四九、六一七、千貫	二、六九四、八三一、千本	三、六七三、八七九、千本	五、三九八、五三〇、千本	二、六八七、五三〇、千本	三、五一〇、千本	—	—	—
三九	七四四、〇六四	五、五三二、二六九	五、九三七、二三三	六、六三三、三一六	二、七六六、三三二	六、〇〇二、九一〇	一、二三五、七一三	一、一五一三、四七六	六八二、四六八	—	—	—
四〇	一、三八、七〇八	四、八三、五〇一	四、八三、一七五	六、一七四、九〇六	五、〇四二、八五一	一、二三五、七一三	六、二六八、五六三	一、二三五、〇三一	一、〇六一、五六四	—	—	—
四一	一、八五一、七三一	四、三三、一七五	四、五一七、六〇一	七、一二三、八九	四、五三四、七一三	四、五三四、七一三	四、六五八、九六〇	四、六五八、九六〇	一、二一四、七〇三	—	—	—
四二	二、五九六、二一八	四、五一七、六〇一	三、二三九、二〇〇	六、七一五、一三三	五、〇四二、八五一	四、五三四、七一三	四、六五八、八二八	四、六五八、九六〇	一、四二四、〇七九	—	—	—
四三	三、四七五、九二三	三、二三九、二〇〇	一、九三五、四七二	六、六六二、三九五	四、七三六、九二三	四、六五八、八二八	一、九五九、九四六	一、九五九、九四六	一、〇一〇、〇三五	—	—	—
四四	四、七三六、九二三	一、九三五、四七二	五八一、九二二	六、六五二、三九五	五、三七五、九八〇	四、六五八、八二八	二、〇六、九二八	二、〇六、九二八	八六〇、五六〇	—	—	—
大正元	五、九五六、一三五	五八一、九二二	三九五、九三五	六、八五二、〇七九	五、三七五、九八〇	四、六五八、九六〇	一、七四四、四二一	一、七四四、四二一	八八八、二九五	—	—	—
二	六、五〇七、〇五九	三九五、九三五	二八五、〇〇〇	七、〇三九、六一八	五、九三八、六六〇	四、六五八、九六〇	一、八一七、二六六	一、八一七、二六六	九〇六、二六〇	—	—	—
三	六、七五四、六一八	二八五、〇〇〇			五、七〇六、七五〇	四、六五八、九六〇						
四												

（備　考）大正四年度製造數量は八月末現在の豫定數量を揭ぐ。而して同年度の製造高實數は日付五、九六三、六〇六千本、兩切一、八四七、三九五千本、棄卷八六七、三九五本、剩七、〇四七、七五二貫（以上直營、場外の內譯不明）なり。

第五項　職工

煙草製造創業當時に於ける職工は、多少新規に募集したるものありしも、其の多くは民間營業者の使役せしものを承繼雇傭したるものなり。爾後の採用に當りては主として滿十四歲以上身體强壯にして、義務教育修了者より之を爲すを通例とす。職工は之を分ちて工手・見習の二種となし、業務に經驗なきものは先づ之を見習に採用し、見習にして業務を習熟したる者又は當初より相當の經驗技能ある者は之を工手となし、工手中技能優秀品行方正にして、高等小學以上の教育を受けたるか又は之に準ずべき學力ある者の中より工長に昇任せしむ。

職工の業務に附屬し雜務を執らしむる爲め別に人夫を使用す。其の採用方は職工に準じて之を取扱ふ。今各年度末に於ける職工・人夫等の人員數を表示すれば左の如し。

年度	工長			工手			見習			人夫			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治三八	三二八人	一二八人	三四六人	一〇、七九八人	二、九八七人	一三、七二六人	二、〇三六人	一、七九八人	三、八三四人	一八、三〇一人	五四、五二四人	七二、七二五人			
三九	二四三	一三二	三七四	一一、六四三	三、〇六〇	一四、七〇三	三、〇六〇	二、九五六	五、〇一六	一四、八二三	五〇、〇六七	六四、八七〇			
四〇	二六七	一八二	四四八	一五、一三四	三、一六六	一八、三〇〇	三、二三八	三、〇三九	六、二六七	一四、〇三七	五六、五八八	七〇、六二五			
四一	二八六	一八七	四七三	一六、〇三五	三、六九四	一九、七二九	三、八〇七	三、二九一	七、〇九八	一〇、九八七	六六、〇四六	七七、〇三三			
四二	二三四	一五九	三九三	一六、一九五	三、七九四	一九、九八九	三、七〇一	三、二九一	六、九九二	一〇、八九八	七七、〇四六	八八、〇四四			
四三	二一四	一三八	三五二	一五、六五五	三、六六三	一九、三二八	三、〇一〇	三、〇一〇	六、〇二〇	一〇、三九八	七六、〇四六	八六、四四四			

（備　考）一、本表中大正四年度末現在以前の合計には、場外作業擔當人の使用せし職工を計入せり。但し職工長・工手等の區別なきを以て內譯の各欄に計入するを得ず。從て內譯を合算したるものと合計は合致せず。

二、大正十一年度分には推定數を用ひたるものあり。

次に職工の勞銀は日給拂と功程拂との二種に區分し、前者を給料、後者を工賃と稱す。給料は所定の給料額の範圍內に於て、採用の際年齡・教育程度・經驗の有無其の他を稽へて適當の初給額を定め、爾後技能の進歩に隨ひ漸次昇給せしむるものとし、工賃は分業別に定めたる賃率を各自の出來高に乘

じて之を支給するものとす。今職工及人夫の一日一人當平均所得高の累年表を示せば左の如し。

年度	職工										人夫		
	職工長			日給拂			功程拂			手見習			平均
	男	女	平均	男	女	平均	男	女	平均	男	女	平均	
明治四二	七七厘	四五九厘	六四八厘	四四五厘	二二四厘	三二〇厘	六六〇厘	二四七厘	二八三厘	二四一厘	一六四厘	二九二厘	二七九厘
四三	七八九	四四一	六五八	四二三	二一九	三〇〇	六七八	二六九	三二五	二五六	一八三	二九三	二七九
四四	八一五	四五二	六七一	四二三	二二七	三〇二	七〇二	二九五	三六四	二五〇	一八二	二九四	二七九
大正元	七八五	四三五	六八〇	四二四	二二四	三〇四	七二九	三〇九	四〇〇	二五〇	一九四	三〇三	二八四
二	七七二	四六〇	六八〇	四二九	二二四	三〇四	七二九	三一五	四一一	二六〇	一九八	三〇四	二八四
三	八〇三	四五三	六八三	四八八	二四四	三一九	七五六	三一三	四〇三	二八八	二〇一	三一四	二九一
四	八二六	四七四	七〇八	五三〇	二五七	三四八	七五八	三二二	四〇〇	二九二	二〇三	三一四	二九一
五	八四五	四七二	七一五	五二一	二六五	三四一	七五六	三五七	四二九	三〇六	二〇四	三一四	二九一
六	九三一	五三三	七八五	六〇三	三一三	三九九	八四二	三七四	四七〇	三四五	二〇九	三一四	二九一
七	一、二八〇	七二九	一、〇八〇	八五〇	四四五	五六三	一、一六七	五一三	六五三	四八七	二〇七	三一四	二九一
八	一、七九三	一、〇八二	一、三五七	一、一七	六八九	八四八	一、六九一	七四〇	九三三	五四一	二〇一	三一四	二九一
九	二、五三〇	一、五二九	二、〇七九	一、六五〇	一、一九四	二、三三三	九八四	一、〇二八	一、二九九	七四八	二〇一	三一四	二九一
一〇	二、六一九	一、五三八	二、一〇四	一、六八二	一、二〇二	二、四〇八	一、〇〇八	一、一八四	一、六九九	九〇一	二〇一	三一四	二九一
一一	二、六七三	一、五七四	二、一二七	一、六八九	一、二〇四	二、四〇二	一、〇二〇	一、一八六	一、七〇一	九〇一	二〇一	三一四	二九一
一二	二、八一七	一、六〇〇	二、二四四	一、七四八	一、二三一	二、四七九	一、〇六九	一、二一五	一、七四四	九〇一	二〇一	三一四	二九一
一三	二、八一九	一、六〇五	二、二四三	一、七六六	一、二三三	二、三九六	一、〇三四	一、二一七	一、七四八	九〇一	二〇一	三一四	二九一
一四	二、八六五	一、六五八	二、二四八一	一、八一五	一、二〇三	二、四四五	一、〇七六	一、二四五	一、七九三	九〇一	二〇一	三一四	二九一
昭和元	二、九五五	一、六九七	二、三五九	一、八六七	一、一〇八	二、四七九	一、一〇二	一、二六三	一、八〇五	九〇一	二〇一	三一四	二九一

第二款　製造煙草の種類及定價

政府製造の煙草は、專賣法實施に當り葉卷煙草・紙卷煙草・刻煙草の三種に限定したり。固より製品の種類は之に止まらず、外に嗅煙草・噛煙草等ありと雖も、此等は皆內國製品に非ず、從來輸入品に於て時に之を見ることありしも、一般の需要品に非ざるを以て、政府事業として經營するに足らず。若し個人に於て其の健康上又習慣上之を必要とせば、別に存する規定に依り之を自用輸入し得ることとせり。以下各種の製品に就き其の種類及定價を記述すべし。

第一項　葉卷煙草

葉卷煙草は往時本邦に需要せられたるものは主として輸入に係り、內地の製品は明治十五年以來東京・橫濱・神戶・長崎等に於て外品に摸して製造したるものありしも、繼續せずして皆中途廢滅に歸したり。其の後明治三十五年に至り久米權九郎なる者代々木に葉卷煙草の製造場を設け、馬尼剌の葉煙草を輸入し、同地の職工を招致して試製に著手したりしが、未だ確實の效果を見るに至らざる間に專賣法實施の爲め禁業に遭ひたり。然れども其の創設の理由よりせば將來持續するに足るべく、且つ葉卷煙草の需要は年々增加しつつあるに際し、其の供給を一切輸入のみに仰ぐは、制度確立の所以に非ざるが故に、政府は直に其の事業を承繼し、其の方法に依りて製造することに決定したり。

政府承繼當時の葉卷煙草の品名はベルフェクトス及セニョリタスの二種なりしが、政府は新にレガリヤ・オリエンタレス・ロンドレスの三種を追加し、尋いで四十年三月に至りスマトラ葉及ハバナ葉

を原料として、優良品イムペリアルスの製造を開始し、又翌年四月以降イムペリアルス製造に不適當なる原料及同製造の際生する截葉を利用して、プリンセサスの製造を始め、合計七種となれり。此の外大正七年度より御料ハバナの製造を開始したり。左に御料ハバナを除きたる各種の品名及百本當定價の變遷を表示すべし。

品名＼百本當定價	專賣開始當時定價	明治四十年十二月二十八日改正	同六年十二月一日改正	同八年六月一日改正	同十四年十一月七日改正
	（明治四〇年三月發賣）				
イムペリアルス	二〇・〇〇〇円	二六・〇〇〇円	三二・〇〇〇円	四二・〇〇〇円	五〇・〇〇〇円
ペルフエクトス	一二・〇〇〇	一五・〇〇〇	一八・〇〇〇	二四・〇〇〇	三〇・〇〇〇
プリンセサス	—	（明治四一年四月發賣）一三・〇〇〇	一六・〇〇〇	二一・〇〇〇	二四・〇〇〇
レガリヤ	一〇・〇〇〇	一三・〇〇〇	一六・〇〇〇	二一・〇〇〇	二四・〇〇〇
オリエンタレス	八・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一二・〇〇〇	一六・〇〇〇	二〇・〇〇〇
ロンドレス	五・〇〇〇	六・〇〇〇	七・〇〇〇	九・〇〇〇	一〇・〇〇〇
セニヨリタス	二・五〇〇	三・〇〇〇	三・五〇〇	四・五〇〇	五・〇〇〇

（備　考）箱詰本數は種々の沿革あれども、大正末年に於てはイムペリアルス・ペルフエクトス・レガリヤ・プリンセサスの四品は二十五本入及五本入の二種、オリエンタレスは五十本入・二十五本入・五本入、セニヨリタスは二百本入及十本入なりとす。

第二項　紙巻煙草

第一目　口付紙巻煙草

口付紙巻煙草の需要は最初両切煙草の輸入に誘發せられたるものなり。明治十年以後は東京・京都・大阪・鹿兒島等を始め各地に其の製造起り、同十七年には岩谷商會の天狗煙草の發賣あり、二十三四年頃には更に千葉商會の牡丹煙草を加へ、漸く一般の需要品となれり。次いで明治二十七八年戰役に際し軍隊用として其の需要倍加し、耐來年々隆盛にして、三十五六年に至りては其の製造原料既に百萬貫を超え、刻煙草に次ぎて嗜好の大部分を支配することとなりたり。

明治三十七年製造專賣の實施せらるるに及び、政府は從來の需要に基き、菊世界・日の出・天狗・忠勇・羽衣等を標準とし、同種の內國葉を原料として、先づ敷島・大和・朝日・山櫻の四種を製造したり。爾來嗜好の變遷あり、時勢と共に需要の移動ありて、或は新品を製出し、或は在來品の製造を中止したる爲め、大正末年に至りては國華・不二・敷島・やよひ・朝日・カメリヤ・たつ田の七種となれり。而して各種品目の新製又は廢止の事情に就きては、別に第十五節に於て之を說くべきを以て玆には之を略し、單に其の品名及定價の變遷を表示するに止むべし。

品名	一包裏詰本數	專賣開始當時定價	明治四十年十二月二十八日改正	大正六年十二月一日改正	同八年八月六日改正	同十一年十月一日改正	同十四年十一月七日改正
敷島	二〇本	八錢	一〇錢	一二錢	一五錢	錢	一八錢
大和	二〇	七	九	一一	一四	—	一五
朝日	二〇	六	八	一〇	一二	—	一三
山櫻	二〇	五	七	—	—	—	—
カメリヤ	二〇	（明治元年九月發賣）五	（明治元年度限製造廢止）—	—	—	—	（大正三年度限製造廢止）—
不二	二〇	（同九年一〇月發賣）一〇	（同三年一月發賣）一二	一五	二〇	九	一〇
國華	二〇	—	一五	一八	二五	—	二五

やよひ	二〇本	—	錢（明治四三年五月發賣）	一〇錢	一二錢	一五錢	—	錢	一八錢
芙蓉	二〇	—	（同四四年二月發賣）	一〇	（大正平年度限製造廢止）	—	—	—	—
八雲	二〇	—	（同右）	八	（同右）	—	—	—	—
たつ田	二〇	—	（同右）	七	八	一〇	九	—	一〇
八千代	二〇	—	（大正四年一〇月發賣）	一〇	（同平年度限製造廢止）	—	—	—	—
ペルタ	二〇	—	—	—	—	（大正九年四月發賣）	三〇	（大正平年度限製造廢止）	—
かをり	二〇	—	—	—	—	—	（同二年九月發賣）	二〇	（大正二年度限製造廢止）
敷島	一〇〇	—	—	—	—	—	—	（同一五年二月發賣）	九〇

（備考）以上の外に特製及御料の口付紙卷煙草あれども今之を除く。

第二目　兩切紙卷煙草

兩切紙卷煙草が本邦に於て需要を喚び、之が製造開始せらるるに至りし由來に就ては、先に葉煙草輸入の部に於て略說したり。後明治二十七年村井商會が始めて米國葉原料に依る製品ヒーローを販賣するに及び、其の需要逐年激增し、三十五六年の頃には同商會の製品のみに就て見るも、其の賣渡價額既に千萬圓を超ゆるに至れり。

明治三十七年七月專賣法實施に際しては、此の需要の大勢に基き、內地用としてスター・チエリー・リリーの三種を製造し、同年十月に至り更に輸出用としてドラゴン及フエニックスの二種を製し、翌年十月輸出用ロングライフを加へ、更に三十九年三月同じくゴールデンバットを加へたり。此等は皆米國葉を原料とせる製品なるが、米國葉に比し更に香味の優良なるものに土耳古葉あり。而して土耳古煙草は從來上流社會の必需品となり居たるを以て、專賣制度實施後に於ても之が供給を絕つべからざるものあり。故に明治三十八年三月に至り一種の配合法を用ひて、土耳古葉に混ずるに內國葉を以てし、新に一製品を案出し、之をオリエントと名づけて發賣せり。

內國葉原料の口付紙卷煙草は既に其の需要盛なりしが、同じく紙卷煙草なる以上兩切としても不可なかるべく、且つ其の生產費は外國葉原料の製品より減少し得べく、從て其の製法宜きを得ば一般の需要を迎ふるに足るべきを以て、明治三十八年五月に梅か香を、同六月に「ほまれ」を製出したり。又同年十二月印度輸出用として、內國葉の下級品を用ひて一種の兩切を製造せり。櫻印是れなり。尋いで三十九年十一月蝴蝶の製出あり。右は兩切紙卷の賣行不振を挽回するの目的を以て製造したるものにして、內國葉を主たる原料とし、米國種黃色葉を加味したり。之と同時に又輸出用としてハネービーを新製せり。蓋し是より先き輸出用として新製したるゴールデンバットは、在上海ブリチッシュシガレット・コムパニーの製品と商標の牴觸ありて、其の清國輸出を廢止したるに由り、之に代ふる爲め新に製出したるものなり。

以上は製造開始後一兩年間の事蹟なり。其の後に於ける新製品の發賣及在來品の製造中止は頗る多岐に亙れども、第十五節に讓りて玆には之を省略す。而して大正末年に於ける現在製品はナイル・アルマ・オリエント・サロン・スター・エアーシップ・リリー・ゴールデンバット・蝴蝶・ほまれ・チエリーの十一種なりとす。左に兩切紙卷煙草の品名及定價の變遷を揭ぐべし。

品名	一包裹詰本數	專賣開始當時定價	明治四十年十二月二十八日改正	大正六年十二月一日改正	同八年八月六日改正	同十一年八月二十一日改正	同十四年十一月七日改正
スター	一〇本	七錢	八錢	一〇錢	一二錢	—錢	一五錢

チェリー	一〇本		六錢		七錢	（大正三年度限製造廢止）	— 錢		— 錢		— 錢		— 錢
リリー	一〇		五		六		七		九		八		一〇
ドラゴン	一〇	（明治三七年一〇月新製）	—		—		—		—	（大正九年度限製造廢止）	—		—
フェニックス	一一	（同右）	—		—		—		—	（同右）	—		—
オリエント	一〇	（同三八年三月發賣）	一二		一五		一八		二三		—		三〇
梅か香	一〇〇	（同年五月發賣）	三五		—	（明治四四年度限製造廢止）	—		—		—		—
ほまれ	二〇	（同年六月發賣）	五		—		六		七		六		七
ロングライフ	一〇	（同年一〇月新製）	—		—	（同四三年度限製造廢止）	—		—		—		—
櫻印	—	（同年一二月新製）	—	（明治三九年度限製造廢止）	—		—		—		—		—
ゴールデンバット	一〇	（同三九年三月新製）	—		五		六		七		六		七
蝴蝶	一〇	（同年二月發賣）	三		四		五		六		五		六
ハネービー	五	（同年同月新製）	—		—	（大正四年度限製造廢止）	—		—		—		—
ナイル	一〇	（同四〇年五月發賣）	二〇		二五		三〇		三七		—		四五
ビーバー	五	（同年六月新製）	—		—	（明治四三年度限製造廢止）	—		—		—		—
バンデマトロム	—	（同年一〇月新製）	—		—	（同四〇年度限製造廢止）	—		—		—		—
ウエルス	—	（同四一年一〇月新製）	—		—	（同四四年度限製造廢止）	—		—		—		—
アルマ	一〇		—	（同四二年三月發賣）	二〇		二五		三二		—		四〇
同上	一〇〇		—	（同右）	二〇〇	（廢止）	—		—		—		—
エアーシップ	五〇		—	（同四三年五月發賣）	三五		四〇		五〇		—		六〇
アイリス	二〇		—	（同四五年三月發賣）	二〇		—		—	（同八年度限製造廢止）	—		—
ジャスミン	—		—	（大正四年新製）	—	（大正四年度限製造廢止）	—		—		—		—
ピース	五〇		—		—		—	（大正九年三月發賣）	一二五	（同九年度限製造廢止）	—		—
同上	一〇		—		—		—	（同右）	二五	（同右）	—		—
兩切敷島	二三		—		—		—	（同右）	一五	（同右）	—		—
エアーシップ	一〇		—		—		—	（同一〇年五月發賣）	一〇		—		一二
サロン	四〇		—		—		—		—	（同一一年九月發賣）	一〇〇		一二〇
チェリー（太卷）	一〇		—		—		—		—		—	（大正一五年三月發賣）	一〇

（備考）一、包裹詰本數及定價を記入せざるものは輸移出品にして、一般に發賣せざりしものとす。
二、斷續的に製造を中止したるものは其の最後のものに依る。
三、ゴールデンバットは輸出專用より内地用に、アイリス及梅か香は内地用より輸出專用に變更せらる。
四、外に特製品あるも之を除く。

第三項　刻煙草

刻煙草は本邦に於て最も古く且つ最も多く製造せられたるものにして、從來製造煙草と云へば刻煙草を意味したるものなり。隨て北海道の一部を除き、全國各地に其の製造業者あらざるはなく、年年の生産額は製品量目七百四十五萬貫に及び、其の種類品目も亦數萬種に達したり。明治三十八年四月其の製造專賣を開始するに方り之を統一して、福壽草・白梅「さつき」「あやめ」「はぎ」「もみぢ」の六種とせり。以上の内「もみぢ」は民間の製法を襲用し、加工中骨を混じたるものなりしが、其の後嗜好の向上に依り漸次其の販賣高を減少したるを以て、三十九年三月限り其の製造を中止し、同年四月更に「なでしこ」を製造し「はぎ」「もみぢ」の中間品たらしめたり。

其の後に於て新に製造を開始したるものに水府・薩摩刻及富貴煙の三種あり、合計九種となりて以

て大正末年に及べり。左に品名及包裹區分及定價の變遷を表示すべし。

品名	包裹種別	專賣開始當時定價	明治四十年四月一日改正	同年十二月二十八日改正	大正六年十二月一日改正	同八年八月六日改正	同十一年十月一日改正	同十四年一月七日改正
福壽草	四〇匁	八〇錢	—	一〇〇錢	一二〇錢	一五〇錢	—	一八〇錢
	二〇	（明治三九年五月發賣）四〇	—	五二	六二	七八	（廢止）	—
	五	一〇	一一	一四	一七	二一	—	二五
白梅	四〇	六〇	—	七二	八四	一〇五	—	一二五
	二〇	（同三八年一〇月發賣）三〇	—	三八	四五	五五	（廢止）	—
	一〇	一五	（廢止）	—	—	—	—	—
	五	—	—	一〇	一二	一五	—	一八
さつき	四〇	四〇	—	五〇	五八	七二	—	八五
	二〇	二〇	—	二六	三〇	三八	（廢止）	—
	五	五	五・五	七	八	一〇	—	一二
あやめ	四〇	三二	—	四〇	四六	五六	—	六五
	二〇	（同三九年五月發賣）一六	—	二一	二四	三〇	（廢止）	—
	一〇	八	（廢止）	—	—	—	—	—
	五	四	四・五	六	七	八	—	一〇
はぎ	四〇	二四	—	三〇	三四	四二	四〇	四五
	二〇	一二	—	一六	一八	二二	二一	（廢止）
	五	三	三・五	五	六	七	六	七
もみぢ	一〇〇	四〇	—	—	—	—	—	—
	四〇	（同三八年一〇月發賣）一六	（明治三八年度限製造廢止）—	—	—	—	—	—
	二〇	八	—	—	—	—	—	—
なでしこ	四〇	（同三九年八月發賣）二〇	—	二四	二六	三〇	二八	三二
	二〇	一〇	—	一三	一四	一六	一五	（廢止）
	五	—	（明治四四年三月發賣）四	—	—	五	四	五
水府	四〇	—	（同四一年一〇月發賣）一二〇	一五〇	一五〇	二〇〇	—	二五〇
	五	—	—	—	—	—	—	—
薩摩刻	四〇	—	（同右）一二〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	—	二五〇
	五	—	—	—	—	—	—	—
富貴煙	四〇	—	（同四二年三月新製）—	（同四三年一二月發賣）二二	二四	二六	二四	二八
	五	—	—	—	—	—	—	—

（備考）一、水府・薩摩刻・富貴煙の五匁包は少量の製造をなしたれども發賣せず。
二、明治四十年四月一日（同年二月九日告示第二十二號）の値上は五匁包のみに行はる。
三、富貴煙は當初輸出用に供せられ、內地發賣は明治四十三年十二月以降なりとす。
四、大正十一年十月の値下は「はぎ」・「なでしこ」・富貴煙のみに實施せらる。
五、右表の外に特製品（五十匁包）あれども之を省略す。

第三款　煙草の製造額

煙草の製造額は從前の實蹟に鑑み、向後の需要を豫測して年々之を決定するものとす。而して世運の變遷・生活の向上に伴ひ喫煙の習俗は日に普及し、其の需要は比年遞增を示せり。從て其の製造額も刻煙草を除きては年一年增加し、夫の明治三十七年度（刻煙草及葉卷煙草は三十八年度）製造開始當年の製造額は、口付紙卷煙草三十七億四千六百六十二萬餘本、兩切紙卷煙草十五億七百七十二萬餘本、葉卷煙草三千五百十本、刻煙草七百五十四萬九千六百十七貫なりしもの、昭和元年度に於ては實に、口付

紙巻煙草百七十四億六百三十五萬餘本（約四・六倍）、兩切紙巻煙草八十六億七千四百四十七萬餘本（約五・七倍）、葉巻煙草二百十萬餘本（約五九八倍）の巨額に達したり。唯刻煙草のみは其の需要稍々衰退するの傾向ありて、製造額も亦漸減を呈し、昭和元年度に於ては六百三十二萬五千百六十貫（約一割五分減）となれり。又此等を製造する爲に用ひられたる原料葉煙草の實量目は、明治三十八年度に於て千七十九萬二千二百五十一貫なりしもの、昭和元年度には千四百八十八萬千二百三十二貫となりて、約三割八分を増加したり。固より此の間に於ける需要の變遷・嗜好の推移は一にして足らざれども、大體に於て之を見れば、刻煙草より紙巻煙草に推移するの傾向顯著にして、就中晩近に於ては紙巻中口付より兩切への轉化特に著しきものあり。嗜好の轉變・需要の變化の因て以て起りし理由及其の賣行に及ぼしたる影響等に就きては、別に第十五節實蹟概要中に之を述ぶべく、又次節に於ても關説する所あるべきを以て、玆には之を省略し、單に各種品目毎に其の年々の製造額を掲ぐるに止むべし。

（一）原料葉煙草使用高表

年度	原量目	實量目	減量目	原量目に對する減量目歩合
明治三八	一一、四七二、三六〇貫	一〇、七九二、二五一貫	六八〇、一〇八貫	〇・〇五九
三九	一〇、二八三、三七〇	九、六六七、八四二	六一五、五二七	〇・〇五九
四〇	一〇、七八七、一六六	一〇、〇九三、七三八	六九三、四二七	〇・〇六四
四一	一〇、三四三、七三九	九、六一一、四〇五	七三二、三三三	〇・〇七一
四二	一〇、六二六、一一五	九、八三六、九三四	七八九、一八一	〇・〇七四
四三	一一、六一三、五八八	一〇、八九三、四八八	七二〇、一〇〇	〇・〇六一
四四	一一、一五四、二八七	一〇、五〇二、七七三	六五一、五一三	〇・〇五八
大正元	一一、二二二、八三九	一〇、五八五、二八九	六三七、五五〇	〇・〇五七
二	一一、三一一、七一二	一〇、六三六、三二六	六七五、三八六	〇・〇六〇
三	一一、九二六、二一〇	一一、一三五、五八二	七九〇、六二七	〇・〇六六
四	一一、九五七、七九九	一一、二一二、四七一	七四五、三二七	〇・〇六二
五	一一、一四四、五七一	一〇、四六七、九三〇	六七六、六四〇	〇・〇六一
六	一一、八〇二、九二九	一一、〇四六、五四一	七五六、三八七	〇・〇六四
七	一三、一八七、三八二	一二、三八〇、四一二	八〇六、九七〇	〇・〇六一
八	一三、二一九、一三五	一二、三四二、一七〇	八七六、九六五	〇・〇六六
九	一五、〇四二、六二〇	一四、〇七〇、五二一	九七二、〇九八	〇・〇六五
一〇	一六、〇二三、一一七	一四、九七二、二六二	一、〇五〇、八五五	〇・〇六五
一一	一五、九五八、〇二八	一四、八九二、一一八	一、〇六五、九一〇	〇・〇六七
一二	一五、一一六、八四三	一四、一七〇、〇四五	九四六、七九七	〇・〇六三
一三	一六、五九四、七九〇	一五、五五八、九四九	一、〇三五、八四一	〇・〇六二
一四	一六、〇七六、一一六	一五、〇九七、六二六	九七八、四八九	〇・〇六一
昭和元	一五、九〇九、六七五	一四、八八一、二三二	一、〇二八、四四二	〇・〇六五

（二）口付紙巻煙草製造高表

年度	特製	ペルタ	國華	不二	かをり	敷島	八雲	山櫻
明治三七	三一、一〇〇本	—本	—本	—本	—本	一三四、一四六、七四〇本	—本	一、四八四、四三四、四四〇本
三八	三八、〇〇〇	—	—	—	—	五七六、七五〇、〇〇〇	—	五三九、三六三、九六〇
三九	八七、二〇〇	—	—	一二五、一三一、六八〇	—	一、二九二、八四八、九六〇	—	二、一六八、四〇〇
四〇	四五、〇〇〇	—	—	三三三、一四五、七三〇	—	一、七八〇、七三〇、九四〇	—	—

年度	やよひ	芙蓉	八千代	大和	朝日	カメリヤ	たつ田	合計
明治三七	—本	—本	—本	四二一、九七七、六六〇本	一、六六三、七四八、一〇〇本	五三、三〇三、四四〇本	—本	三、七四六、六二一、四八〇本
三八	—	—	—	六六一、六三〇、四三〇	二、五一四、一六四、八三〇	一一六、五八二、八〇〇	—	四、三九八、五三〇、〇〇〇
明治四一	四六、七〇〇本	—本	—本	一〇〇、二六三、九六〇本	—本	三、五六四、八六八、〇〇〇本	—本	一四〇、〇〇〇、七八〇本
四二	一一一、三五〇	—	三、七一七、七〇〇	二七、二三一、九四〇	—	二、九四二、七二二、五〇〇	—	四八、五〇〇、三九〇
四三	七〇、〇〇〇	—	二五、〇〇一、七二〇	五六、七八一、三六〇	—	三、四九〇、〇一六、五九〇	五〇、〇二九、二四〇	—
四四	九七、〇〇〇	—	二五、〇〇一、四八〇	七六、三四一、四八〇	—	二、七八四、一六五、六二〇	三〇八、五八七、八六〇	—
大正元	六七、五〇〇	—	二三、〇〇一、二四〇	六四、三〇一、二四〇	—	三、五一三、六七五、〇八〇	一五九、〇〇六、〇四〇	—
二	二四、一〇〇	—	二〇、三〇一、二〇〇	七九、四八三、二〇〇	—	三、九七一、〇二六、三六〇	二三一、〇二六、二六〇	—
三	六二〇、一〇〇	—	一八、三八〇、六〇〇	八一、六〇〇、八〇〇	—	四、三一九、一三七、八〇〇	一七五、一〇一、五四〇	—
四	一一六、五〇〇	—	一五、五〇〇、八〇〇	五二、六四〇、六〇〇	—	三、五五三、三二九、一四〇	—	—
五	一〇〇五、〇〇	—	一五、八六〇、六四〇	四九、五八〇、六四〇	—	四、三六〇、六九八、一四〇	—	—
六	二九九、三〇〇	—	二八、三一八、〇八〇	七八、四〇七、一〇〇	—	五、二六一、九八七、三四〇	—	—
七	一、八七五、九〇〇	—	五一、三六〇、三二〇	一三八、六八〇、三〇〇	—	五、七二八、二三八、五八〇	—	—
八	一、〇六一、三五〇	—	五〇、〇〇〇、四〇〇	一四六、五八〇、四〇〇	—	七、〇五二、七六五、二六〇	—	—
九	一、一三二、七〇〇	一七、四八〇、四〇〇	一〇三、六二〇、三四〇	三〇〇、〇二〇、三四〇	—	一二、〇三九、〇五〇、九四〇	—	—
一〇	一、〇二〇、六〇〇	—	六八、〇〇〇、三八〇	三四四、六〇〇、三八〇	—	一五、〇五七、〇八五、四七〇	—	—
一一	三八四、八二〇	—	四七、〇〇六、五八〇	一九二、〇〇一、三八〇	一〇〇、〇一四、七〇〇	一六、三五一、〇九〇、五二〇	—	—
一二	一六九、九〇〇	—	二八、八四〇、七〇〇	一五一、一六二、四〇〇	—	一五、九八五、三五五、七四〇	—	—
一三	七八三、〇八〇	—	三〇、〇〇三、九四〇	一五九、〇〇三、一〇〇	—	一六、〇四九、八八八、三二〇	—	—
一四	三五四、二〇〇	—	五三、〇〇一、一四〇	一五八、六〇一、三〇〇	—	一三、七四二、七三〇、七六〇	—	—
昭和元	三〇一、九五〇	—	八、二八〇、七六〇	八、〇〇〇、七六〇	—	七、五五四、四七七、五六〇	—	—

（三） 兩切紙巻煙草製造高表

明治四〇	—	—	—	一、七六二、二四七、三〇〇	三、二四一、二五三、五六〇	一二五、四二三、一二〇	—	七、二三一、八四五、六四〇
四一	—	—	—	一、一三一、六九三、九八〇	一、二二七、二〇七、一八〇	一一四、四八二、四〇〇	—	六、二六八、五六三、〇〇〇
四二	—	—	—	七八一、四一二、三〇〇	一、三〇三、七〇二、四二〇	一〇七、六二二、四二〇	—	五、二二五、〇二一、〇二〇
四三	三二、六四一、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一六六、四二七、七六〇	三五九、四一五、六二〇	一五五、七二二、三八〇	八、六〇六、〇二〇	四、五三四、七二一、六九〇
四四	四〇、〇〇一、二八〇	五一九、六一九、四四〇	—	一七九、七六三、二八〇	四七六、八五七、四六〇	一三三、五三三、五二〇	一一六、〇〇三、五二〇	四、六五八、九五九、九四〇
大正元	四四、二〇一、〇〇〇	一二五、〇〇三、五四〇	—	一四九、二八一、二四〇	四四四、七八七、八〇〇	一〇五、〇〇三、五二〇	三一、五〇一、六〇〇	四、六五八、八二七、八〇〇
二	五三、八〇一、一六〇	三二一、二三五、二四〇	—	一六六、三八〇、六四〇	五三二、六二一、二〇〇	一〇七、一八二、二四〇	一五、七二〇、九二〇	五、三七八、八〇二、五二〇
三	五七、八四〇、五二〇	一八六、一八二、〇二〇	—	一六〇、二〇三、九〇〇	七八〇、八〇六、八六〇	一三三、四八二、二四〇	四〇、〇〇〇、八八〇	五、九四二、三五六、二六〇
四	六六、三三〇、四四〇	—	八九五、七三三、三六〇	一二八、五六〇、五六〇	一、〇七九、五四三、三〇〇	一三五、七八〇、九六〇	三六、〇八〇、八〇〇	五、九六三、六〇六、四六〇
五	六三、一六〇、四〇〇	—	四〇〇、〇〇〇	一三〇、〇四一、五四〇	一、五五一、八六五、五二〇	一四一、四八〇、八八〇	一九、七二〇、五六〇	六、三三三、九〇八、八二〇
六	九三、七六〇、三〇〇	—	—	一九〇、四六〇、九四〇	二、四三九、六一八、五〇〇	一七六、二二〇、九〇〇	三六、七四〇、七八〇	八、三〇五、八一三、二四〇
七	九六、九二〇、四四〇	—	—	二二七、三六四、九〇〇	四、七七六、六五四、六八〇	一五七、六八〇、八四〇	七七、五四二、三四〇	一一、二五六、三一八、三〇〇
八	一三九、四四〇、三四〇	—	—	二三八、九〇〇、八八〇	六、六二〇、九七六、八六〇	一四八、九四〇、九八〇	六一、九八〇、七六〇	一四、四六〇、六四七、二三〇
九	一六三、四八〇、四〇〇	—	—	二六〇、七八〇、九四〇	五、七二三、二二三、六六〇	一三一、四八〇、八八〇	三四、八〇〇、四四〇	一八、七七五、〇七一、〇四〇
一〇	九四、九二三、一二〇	—	—	八四、〇四〇、七〇〇	四、一七八、七〇四、三二〇	一五九、六〇一、〇六〇	五〇、〇〇〇、四六〇	二〇、〇三七、九七五、四九〇
一一	一〇三、五三〇、九六〇	—	—	四四、〇〇〇、七六〇	四、八五八、三三一、三二〇	一五九、六〇一、〇四〇	五〇、〇〇〇、六〇〇	二一、九〇五、九四二、六八〇
一二	七七、四二二、一六〇	—	—	二四、八八二、三六〇	五、二〇八、五九三、一六〇	一七七、三八一、七八〇	四五、八八〇、七四〇	二一、六九九、六八七、九四〇
一三	五〇、四〇〇、四〇〇	—	—	—	五、四九三、七〇九、四〇〇	二一五、六〇〇、八四〇	五〇、〇〇〇、四〇〇	二三、〇四九、三八八、四八〇
一四	九五、〇〇〇、七六〇	—	—	—	七、八四五、四六四、二四〇	二一四、三四一、〇四〇	九五、二二〇、三六〇	二一、二〇四、七一三、八〇〇
昭和元	六六、〇〇〇、四二〇	—	—	—	九、四五九、一八七、九二〇	二一〇、一〇〇、八六〇	一〇〇、〇〇〇、四二〇	一七、四〇六、三五〇、六五〇

年度	明治 三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	大正 元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	昭和 元
ナイル	一本	—	—	—	—	—	三、六〇〇	三、一〇〇	三、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	九、八〇〇
アルマ	一本	—	—	—	—	—	二、四〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	九〇〇	六〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八、八〇〇	八、四〇〇
ビーズ	一本	—	—	—	—	—	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	八、八〇〇	八、六〇〇	八、四〇〇	八、二〇〇	八、〇〇〇	七、八〇〇	七、六〇〇	七、四〇〇	七、二〇〇
オリエント	一本	一〇、〇〇〇	九、八〇〇	九、六〇〇	九、四〇〇	九、二〇〇	九、〇〇〇	八、八〇〇	八、六〇〇	八、四〇〇	八、二〇〇	八、〇〇〇	七、八〇〇	七、六〇〇	七、四〇〇	七、二〇〇	七、〇〇〇	六、八〇〇	六、六〇〇	六、四〇〇	六、二〇〇	六、〇〇〇
アイリス	一本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サロン	一本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スター	一本	六〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	二、四〇〇	二、六〇〇	二、八〇〇	三、〇〇〇	三、二〇〇	三、四〇〇	三、六〇〇	三、八〇〇	四、〇〇〇	四、二〇〇	四、四〇〇	四、六〇〇

年度	明治 三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	大正 元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	昭和 元
ニアーシップ	一本	—	—	—	—	—	一〇、三〇〇	一〇、〇〇〇	九、八〇〇	九、六〇〇	九、四〇〇	九、二〇〇	九、〇〇〇	八、八〇〇	八、六〇〇	八、四〇〇	八、二〇〇	八、〇〇〇	七、八〇〇	七、六〇〇	七、四〇〇	七、二〇〇
リリー	八四〇本	一、一四〇	一、四四〇	一、七四〇	二、〇四〇	二、三四〇	二、六四〇	二、九四〇	三、二四〇	三、五四〇	三、八四〇	四、一四〇	四、四四〇	四、七四〇	五、〇四〇	五、三四〇	五、六四〇	五、九四〇	六、二四〇	六、五四〇	六、八四〇	七、一四〇
ゴールデンベット	一本	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	二、四〇〇	二、六〇〇	二、八〇〇	三、〇〇〇	三、二〇〇	三、四〇〇	三、六〇〇	三、八〇〇	四、〇〇〇	四、二〇〇	四、四〇〇	四、六〇〇	四、八〇〇	五、〇〇〇
南切敷島	一本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鍬	一本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ほまれ	一本	八〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	二、四〇〇	二、六〇〇	二、八〇〇	三、〇〇〇	三、二〇〇	三、四〇〇	三、六〇〇	三、八〇〇	四、〇〇〇	四、二〇〇	四、四〇〇	四、六〇〇	四、八〇〇
ドラゴン	一〇、〇〇〇本	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇	一四、二〇〇

專賣

年度	ロングライフ	樺印	パンデマイトロム	ジャスミン	合計
昭和元	—	—	—	—	—
一	—	—	—	—	—
二	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—
大正一四	—	—	—	—	—
一五	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
六	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
七	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
八	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
九	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一〇	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一一	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一二	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一三	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一四	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一五	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一六	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一七	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一八	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
一九	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二〇	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二一	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二二	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二三	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二四	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二五	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二六	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二七	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二八	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
二九	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三〇	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三一	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三二	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三三	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三四	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三五	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三六	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三七	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三八	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
三九	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四〇	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四一	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四二	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四三	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四四	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四五	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四六	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四七	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四八	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
四九	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五〇	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五一	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五二	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五三	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五四	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五五	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五六	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五七	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五八	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
五九	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本
六〇	五六、〇〇〇本	四五、〇〇〇本	一、〇〇〇本	一、〇〇〇本	五八、〇〇〇本

專賣

年度	フニックス	特製	チェリー	ハネービー	梅か香	ウェルス	ビーバー
昭和元	五六、〇〇〇本	一〇、〇〇〇本	五六、〇〇〇本	—	五六、〇〇〇本	五六、〇〇〇本	—
一	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
六	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
七	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
八	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
九	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一〇	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一一	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一二	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一三	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一四	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一五	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一六	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一七	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一八	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
一九	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二〇	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二一	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二二	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二三	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二四	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二五	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二六	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二七	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二八	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
二九	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三〇	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三一	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三二	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三三	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三四	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三五	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三六	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三七	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三八	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
三九	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四〇	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四一	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四二	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四三	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四四	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四五	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四六	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四七	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四八	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
四九	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五〇	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五一	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五二	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五三	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五四	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五五	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五六	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五七	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五八	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
五九	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—
六〇	五六、〇〇〇本	五、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—	九、〇〇〇本	四九、〇〇〇本	—

年度				
大正一〇	|本	|本	|本	三,二三三,〇一一,九四〇本
一一	|	|	|	四,〇三三,五六九,〇一〇
一二	|	|	|	五,二四一,一五九,三八〇
一三	|	|	|	五,五八六,三七八,一一〇
一四	|	|	|	七,一二七,三三七,三三〇
昭和元	|	|	|	八,六七〇,四七三,八六〇

（四）葉巻煙草製造高表

年度	御料ハバナ	インペリアルス	ペルフェクトス	レガリヤ	プリンセサス	オリエンタレス	ロンドレス	セニヨリタス	合計
明治三八	|本	|本	一,三三七本	八七本	|本	一六二本	一,五二二本	四二本	三,五一〇本
三九	|	|	二四,七七〇	二〇,六〇五	|	五三,二九五	一九二,三四五	三一三,四四〇	六〇四,四五五
四〇	|	一八〇	三一,五八五	三〇,六二五	|	五七,六七〇	一〇九,五四五	二六五,六六〇	四九五,二六五
四一	|	六,九八五	二三,一二〇	六,六四五	七,九三五	二八,七七〇	五五,八九五	二九八,一四〇	四二六,四九〇
四二	|	一四,五七〇	二四,八七〇	一一,九二〇	一七,七七〇	三〇,六七〇	三一七,八八〇	四六九,四四〇	八八七,一二〇
四三	|	一四,三五〇	二一,六〇〇	一八,二五〇	五,三五〇	五〇,二五〇	一八六,三二五	四一〇,四〇〇	七〇六,五三五
四四	|	一三,九八五	六〇,五七五	七,三〇〇	一九,七二五	五〇,七五〇	二二二,一一〇	三九八,九三〇	七七三,三七五
大正元	|	二一,六六〇	五九,〇三五	二〇,五五五	三三,二六〇	六五,一八〇	三四五,〇八五	四七六,二六〇	一,〇一〇,〇三五
二	|	四,四四五	四七,九二〇	三,八八〇	六〇	四五,一九〇	三三四,九七五	三八五,二四〇	八二一,七一〇
三	|	七,〇五〇	四二,三八〇	五,三八〇	三,三八〇	五四,〇七五	三八二,三七五	三九四,九六〇	八八九,六〇〇
四	|	八,七五〇	三九,七一〇	九,三九五	八,五二〇	六三,八四〇	三三一,一二〇	四〇六,〇六〇	八六七,三九五
五	|	一九,三五五	七九,五五〇	九,五九〇	六,六一〇	八二,四二五	四二〇,六一〇	五六二,二五〇	一,一八〇,三九〇
六	|	四四,二八〇	一八五,七二五	二四,五二〇	一〇,七〇五	一六三,〇一五	六八八,三六五	一,一五〇,二六〇	二,二六六,八七〇
七	八五〇	六四,四三〇	二七二,一九〇	三三,四八五	二九,八七五	二二七,三三五	六五八,五九五	一,二九一,二四〇	二,五六七,〇〇〇
八	一,九七五	九七,二五五	三六六,一九五	二四,一二五	四四,一四五	二三一,六〇五	九四六,一〇五	一,四七〇,二一〇	三,一八一,六一五
九	二,六〇〇	七六,七二五	二九七,八六〇	三八,五七〇	三八,六〇五	二三九,〇一五	八九二,五七五	一,六二〇,二四〇	三,二〇六,一九〇
一〇	三,六〇〇	七〇,四五〇	三三八,四九〇	三五,六五五	四七,二五〇	二三〇,四四〇	八九六,九一〇	一,四五三,二八〇	三,〇七五,〇七五
一一	二,九〇〇	三,八三五	二〇〇,七六〇	二,七七五	一九,七四〇	三三,二三五	三一九,六七五	二三三,九八〇	八二四,九〇〇
一二	四,四六三	一,八二五	二五一,二七〇	一三五	一,六二五	三八,三七五	五〇六,二六〇	四一〇,〇〇〇	一,二二三,九四三
一三	一,二〇〇	四四,三三〇	三〇四,五三〇	一七,八四五	四三,五三〇	一三六,〇二〇	八〇七,一五〇	一,一四八,三五〇	二,五〇二,九四五
一四	|	四八,四七五	一三九,三一五	二〇,一三五	一六,一二五	六六,八一五	五六四,七五五	一,五七〇,二一〇	二,四二五,八二〇
昭和元	|	六一,三四〇	一九四,九九〇	二三,一四〇	二九,六四〇	八一,一四〇	六六五,六四〇	一,〇四四,五三〇	二,一〇〇,四二〇

（五）刻煙草製造高表

年度	特製 五十匁	水府 四十匁	薩摩刻 四十匁	福寿草 四十匁	福寿草 二十匁	福寿草 五匁	福寿草 計	白梅 四十匁	白梅 二十匁	白梅 五匁	白梅 計
明治三八	|貫	|貫	|貫	六,五三三貫	|貫	二,八六四貫	一八,三八六貫	一五,五四七貫	一〇,八八五貫	|貫	四八,九一五貫
三九	|	|	|	一,三三四	四二〇	七,二二七	八,九七二	九,一二七	一三,三九九	|	二三,一九二
四〇	|	|	|	九,九五七	七,六〇一	二〇,六二三	三八,一八一	三八,二二六	四八,九三七	七,七二三	九四,八七七
四一	三	一,九九六	一,〇三〇	五,五四六	二,四六四	五,九二五	一三,九三六	一九,九八五	六,〇二〇	二九,四九一	五五,四九七
四二	六	二,一六〇	二,一四四	五,六七六	三〇三	七,六六四	一三,六四三	四四,八一八	一九,七四八	六六,四五八	一三一,〇三五
四三	五	三,六七六	二,六九二	六,八五〇	二,四六八	七,三四九	一六,六六八	三六,二四五	一一,七六四	七三,四二八	一三〇,四三七
四四	五	二,五二六	二,二九六	七,四九二	三,〇九八	八,八七一	一九,四六三	四七,三九三	一六,〇〇八	八四,九四六	一四八,三四八
大正元	|	一,五〇四	五〇三	六,六四二	二,二二六	六,一六三	一五,〇三三	三四,二七四	九,一七四	八一,六五五	一二五,一〇三
二	七	二,三九三	二五四	一,八八三	二〇〇	一,〇四四	三,一二八	四一,二三一	一四,一九〇	九三,四九五	一四八,九一七
三	|	一,二八一	七六四	三,八三三	三三三	二,五五〇	六,七一六	三五,九一九	三,三九二	五四,七六四	九四,〇七六

年度											
大正四	—貫	二、三六〇貫	一、三八五貫	四、四二六貫	六六〇貫	四、〇六一貫	九、一四八貫	二六、二六八貫	六、四九六貫	七八、九四一貫	一一一、七〇六貫
五	—	一、五五九	七九九	二、八九五	一、一七六	二、七三三	六、八〇四	三六、九六二	八、五九一	五三、三〇五	九八、八六〇
六	—	二、〇六二	一、一三六	三、六四三	二五四	二、九四六	六、八四四	二六、〇九三	四、七〇七	七〇、五〇八	一〇一、三〇九
七	—	二、八四八	一、一四二	三、六九七	八四三	三、二七二	七、八一三	四一、〇八七	九、七八〇	五七、一〇二	一〇七、九七〇
八	—	三、七四八	一、八九〇	六、一三八	一、八〇〇	七、五三七	一五、四七七	五五、一九四	一六、一二五	八八、〇五一	一五九、三七〇
九	—	五、四二四	二、二六二	九、三九〇	三、六七八	一一、〇七三	二四、一四二	九〇、四三四	二五、六七四	一一七、一三五	二三三、二四四
一〇	—	七、五八一	三、二三二	一四、八八六	五、七二六	一三、二八六	三三、八九九	一一七、六三五	三五、四六八	一三四、六五六	二八七、七六〇
一一	—	七、五九〇	三、二四〇	一〇、八二九	二、八二九	九、二四四	二二、九〇三	一〇九、九〇八	二六、四三九	一三九、八二〇	二五六、一六七
一二	—	二、三五五	五八四	六、三八九	一、一六六	六、六一三	一四、一六九	一〇〇、九八三	二〇、〇七三	一〇六、六八〇	二二七、七三七
一三	—	四、九〇三	一、五三八	一〇、二六四	一、二九二	六、六五七	一八、二二三	一三三、六八四	二、九六一	一一七、九九六	二五四、六四三
一四	—	七、〇一〇	二、八二一	八、〇二四	二七	五、九二三	一三、九六四	一〇三、三四〇	—	九〇、四四一	一九三、七八一
昭和元	—	一、四〇七	六二三	四、一六一	—	二、〇三六	六、一九七	七四、二六七	—	五〇、〇九七	一二四、三六四

年度	さつき 四十匁	さつき 二十匁	さつき 五匁	さつき 計	あやめ 四十匁	あやめ 二十匁	あやめ 五匁	あやめ 計	はぎ 四十匁	はぎ 二十匁	はぎ 五匁	はぎ 計
明治三八	六〇、六四九貫	四八、五二八貫	一七九、六四八貫	二八八、八二六貫	二三六、六七三貫	—貫	六七二、〇七九貫	一、一九四、〇八二貫	一、一六八、五五〇貫	七二七、六九一貫	二、〇五七、八三〇貫	三、九五四、〇七一貫
三九	九五、四〇六	四九、二五六	三二一、一七九	四六五、八四三	二八三、八七〇	一一八、七六一	七二二、二三三	一、一二七、五四三	九一三、三八〇	六八〇、六二〇	二、二七八、二二三	三、八七二、二二三
四〇	一七七、四八七	一四三、四五〇	二〇八、六四〇	五二九、五七八	四九二、四六八	三五五、八二四	三四八、三二七	一、一九六、六二〇	一、六五四、六三〇	一、二四五、五八二	五六一、四四〇	三、四六一、六五三
四一	一四六、六四六	五二、七六八	二〇〇、七八六	四〇〇、二〇一	四七八、五四〇	一三五、七八四	五五四、一四七	一、一六八、四七二	一、九八六、七一五	五八三、五四七	六九五、四〇四	三、二六五、六六七
四二	一二三、四二七	一八、六二三	一五三、三七五	二九五、四二七	四四一、九九〇	一三七、八九八	四三七、四一二	一、〇一七、三〇一	一、九三八、六八〇	五四三、七五六	八五〇、二二三	三、三三一、六五八
四三	一八〇、七〇〇	四三、六四六	二五八、四八一	四八二、八二八	五七四、四七八	一六二、八〇三	五〇一、一一六	一、二三八、三九六	二、四二三、七五九	六三五、一〇三	八九八、六四三	三、九五六、五〇五
四四	一九四、六二七	五五、〇九七	二八六、二六三	五三五、九八七	五一七、四〇一	一五九、一〇六	四五八、三九九	一、一三四、九〇六	二、二四〇、七二三	五五〇、五三〇	七〇六、五九〇	三、四九七、八四三
大正元	二一一、七九八	五八、四二〇	三一九、九七三	五九〇、一九一	六二八、五六三	二〇一、七八六	五五〇、〇八五	一、三八〇、四三三	二、三〇〇、七一九	五二五、一八〇	六四二、一五七	三、四六八、〇五九
二	二四二、一一五	七一、七〇八	三六七、三七〇	六八一、一九三	七二九、六〇六	二四〇、六五七	六三二、〇三三	一、六〇二、二九六	二、一三七、一九五	四九〇、三一八	五九三、二九〇	三、二二〇、八〇四

年度												
大正三	二四五、五五〇	七三、六一二	三七四、七六〇	六九三、九二三	七三五、四五九	二三四、五二〇	六二二、〇二八	一、五八二、〇〇七	二、二七四、九五六	五三一、七四五	六三一、四七〇	三、四三八、一七二
四	二五二、八一三	五八、一九四	三六三、〇七六	六七四、〇八四	七三〇、五〇三	二〇九、〇二九	六〇一、〇八四	一、五四〇、六一六	二、二六一、八二七	五六六、六一五	七〇八、七六七	三、五三七、二一〇
五	二一九、五九七	六七、一九〇	三七三、二九四	六六〇、〇八一	六九〇、一八〇	二三二、六一三	五六〇、三五九	一、四七三、一五二	二、〇二九、九〇五	四八五、九四五	六一三、一五五	三、一二九、〇〇六
六	三三五、三六三	九七、〇四九	四二一、二八一	八五三、六九五	九〇一、七六三	二六九、七一六	五〇八、四〇三	一、六七九、八八二	二、一五〇、六三七	四二三、四五一	三二七、九四〇	二、九〇二、〇二九
七	三三六、四九八	九七、四七七	四三七、二五四	八七一、二三〇	一、一一〇、八五〇	二七二、一八八	四五一、三〇八	一、八三四、三四七	二、二七五、〇二五	四一〇、一七八	二一三、〇二九	二、八九八、二三四
八	四四二、〇八〇	一四三、八二二	四九二、〇五二	一、〇七七、九五四	一、二五五、六二六	二六八、一六〇	三七九、六四四	一、九〇三、四三一	二、一四四、七九一	二七五、四一一	一一〇、八一三	二、五三一、〇一七
九	五五三、四〇五	一五八、七〇四	六六八、一六八	一、三八〇、二七九	一、四三〇、六一四	二四八、八五〇	二八六、一七三	一、九六三、六三九	二、一三〇、六三〇	二四〇、二一〇	八九、八〇五	二、四六〇、六四五
一〇	六八八、〇九八	一八七、九二五	七九一、六九九	一、六六七、七二四	一、四一二、五四三	二三七、四六一	二一六、九二九	一、八六六、九三四	二、〇七七、八七四	二三五、三六一	六一、九九八	二、三六五、二三三
一一	六九六、七四三	一八二、三一七	八四四、八九八	一、七二三、九六〇	一、四七七、二〇三	一七八、七一六	一五八、三六四	一、八一四、二八三	一、七六三、六二六	一五七、三三五	七一、八九六	一、九九二、八四九
一二	五三〇、七四三	一二二、一二三	六七一、二九八	一、三二四、一六四	一、二四九、二九三	一六四、九三八	一六七、一六三	一、五八一、三九五	一、六二八、〇〇五	一四四、九四一	六一、一一七	一、八三四、〇六四
一三	五八九、一三一	二七、〇八一	六九一、六三六	一、三〇七、八三九	一、四一九、三五五	二七、〇一七	一八九、五八六	一、六三五、九五九	一、八一二、二九二	二五、四二二	一〇六、三三五	一、九四四、〇四八
一四	五五四、六六二	—	六二二、五二七	一、一七七、一八九	一、一四五、五八三	—	二七九、九一七	一、四二五、五〇〇	一、六六三、三二三	—	一五七、六五〇	一、八二〇、九七四
昭和元	三二八、五〇〇	—	二九七、四六五	六二五、九六五	一、一九七、七八四	—	四一六、二八六	一、六一四、〇七一	一、七八二、八六五	—	一三八、一一九	一、九二〇、九八四

年度	なでしこ 四十匁	なでしこ 二十匁	なでしこ 五匁	なでしこ 計	富貴煙 四十匁	合計 五十匁	合計 四十匁	合計 二十匁	合計 五匁	合計 計
明治三八	—貫	—貫	—貫	—貫	—貫	—貫	二、二六六、七五六貫	一、八二二、四九三貫	二、九三二、四三三貫	七、五四九、六一七貫
三九	四七九、三七八	四五〇、二六八	—	九二九、六四七	—	—	一、九三五、一八〇	一、三五一、二九四	三、三三八、八六三	六、六三三、三一六
四〇	四五三、五〇七	四六八、八七六	—	九二二、三八五	—	—	二、八四六、六八〇	二、二八〇、一二八	一、一四六、七五五	六、二七六、三三三
四一	七七七、七六〇	三一八、一八二	—	一、〇九五、九四一	一、三九二	一、二五七	三、四三五、一八〇	一、〇九九、八七七	一、四八五、七五三	六、〇三二、二〇九
四二	一、〇〇二、八五六	三七七、七〇八	一三	一、三八〇、五七七	九一三	六	三、五六二、七一六	一、〇九七、〇三八	一、五二五、一四五	六、一七四、九〇六
四三	八八四、四一六	三九九、〇八六	—	一、二八三、五〇三	九、一〇四	五	四、一二〇、九二四	一、二五四、八七一	一、七三八、〇一八	七、一一三、八一九
四四	九四七、六四五	三三三、二五四	六七、〇七九	一、三四七、九七八	二五、七六六	五	三、九八五、八七三	一、一一七、〇九五	一、六一三、一四九	六、七一五、一二三
大正元	八〇六、八六九	二五五、四二三	一、三四五	一、〇六三、六三八	一七、九三七	—	四、〇〇八、八二三	一、〇五三、二〇三	一、六〇一、三七九	六、六六二、三九五

第七類　事業（上）　貿易

年度	白糖	もやし	みちの	計
明治三八	十万斤	百万斤	五十万斤	二十万斤
四〇	二百万斤	二十万斤	四十万斤	四十万斤
四一	三百万斤	三十万斤	五十万斤	五十万斤
四二	四百万斤	四十万斤	六十万斤	六十万斤
四三	五百万斤	五十万斤	七十万斤	七十万斤
四四	六百万斤	六十万斤	八十万斤	八十万斤
四五	七百万斤	七十万斤	九十万斤	九十万斤
四六	八百万斤	八十万斤	百万斤	百万斤
四七	九百万斤	九十万斤	百十万斤	百十万斤
四八	千万斤	百万斤	百二十万斤	百二十万斤
四九	千百万斤	百十万斤	百三十万斤	百三十万斤
五〇	千二百万斤	百二十万斤	百四十万斤	百四十万斤
五一	千三百万斤	百三十万斤	百五十万斤	百五十万斤
五二	千四百万斤	百四十万斤	百六十万斤	百六十万斤
五三	千五百万斤	百五十万斤	百七十万斤	百七十万斤
五四	千六百万斤	百六十万斤	百八十万斤	百八十万斤
五五	千七百万斤	百七十万斤	百九十万斤	百九十万斤
五六	千八百万斤	百八十万斤	二百万斤	二百万斤
五七	千九百万斤	百九十万斤	二百十万斤	二百十万斤
五八	二千万斤	二百万斤	二百二十万斤	二百二十万斤
五九	二千百万斤	二百十万斤	二百三十万斤	二百三十万斤
六〇	二千二百万斤	二百二十万斤	二百四十万斤	二百四十万斤
六一	二千三百万斤	二百三十万斤	二百五十万斤	二百五十万斤
六二	二千四百万斤	二百四十万斤	二百六十万斤	二百六十万斤
六三	二千五百万斤	二百五十万斤	二百七十万斤	二百七十万斤
六四	二千六百万斤	二百六十万斤	二百八十万斤	二百八十万斤
六五	二千七百万斤	二百七十万斤	二百九十万斤	二百九十万斤
六六	二千八百万斤	二百八十万斤	三百万斤	三百万斤
六七	二千九百万斤	二百九十万斤	三百十万斤	三百十万斤
六八	三千万斤	三百万斤	三百二十万斤	三百二十万斤
六九	三千百万斤	三百十万斤	三百三十万斤	三百三十万斤
七〇	三千二百万斤	三百二十万斤	三百四十万斤	三百四十万斤
七一	三千三百万斤	三百三十万斤	三百五十万斤	三百五十万斤
七二	三千四百万斤	三百四十万斤	三百六十万斤	三百六十万斤
七三	三千五百万斤	三百五十万斤	三百七十万斤	三百七十万斤
七四	三千六百万斤	三百六十万斤	三百八十万斤	三百八十万斤
七五	三千七百万斤	三百七十万斤	三百九十万斤	三百九十万斤
七六	三千八百万斤	三百八十万斤	四百万斤	四百万斤
七七	三千九百万斤	三百九十万斤	四百十万斤	四百十万斤

（備考）　右表には左の数種を除きたるを以て内譯の合算と合計と符合せず。一もみぢは明治三十九年三月限製造を中止したるに伺は四十一年度製造高あるは著し更製品に屬するものなり。

大正

年度	白糖	もやし	みちの	計
元	四千百万斤	四百十万斤	四百二十万斤	四百二十万斤
二	四千二百万斤	四百二十万斤	四百三十万斤	四百三十万斤
三	四千三百万斤	四百三十万斤	四百四十万斤	四百四十万斤
四	四千四百万斤	四百四十万斤	四百五十万斤	四百五十万斤
五	四千五百万斤	四百五十万斤	四百六十万斤	四百六十万斤
六	四千六百万斤	四百六十万斤	四百七十万斤	四百七十万斤
七	四千七百万斤	四百七十万斤	四百八十万斤	四百八十万斤
八	四千八百万斤	四百八十万斤	四百九十万斤	四百九十万斤
九	四千九百万斤	四百九十万斤	五百万斤	五百万斤
一〇	五千万斤	五百万斤	五百十万斤	五百十万斤
一一	五千百万斤	五百十万斤	五百二十万斤	五百二十万斤
一二	五千二百万斤	五百二十万斤	五百三十万斤	五百三十万斤
一三	五千三百万斤	五百三十万斤	五百四十万斤	五百四十万斤
一四	五千四百万斤	五百四十万斤	五百五十万斤	五百五十万斤
一五	五千五百万斤	五百五十万斤	五百六十万斤	五百六十万斤
一六	五千六百万斤	五百六十万斤	五百七十万斤	五百七十万斤
一七	五千七百万斤	五百七十万斤	五百八十万斤	五百八十万斤
一八	五千八百万斤	五百八十万斤	五百九十万斤	五百九十万斤
一九	五千九百万斤	五百九十万斤	六百万斤	六百万斤
二〇	六千万斤	六百万斤	六百十万斤	六百十万斤
二一	六千百万斤	六百十万斤	六百二十万斤	六百二十万斤
二二	六千二百万斤	六百二十万斤	六百三十万斤	六百三十万斤
二三	六千三百万斤	六百三十万斤	六百四十万斤	六百四十万斤
二四	六千四百万斤	六百四十万斤	六百五十万斤	六百五十万斤
二五	六千五百万斤	六百五十万斤	六百六十万斤	六百六十万斤
二六	六千六百万斤	六百六十万斤	六百七十万斤	六百七十万斤
二七	六千七百万斤	六百七十万斤	六百八十万斤	六百八十万斤
二八	六千八百万斤	六百八十万斤	六百九十万斤	六百九十万斤
二九	六千九百万斤	六百九十万斤	七百万斤	七百万斤
三〇	七千万斤	七百万斤	七百十万斤	七百十万斤
三一	七千百万斤	七百十万斤	七百二十万斤	七百二十万斤
三二	七千二百万斤	七百二十万斤	七百三十万斤	七百三十万斤
三三	七千三百万斤	七百三十万斤	七百四十万斤	七百四十万斤
三四	七千四百万斤	七百四十万斤	七百五十万斤	七百五十万斤
三五	七千五百万斤	七百五十万斤	七百六十万斤	七百六十万斤
三六	七千六百万斤	七百六十万斤	七百七十万斤	七百七十万斤
三七	七千七百万斤	七百七十万斤	七百八十万斤	七百八十万斤
三八	七千八百万斤	七百八十万斤	七百九十万斤	七百九十万斤
三九	七千九百万斤	七百九十万斤	八百万斤	八百万斤
四〇	八千万斤	八百万斤	八百十万斤	八百十万斤
四一	八千百万斤	八百十万斤	八百二十万斤	八百二十万斤
四二	八千二百万斤	八百二十万斤	八百三十万斤	八百三十万斤
四三	八千三百万斤	八百三十万斤	八百四十万斤	八百四十万斤
四四	八千四百万斤	八百四十万斤	八百五十万斤	八百五十万斤
四五	八千五百万斤	八百五十万斤	八百六十万斤	八百六十万斤
四六	八千六百万斤	八百六十万斤	八百七十万斤	八百七十万斤
四七	八千七百万斤	八百七十万斤	八百八十万斤	八百八十万斤
四八	八千八百万斤	八百八十万斤	八百九十万斤	八百九十万斤
四九	八千九百万斤	八百九十万斤	九百万斤	九百万斤
五〇	九千万斤	九百万斤	九百十万斤	九百十万斤
五一	九千百万斤	九百十万斤	九百二十万斤	九百二十万斤
五二	九千二百万斤	九百二十万斤	九百三十万斤	九百三十万斤
五三	九千三百万斤	九百三十万斤	九百四十万斤	九百四十万斤
五四	九千四百万斤	九百四十万斤	九百五十万斤	九百五十万斤
五五	九千五百万斤	九百五十万斤	九百六十万斤	九百六十万斤
五六	九千六百万斤	九百六十万斤	九百七十万斤	九百七十万斤
五七	九千七百万斤	九百七十万斤	九百八十万斤	九百八十万斤
五八	九千八百万斤	九百八十万斤	九百九十万斤	九百九十万斤
五九	九千九百万斤	九百九十万斤	千万斤	千万斤

草煙巻葉（一）

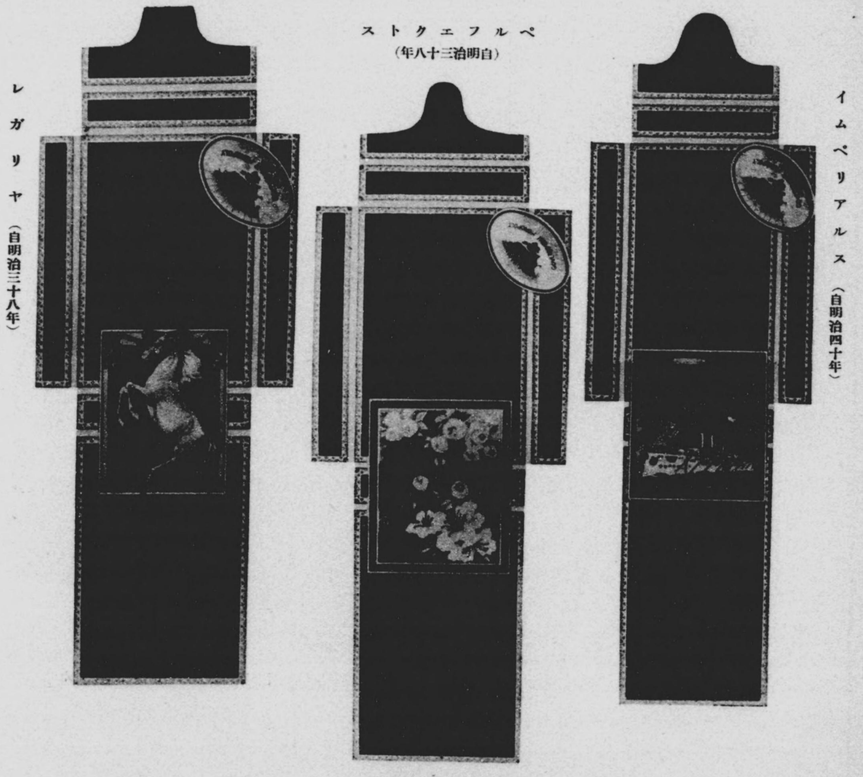

レガリヤ（自明治三十八年）

ペルフエクトス（自明治三十八年）

イムペリアルス（自明治四十年）

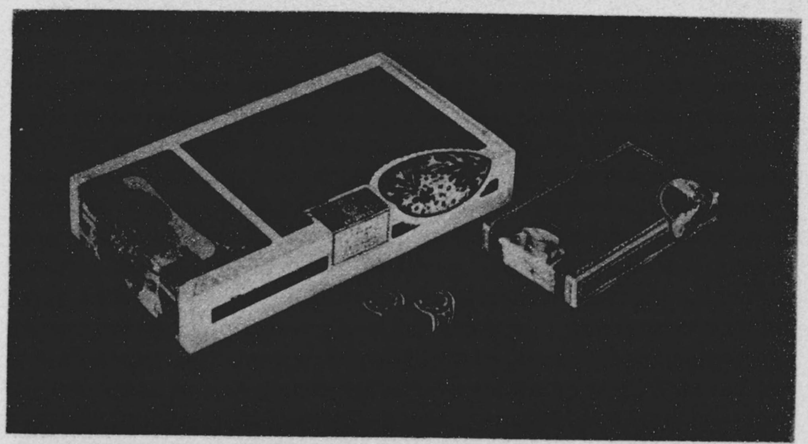

プリンセサス（自明治四十一年）

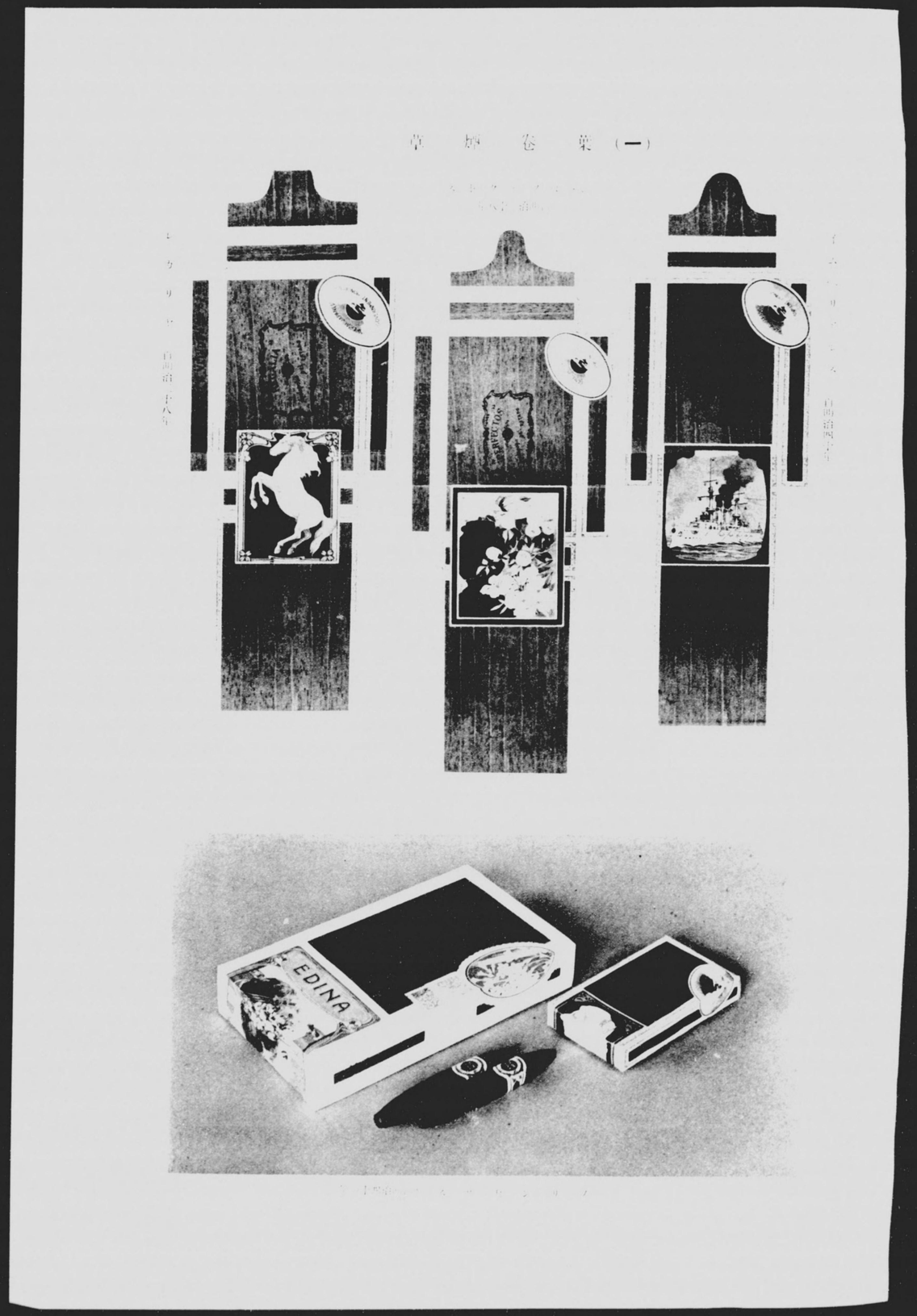
草 煙 卷 葉 (一)
EDINA

（一）葉巻煙草

セニヨリタス（自明治三十八年）

オリエンタレス（自明治三十八年）

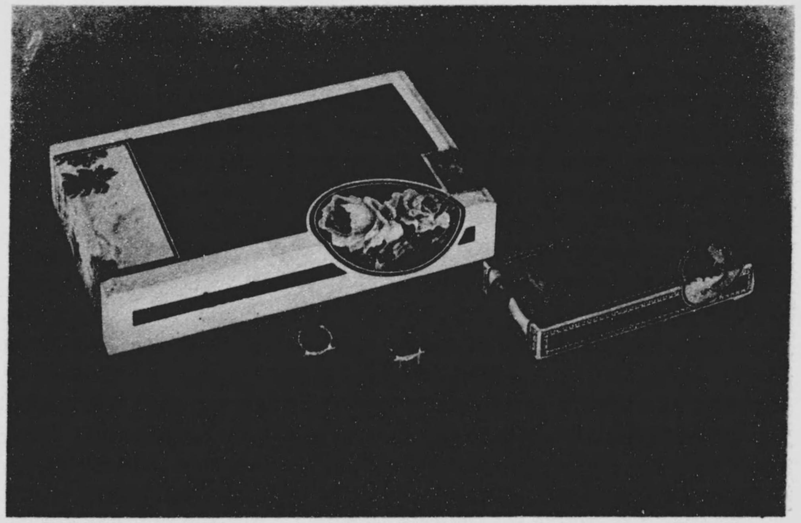

ロンドレス（自明治三十八年）

（二）口付紙巻煙草

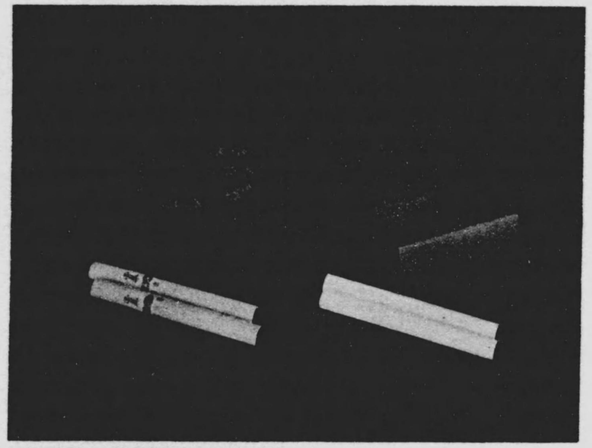

敷島（自明治三十七年）

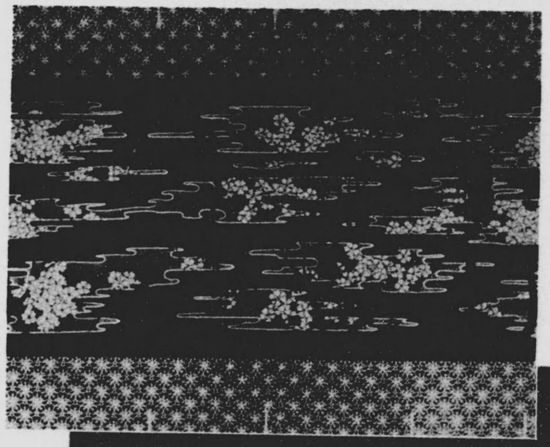

大和（自明治三十七年）

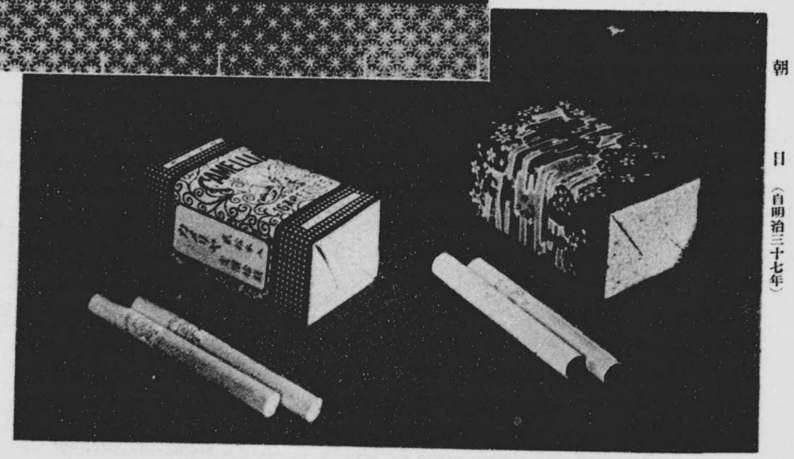

朝日（自明治三十七年）

カメリヤ（自明治三十七年）

國華（自明治四十三年）

口付紙巻煙草（二）

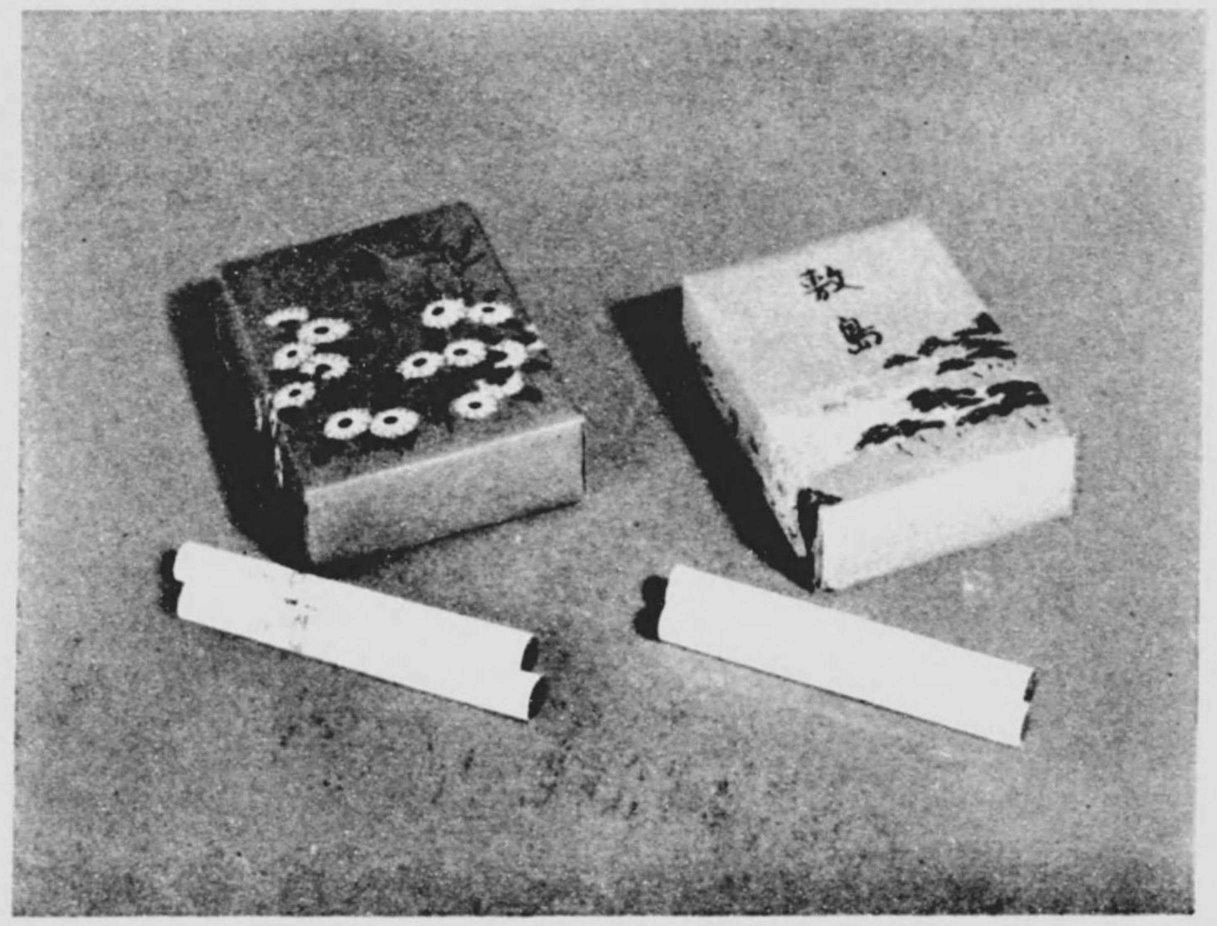

敷島（自明治三十七年）

國華（自明治四十年）

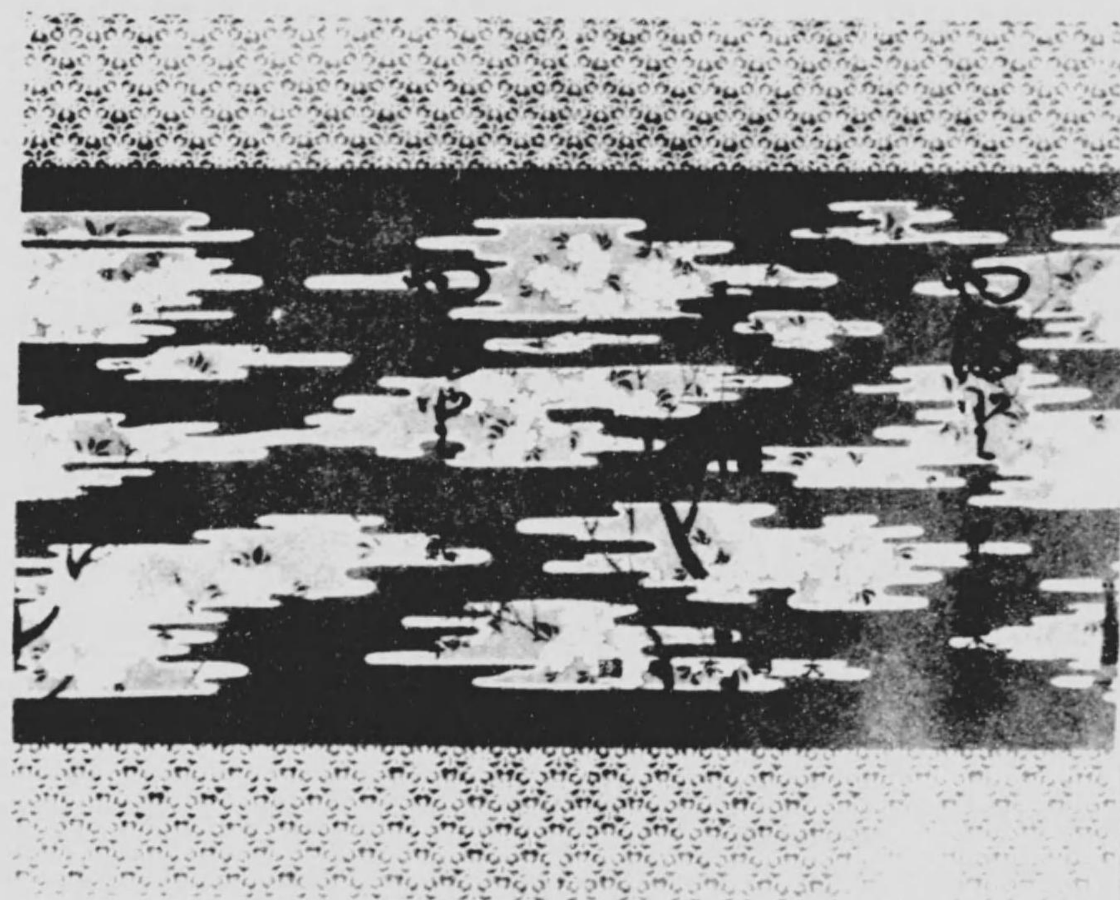

大和（自明治三十七年）

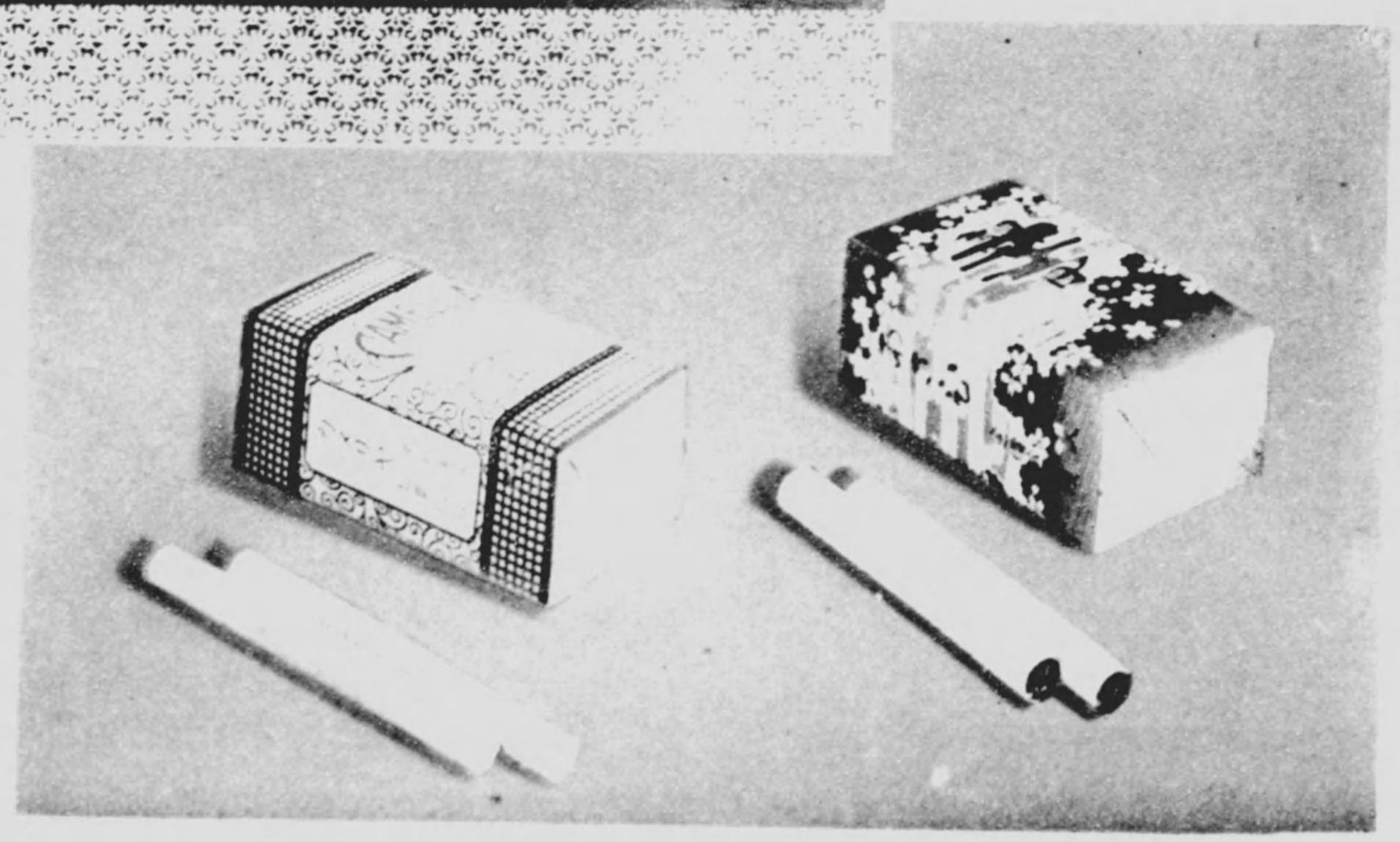

朝日（自明治三十七年）

カメリヤ（自明治三十七年）

葉巻煙草（一）

セニョリタス（自明治三十八年）

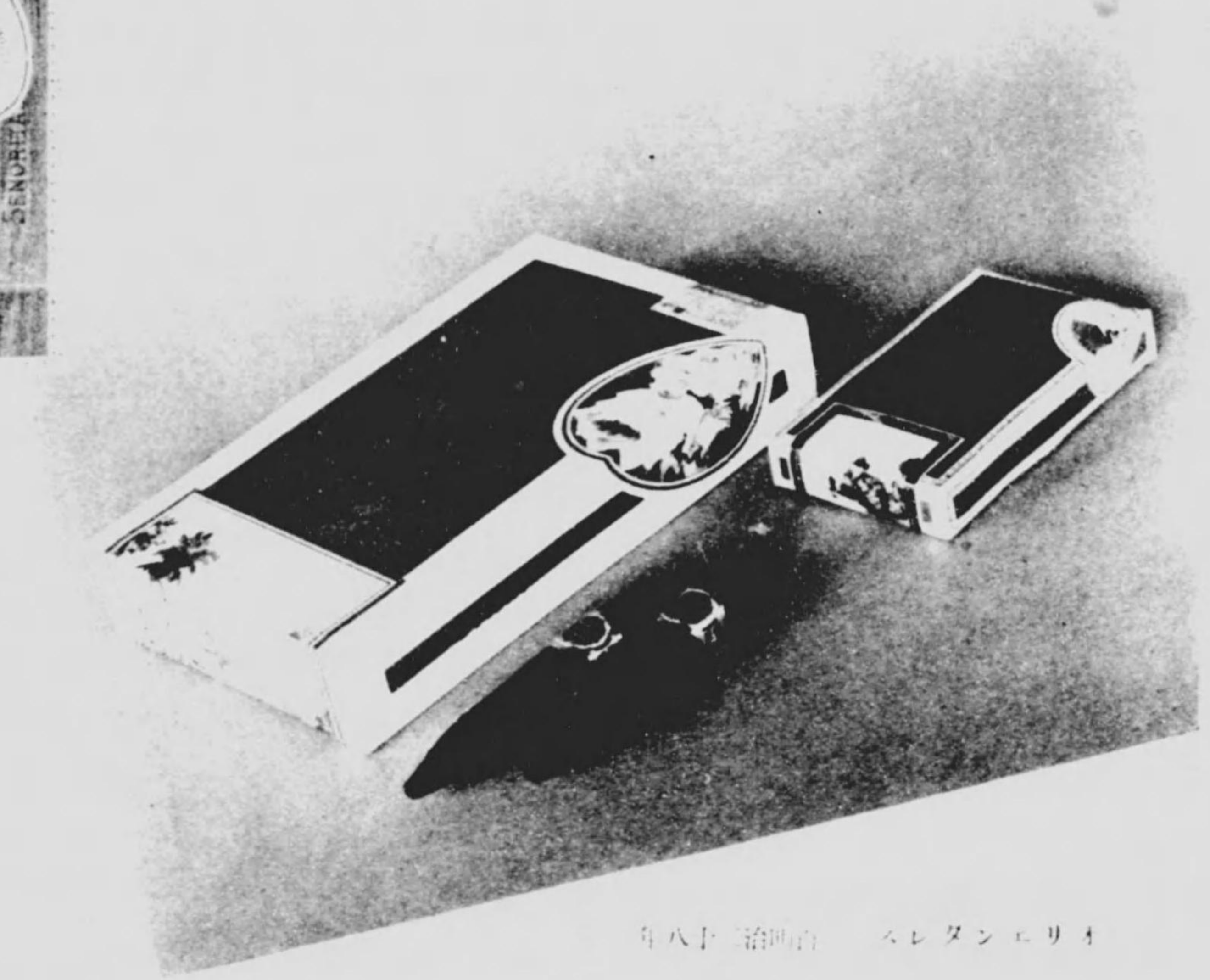

オリエンタレス（自明治三十八年）

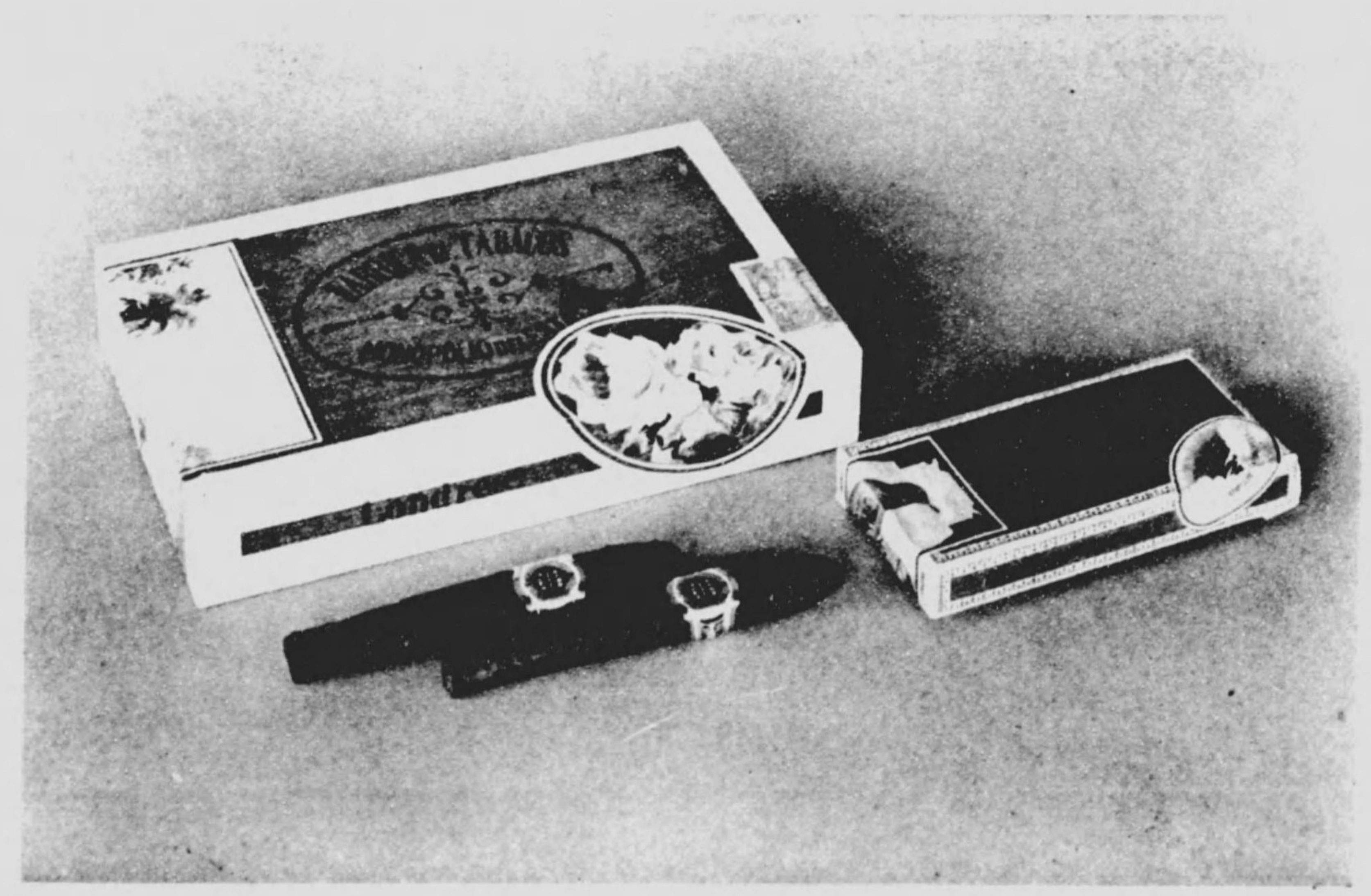

ロンドレス（自明治三十八年）

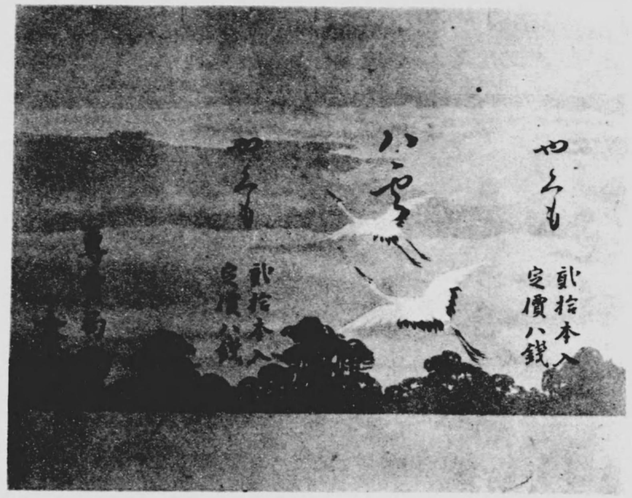

八　雲（自明治四十四年　至大正三年）

五

かをり

大正十一年專賣開始二十五周年記念

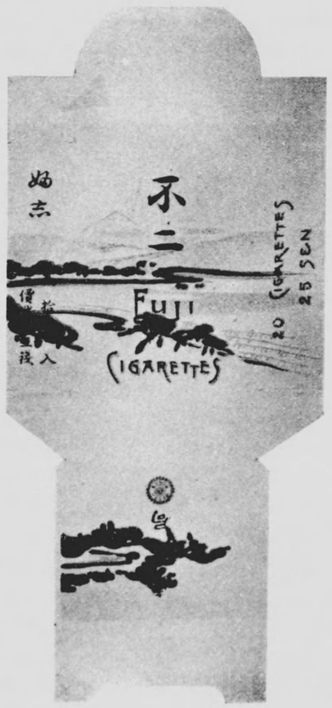

不二（自明治三十九年）

山櫻（自明治三十七年　至同三十九年）

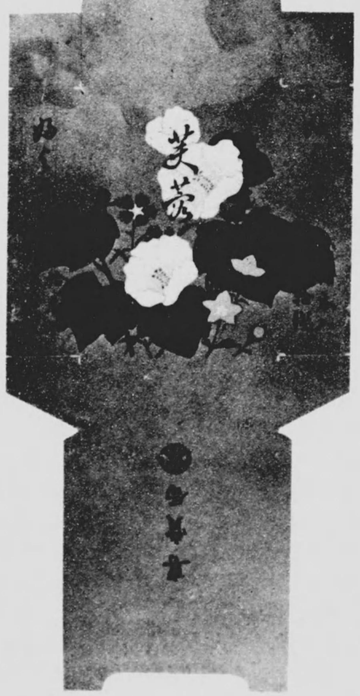

芙蓉（自明治四十四年　至大正三年）

四

やよひ（自明治四十三年）

（二）口付紙巻煙草

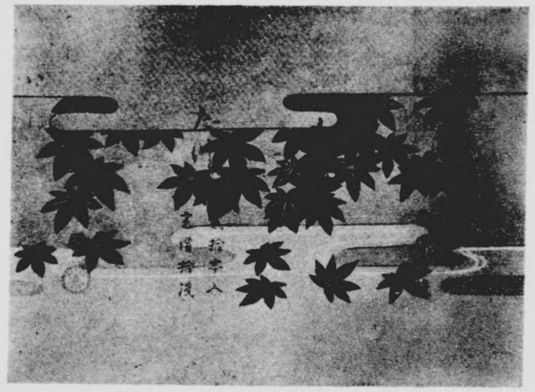

（自明治四十四年）旧つた

ベルタ（大正九年平和克復記念）

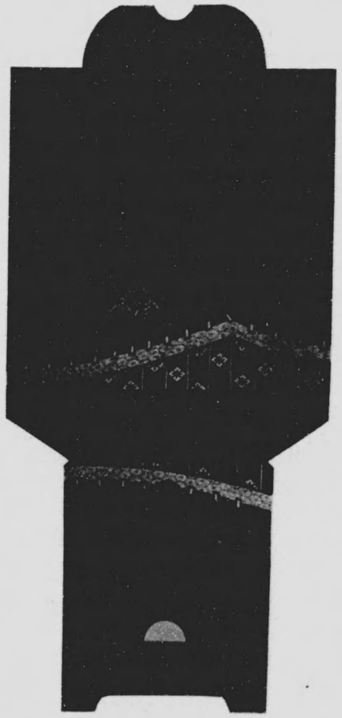

八千代（大正四年大礼記念）

（三）両切紙巻煙草

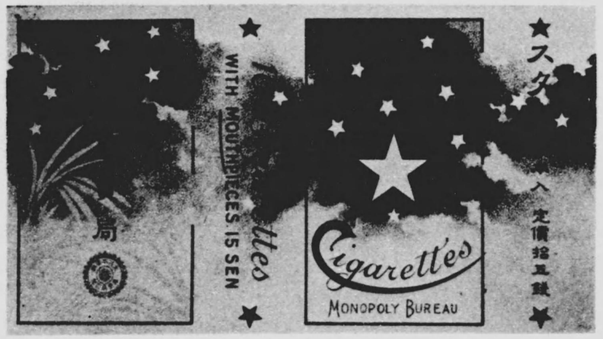

スター（自明治三十七年）

チェリー（自明治三十七年至大正三年）

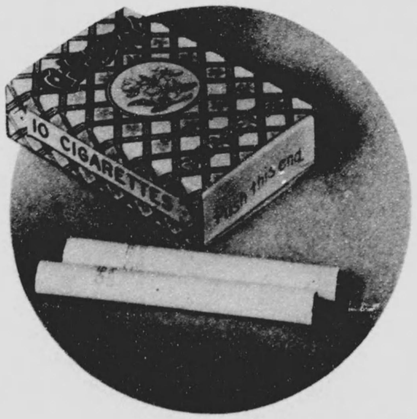

チェリー（自大正十五年）

ドラゴン（輸出用）（自明治三十七年至大正九年）

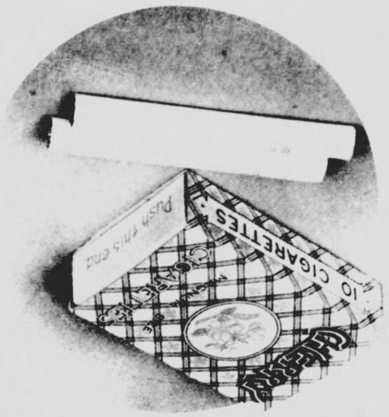

煙草包紙切開（三）

煙草包紙仆口（二）

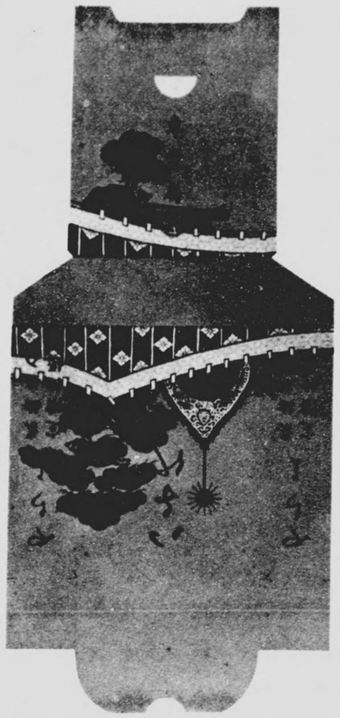

リリー（自明治三十七年 舊様式）

リリー 新様式

ロングライフ（輸出用）（自明治三十八年 至同 四十三年）

オリエント（自明治三十八年）

梅か香（輸出用）（自明治三十八年 至同 四十四年）

フェニックス（輸出用）（自明治三十七年 至大正 九年）

ほまれ（自明治三十八年）

（年一十四治明自至年四十四治明自）（用出像）スルキウ

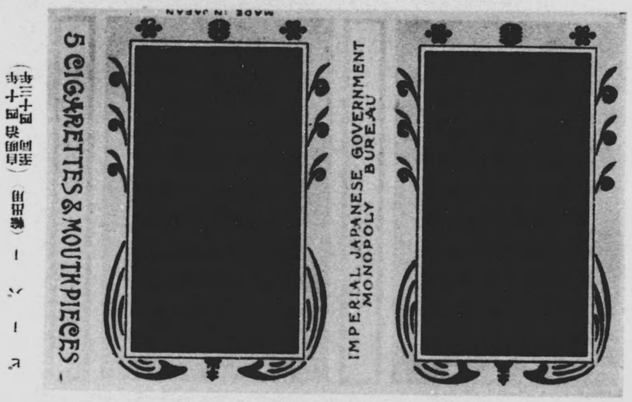

ドイツ（輸出用）（年三十四治明自至年四十四治明自）

ナイル（自明治四十年）

草煙巻紙切屑（三）

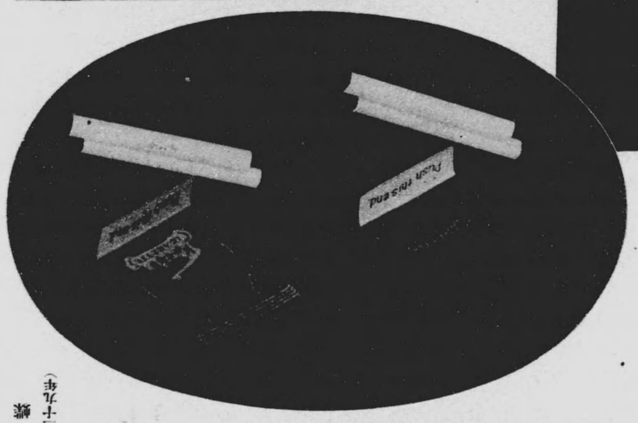

フランス
（年三十四治明自）

（年九十三治明自至年五正大）（用出像）ービーネン

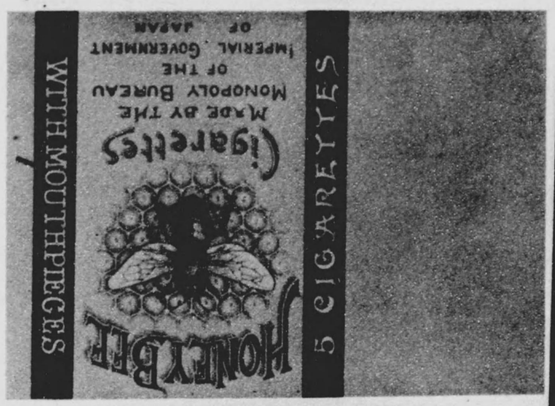

ドイツ（自明治三十九年）

ドイツ（自明治三十九年）

草煙巻紙切屑（三）

ナイル（自明治四十年）

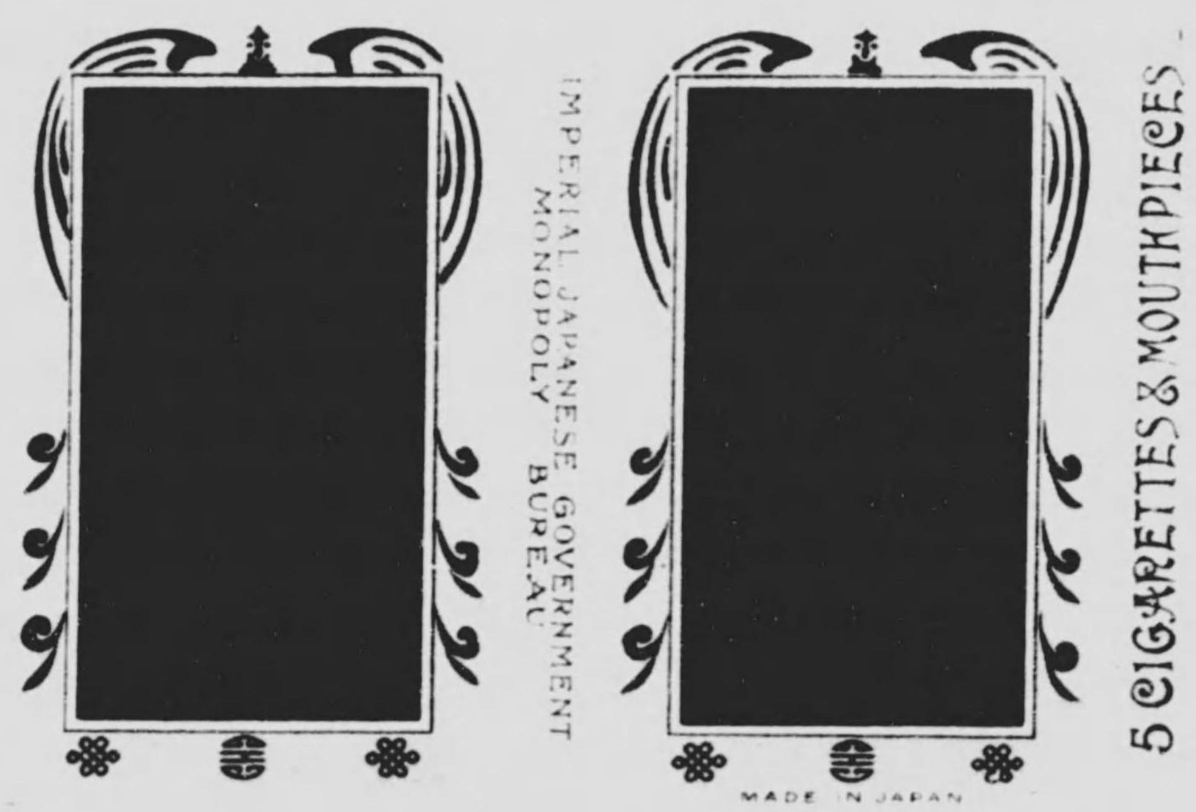

ヒーハー 輸出用（自明治四十年 至同 四十三年）

ウエルス 輸出用（自明治四十一年 至同 四十四年）

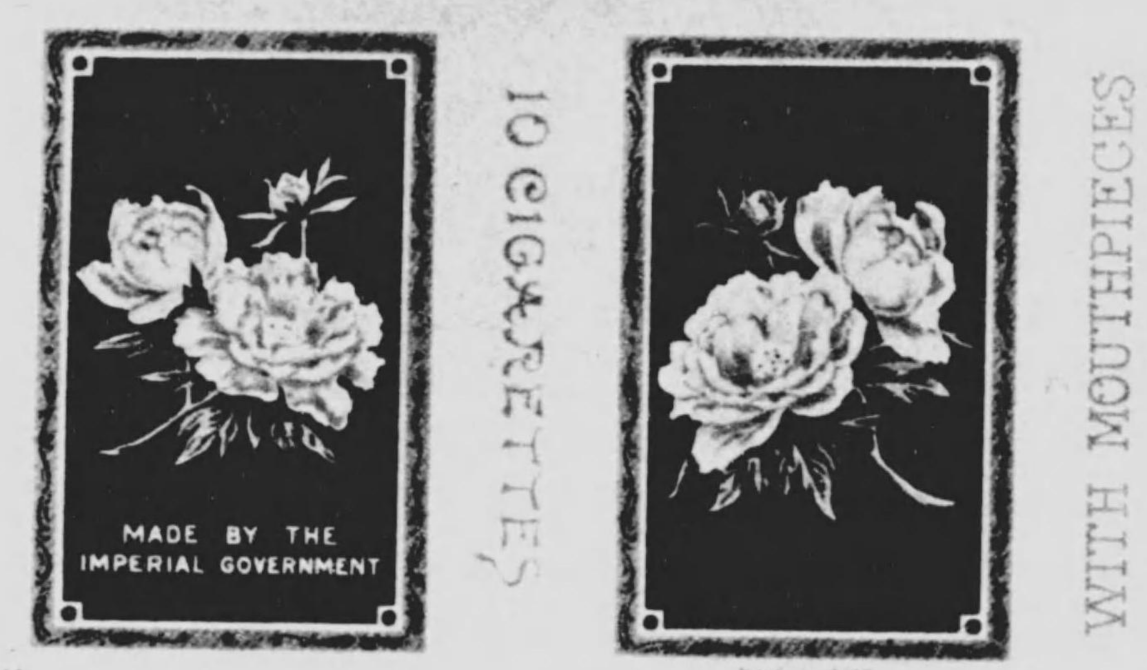

ほまれ（初期輸出用）（自明治四十一年 至大正八年）

胡蝶（自明治三十九年）

ゴールデンバット（自明治三十九年）

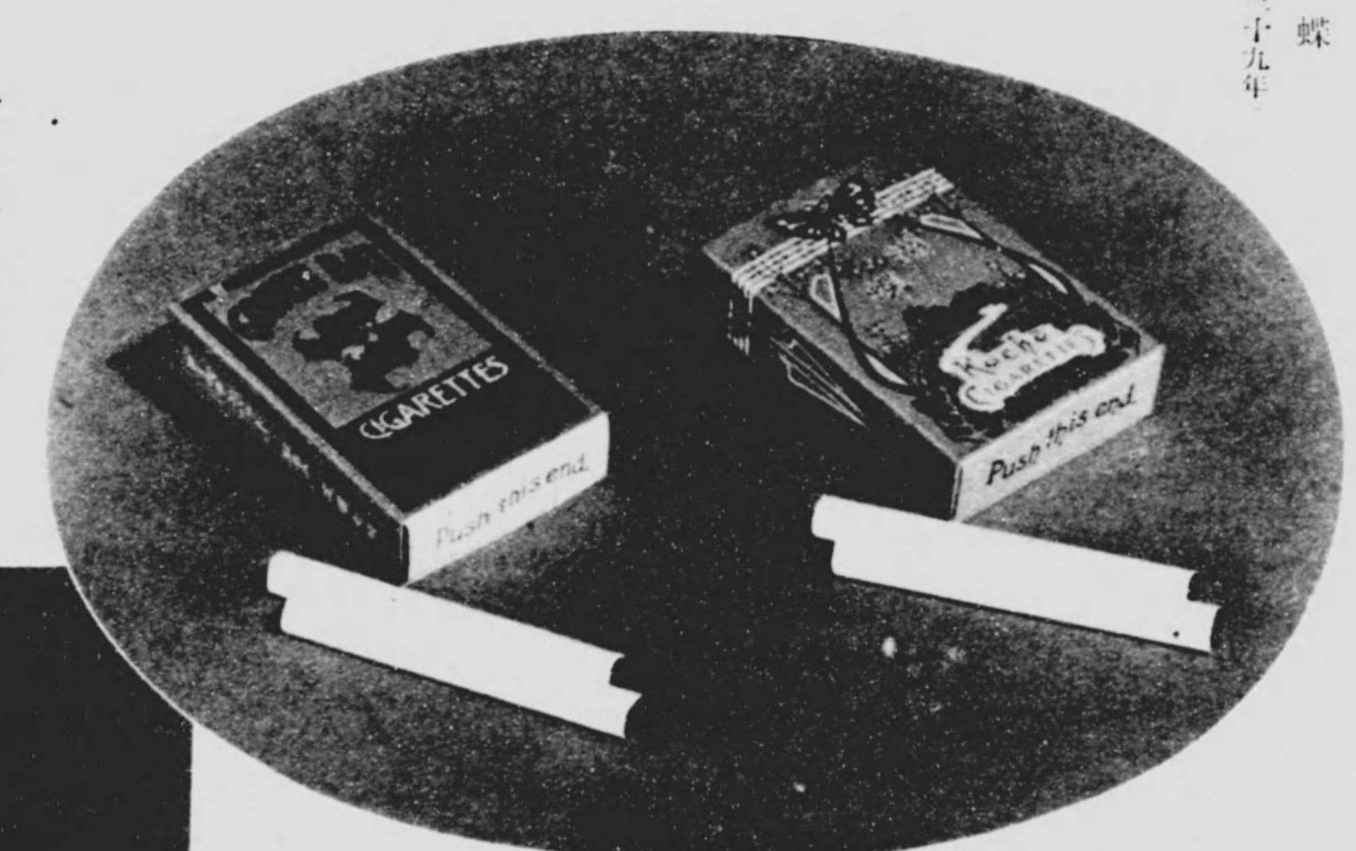

エアーシップ（自明治四十三年）

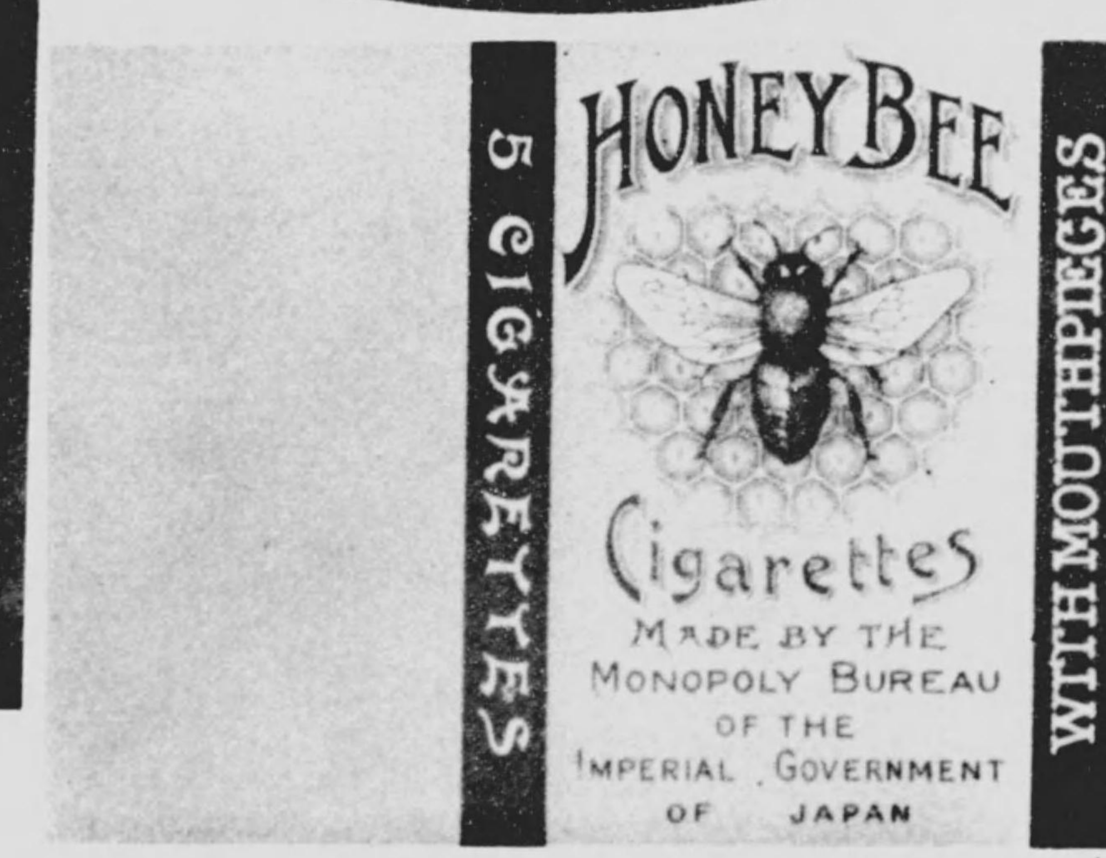

ハネービー 輸出用（自明治三十九年 至大正四年）

（三）兩切紙巻煙草

アルマ（自明治四十二年）

アイリス（輸出用）（自明治四十五年至大正八年）

ピース（大正九年平和克復記念）

サロン（大正十一年專賣開始二十五周年記念）

（四）刻煙草

福壽草（自明治三十九年）

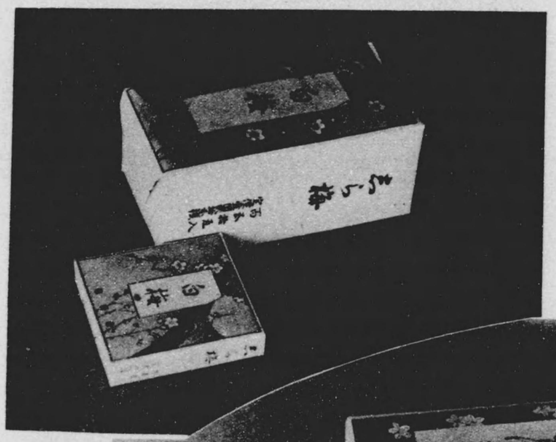

白梅（自明治三十八年）

さつき（自明治三十八年）

アルマ （自明治四十一年）

アイリス （輸出用）（自明治四十五年 至大正八年）

ピース 大正九年平和克復記念

サロン （大正十一年專賣開始二十五周年記念）

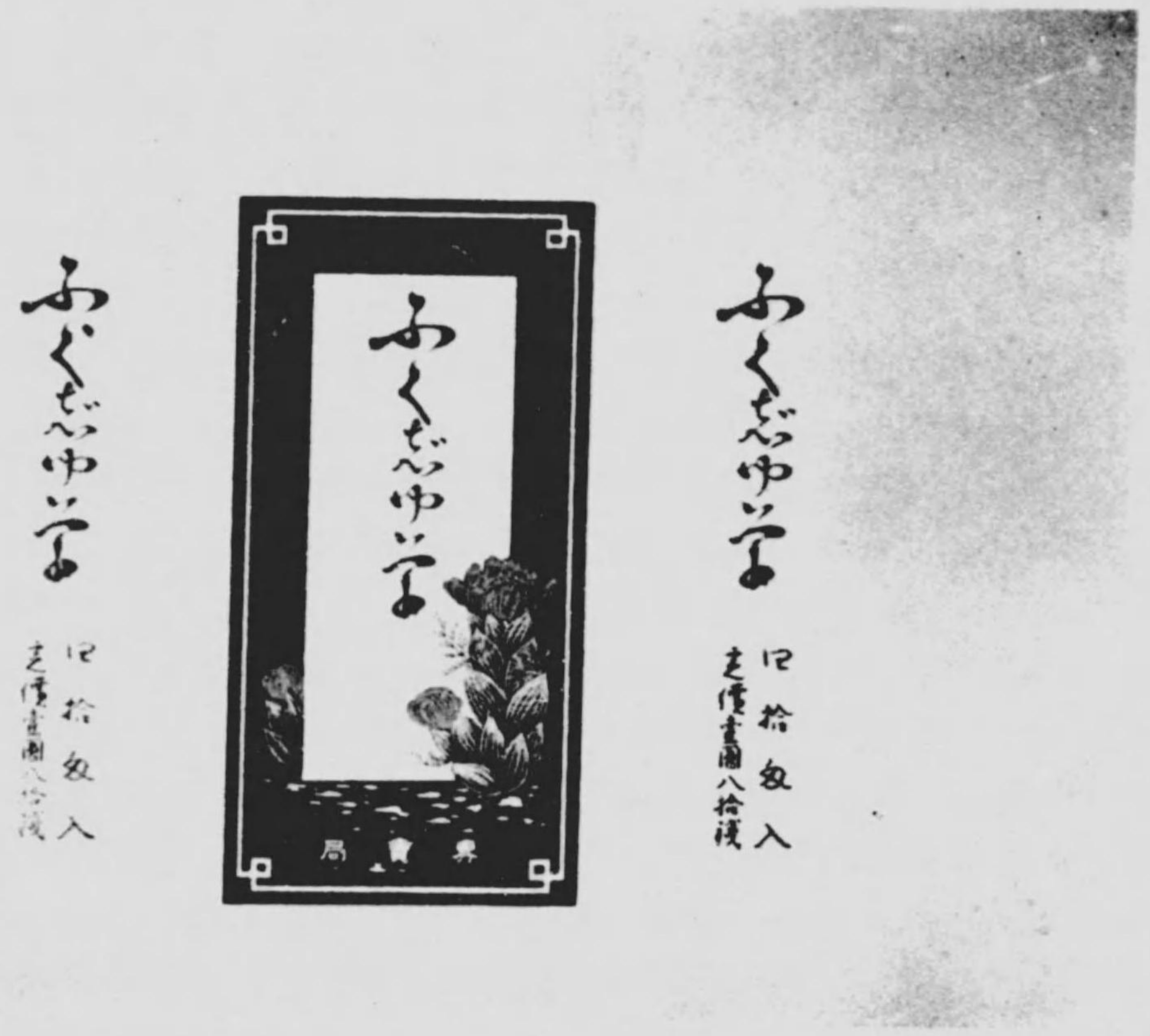

福壽草 （自明治三十九年）

白梅 （自明治三十八年）

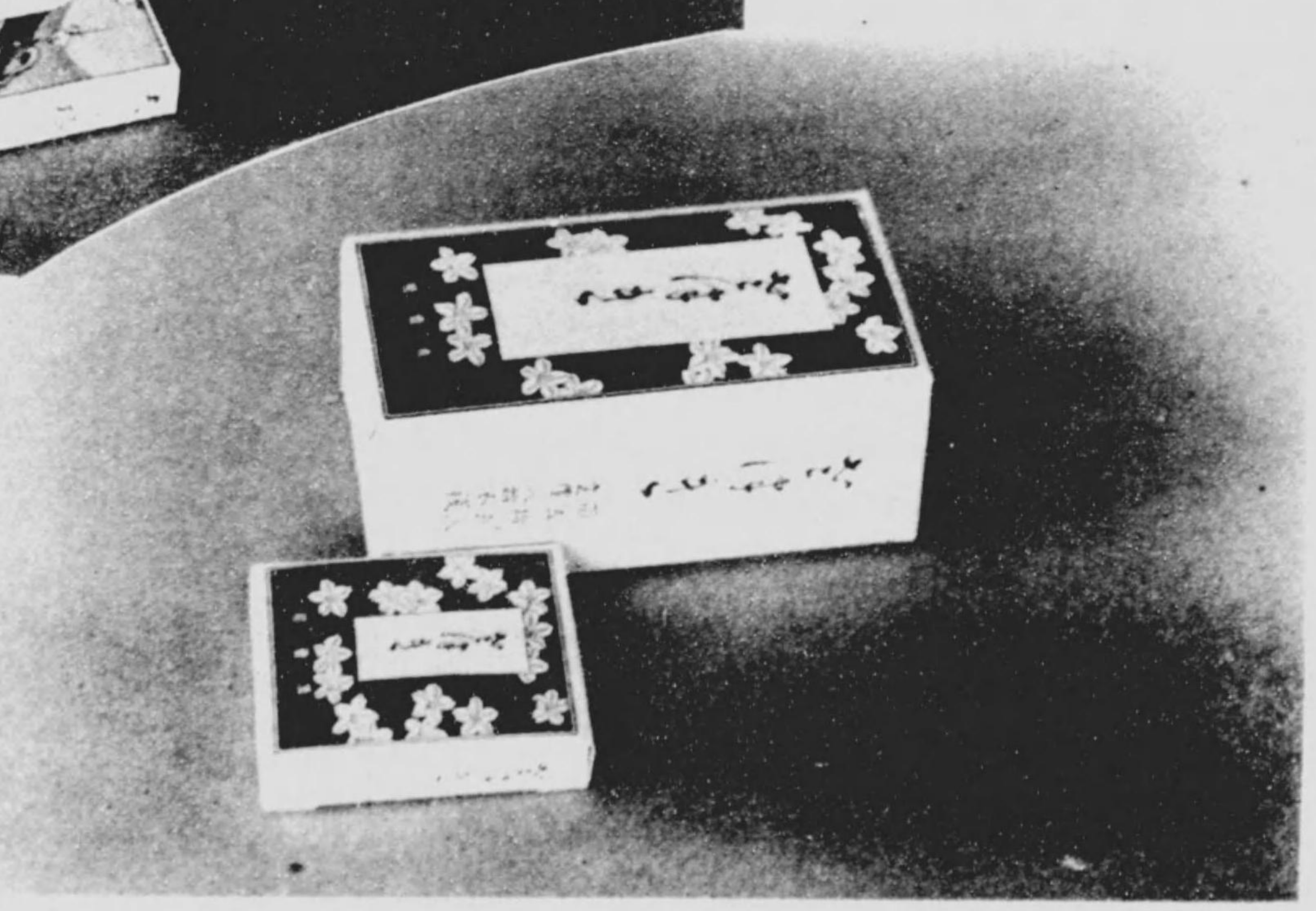

さつき （自明治三十八年）

あ　や　め　（自明治三十九年）

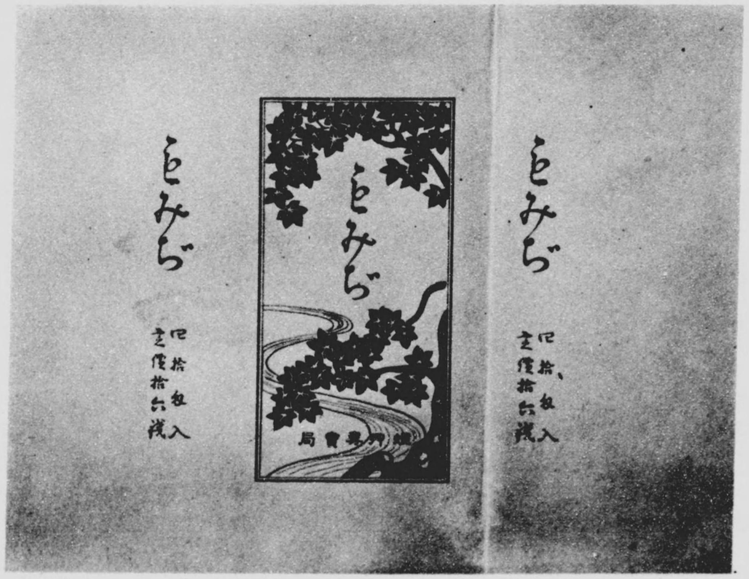

も　み　ぢ　（明治三十八年度限）

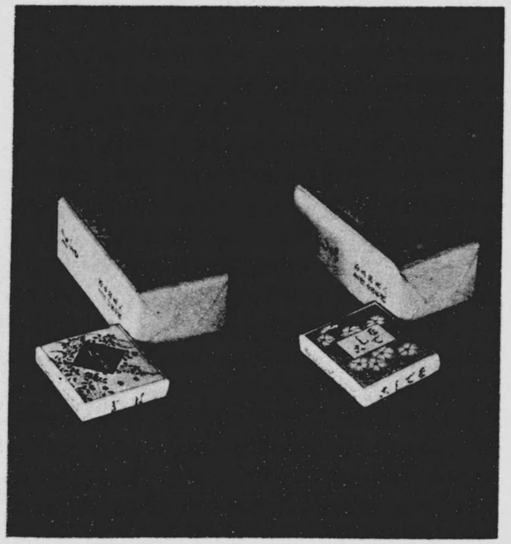

な　で　し　こ　（自明治三十九年）

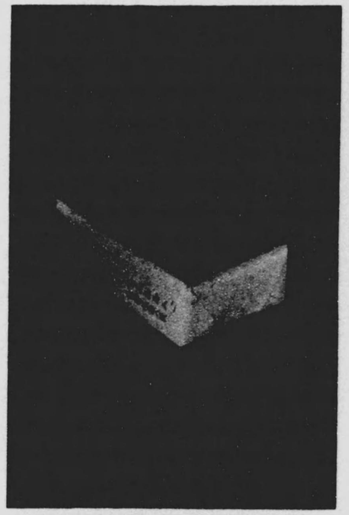

ぎ　は　（年八十三治明自）

富貴煙　（自明治四十三年）

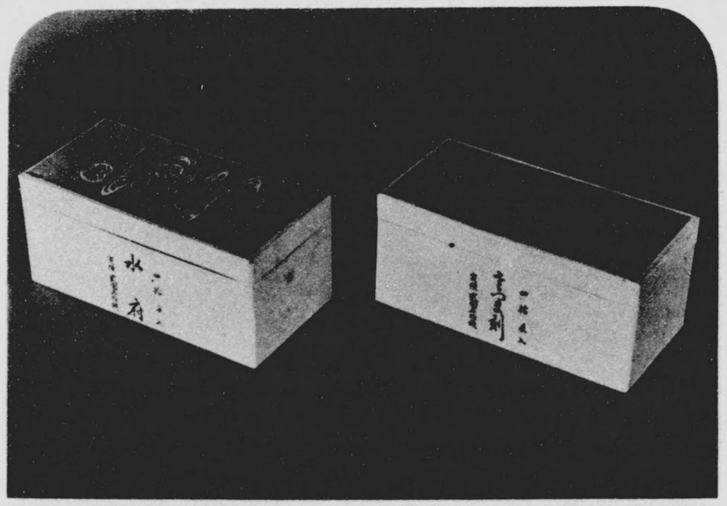

水府（自明治四十一年）　薩摩刻（自明治四十一年）

あやめ（自明治三十九年）

もみぢ（明治三十八年度限）

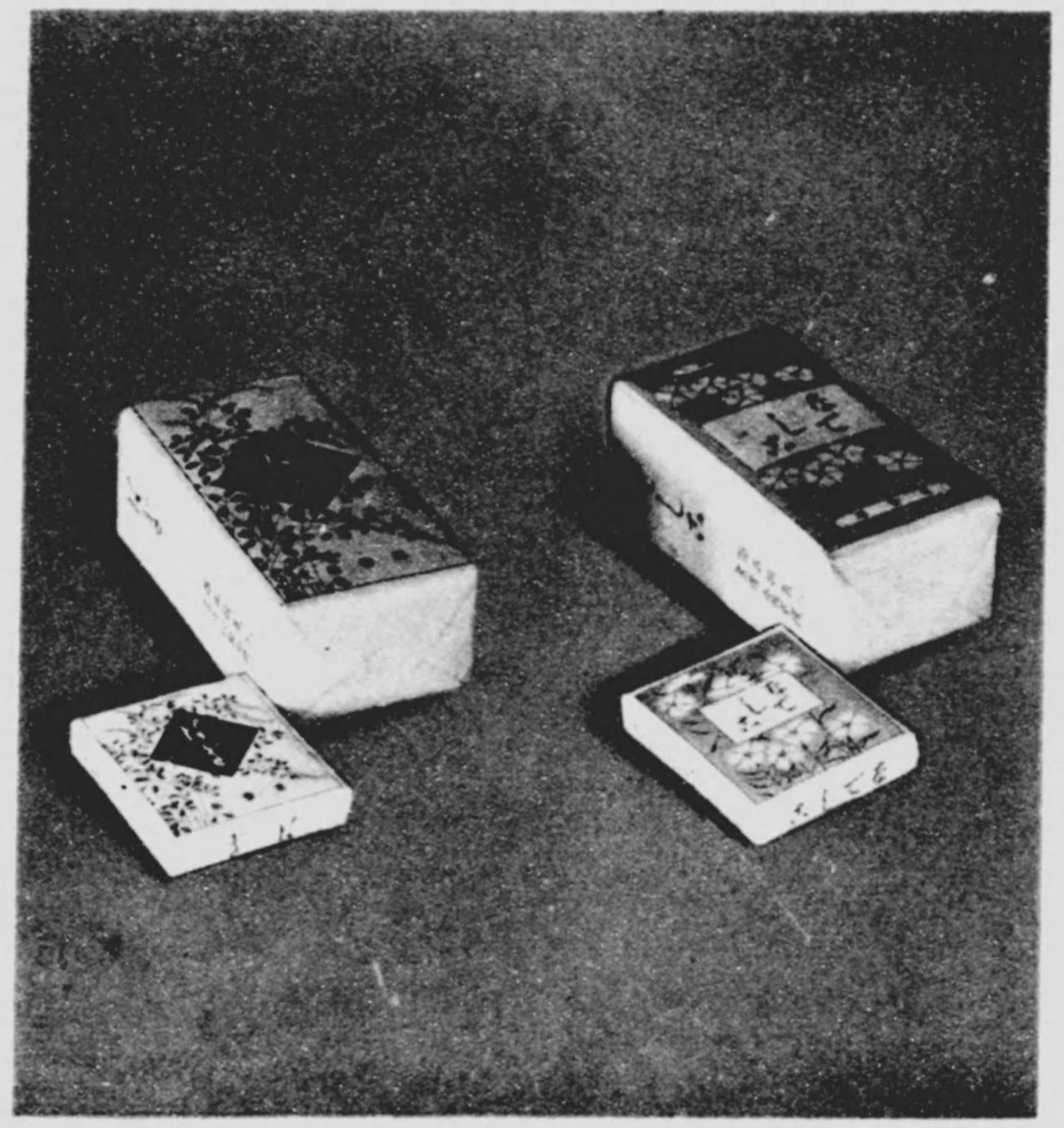

はぎ（自明治三十八年）　なでしこ（自明治三十九年）

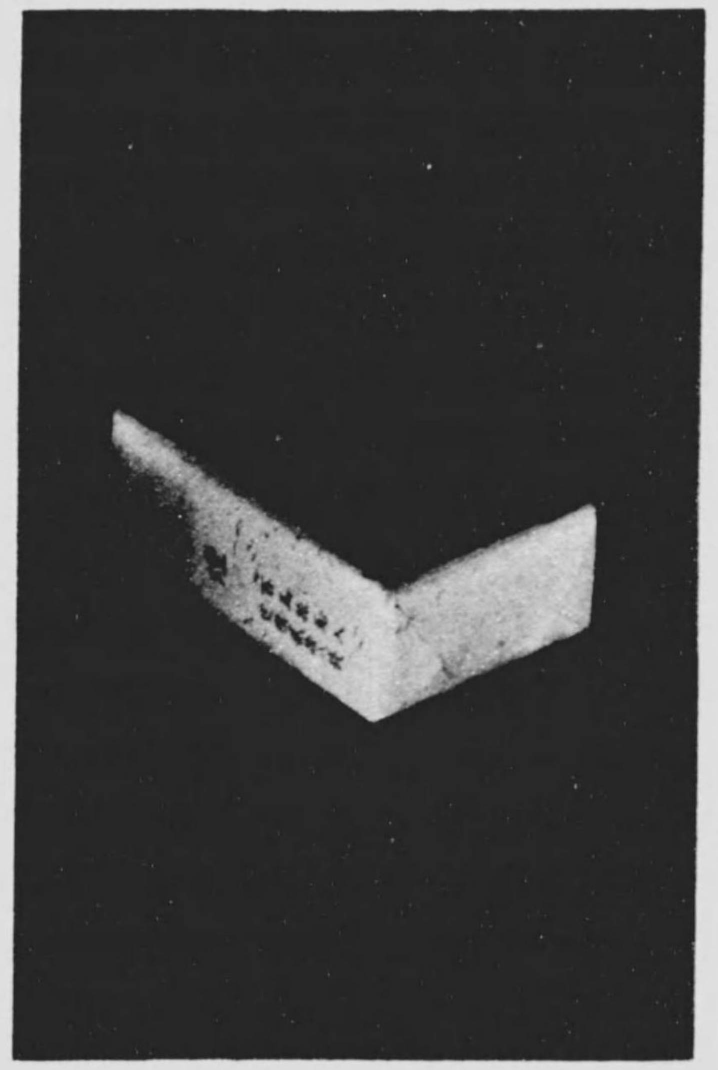

富貴煙（自明治四十三年）

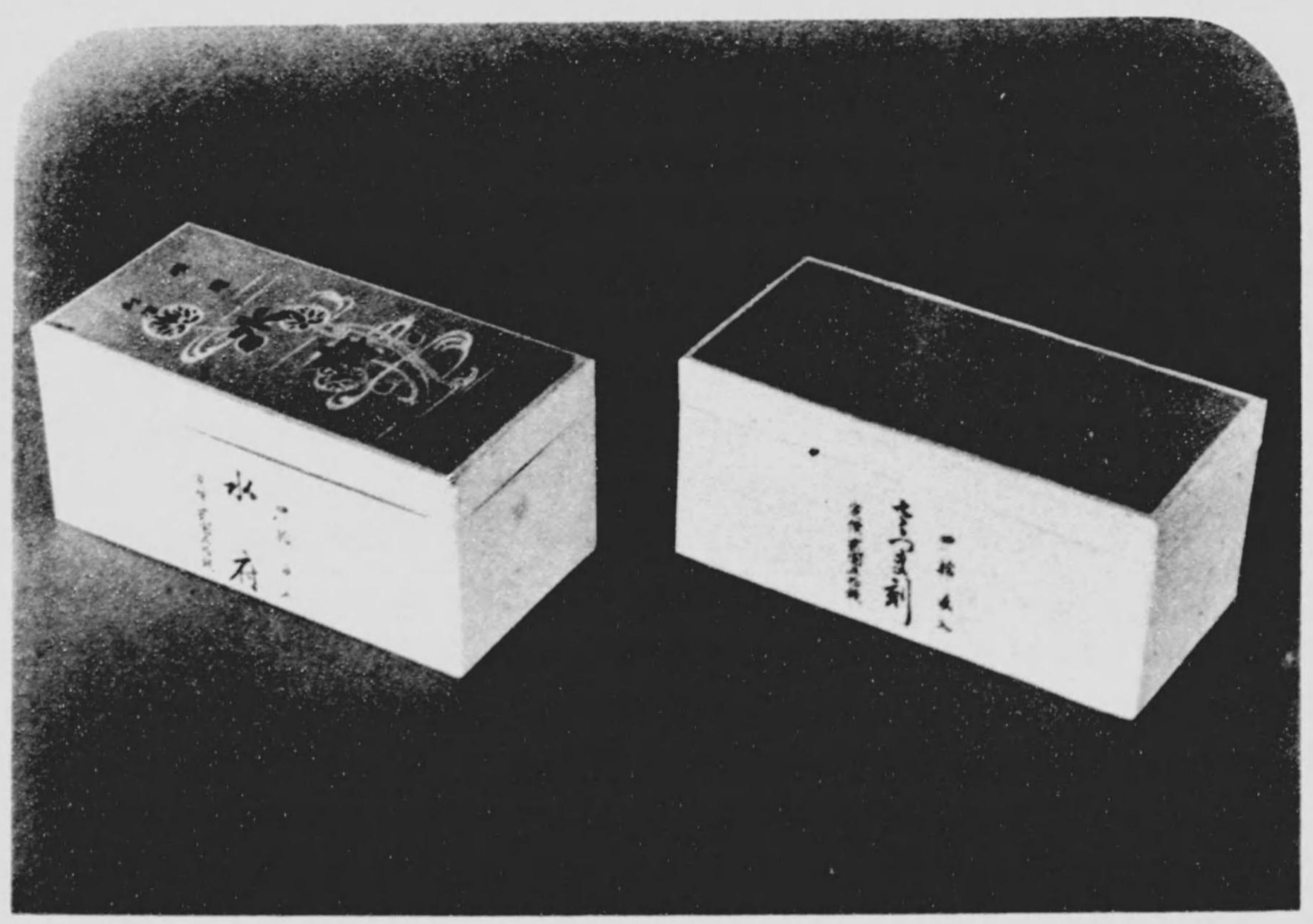

水府（自明治四十一年）

薩摩刻（自明治四十一年）

第十一節　製造煙草の輸移入

第一款　輸移入の方針及方法

製造煙草の輸移入は煙草專賣法實施の前後に於て大に異なれり。施行前の事蹟に就きては葉煙草輸入の部に於て關說し、又施行後年々の事蹟に就きては第十五節に於て之を述ぶべきを以て、茲には單に專賣法實施以降に採用したる輸入方針及方法を述ぶるに止むべし。

抑〻政府の製造專賣制度を實施するや、其の品類を一定し、需要を此の一定品類に集中せしむるを眼目としたり。卽ち本邦產葉を原料として刻煙草及口付紙卷煙草の數種を製し、尋いで又マニラ葉を以て兩切紙卷煙草數種を製し、以て嗜好を此等に統合せんとしたり。然れども嗜好の變遷及需要の推移は窮極なく、殊に內外の交通益〻頻繁となるに伴ひ、渡來外人の嗜好に就きても之を顧るの要あるを以て、政府は此等の便宜を圖る爲めに、內國製品と全く品質を異にし、且つ一般の需要あるものは、之を輸入の上販賣するの方針を採りたり。但し個々人の嗜好需要に對しては一々之に應ずるを得ざるが故に、此の場合に於ては別に條件を附して、自ら輸入するを得しむることとせり（煙草專賣法第三十二條）。

輸入の方針は大體右の如くなりしも、當初其の金額及數量は概して少額なりしを以て、輸入に當りては葉煙草の如く豫め取扱人を置くの必要なく、輸入の必要を生じたるとき、隨時內外商人にして從來製造元と取引ある者に命じて之に當らしめたり。但し後に至りて葉煙草と同じく直接購買の便

益あるを認め、此等仲介人に依るの外、別に左の八製造元と契約を締結して、自ら輸入に當ることゝ爲し、明治四十三年度より之を實行したり。

紙卷煙草	土耳古	ステファノー社製品
同	マルタ	ソマピール社製品
同	埃及	シモン、アート製品
葉卷煙草		パータガス製品
同	白耳義	ゴンザレス商會製品
同	同	リツデル製品
同	同	ロエーゼル製品
刻煙草	英吉利	コープ商會製品

爾來直接購買及間接購買の兩法を併用して以て大正末年に至りたるが、直接購買の數量金額は逐年增加し、昭和元年度に於ては直接購買（五人）三百七萬千八百十二圓（約八割）、間接購買（三十二人）七十七萬二千八百四十圓（約二割）となれり。尙ほ輸入に就きては大正元年度より專賣局內に外國製造煙草見本調査會を設置し（明治四十五年五月二十七日專賣局長官達丁第一四三七號）、各國製造販賣業者より提出し來る見本中より、廣く內外人の嗜好に適すと認めらるる品種を選擇して輸入するの方針を採り、以て供給上遺憾なきを期することゝせり。

政府が製造煙草の直接購買を行ふ外國製造業者に就ては、年に依りて增減變更あり、今昭和元年度の購入先を示せば左の如し。

葉卷及紙卷煙草　臺灣　總督府專賣局
紙卷煙草　マルタ島　エー、ジー、クウシス社
同　埃及　シモン、アート
同　支那　東亞煙草株式會社
同　同　亞細亞煙草株式會社

今各年度輸入額を直接購買及間接購買に分ちて表示すれば左の如し（明治四十四年度以前は內譯不明に付之を除く）。

年度	直接購買 人員	直接購買 金額	間接購買 人員	間接購買 金額	合計 人員	合計 金額
大正元	？人	五七、二〇〇円	？人	一一八、六〇〇円	？人	一七五、八〇〇円
二	一〇	？	一四	？	二四	二一二、五一五
三	九	？	一四	？	二三	一三九、三六一
四	一〇	？	一五	？	二五	九三、二一二
五	八	三五、五六三	一五	？	二三	一五一、〇五五
六	八	六六、二六一	一七	？	二五	二〇七、〇六七
七	三	四八、一八三	一一	？	一四	三五二、一九一
八	四	二五五、五一九	一七	？	二一	八四六、一〇二
九	五	一一四、一〇五	一九	？	二四	七四六、四二〇
一〇	四	六八一、五九七	一七	？	二一	一、四七五、二〇五
一一	二	一、二五六、四九五	一七	？	一九	一、九八一、三六七
一二	三	三、〇八〇、〇〇二	一八	？	二一	三、七一七、四九五

大正 一三	三人	二、三二七、五九一円	三一人	一、三〇〇、九〇四円	三四人
一四	三	三、〇五六、〇八八	三三	九二五、九一九	三六
昭和 元	五	三、〇七一、〇八二	三二	七七二、八四〇	三七
					三、六二八、四九五円
					三、九八二、〇〇六
					三、八四三、九二一

（備考）大正元年度の人員及二・三・四年度の金額は共に其の內譯未詳。又內譯の中四捨五入したるものある爲め、合計と符合せざるものあり。

第二款　輸移入煙草の種類及定價

專賣制度開始以前及開始當時に於ける輸入煙草の品種は今之を詳にするを得ずと雖も、其の金額の寡少なるを以て共の品種も亦極めて少かりしを知るべし。爾來內外人の需要增加・嗜好の變化に應ずる爲め、極力之が供給に努めたるを以て、輸入の品種も年々增加し、明治末葉に於ては葉卷煙草六十八種、紙卷煙草百三十四種、刻煙草竝に板煙草三十四種に達し、更に大正の末葉に於ては葉卷煙草百二十七種（移入品を含む）、紙卷煙草百三十五種（同上）、刻煙草竝に板煙草三十四種の多きに上りたり。

輸移入煙草の定價は政府の決定する所なれども、固より其の定價は內國製品と一定の均衡を保たしむるの要あるを以て、內國製品の定價改正に伴ひ毎次之を改正するものなり。而して毎次の改正定價を列擧するは頗る煩瑣に亙るを以て玆に之を省略し、單に大正十四年十一月內國製品の値上と共に改正したる輸入煙草の定價を揭げて、其の種類及產地等を知るの一端となすべし（大正十四年十一月七日大藏省告示第百五十六號）。

（一）移入煙草

種類	製造所	銘柄	定價	裝置區分	一箇當定價
葉卷煙草	臺灣總督府專賣局	タカ	百本ニ本 七二・〇〇円	二十五本	一八・〇〇円
同	同	ラス	同 二五・〇〇〇	六〇本	一・五〇〇
同	同	トン	同 六・〇〇〇	十本	・六〇〇
紙卷煙草	同	スミン	同 一・四〇〇	五十本	・七〇〇
同	同	ヤスミン	同 一・〇〇〇	十二本	・一二〇

（二）輸入煙草

種類	製造所	銘柄	定價	裝置區分	一箇當定價
葉卷煙草	マニラ、オリエント	イムペリアルス	百本ニ付 六四・〇〇〇円	二十五本	一六・〇〇〇円
同	同	ペルフエクトス	同 四八・〇〇〇	同	一二・〇〇〇
同	同	レイナ、ヴキクトリヤ、エキストラ	同 四二・〇〇〇	五十本	二一・〇〇〇
同	同	ペルラス	同 三六・〇〇〇	二十五本	九・〇〇〇
同	同	レイナ、ヴキクトリヤ	同 三六・〇〇〇	百本	三六・〇〇〇
同	同	ハイ、ライフ、エキストラ	同 三六・〇〇〇	二十五本	九・〇〇〇
同	同	セレクトス	同 二九・〇〇〇	五十本	一四・五〇〇
同	同	ハイ、ライフ	同 二八・〇〇〇	二十五本	七・〇〇〇
同	同	セレクトス	同 二六・〇〇〇	五十本	一三・〇〇〇
同	同	ハイ、ライフ	同 二六・〇〇〇	二十五本	六・五〇〇
同	同	レガリヤ	同 二六・〇〇〇	五十本	一三・〇〇〇

葉卷煙草	マニラ、オリエント	レガリヤ	百本ニ付	二六・〇〇円	二十五本	六・五〇円
同	同	ロンドレス、フイノス	同	二四・〇〇	百本	二四・〇〇
同	同	プリンセサス	同	二四・〇〇	同	二四・〇〇
同	同	ロンドレス	同	二〇・〇〇	同	二〇・〇〇
同	マニラ、コムパニア、ゼネラル	ピッグ、テイルス	同	四四〇・〇〇	十本	四四・〇〇
同	同	インクロヤブル	同	一三二・〇〇	二十五本	三三・〇〇
同	同	インコムパラブル	同	九〇・〇〇	同	二二・五〇
同	同	イムペリアルス	同	六六・〇〇	同	一六・五〇
同	同	ペルフエクトス	同	四四・〇〇	同	一一・〇〇
同	同	レガリヤ、アントニオ、ロペス	同	四〇・〇〇	同	一〇・〇〇
同	同	ハイ、ライフ	同	四〇・〇〇	五十本	二〇・〇〇
同	同	ブーケー	同	四〇・〇〇	二十五本	一〇・〇〇
同	同	レイナ、ヴヰクトリヤ	同	三五・〇〇	五十本	一七・五〇
同	同	イサベルス	同	三五・〇〇	同	一七・五〇
同	同	エクスキジトス	同	二六・〇〇	同	一三・〇〇
同	同	アルフオンソス	同	二六・〇〇	二十五本	六・五〇
同	同	オリエンタレス	同	二六・〇〇	五十本	一三・〇〇
同	同	メヂ・ヤ、レガリヤ	同	二二・〇〇	同	一一・〇〇
同	同	プリンセサス	同	二〇・〇〇	同	一〇・〇〇
同	同	ロンドレス	同	二〇・〇〇	百本	二〇・〇〇
同	同	インフアンテス	同	二〇・〇〇	同	二〇・〇〇
同	同	ポピユラレス	同	一六・〇〇	同	一六・〇〇
同	同	セニヨリタス	同	八・五〇	二百本	一七・〇〇

同	マニラ、ヘリオズ	ペルフエクトス、エキストラ	同	四四・〇〇	二十五本	一一・〇〇
同	同	ハイ、ライフ、スペシアル	同	四〇・〇〇	同	一〇・〇〇
同	マニラ、ゼルミナル	レガリヤ、ゼルミナル	同	四八・〇〇	同	一二・〇〇
同	同	レパブリカノス	同	四二・〇〇	五十本	二一・〇〇
同	同	ペルフエクトス	同	四〇・〇〇	二十五本	一〇・〇〇
同	同	ハイ、ライフ	同	二六・〇〇	同	六・五〇
同	同	ロンドレス	同	一六・〇〇	百本	一六・〇〇
同	マニラ、インスラー	ペルフエクトス	同	四八・〇〇	二十五本	一二・〇〇
同	同	ブーケー	同	二六・〇〇	同	六・五〇
同	同	エキスキジトス	同	二六・〇〇	同	六・五〇
同	同	メヂヤ、レガリヤ	同	二〇・〇〇	同	五・〇〇
同	同	ペチット、ブーケー	同	二〇・〇〇	同	五・〇〇
同	マニラ、コンマーシヤル	ハイ、ライフ	同	四四・〇〇	同	一一・〇〇
同	同	コンケラース	同	四〇・〇〇	同	一〇・〇〇
同	同	レイナ、ヴヰクトリヤ	同	三一・〇〇	百本	三一・〇〇
同	同	セレクトス	同	二八・〇〇	二十五本	七・〇〇
同	マニラ、フロールド、インタル	レイナ、ヴヰクトリヤ	同	四〇・〇〇	二十五本	一〇・〇〇
同	同	ハイ、ライフ	同	二四・〇〇	五十本	一二・〇〇
同	マニラ、アルハンブラー	エキセレンテス	同	七二・〇〇	二十五本	一八・〇〇
同	同	マリンス	同	五六・〇〇	同	一四・〇〇
同	同	ペルフエクトス	同	五二・〇〇	同	一三・〇〇
同	同	レガリヤ、フアボリタ	同	四二・〇〇	同	一〇・五〇
同	同	フアーシヨネーブル	同	四〇・〇〇	同	一〇・〇〇

葉卷煙草	マニラ、アルハンブラー	レイナ、ヴキクトリヤ	百本ニ付	三八・〇〇〇円	二十五本	九・五〇〇円
同	同	ペルラス	同	三二・〇〇〇	同	八・〇〇〇
同	同	ロンドレス	同	二〇・〇〇〇	百本	二〇・〇〇〇
同	同	ダマス	同	一七・〇〇〇	五十本	八・五〇〇
同	マニラ、コレヂドラ	ペルラス	同	四〇・〇〇〇	二十五本	一〇・〇〇〇
同	同	レパブリカノス	同	三六・〇〇〇	同	九・〇〇〇
同	同	ブーケー	同	三二・〇〇〇	同	八・〇〇〇
同	マニラ、マリヤ、クリスチナ	同	同	三六・〇〇〇	同	九・〇〇〇
同	同	レイナ、ヴキクトリヤ、エキストラ	同	三四・〇〇〇	五十本	一七・〇〇〇
同	マニラ、ガヴアナー、ゼネラル	ブーケー	同	三四・〇〇〇	二十五本	八・五〇〇
同	マニラ、デリシアス	ペルフエクトス	同	六〇・〇〇〇	同	一五・〇〇〇
同	マニラ、カリダット	レイナ、ヴキクトリヤ	同	四四・〇〇〇	五十本	二二・〇〇〇
同	マニラ、ラ、エバナ	同	同	二三・〇〇〇	百本	二三・〇〇〇
同	同	ロンドレス、チコス	同	一七・〇〇〇	五十本	八・五〇〇
同	ハバナ、ラ、コロナ	コロナ	同	三六〇・〇〇〇	二十五本	九〇・〇〇〇
同	ハバナ、パンチ	インペンシブルス	同	二八〇・〇〇〇	同	七〇・〇〇〇
同	同	アルフオンソス	同	二三六・〇〇〇	同	五九・〇〇〇
同	同	ペル・フエクトス	同	二〇〇・〇〇〇	同	五〇・〇〇〇
同	同	ブーケー	同	一五二・〇〇〇	同	三八・〇〇〇
同	同	レガリヤ、エレガント	同	一一二・〇〇〇	同	二八・〇〇〇
同	同	ヴアイオレタス	同	九四・〇〇〇	同	二三・五〇〇
同	ハバナ、パータガス	ビー、インペンシブルス	同	二六八・〇〇〇	同	六七・〇〇〇
同	同	ビー、ヘリオトロツプ	同	二四四・〇〇〇	同	六一・〇〇〇

同	同	ブリタニカ、フイナ	同	一九六・〇〇〇	同	四九・〇〇〇
同	同	ビー、ペルフエクトス	同	一九四・〇〇〇	同	四八・五〇〇
同	同	ペチツト、スポート	同	一二六・〇〇〇	同	三一・五〇〇
同	同	パーフエクシヨネードス	同	一二〇・〇〇〇	同	三〇・〇〇〇
同	ハバナ、ペーレンス	ブリンシパルス	同	一二八・〇〇〇	同	三二・〇〇〇
同	同	センシチヴアス	同	一〇四・〇〇〇	同	二六・〇〇〇
同	同	ブーケー、エキストラ	同	九四・〇〇〇	同	二三・五〇〇
同	同	ブリタノス	同	八四・〇〇〇	同	二一・〇〇〇
同	ハバナ、ボツク	ペルフエクトス、エレガンテス	同	二二八・〇〇〇	同	五七・〇〇〇
同	ハバナ、カバナス、エンド、カルバヂアル	ブレヂレクトス	同	二八〇・〇〇〇	同	七〇・〇〇〇
同	同	レガリヤ、エスペシアル	同	二一二・〇〇〇	同	五三・〇〇〇
同	ハバナ、ヴキラー	ブーケー	同	二六八・〇〇〇	同	六七・〇〇〇
同	同	デイダガス	同	二二〇・〇〇〇	同	五五・〇〇〇
同	ハバナ、ダイアス、ハバナ、コムパニー	メヂナース	同	一二〇・〇〇〇	同	三〇・〇〇〇
同	同	リツトル、スポーツ	同	七二・〇〇〇	同	一八・〇〇〇
同	ハバナ、ガンス	ラ、ムナ、ロスチヤイルス	同	一〇〇・〇〇〇	同	二五・〇〇〇
同	同	エル、ラヂオ、インヴキンシブルス	同	七六・〇〇〇	同	一九・〇〇〇
同	同	エル、ラヂオ、ロスチヤイルス	同	六四・〇〇〇	同	一六・〇〇〇
同	和蘭、クレンバーグ、ドレツセルイス	ヴキクトリヤ、レオニス	同	三八・〇〇〇	同	九・五〇〇
同	同	パラチノ	同	二二・〇〇〇	五本	一・一〇〇
同	和蘭、フアンデル、ブツト	コスモス	同	一七・〇〇〇	五十本	八・五〇〇
同	和蘭、ユーゼネ、ゴールミー、エンド、バー	エスキジトス	同	三六・〇〇〇	二十五本	九・〇〇〇
同	白耳義、ブリオル	リゴレトス	同	二四・〇〇〇	五十本	一二・〇〇〇

葉巻煙草	セザレス	百本ニ付	二二・〇〇〇	五十本	一一・〇〇〇	円
同	エスペシアレス	同	三四・〇〇〇	二十五本	八・五〇〇	
同	白耳義、エルネスト、タンシヤン	同	二六・〇〇〇	五十本	一三・〇〇〇	
同	獨逸、リチアード、モーリング	同	二六・〇〇〇	二十五本	一〇・〇〇〇	
同	バーフエクション	同	四〇・〇〇〇	二十五本	一〇・〇〇〇	
同	獨逸、ロエーゼル	同	四〇・〇〇〇	二十五本	一〇・〇〇〇	
同	ラ、カルマ	同	四〇・〇〇〇	同	一〇・〇〇〇	
同	ラ、アビス	同	三六・〇〇〇	同	九・〇〇〇	
同	アルテア	同	二六・〇〇〇	同	六・五〇〇	
同	アルバ	同	二六・〇〇〇	同	六・五〇〇	
同	獨逸、エフ、クラツク	同	二六・〇〇〇	百本ニ付	一二・〇〇〇	円
同	バトリチエール、シーグロー	同	一二・〇〇〇	百本	一二・〇〇〇	
同	獨逸、クライン、ボチケ	同	六〇・〇〇〇	二十五本	一五・〇〇〇	
同	アレージア	同	四〇・〇〇〇	同	一〇・〇〇〇	
同	メルシダス	同	三四・〇〇〇	同	八・五〇〇	
同	クラリ	同	三〇・〇〇〇	同	七・五〇〇	
同	クラブ、ガマニア	同	二六・〇〇〇	同	六・五〇〇	
同	獨逸、フリードリヒ、デヤスタス	同	四六・〇〇〇	同	一一・五〇〇	
同	エストレラス	同	四〇・〇〇〇	同	一〇・〇〇〇	
同	マニフエスト	同	三四・〇〇〇	同	八・五〇〇	
同	フロルド、ドロツプ	同	三二・〇〇〇	同	八・〇〇〇	
同	エル、ドミニオ	同	二四・〇〇〇	同	六・〇〇〇	
同	リヴキエラ	同	二八・〇〇〇	同	七・〇〇〇	
同	クラブ、ローヤル	同	六八・〇〇〇	同	一七・〇〇〇	
同	ベルラス	同	三〇・〇〇〇	五十本	一五・〇〇〇	
同	サターン	同	二四・〇〇〇	同	一二・〇〇〇	
同	フエリツクス	同	一二・〇〇〇	同	六・〇〇〇	
紙巻煙草	埃及、キリアヂ	同	七・〇〇〇	同	三・五〇〇	

同	埃及、アトラム	同	五・〇〇〇	十本	一・五〇〇	同
同	セリカ三號	同	八・五〇〇	百本	八・五〇〇	同
同	埃及、サルタンス三號	同	七・〇〇〇	五十本	六・五〇〇	同
同	同　二號	同	六・五〇〇	同	六・〇〇〇	同
同	同　一號	同	五・〇〇〇	同	四・五〇〇	同
同	埃及、マトツシアン	同	四・五〇〇	同	四・〇〇〇	同
同	サムスン、エキストラ	同	四・五〇〇	同	四・〇〇〇	同
同	埃及、ローレンス	同	五・〇〇〇	百本	五・五〇〇	同
同	フキガロ（金口）	同	五・五〇〇	同	五・〇〇〇	同
同	埃及、クウシス	同	六・〇〇〇	五十本	三・〇〇〇	同
同	ハイ、ライフ（金口）	同	七・〇〇〇	百本	七・〇〇〇	同
同	クウシス（金口）	同	六・五〇〇	同	六・〇〇〇	同
同	デユベック（薬口）	同	五・五〇〇	同	五・〇〇〇	同
同	（金口）	同	五・二〇〇	同	四・八〇〇	同
同	フラールド、オリエント	同	五・〇〇〇	同	四・五〇〇	同
同	キング、ヂオルヂヤ	同	七・〇〇〇	同	六・三〇〇	同
同	カ（コルク口）	同	七・〇〇〇	百本	六・三〇〇	同
同	ビー、オー、シー（金口）	同	六・〇〇〇	五十本	三・〇〇〇	同
同	ダイアナ（金口）	同	五・五〇〇	百本	五・五〇〇	同
同	アイシス	同	五・〇〇〇	同	四・五〇〇	同
同	ミカサ（金口）	同	四・五〇〇	十本	四・五〇	同
同	クロノス	同	四・〇〇〇	同	四・〇〇	同
同	埃及、メラクリノー	同	一四・〇〇〇	同	一四・〇〇〇	同
同	メラクリノー九號B（金口）	同	一六・〇〇〇	五十本	一六・〇〇〇	同
同	（プレーン）	同	一四・〇〇〇	同	一四・〇〇〇	同
同	埃及、ステフアノー	同	六・五〇〇	百本	六・五〇〇	同
同	イムペリアル一號（金口）	同	六・五〇〇	二十本	一・三〇〇	同

紙巻煙草	埃及、ステファノー	イムペリアル一號（金口）	百本ニ付	円 六.五〇〇	十本	円 .六五〇
同	埃及、カラサナシス	エム、シー、シー、エキストラ（金口）	同	七.五〇〇	百本	七.五〇〇
同	同	同	同	七.五〇〇	十本	.七五〇
同	同	（コルク口）	同	七.五〇〇	百本	七.五〇〇
同	同	同	同	七.五〇〇	十本	.七五〇
同	同	エム、シー、シー、モンレポー（コルク口）	同	六.五〇〇	百本	六.五〇〇
同	同	エム、シー、シー、デライト（金口）	同	六.五〇〇	同	六.五〇〇
同	埃及、メルコニアン	ロード、バイロン（コルク口）	同	二二.〇〇〇	五十本	一一.〇〇〇
同	同	アイ・ピス	同	一三.四〇〇	同	六.七〇〇
同	埃及、シモンアート	シモン、アート七〇號	同	九.五〇〇	百本	九.五〇〇
同	同	同	同	九.五〇〇	二十本	一.九〇〇
同	同	同	同	九.五〇〇	十本	.九五〇
同	埃及、ヂミトリノー	アンバサダー（コルク口）	同	一九.〇〇〇	二十本	三.八〇〇
同	同	ピス第十號	同	一一.〇〇〇	十本	一.一〇〇
同	同	ダウン、タウン（金口）	同	八.五〇〇	百本	八.五〇〇
同	埃及、ヴアフキアヂス	デームス（口付）	同	八.〇〇〇	五十本	四.〇〇〇
同	埃及、パイジス	ハー・ピー（金口）	同	七.〇〇〇	百本	七.〇〇〇
同	同	同	同	七.〇〇〇	十本	.七〇〇
同	同	（プレーン）	同	六.四〇〇	百本	六.四〇〇
同	同	ピラミッド（金口）	同	五.八〇〇	同	五.八〇〇
同	同	同	同	五.八〇〇	十本	.五八〇
同	同	ナポレオン第一號（金口）	同	五.〇〇〇	百本	五.〇〇〇
同	同	同	同	五.〇〇〇	十本	.五〇〇

同	同	第二號（金口）	同	五.〇〇〇	百本	五.〇〇〇
同	埃及、オペラ、シガレツト、コムパニー	オペラ（金口）	同	五.五〇〇	同	五.五〇〇
同	同	同	同	五.五〇〇	十本	.五五〇
同	同	（プレーン）	同	五.五〇〇	百本	五.五〇〇
同	同	同	同	五.五〇〇	十本	.五五〇
同	埃及、マスペロー	スペシアルス（コルク口）	同	一七.〇〇〇	五十本	八.五〇〇
同	同	フエルカ三九號	同	一四.〇〇〇	同	七.〇〇〇
同	埃及、エキスプレス	エキセルシヤー（金口）	同	五.〇〇〇	百本	五.〇〇〇
同	同	同	同	五.〇〇〇	十本	.五〇〇
同	同	イー、シー、シー（金口）	同	四.七〇〇	百本	四.七〇〇
同	同	同	同	四.七〇〇	十本	.四七〇
同	埃及、エー、ビー、シー、タバコ、コムパニー	エー、ピー、シー（金口）	同	五.五〇〇	百本	五.五〇〇
同	同	同	同	五.五〇〇	十本	.五五〇
同	獨逸、レームツマ	ゲルベゾルテ（金口）	同	二.八〇〇	二十五本	.七〇〇
同	同	（プレーン）	同	二.八〇〇	同	.七〇〇
同	同	リユツチエ	同	二.四〇〇	同	.六〇〇
同	獨逸、コスモス	ヂユス、メーデルス（金口）	同	二.四〇〇	同	.六〇〇
同	獨逸、アー、エム、エックスタイン	ダカポ	同	三.二〇〇	五十本	一.六〇〇
同	獨逸、ラフエルム	スプレンデキド（口付金口）	同	三.〇〇〇	十本	.三〇〇
同	同	ヂヤコ（口付）	同	二.七〇〇	同	.二七〇
同	同	サモア（口付）	同	二.五〇〇	同	.二五〇
同	同	ペチツト、カノン（象印五二）	同	二.二〇〇	百本	二.二〇〇
同	同	ルツセンノルテ（象印五五）	同	一.九〇〇	二十本	.三八〇

紙卷煙草	獨逸、コンスタンチン	コンスタンチン二十三號（プレーン）	百本ニ付	円 三・五〇〇	十本	円 ・三五〇
同	同	ミクルーリ（金口）	同	三・〇〇〇	二十本	・六〇〇
同	獨逸、マノリ	マイネ、クライネ（金口）	同	三・〇〇〇	五十本	一・五〇〇
同	英吉利、アルダス	ステート、エキスプレス五五五	同	六・四〇〇	同	三・二〇〇
同	同	スリー、ドッツ	同	六・〇〇〇	同	三・〇〇〇
同	同	ダブル、エース	同	三・六〇〇	同	一・八〇〇
同	英吉利、ウエストミンスター	ターキッシュ、エー、エー（金口）	同	七・〇〇〇	同	三・五〇〇
同	同	同	同	七・〇〇〇	十本	・七〇〇
同	同	同（プレーン）	同	七・〇〇〇	五十本	三・五〇〇
同	同	同	同	七・〇〇〇	十本	・七〇〇
同	同	アヴァロン（コルク口）	同	四・四〇〇	五十本	二・二〇〇
同	英吉利、アーチャー	エヂンバラ	同	七・〇〇〇	同	三・五〇〇
同	英吉利、ウイルス	スリー、カッスルス、マグナムス	同	七・〇〇〇	同	三・五〇〇
同	同	スリー、カッスルス	同	六・〇〇〇	同	三・〇〇〇
同	同	カプスタン、ネヴキ、カット、メヂアム	同	四・六〇〇	同	二・三〇〇
同	同	ワイルド、ウッドバイン	同	四・〇〇〇	同	二・〇〇〇
同	同	ゴールド、フレーキ	同	五・〇〇〇	同	二・五〇〇
同	英吉利、アレキサンダー、ボクスラヴスキー	ピカ・デキリー	同	六・〇〇〇	同	三・〇〇〇
同	英吉利、ヒル	スピネット（コルク口）	同	六・八〇〇	同	三・四〇〇
同	同	スペシアル、サンライプ	同	四・六〇〇	同	二・三〇〇
同	同	オセアニック一號	同	四・〇〇〇	同	二・〇〇〇
同	英吉利、カーレラス	スリー、キャッツ	同	四・四〇〇	同	二・二〇〇
同	英吉利、アブダラ	ターキッシュ五號（金口）	同	二二・〇〇〇	同	一一・〇〇〇

同	同	二五號（プレーン）	同	一一・〇〇〇	同	五・五〇〇
同	英吉利、ケヂヴキアル	ロンドン、ゴールド、チップ（金口）	同	一・八〇〇	十本	・一八〇
同	英吉利、テオフアニ	キングス、オーン、ターキッシュ	同	一二・〇〇〇	五十本	六・〇〇〇
同	同	同	同	一二・〇〇〇	十本	一・二〇〇
同	同	エキストラ二號	同	六・〇〇〇	五十本	三・〇〇〇
同	同	同	同	六・〇〇〇	十本	・六〇〇
同	米國、ソーター	ローズ（マグナム）	同	一・二〇〇	同	・一二〇
同	同	レデー、ハミルトン	同	一・〇〇〇	同	・一〇〇
同	米國、アメリカン、タバコ、コムパニー	ポール、モール（コルク口）	同	一二・〇〇〇	同	一・二〇〇
同	同	ハッピー、ヒット	同	七・〇〇〇	二十本	一・四〇〇
同	同	同B	同	三・五〇〇	十本	・三五〇
同	同	ソエレン	同	一・八〇〇	同	・一八〇
同	米國、ヂヨン、ボルマン	イムペリアルス（口付）	同	六・五〇〇	二十本	一・三〇〇
同	米國、アメリカノ、タバニ、プロダクト	ロブ、イ	同	九・二〇〇	五十本	四・六〇〇
同	同	オックスフォード	同	六・八〇〇	同	三・四〇〇
同	同	同	同	六・八〇〇	十本	・六八〇
同	同	フェアー、フアックス	同	五・〇〇〇	五十本	二・五〇〇
同	米國、エス、アナルジロス	ロンドン、ライフ（コルク口）	同	一〇・〇〇〇	十本	一・〇〇〇
同	同	同（紙函入）	同	一〇・〇〇〇	五十本	五・〇〇〇
同	同	同（丸罐入）	同	一〇・〇〇〇	同	五・〇〇〇
同	米國、シナシ	ナチュラル（プレーン）	同	八・四〇〇	同	四・二〇〇
同	同	同	同	八・四〇〇	十本	・八四〇
同	米國、ベンリン、エンド、ヘッヂエス	ヘンリー	同	一・五〇〇	同	・一五〇

紙巻煙草	米國、リゲット、エンド、マイアース	リッチモンド、ストレート、カット	百本ニ付	五.〇〇〇円	五十本	二.五〇〇円
同	同	チェスターフキールド	同	三.二〇〇	同	一.六〇〇
同	同	レックス	同	一.八〇〇	十本	.一八〇
同	同	オールドミル	同	一.二〇〇	同	.一二〇
同	米國、オットマン	ナン（マグナム）	同	一.五〇〇	同	.一五〇
同	佛蘭西、ペイラノ	ドナ	同	二.五〇〇	二十本	.五〇〇
同	ビルマ、タバコ、コムパニー	ピルマス、ペスト	同	四.二五〇	同	.八五〇
同	支那、東亞煙草株式會社	ゴード	同	三.六〇〇	五十本	一.八〇〇
同	同	同三號	同	二.四〇〇	二十五本	.六〇〇
同	同	同五號	同	一.八〇〇	十本	.一八〇
同	同	スピーア	同	一.二〇〇	同	.一二〇
同	同	ラヂオ	同	一.二〇〇	同	.一二〇
同	同	ロビン	同	一.〇〇〇	同	.一〇〇
同	同	ターン	同	.六〇〇	同	.〇六〇
同	支那、コンチネンタル、シガレット、コムパニー	ゴールド、クラウン	同	五.〇〇〇	五十本	二.五〇〇
同	同	クラウン	同	一.二〇〇	十本	.一二〇
同	同	ベ.リー	同	.六〇〇	同	.〇六〇
同	支那、南洋兄弟煙草公司	ゴールデン、ホールス	同	五.六〇〇	五十本	二.八〇〇
同	同	ゴールデン、ドラゴン	同	五.〇〇〇	同	二.五〇〇
同	同	ターシー	同	四.四〇〇	同	二.二〇〇
同	同	ダイアモンド	同	三.四〇〇	同	一.七〇〇
同	同	ゲローブ	同	一.二〇〇	十本	.一二〇
同	支那、ダイアン、シガレット、コムパニー	ロコモチイヴ	同	一.二〇〇	十本	.一二〇

同	マニラ、オリエント	ラ、ルビナ	同	二.〇〇〇	二十五本	.五〇〇
同	マニラ、アルハンブラー	イサベラ	同	二.〇〇〇	十五本	.三〇〇
同	同	ナナ	同	一.五〇〇	十本	.一五〇
同	マニラ、コンマーシャル	ラ、セヴキラナ	同	一.五〇〇	三十本	.四五〇
同	同	同	同	一.五〇〇	十本	.一五〇
同	マニラ、インスラー	ヘブラ	同	二.〇〇〇	十五本	.三〇〇
同	加奈陀、マクドナルド	ブリチツシュ、コンソルス	同	三.六〇〇	五十本	一.八〇〇
同	同	プリンス、オブ、ウエールス	同	三.〇〇〇	十本	.三〇〇
同	白耳義、ファンデル、エルスト	マドリガル（コルク口）	同	三.〇〇〇	二十本	.六〇〇
同	和蘭、アングロ、アメリカン、シガレット、コムパニー	スポト（金口）	同	四.二五〇	同	.八五〇
同	伊太利、煙草專賣局	マセドニア	同	三.六〇〇	百本	三.六〇〇
刻煙草	英吉利、ガラハー	コラムバイン	一英斤ニ付	一四.八〇〇	四分ノ一英斤	三.七〇〇
同	同	レッド、ジャケット	同	一二.四〇〇	同	三.一〇〇
同	同	ゴールド、マイン、ミキスチュアー	同	七.六〇〇	同	一.九〇〇
同	英吉利、カーレラス	クレブン、ミキスチュアー、エキストラ、マイルド	同	一四.四〇〇	同	三.六〇〇
同	英吉利、ウイルス	スリー、カッスルス	同	一四.八〇〇	同	三.七〇〇
同	同	ゴールド、フレーキ	同	一一.六〇〇	同	二.九〇〇
同	同	スミス、サンキユーアド、ミキスチユアー	同	一一.六〇〇	同	二.九〇〇
同	同	ベスト、バーヅ、アイ	同	一一.二〇〇	同	二.八〇〇
同	同	スミス、グラスゴー、ミキスチユアー	同	一〇.八〇〇	同	二.七〇〇
同	同	カプスタン、ネヴキ、カット、マイルド	同	一〇.八〇〇	同	二.七〇〇
同	同	カプスタン、ネヴキ、カット、メヂアム	同	九.六〇〇	同	二.四〇〇
同	同	カプスタン、ネヴキ、カット、フール	同	九.六〇〇	同	二.四〇〇

種類	製造所名稱	百本當定價	裝置區分	一箇當定價	追加又は改正年月日
刻煙草	英吉利、ウイルス、リッチモンド、ミキスチュアー	一英斤ニ付　七・六〇〇円	同	一英斤ニ付　四・八〇〇	大正十四年十一月二十八日　大藏省告示第百六十二號
同	英吉利、ウオーカース、ハバナ、ミキスチュアー（カートリッヂ三箇入）	一四・四〇〇	同	四分ノ一英斤	同十五年二月五日　同上第十二號
同	英吉利、アーチヤー、ミキスチュアー	二六・〇〇〇	同	同	同年五月十三日　同上第七十一號
同	英吉利、ヒル、エヂンバラ、ミキスチュアー、メヂアム	一四・四〇〇	同	同	同年七月十四日　同上第百號
同	英吉利、ヒル、ローヤル、ネヴキ、メヂアム	一四・四〇〇	同	同	同年十一月十七日　同上第百五十四號
同	英吉利、テオフアニ、ミキスチュアー	二二・八〇〇	同	同	同年二月五日　同上第十三號
同	米國、ブラック、ウエルダム、ハーム	一〇・〇〇〇	同	一基瓦ニ付　八・〇〇〇	同年二月十八日　同上第十七號
同	米國、ブリチツシュ、アメリカン、タバコ、コムパニー	一五・三六〇	同	百瓦　八・〇〇〇	同年四月五日　同上第四十七號
同	刻煙草	一四・八〇〇	同	五十瓦　八・〇〇〇	同年六月三日　同上第八十號
同	支那　刻煙	一三・六〇〇	同	四分ノ一英斤　八分ノ一英斤	同年六月二十三日　同上第八十五號
同	同	一四・四〇〇	同	同	同年八月七日　同上第百六號
同	朱廣東棟葉熟烟	一八・二四〇	同	二オンス　一オンス三分ノ二	同年九月十一日　同上第百三十二號
同	周其蘭棟葉生切	一一・二〇〇	同	二オンス	同年十一月三十日　同上第百六十五號
同	同	一〇・四〇〇	同	三オンス	
同	加奈陀、タケツト	一〇・四〇〇	同	八オンス	
同	加奈陀、マクドナルド	一〇・二〇〇	同	十二分ノ一英斤	
同	佛蘭西	六・六〇〇	同	一オンス三分ノ一	
同	佛蘭西、ベイラノ	八・〇〇〇	同	百瓦	
同	同	八・〇〇〇	同	五十瓦	
同	同	八・〇〇〇	同	百瓦	
同	同	二・八〇〇	百匁ニ付	六十匁	
同	支那　刻煙	二・五〇〇	同	四十匁	

種類	製造所名稱	百本當定價	裝置區分	一箇當定價	追加又は改正年月日
板煙草	米國、ブリチツシュ、アメリカン、タバコ、コムパニー	一・二〇〇円	同	一英斤ニ付　四・八〇〇	大正十四年十一月二十八日　大藏省告示第百六十二號
同	ケーストン（黒色）	四・〇〇	同	四分ノ一英斤　十二分ノ一英斤	同十五年二月五日　同上第十二號
葉巻	獨逸、レーレツケ、ウント、フリツツバーグ	二七・〇〇〇円	五十本	一三・五〇〇円	同年五月十三日　同上第七十一號
同	ハバナ、ベリンダ	一六六・〇〇〇	同	四一・五〇〇	同年七月十四日　同上第百號
同	ハバナ、ジョース、ゼネル	一九二・〇〇〇	二十五本	四八・〇〇〇	同年十一月十七日　同上第百五十四號
同	和蘭、ドレツセルイス	四四・〇〇〇	同	一一・〇〇〇	同年二月五日　同上第十三號
同	ハバナ、アツプマン	一〇〇・〇〇〇	同	二五・〇〇〇	同年二月十八日　同上第十七號
紙巻	埃及、メラクリノー	一一・〇〇〇	五十本	五・五〇〇	同年四月五日　同上第四十七號
同	埃及、マスペロー	一一・〇〇〇	同	五・五〇〇	同年六月三日　同上第八十號
同	英吉利、テオフアニ	二・五〇〇	十本	・二五〇	同年六月二十三日　同上第八十五號
同	支那、南洋兄弟煙草公司	一・〇〇〇	同	・一〇〇	同年八月七日　同上第百六號
同	支那、コンチネンタル、シガレット、コムパニー	一・〇〇〇	同	・一〇〇	同年九月十一日　同上第百三十二號
同	埃及、シモン、アート	六・五〇〇	百本	六・五〇〇	同年十一月三十日　同上第百六十五號
同	英吉利、ウエストミンスター	四・八〇〇	五十本	四・八〇〇	
同	埃及、マトツシアン	四・〇〇〇	同	二・〇〇〇	

其の後大正十五年末までに新に追加又は改正せられたる品種及定價竝に其の告示年月日を列擧すれば左の如し。

第三款　自用輸入及標本輸入

第一項　自用輸入

自用煙草の輸入は煙草專賣法第三十二條に依り輸入を許可するものと、關稅定率法第七條に依り旅具として輸入を許可するものとの二種あり。前者は自用者の健康上若くは習慣上缺くべからざる場合に、政府の許可を受け輸入することを得るものにして、一定の制限內（明治三十七年六月二十四日省議を以て一箇年一人分紙卷煙草八千本、葉卷煙草三千本、刻煙草一貫五百匁以內と決定す）に於て專賣局直接之を許可するものとす。後者は外國渡來の旅客が携帶せる自用煙草にして、極めて少量のものに對しては、關稅定率法の規定に依り旅具と看做して專賣法を適用せず、稅關に於て一定の數量（明治三十八年四月十七日稅關宛內訓を以て、葉卷煙草二百本、紙卷煙草五百本、刻煙草其の他一封度以內と定め、四十年五月之を減じて葉卷煙草百本、紙卷煙草二百五十本、刻煙草其の他半封度以內とし、何れも開封のものなることを要すと改めたるが、更に四十四年八月葉卷煙草五十本、紙卷煙草百本、刻煙草其の他三十匁以內に改め、大正末年に至れり）を限り免稅通關を許し、其の數量制限を超え旅具と認むべからざる程度のもの（葉卷煙草三千本、紙卷煙草八千本、刻煙草其の他十二封度以內、後ち葉卷煙草三百本、紙卷煙草八百本、刻煙草其の他二封度以內に改む）にありては便宜稅關に於て之が徵稅通關を許し、成規の申請書を專賣局に送付することと定めたり。又外國貿易船其の他外國より到着せる內外國船舶の乘組員及水夫の所持する自用煙草も亦、前記旅具に準じ一定の數量に限り（旅客の場合の四分の一以內）免稅通關を許せり。自用輸入の數量及價格を表示すれば左の如し。

年次	葉卷煙草 數量	葉卷煙草 價格	紙卷煙草 數量	紙卷煙草 價格	刻煙草 數量	刻煙草 價格	其他 數量	其他 價格	價格合計
明治三七	千本 一六二	円 三、九四一	千本 三一	円 一七九	貫 二三	円 三一六	貫 —	円 —	円 四、四三六
三八	四五	七〇四	四五	二〇九	二四	七四	八	二三	一、〇一〇
三九	二三	七六七	六一	二七五	五七	一八七	五	二五	一、二五四
四〇	二八	一、四四〇	九六	六九〇	四〇	二三二	一	六	二、三六八
四一	一七	六三八	一三一	二、〇五二	二七	二一五	三	一〇	二、九一五
四二	二六	一、四七六	一〇〇	一、三一一	二五	一八六	四	一九	二、九九二
四三	二三	一、四〇一	九二	九七六	二一	一九七	二	一〇	二、五八四
四四	二四	一、九五三	九〇	一、一三六	一三	九七	一	八	三、一九四
大正元	二八	一、〇三一	一〇一	八六一	一〇	七八	一	四	一、九七四
二	一四	七三三	八五	四七四	六	七六	—	—	一、二八三
三	一五	七三六	二七	三四六	五	五五	—	—	一、一三七
四	五	一九三	二三	一五七	一〇	七二	一	一	四二三
五	六	二六九	二九	二〇〇	九	九三	一	四	五六六
六	六	二三〇	二六	二二九	六	五三	一	一一	五二三
七	一一	四八九	五七	四九二	八	一〇〇	二	一六	一、〇九七
八	九	四六七	四七	五五四	七	九四	一	二	一、一一七
九	一三	七一九	七六	九六六	一一	一八六	—	—	一、八七一
一〇	一一	四三一	六一	一、〇〇五	一三	一九六	一	二	一、六三四

（備考）大正十一年以降の調査を缺く爲め之を除く。

第二項　標本輸入

煙草專賣法第三十一條に於て、政府は標本に供するものに限り煙草の輸入を許可することを得る旨を定めたり。標本は政府に對し供給者たらんとする者が、外國製造煙草又は葉煙草を見本として輸入するもの最も多きを占め、特に本邦在留の外國人に對して各本國製造人又は仲買人等より送致するもの多し。此等の輸入標本は概ね見本として專賣局に寄贈するを例とし、此の場合寄贈者は輸入關税を免るる爲め送先より送付の儘を以て寄贈し、政府の手を以て輸入せしむるを通例とし、專賣局は其の旨を税關に通知し、直ちに之を同局に受領するものとす。而して其の數額は年々極めて僅少なり。

第十一節　附表

第一表　製造煙草輸入高表（煙草專賣法施行以前）

年次	葉卷煙草 數量	葉卷煙草 價格	紙卷煙草 數量	紙卷煙草 價格	刻煙草 數量	刻煙草 價格	諸煙草 數量	諸煙草 價格	價格合計
明治元		一四、四四一斤	四五、一六〇・四三〇円		—斤	—円	一〇、七〇三斤	二、一八一・三〇〇円	四七、三四一・七三〇円
二		一八、四六七	三五、二七五・一二〇		—	—	一四、二二八	一、七八九・八九〇	三七、〇六五・〇一〇
三		二一、八九〇	三五、二二八・八一〇		—	—	三三、二九〇	五、三九〇・二五〇	四〇、六〇九・〇六〇
四		四五、六〇三	四七、一六一・九三〇		—	—	二七、七三六	六、五〇五・八六〇	五三、六六七・七八〇
五		—	一二四、三六一・六一〇		—	—	一七、〇一七	五、一九七・〇三〇	一二九、五五八・六三〇
六		三三、八六二	五七、〇二九・二九〇		—	—	一〇、五四三	五、六二二・〇五〇	六二、六四一・三四〇
七		三六、七四四	六六、四一二・七四〇		—	—	一三、〇八六	五、八八六・〇一〇	七二、二九八・七五〇
八		三一、七九一	五一、〇九八・三三〇		—	—	二四、〇四九	九、〇三三・八六〇	六〇、一三二・一九〇
九		二九、七三七	四三、〇四四・〇四〇		—	—	二五、〇三六	一〇、七八二・九四〇	五三、八二六・九八〇
一〇		二七、七四一	四一、二三五・六七〇		—	—	二六、二〇一	九、六三六・七九〇	五〇、八七三・四六〇
一一		三一、七三四	四三、一三三・二九〇		—	—	二一、四一五	七、八八八・五六〇	五一、〇二一・八五〇
一二	三一、四五四斤	四四、九四〇・一八〇円	?斤	二、六三六・七〇〇円	—	—	三四、六八七	一〇、六一七・五八〇	五八、一九四・四六〇
一三	二七、六八四	四〇、五四四・一七〇	?	四、五五九・三〇〇	—	—	二六、七一四	九、五八七・二六〇	五四、六九〇・七三〇
一四	二九、四九二	四〇、七四八・五一〇	?	四、二七八・五二〇	—	—	一二、二四七	四、九二六・〇七〇	四九、九五三・一〇〇
一五	二九、六九五	三七、八四九・八二〇	?	六、七四六・一八〇	—	—	一二、六〇三	五、一五一・四八〇	四九、七四七・四八〇
一六	四七、三四八	五三、七八八・〇三〇	?	六、四四〇・三〇〇	—	—	一五、一八二	五、六五四・六二〇	六五、八八二・九四〇
一七	四四、六九七	四六、〇〇六・七六〇	?	五、二七八・三四〇	—	—	一四、三六三	六、九四二・六七〇	五八、二二七・七七〇
一八	三六、八五五	四八、三〇八・九四〇	?	八、七六六・四六〇	—	—	二八、五五三	一一、八八七・五六〇	六八、九六二・九六〇
一九	四九、八〇五	五四、三八三・九八〇	?	一三、八七二・〇〇〇	—	—	四七、三七一	二四、八四二・七七〇	九三、〇九八・七五〇
二〇	五五、六四六	七〇、〇五五・四九〇	?	二三、六六九・三二〇	—	—	一〇二、八七九	五七、〇八三・九一〇	一四九、八〇八・七二〇
二一	三七、二三二	五四、三四五・五〇〇	?	三四、一五一・二二〇	—	—	八三、五五八	六四、八二四・〇三〇	一五三、三二〇・七五〇
二二	四〇、四七五	六一、一三一・六二〇	?	六九、〇二〇・七四〇	—	—	一〇四、五一四	七九、九三三・八八〇	二一〇、〇八五・二四〇
二三	四二、七五〇	六六、二九八・八八〇	?	九二、一三〇・一八〇	七一、二三六	五五、三八四・〇六〇	三、〇九四	九四〇・七一〇	二二四、七五三・八三〇
二四	四三、八六六	五九、五四八・三九〇	?	一二九、五八六・八六〇	一〇六、二六三	八一、九七八・一九〇	六、五〇八	二、〇三五・九二〇	二七三、一四九・三六〇
二五	三七、九八八	六二、五四六・〇四〇	?	一七〇、六二八・三二〇	九三、〇六六	七七、四〇二・九〇〇	九、七八三	二、八一三・四六〇	三二三、三九〇・七二〇
二六	四三、四二四	六八、七二一・七四〇	?	二五四、六三九・九八〇	九五、六五〇	八二、六四一・四三〇	九五一、一〇九	六七、六四五・四九〇	四七三、六三八・六四〇

明治	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	大正	元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	昭和	元
紙巻煙草	一千七九〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本	一千九〇〇万本
葉巻煙草	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本	一千万本
刻煙草	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤
其他諸煙草	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤	一千万斤
価格合計	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円	一千万円

（備考）＊印は国位未詳。

第三表　國別輸入高表（移入を合む）

年次	第一章　煙草事業	第十一節　製造煙草の輸入	四九一
別	紙巻煙草	葉巻煙草	刻煙草	その他諸煙草	価格合計
国別	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
支那	千本	円	千本	円	千斤	円	千斤	円	円
英国印度	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第二表　製造煙草輸入高表（移入を含む）

年次	紙巻煙草		葉巻煙草		刻煙草		その他諸煙草		価格合計
別	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
国別									
支那	千本	円	千本	円	千斤	円	千斤	円	円
英国印度	一	一	一	一	一	一	一	一	一

（備考）明治十一年迄の巻葉巻煙草の内課不詳又刻煙草は明治二十二年迄諸煙草中に包含せらる。

第二表　製造煙草輸入高表（移入を含む）

年次	紙巻煙草		葉巻煙草		刻煙草		その他諸煙草		価格合計
別	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
国別									
支那	千本	円	千本	円	千斤	円	千斤	円	円
英国印度	一	一	一	一	一	一	一	一	一

（備考）＊印は国位未詳。

第三表　國別輸入高表（移入を合む）

年次	紙巻煙草		葉巻煙草		刻煙草		その他諸煙草		価格合計
別	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
国別									
支那	千本	円	千本	円	千斤	円	千斤	円	円
英国印度	一	一	一	一	一	一	一	一	一

年	國別	千本	円	千本	円	貫	円	貫	円	円
明治三十七年	蘭領印度	—	—	—	—	*	二	—	—	二
	香港	—	—	—	—	三	八	—	—	八
	比律賓	一七	九九	二、九六八	四〇、九一六	二一	一三三	—	—	四一、一四八
	英吉利	三四七	一、一四〇	九五	二、〇九七	一八〇	一、五一三	—	—	四、七五一
	獨逸	二一	四五	七四八	八、〇七〇	一三七	一、四六三	—	—	九、五八〇
	白耳義	—	—	一五	一六四	—	—	—	—	一六四
	佛蘭西	—	—	二〇	二七八	四七六	一、六一九	—	—	一、八九八
	墺太利	二五	四〇	—	—	—	—	—	—	四〇
	和蘭	—	—	三三	四九〇	—	—	—	—	四九〇
	露西亞	七	一三	—	—	一九八	一、五二五	—	—	一、五三九
	伊太利	九七八	三、八六三	—	—	—	—	—	—	三、八六二
	土耳古	一〇	三一	—	—	—	—	—	—	三一
	米國	一	四	*	八	三	一〇一	—	—	一一三
	埃及	六二	三、二二七	二〇	一、〇三六	—	—	—	—	四、二六三
	瑞西	—	—	八	一一四	—	—	—	—	一一四
	其他	九〇	三二一	二五	一、三八三	—	—	—	—	一、七〇四
	計	二、一〇七	八、七八六	三、九七六	五五、〇四四	一、三三二	七、〇一六	—	—	七〇、八四六
同三十八年	英領印度	—	—	*	二	—	—	—	—	二
	支那	—	—	—	—	七	一九	—	—	一九
	比律賓	—	—	五一六	二、一七四	—	—	—	—	二、一七四
	香港	一	四	—	四	—	—	—	—	八
	英吉利	五〇	五八二	五	三四	一三	一、一二六	—	—	一、七四三
	獨逸	*	一	三〇	三二四	—	—	—	—	三二五
	佛蘭西	—	—	—	—	六六	五〇九	—	—	五〇九
	瑞西	—	—	*	五	—	—	—	—	五
	墺太利	八	二一七	五	一七〇	五	三七	—	—	四二四
	和蘭	—	—	一五	四五一	—	—	—	—	四五一
	伊太利	一、一四三	九、四九三	—	—	—	—	—	—	九、四九三
	埃及	八七七	六、四七八	—	—	—	—	—	—	六、四七八
	其他	—	—	*	二	—	—	—	—	二
	計	二、〇七九	一六、七七七	五七九	三、一八八	二〇一	一、六九三	—	—	二〇、六五八
同三十九年	支那	九二五	五、二七〇	—	—	六二	一、二二八	—	—	六、四九八
	比律賓	—	—	四、九四八	七六、五九三	—	—	—	—	七六、五九三
	英吉利	—	—	二九一	三、一二七	—	—	—	—	三、一二七
	佛蘭西	—	—	—	—	二〇五	一、七九四	—	—	一、七九四
	獨逸	五〇	一一三	四〇八	六、五九五	—	—	—	—	六、七一八
	白耳義	—	—	一三四	六、九六三	—	—	—	—	六、九六三
	伊太利	三、〇三五	二〇、三六〇	—	—	—	—	—	—	二〇、三六〇
	和蘭	—	—	三一一	四、五五八	—	—	—	—	四、五五八
	米國	二	二四	*	二六〇	—	—	—	—	二八四
	埃及	二、五一五	二〇、五五八	—	—	—	—	—	—	二〇、五五八
	其他	—	—	二二	二、四五〇	—	—	—	—	二、四五〇
	計	六、五二七	四六、三三五	六、一〇六	一〇〇、五四六	二六八	三、〇二二	—	—	一四九、九〇三
	埃及	三、七八一、二三〇	二六、四九〇	—	—	—	—	—	—	二六、四九〇
	土耳古	九三〇、〇〇〇	六、五五四	—	—	—	—	—	—	六、五五四

同四十四年度	獨逸	二、八三〇、〇〇〇千本	七、〇五八円	一七、〇〇〇千本	六、三二三円	—貫	—円	—貫	—円	一三、三七一円
	英吉利	四五一、八五〇	二、五六六	—	—	五〇三	六、四八六	—	—	九、〇五二
	支那	二五、〇〇〇	一五六	—	—	二七九	一、一一五	—	—	一、二七一
	露西亜	二四三、六三〇	一、一二六	—	—	—	—	—	—	一、一二六
	比律賓	四一〇、〇〇〇	八八一	六三六、一二五	二八、三四七	—	—	—	—	二九、二二九
	マルタ	五五八、九六〇	三、八三五	—	—	—	—	—	—	三、八三五
	玖馬	—	—	一一、〇〇〇	二、九三六	—	—	—	—	二、九三六
	和蘭	—	—	三〇、〇〇〇	一、〇四四	—	—	—	—	一、〇四四
	白耳義	—	—	三五、〇〇〇	一、一三八	—	—	—	—	一、一三八
	米國	—	—	—	—	二〇三	二、一一五	—	—	二、一一五
	佛蘭西	—	—	—	—	六九一	二、八五三	—	—	二、八五三
	計	九、二三〇、六六〇	四八、六六八	八八九、一二五	三九、七八一	一、六七七	一三、五六九	—	—	一〇一、〇一九
大正元年度	埃及	四、七八二、〇〇〇	三五、三二六	—	—	—	—	—	—	三五、三三六
	土耳古	三、五六〇、〇〇〇	二四、八三五	—	—	—	—	—	—	二四、八三五
	獨逸	三、六七〇、〇〇〇	八、五七一	二九三、〇〇〇	八、四一八	—	—	—	—	一六、九八九
	英吉利	二、一九四、八〇〇	一三、七三一	—	—	一、七六〇	一九、七八三	—	—	三三、五一五
	支那	—	—	—	—	三二九	一、五八五	—	—	一、五八五
	露西亜	三八一、二二五	一、四七七	—	—	—	—	—	—	一、四七七
	比律賓	七〇〇、〇〇〇	一、五〇五	七五一、一二五	三四、一九二	—	—	—	—	三五、六九七
	マルタ	二、三八七、五五〇	一五、八〇三	—	—	—	—	—	—	一五、八〇三
	玖馬	—	—	六、〇〇〇	一、三六三	—	—	—	—	一、三六三
	和蘭	—	—	六〇、〇〇〇	一、九二六	—	—	—	—	一、九二六
	白耳義	—	—	五九、〇〇〇	一、九三八	—	—	—	—	一、九三八

大正元年度	米國	—	—	—	—	二九八	三、〇七三	一七八	七二七	三、七九九
	佛蘭西	—	—	—	—	四三一	二、一六八	—	—	二、一六八
	スマトラ	—	—	八、〇〇〇	四二九	—	—	—	—	四二九
	計	一七、六七五、六〇五	一〇〇、二五〇	一、一七七、一二五	四八、二六九	二、八二〇	二六、六一〇	一七八	七二七	一七五、八五七
同二年度	マルタ	四、二二六、四一〇	二七、〇三〇	—	—	—	—	—	—	二七、〇三〇
	埃及	三、五五二、七〇〇	三五、六八九	—	—	—	—	—	—	三五、六八九
	土耳古	三、二〇二、八九〇	二三、三八二	—	—	—	—	—	—	二三、三八二
	比律賓	二、五七七、九〇〇	五、一五九	一、一二四、四七五	四四、一七八	—	—	—	—	四九、三三七
	獨逸	五、九〇〇、〇〇〇	一四、二一六	二八六、〇〇〇	一〇、二六〇	—	—	—	—	二四、四七六
	英吉利	二、九四〇、二〇〇	一九、八四五	—	—	一、三七六	一三、〇一四	—	—	三三、八五九
	露西亜	一六四、四四五	八〇〇	—	—	—	—	—	—	八〇〇
	玖馬	—	—	二四、〇〇〇	五、七六七	—	—	—	—	五、七六七
	和蘭	—	—	二〇、〇〇〇	五六〇	—	—	—	—	五六〇
	白耳義	—	—	七六、〇〇〇	二、四八三	—	—	—	—	二、四八三
	スマトラ	—	—	三、〇〇〇	一二五	—	—	—	—	一二五
	米國	—	—	—	—	三三九	三、五三三	五二〇	一、九二九	五、四六二
	佛蘭西	—	—	—	—	二六〇	一、〇五三	—	—	一、〇五三
	支那	—	—	—	—	六九六	三、四八六	—	—	三、四八六
	計	二二、五五四、五四五	一二六、一二三	一、五三三、四七五	六三、三七五	二、六七二	二一、〇八六	五二〇	一、九二九	二一二、五一五
同	比律賓	七、六九五、九二五	一三、一四九	四二六、〇〇〇	一七、六二〇	—	—	—	—	三〇、七六〇
	玖馬	—	—	一七、二二五	三、六一五	—	—	—	—	三、六一五
	和蘭	—	—	一〇、〇〇〇	四六五	—	—	—	—	四六五

年度	國名									
		千本	円	千本	円	貫	円	貫	円	円
三年度	白耳義	—	—	一〇八、九七五	三、六六一	—	—	—	—	三、六六一
	獨逸	三、三二二、〇〇〇	七、五四四	八七、〇〇〇	三、三八一	—	—	—	—	一〇、九二五
	英吉利	一、二三八、七〇〇	八、四〇九	—	—	四〇七	四、七〇三	—	—	一三、一一三
	埃及	五、一〇四、二五〇	三三、三三七	—	—	—	—	—	—	三三、三三七
	土耳古	四、三四〇、九二〇	三一、七一二	—	—	—	—	—	—	三一、七一二
	露西亞	二三一、四六五	一、一八九	—	—	—	—	—	—	一、一八九
	米國	一〇〇、〇〇〇	七七五	—	—	二三二	二、三九七	—	—	三、一七二
	佛蘭西	—	—	—	—	一、七七九	六、三〇一	—	—	六、三〇一
	支那	—	—	—	—	四三八	二、一一七	—	—	二、一一七
	計	二三、〇三三、二六〇	九五、一〇九	六四九、二〇〇	二八、七三四	二、八三七	一五、五一八	—	—	一三九、三六一
同四年度	比律賓	五、八四七、九五〇	九、八三四	六六二、八二五	二一、五二八	—	—	—	—	三一、三六三
	玖馬	—	—	九、〇〇〇	二、四八九	—	—	—	—	二、四八九
	英吉利	一、四六九、〇七〇	一一、八三三	—	—	八〇三	八、三二八	—	—	二〇、〇六一
	埃及	三、四一六、六八〇	二四、五八三	—	—	—	—	—	—	二四、五八三
	土耳古	八五五、四〇〇	六、二四六	—	—	—	—	—	—	六、二四六
	米國	一七四、四九〇	一、三五二	—	—	二〇五	二、三三一	—	—	三、六八四
	佛蘭西	四〇〇、〇〇〇	九六二	—	—	四一六	一、七五五	—	—	二、七一八
	支那	—	—	—	—	四一六	二、〇六六	—	—	二、〇六六
	計	一三、一六一、五九〇	五四、八一三	六七一、八二五	二四、〇一七	一、八四一	一四、三八二	—	—	九三、二一三
同五年度	比律賓	四、二五三、八七五	七、四六二	一、〇一一、〇五〇	三六、六五五	—	—	—	—	四四、一一七
	玖馬	—	—	三〇、〇〇〇	六、〇九四	—	—	—	—	六、〇九四
	和蘭	—	—	一五、〇〇〇	七〇五	—	—	—	—	七〇五
	白耳義	—	—	七、〇〇〇	六〇一	—	—	—	—	六〇一
	英吉利	四、〇一〇、一二〇	三六、三八一	—	—	六六七	八、一一六	—	—	四四、四九八
	埃及	四、五六八、二八〇	三七、三九三	—	—	—	—	—	—	三七、三九三
	土耳古	七五四、六〇〇	五、五七〇	—	—	—	—	—	—	五、五七〇
	佛蘭西	一、一八六、六二〇	二、八一八	—	—	—	—	—	—	二、八一八
	米國	—	—	—	—	四七九	四、九七九	四七四	二、一六八	七、一四七
	支那	—	—	—	—	四〇一	二、一〇七	—	—	二、一〇七
	計	一四、七七三、四九五	八九、六二七	一、〇六三、〇五〇	四四、〇五六	一、五四八	一五、二〇二	四七四	二、一六八	一五一、〇五三
同六年度	比律賓	一〇、〇九五、〇四五	二五、六一一	八九九、四五〇	三四、〇三〇	五三	二二三	—	—	五九、八六五
	西班牙	—	—	二六、六〇〇	四、三八四	—	—	—	—	四、三八四
	英吉利	五、九五三、七七〇	五三、二〇四	—	—	八六七	一三、三三六	—	—	六六、五三一
	埃及	七、五二四、一八〇	六九、一〇一	—	—	—	—	—	—	六九、一〇一
	希臘	一八七、四〇〇	一、一八七	—	—	—	—	—	—	一、一八七
	露西亞	一九八、五四〇	四三六	—	—	—	—	—	—	四三六
	佛蘭西	—	—	—	—	二四二	一、四八二	—	—	一、四八二
	支那	—	—	—	—	五二八	三、四六二	—	—	三、四六二
	米國	—	—	—	—	四八	六一五	—	—	六一五
	計	二三、九五八、九三五	一四九、五四一	九二六、〇五〇	三八、四一五	一、七四〇	一九、一二〇	—	—	二〇七、〇六六
同七	比律賓	一一、九六〇、六八〇	三一、〇九〇	一、五六九、〇五〇	七〇、六五三	—	—	—	—	一〇一、七四三
	玖馬	—	—	三九、六五〇	七、三二〇	—	—	—	—	七、三二〇
	埃及	一三、九一〇、八四〇	一四二、〇一三	—	—	—	—	—	—	一四二、〇一三
	英吉利	四、一一六、一〇〇	四三、六六九	—	—	六六八	一二、四二四	—	—	五六、〇九四

年度	米支佛蘭西比律賓計	米支英領馬來半島及那利計	米支英領緬甸及那利計	米支佛蘭西比律賓計	米支英領緬甸及那利計	米支英領緬甸及那利計	米支英領緬甸及那利計	米支英領緬甸及那利計
一九二〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九二一	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九二二	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九二三	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九二四	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九二五	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九二六	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九二七	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九二八	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九二九	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三一	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三二	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三三	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三四	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三五	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三六	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三七	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三八	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九三九	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九四〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九四一	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九四二	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九四三	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九四四	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
一九四五	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇

第十一節　製造煙草の販賣

第一款　販賣の方法及手續

第一項　緒言

製造煙草の販賣に關しては煙草專賣法に於て其の根本原則を定め製造煙草は政府又は政府の指

年度	元和	二	三	四	五	六	七	八	九	十
臺灣總督府專賣局										
歳入										
煙草專賣收入										
煙草專賣支出										
煙草專賣利益										
煙草專賣利益金										
煙草專賣利益金ノ歳入ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ歳出ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計歳入ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計歳出ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計經常部歳入ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計經常部歳出ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計臨時部歳入ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計臨時部歳出ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計臨時部歳入ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計臨時部歳出ニ對スル百分比										

備考

一、＊印は單位に滿たざるものを示す。

二、明治三十年乃至四十年以前は曆年、四十一年乃至九年は曆年入先現制煙草は其他諸煙草を含む（同四十四年度以後は會計年度調とす。

（下）

年度	十	同	四十	三十	二十	十九	十八	十七	十六	十五
臺灣總督府專賣局										
歳入										
煙草專賣收入										
煙草專賣支出										
煙草專賣利益										
煙草專賣利益金										
煙草專賣利益金ノ歳入ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ歳出ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計歳入ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計歳出ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計經常部歳入ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計經常部歳出ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計臨時部歳入ニ對スル百分比										
煙草專賣利益金ノ臺灣總督府特別會計臨時部歳出ニ對スル百分比										

定したる煙草元賣捌人若は煙草小賣人に非ざれば之を販賣することを得ず（第二十二條）、又煙草小賣人は政府の定めたる價格を以てするに非ざれば製造煙草を消費者に販賣することを得ず（第二十三條）、而して此等煙草賣捌人及煙草の販賣に關する規定は、更に命令を以て之を定むるものとしたり（第二十二條第二項）。此の規定に基きて販賣制度に關する詳細の規程を定めしものは煙草賣捌規則にして、卽ち賣捌人指定の條件賣捌人の營業取締元賣捌人に對する賣渡方法、煙草の引替及買戻等に關して規定を設けたり。今之に依り煙草販賣制度の大要を述ぶれば、先づ販賣機關としては第一次に販賣官署を置き、第二次に元賣捌人を、第三次に小賣人を設け、煙草は政府の販賣官署より先づ元賣捌人に賣渡し、元賣捌人は之を小賣人に賣渡し、小賣人は更に之を一般の需要者に販賣するの組織にして、此等元賣捌人及小賣人は共に一定の消極條件を具へざる者の中より、一定期間を限りて政府之を選擇指定するものとす。政府の販賣官署より元賣捌人に對して製造煙草を賣渡す場合には、當該煙草の定價より一定の歩合を以て割引を爲すものにして、元賣捌人は此の割引歩合の範圍内に於て小賣人に賣渡し、小賣人は定價と買入原價との差額を以て其の利益と爲すものなり。而して元賣捌人は販賣官署より煙草の賣渡を受け、之を其の營業所に運搬するに就き運搬費を要し、爲めに其の利益歩合を減殺せらるるを以て、政府は其の運搬路の遠近に應じ運搬實費を支給して、之が損失を補塡するものとす。次に元賣捌人及小賣人が一旦賣渡を受けたる煙草にして、後日に至り品質に惡變を生じ又は裝置に毀損を生じて、販賣に適せざるに至りし場合に於ては、販賣の經路を遡りて引替の請求を爲すことと爲し、又元賣捌人及小賣人が廢業又は死亡等に依り其の營業を斷絶せる場合に於ては、其の持越に係る製品は政府に買戻を申請することを得るものとし、更に又元賣捌人共の買受けたる煙草を所持する間に於て、定價の變更に依り減差額を生せし場合に於ては、此の差額の返付を政府に申請することを得るものとせり。而して以上の如き運搬費の支給、引替、買戻、差額の返付等に就ては、皆特定の官署の取扱に依らざれば其の計算を行ふことを得ざるを以て、之が爲に元賣捌人に對しては一定の販賣區域を設けて之に從はしむることとせり。

以上は煙草賣捌規則に於て定められたる販賣制度の大綱なるが、之が施行の爲には更に詳密なる手續規定を必要と爲すを以て、最初は製造煙草賣渡及回送取扱順序を定め、後之に代りて「煙草賣捌人及煙草賣渡ニ關スル取扱手續」を設けたり。以上賣捌規則及取扱手續は其の制定後、何れも必要に應じて屢〻改正を加へられしが、上述せる販賣制度の大綱に於ては些の變改も之なきものとす。今煙草の販賣に關する事項の中販賣機關及賣渡價格に就ては、款を改めて之が沿革を記述することとし、本款に於ては販賣の方法及手續を規定したる前記諸規則の變遷改廢に就きて述べんとす。

第二項　煙草賣捌規則

明治三十七年四月煙草專賣法發布せられ、同年七月一日より實施せらるることとなりしを以て、之に先ち同年四月大藏省令第十三號を以て左の如く煙草賣捌規則（明治三十七年四月二十一日大藏省令第十三號）を制定したり。

第一條　煙草元賣捌人ハ大藏大臣之ヲ指定ス

煙草專賣法發布ノ日迄一箇年以上引續キ煙草ノ製造又ハ製造煙草ノ仲買ヲ業トシ明治三十六年分ノ所得稅（本規則發布後ノ追加申告及自首ニ係ル分ヲ包含セス）ヲ納メタル者ハ其ノ申出ニ依リ本規則施行ノ際ニ限

リ煙草元賣捌人ニ指定セラルルコトヲ得但シ同一地方ニ元賣捌人タラムトスル者多數ニシテ著シク現狀ヲ變更スルノ虞アリト認メタルトキハ大藏大臣ハ煙草製造ヲ業トシタル者ニ限リ其ノ所得額ノ多キ者ヨリ順次之ヲ指定シ相當ノ數ニ至リ之ヲ止ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ煙草元賣捌人タラムトスル者ハ明治三十七年五月十日迄ニ第一號書式ニ依リ其ノ申出ヲ爲スヘシ

第二條　左ニ揭クル者ハ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニ指定セラルルコトヲ得ス

一　煙草耕作者之ト同一ノ家ニ在ル者又ハ煙草耕作者ノ同居者

二　專賣法規若ハ租稅法規ニ違反シ罰金以上ノ處分ヲ受ケ二箇年ヲ經サル者

三　身代限處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者又ハ家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ確定スルニ至ル迄ノ者

四　國稅滯納處分ヲ受ケ又ハ之ニ準シタル處分ヲ受ケ一箇年ヲ經サル者

五　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者若ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ル迄ノ者

六　公權剝奪若ハ停止中ノ者

七　履行期日ヲ過キ仍ホ製造煙草ノ買入代金ヲ完濟セサル者

第三條　煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニ指定セラレタル者ハ指定ノ日ヨリ五箇年間其ノ營業ヲ爲スコトヲ得

煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人死亡シタルトキ其ノ相續人ハ大藏大臣ニ屆出テ殘期間其ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得

第四條　煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニシテ其ノ營業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ廢業ノ日ヨリ三十日以前ニ其ノ旨大藏大臣ニ屆出ツヘシ

第五條　左ノ場合ニ於テ大藏大臣ハ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ノ指定ヲ取消スコトヲ得但シ第三號ノ規定ハ煙草小賣人ニハ之ヲ適用セス

一　本規則ニ定ムル義務ヲ怠リ當該官吏ノ注意ヲ受クルモ尙ホ之ヲ履行セサルトキ

二　第二條ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

三　煙草賣渡代金一箇年五千圓未滿ナルトキ

第六條　煙草元賣捌人ノ買受クル煙草ハ代金ハ定價ニ對シ一定ノ割引歩合ニ依リ之ヲ定ム

第七條　煙草元賣捌人煙草ヲ買受ケムトスルトキハ第二號書式ニ依リ毎月五日迄ニ翌月分ノ煙草賣渡請求書ヲ大藏大臣ノ指定シタル煙草製造所又ハ煙草藏置場ニ差出スヘシ

第八條　煙草元賣捌人ハ煙草ノ買受代金ヲ納付シタル後ニ非サレハ現品ノ引渡ヲ受クルコトヲ得ス

第九條　煙草元賣捌人カ買受ケタル煙草ハ煙草製造所又ハ煙草藏置場ニ於テ之カ引渡ヲ爲スモノトス

煙草製造所又ハ煙草藏置場ノ所在地ヨリ煙草元賣捌人ノ所在地ニ至ル迄ノ間ノ煙草運搬費ハ一定ノ割合ヲ以テ政府之ヲ支給ス但シ煙草製造所又ハ煙草藏置場ノ所在地及之ニ準スヘキ地ニ在ル煙草元賣捌人ニハ之ヲ支給セス

第十條　煙草元賣捌人ト煙草小賣人トハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス又其ノ營業場ヲ同クスルコトヲ得ス

第十一條　煙草元賣捌人ノ營業場ハ一人一箇所ニ限ルモノトス但シ本規則發布ノ際煙草製造業者ニシテ二箇所以上ノ煙草製造場ヲ有シ又ハ製造煙草ノ仲買業者ニシテ支店又ハ代理店ヲ有シタル者ハ其ノ場所ニ限リ營業場ヲ設クルコトヲ得

第十二條　煙草元賣捌人ハ大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ營業場ノ位置ヲ變更スルコトヲ得ス

第十三條　煙草元賣捌人他ノ營業ヲ兼ヌルトキハ其ノ營業場ト他ノ營業場トノ間ニ相當ノ區劃ヲ設クヘシ

第十四條　煙草ノ定價ヲ引下ケタル場合ニ於テハ煙草元賣捌人ハ變更定價ノ適用期日後十五日以內ニ其ノ舊定價ニテ買受ケ變更定價ノ適用期日ニ至ル迄所有シタル煙草買受代金ト變更定價ニ基キ計算シタル金額トノ差額ノ拂戻ヲ大藏大臣ノ指定シタル煙草製造所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ煙草ノ種類、名稱、包裹別數量ヲ證明スルニ足ル書類及拂戻金計算書ヲ其ノ煙草製造所ニ差出スヘシ

第十五條　煙草元賣捌人ハ製造煙草ニシテ品質ノ惡變シ又ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキハ大藏大臣ノ指定シタル煙草製造所ニ之カ引替ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ煙草元賣捌人ハ其ノ事由ヲ詳記シタル書類ヲ調製シ其ノ煙草ハ別ニ之ヲ保存シ當該官吏ノ檢查ヲ受ケ其ノ證明書ヲ添ヘ煙草製造所ニ現品ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ引替ノ原因カ煙草元賣捌人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキ又ハ引替若ハ買戻ノ爲メニ煙草小賣人ヨリ引渡ヲ受ケタル煙草ニシテ其ノ引替ノ原因カ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ煙草元賣捌人ハ煙草ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第十六條　煙草小賣人第二十二條ニ依リ煙草ノ引替ヲ請求シ又ハ第二十四條ニ依リ煙草ノ買戻ヲ請求シタルトキハ煙草元賣捌人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十七條　煙草元賣捌人ハ第三號及ヒ第四號書式ノ帳簿ヲ調製シ翌月五日迄ニ第五號書式ノ煙草受拂月計表ヲ所管專賣支局ニ差出スヘシ

第十八條　煙草元賣捌人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキ又ハ其ノ指定ヲ取消サレ若ハ其ノ營業ヲ廢止シタルトキ現存スル煙草ハ大藏大臣ノ指定シタル煙草製造所ニ之カ買戻ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ煙草元賣捌人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ由リテ煙草ノ品質惡變シ若ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキ又ハ引替若ハ買戻ノ爲メニ煙草小賣人ヨリ引渡ヲ受ケタル煙草ニシテ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ品質惡變シ若ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキハ拂戻スヘキ金額ヨリ其ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ控除ス

第十九條　煙草小賣人ハ大藏大臣之ヲ指定ス

煙草專賣法發布ノ日ニ於テ煙草ノ製造又ハ製造煙草ノ仲買ヲ業トシタル者ニシテ煙草元賣

捌人ニ指定セラレサル者製造煙草ノ小賣ヲ業トシタル者及葉煙草ノ賣買ヲ業トシタル者ハ本規則施行ノ際ニ限リ煙草小賣人ニ指定セラルルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ煙草小賣人タラムトスル者ハ明治三十七年五月十日迄ニ第六號書式ニ依リ所管專賣支局ニ其ノ申出ヲ爲スヘシ

第二十條　煙草小賣人ハ煙草元賣捌人以外ヨリ煙草ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十一條　煙草小賣人ハ營業場ノ見易キ場所ニ煙草定價表ヲ掲クヘシ

第二十二條　製造煙草ニシテ品質ノ惡變シ又ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキハ煙草小賣人ハ其ノ販賣ヲ爲シタル煙草元賣捌人ニ之カ引替ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ煙草小賣人ハ其ノ事由ヲ詳記シタル書類ヲ調製シ其ノ煙草ハ別ニ之ヲ保存シ當該官吏ノ檢査ヲ受ケ其ノ證明書ヲ添ヘ煙草元賣捌人ニ現品ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ引替ノ原因カ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ煙草小賣人ハ煙草ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ辨償スヘシ

第二十三條　煙草小賣人ハ第七號書式ノ帳簿ヲ調製シ第八號書式ノ煙草受拂月計表ヲ毎年十月五日及四月五日迄ニ所管專賣支局ニ差出スヘシ

第二十四條　煙草小賣人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキ又ハ其ノ指定ヲ取消サレ若ハ其ノ營業ヲ廢止シタルトキ現存スル煙草ハ其ノ販賣ヲ爲シタル煙草元賣捌人ニ之カ買戻ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ品質惡變シ若ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキハ拂戻スヘキ金額ヨリ其ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ控除スヘシ

第二十五條　本規則中大藏大臣ニ差出スヘキ書類ハ所管專賣支局ヲ經由スヘシ

（書式省略）

右賣捌規則ハ翌三十八年二月ニ至リ其ノ全文ヲ改正セラレタリ（二月十五日ヨリ施行）。而シテ此ノ改正ハ主トシテ元賣捌人ノ指定資格ニ關スル必要ニ出デタルモノナリ。蓋シ專賣法實施ノ際ニ於ケル賣捌人ノ指定ハ前賣捌規則ニ依リ一應結了シタルモ、其ノ後減員ノ補缺又ハ增員等ノ爲メ新ニ指定ヲ爲ス必要ヲ生シタル場合ニ於テ、未タ之カ標準トスヘキ規定ナカリシヲ以テナリ。此ノ外本規則ニ於テハ新ニ元賣捌人ノ會社組織ヲ認ムルコトトナリ、又政府ヨリ煙草元賣捌人ニ對スル賣渡代金ノ延納制度ヲ設ケ、以テ一層元賣捌人ニ活動ノ餘地ヲ與ヘタリ。改正規則ノ全文左ノ如シ。

煙草賣捌規則（明治三十八年二月四日大藏省令第四號）

第一條　煙草元賣捌人ハ政府ヨリ製造煙草ヲ買受ケ之ヲ煙草小賣人ニ賣渡スモノトス

煙草小賣人ハ煙草元賣捌人ヨリ製造煙草ヲ買受ケ之ヲ消費者ニ賣渡スモノトス

政府ハ特殊ノ場合ニ於テ製造煙草ヲ以テ煙草小賣人又ハ消費者ニ賣渡スコトアルヘシ

煙草元賣捌人ハ他ノ煙草元賣捌人ト製造煙草ヲ賣買スルコトヲ得

第二條　煙草元賣捌人及煙草小賣人ハ煙草專賣局長之ヲ指定ス

煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人タラントスル者ハ第一號書式ニ依リ申請スヘシ

第三條　左ニ揭クル者ハ煙草元賣捌人ニ指定セラルルコトヲ得ス

一　煙草耕作者、之ト同一ノ家ニ在ル者又ハ煙草耕作者ノ同居者
二　專賣法規若ハ租稅法規ニ違反シ罰金以上ノ處分ヲ受ケ二箇年ヲ經サル者
三　身代限處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者又ハ家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ確定スルニ至ル迄ノ者
四　國稅滯納處分ヲ受ケ又ハ之ニ準シタル處分ヲ受ケ一箇年ヲ經サル者
五　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者若ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ル迄ノ者
六　公權剝奪若ハ停止中ノ者
七　履行期日ヲ過キ仍ホ製造煙草ノ買入代金ヲ完濟セサル者

前項第一號第二號及第七號ノ一ニ該當スル者ハ煙草小賣人ニ指定セラルルコトヲ得ス

會社ノ場合ニ於テハ前二項各號ノ事實ノ有無ハ會社又ハ其ノ會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役又ハ監査役ニ付之ヲ定ム

第四條　煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ハ五箇年以內ニ於テ煙草專賣局長ノ指定シタル期間其ノ營業ヲ爲スコトヲ得

煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人死亡ノ場合ニ於テハ其ノ家督相續人ハ煙草專賣局長ニ申告シ殘期間其ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得

第五條　煙草元賣捌人組合契約ヲ締結シテ其ノ業務ヲ營マントスルトキハ其ノ旨煙草專賣局長ニ申告スヘシ

煙草元賣捌人會社ヲ組織シ其ノ業務ヲ營マントスルトキハ會社設立前第二號書式ニ依リ煙草專賣局長ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者會社ヲ設立シ第一號書式ニ依リ煙草元賣捌人ニ指定セラルルコトヲ得此場合ニ於テハ會社ヲ組織シタル煙草元賣捌人ノ指定ハ當然消滅ス

前二項ノ規定ニ依リ煙草元賣捌人ニ指定セラレタル會社ハ其ノ會社ヲ組織シタル前ノ煙草元賣捌人ノ所有スル製造煙草ヲ引受クルモノトス

第六條　煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニシテ其ノ營業ヲ廢止セントスルトキハ其ノ廢業ノ日ヨリ三十日以前ニ其ノ旨ヲ煙草專賣局長ニ申告スヘシ

第七條　左ノ場合ニ於テ煙草專賣局長ハ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ノ指定ヲ取消スコトヲ得但シ第三號ノ規定ハ煙草小賣人ニハ之ヲ適用セス

一　本規則ニ違反シ當該官吏ノ注意ヲ受クルモ尙之ニ從ハサルトキ
二　煙草元賣捌人ニ在リテハ第三條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ煙草小賣人ニ在リテハ第三條第一項第一號第二號又ハ第七號ニ該當スルニ至リタルトキ
三　政府ヨリノ煙草買受代金一箇年五千圓未滿ナルトキ

會社カ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニ指定セラレタル場合ニ於テ前項第一號第二號ノ事實ノ有無ハ其ノ會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役又ハ監査役ニ付之ヲ定ム

第八條　煙草元賣捌人ノ買受クル製造煙草ノ代金ハ政府ノ定メタル價格ニ對シ一定ノ割引歩合ニ依リ之ヲ定ム

第九條　煙草元賣捌人、製造煙草ヲ買受ケントスルトキハ第三號書式ニ依リ毎月五日迄ニ翌月分ノ製造煙草買受申込書ヲ煙草專賣局長ノ指定シタル煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ニ差出スヘシ

第十條　政府ヨリ買受クル製造煙草ノ代金一回五百圓ニ達セサル者ハ其ノ金額ヲ納付シタル後ニ非サレハ現品ノ引渡ヲ受クルコトヲ得ス

政府ヨリ買受クル製造煙草ノ代金一回五百圓以上ニ達スル者ハ代金納付ノ擔保トシテ國債證券、地方債證券若ハ政府ノ保護又ハ監視ヲ受クル株式會社ノ株券若ハ債券ヲ提供シ代金ノ延納ヲ請求スルコトヲ得

常時製造煙草ノ買受ヲ爲ス者代金納付ノ擔保トシテ前項ノ有價證券ヲ豫メ提供シ置クトキハ其ノ證券ノ價格ニ達スルマテ代金ノ延納ヲ請求スルコトヲ得但シ毎回ノ買受代金五百圓ヲ下ラサルコトヲ要ス

前二項ノ有價證券ノ價格ハ市場ニ於ケル前月中ノ平均價格ヨリ其ノ十分ノ二ヲ控除シテ計算シ第三項ノ場合ニ於テハ毎年四月之ヲ改算ス

代金納付ノ擔保トシテ提供スヘキ有價證券ハ提供者之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ差出スヘシ

第二項第三項ノ場合ニ於テ其ノ買受代金ハ現品領收濟ノ日ヨリ二箇月以内ニ之ヲ完納スヘシ

第十一條　煙草元賣捌人カ買受ケタル製造煙草ハ煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ニ於テ之ヲ引渡スモノトス

煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ヨリ煙草元賣捌人ノ營業所ニ至ルマテノ製造煙草運搬費ハ一定ノ割合ヲ以テ政府之ヲ支給ス但シ煙草元賣捌人ノ營業所カ煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ノ所在地及之ニ準スヘキ地ニ在ルトキハ其ノ運搬費ヲ支給セス

煙草專賣局長ハ必要アリト認メタルトキハ前項ニ依リ運搬費ヲ支給スヘキ場合ニ於テハ其ノ製造煙草ノ運送業者ヲ指定スルコトアルヘシ

前三項ノ規定ハ第一條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條　煙草元賣捌人ト煙草小賣人トハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス又其ノ營業所ヲ同クスルコトヲ得ス

第十三條　煙草元賣捌人ノ營業所ハ一人一箇所ニ限ルモノトス但シ既ニ二箇所以上ノ營業所ヲ有スル煙草元賣捌人ハ此限ニ在ラス

第十四條　煙草元賣捌人ハ煙草專賣局長ノ許可ヲ受クルニ非レハ其ノ營業所ノ位置ヲ變更スルコトヲ得ス

第十五條　煙草元賣捌人他ノ營業ヲ兼ヌルトキハ其ノ營業所ト他ノ營業所トノ間ニ相當ノ區劃ヲ設クヘシ

第十六條　製造煙草ノ價格ヲ引下ケタル場合ニ於テハ煙草元賣捌人ハ舊價格ニテ買受ケ變更價格ノ適用期日ニ至ル迄所有シタル製造煙草ノ買受代金ト變更價格ニ基キ計算シタル金額トノ差額ノ拂戻ヲ變更價格ノ適用期日後十五日以內ニ煙草專賣局長ノ指定シタル煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ製造煙草ノ種類、名稱、包裹別、數量ヲ證明スルニ足ル書類及拂戻金計算書ヲ其ノ煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ニ差出スヘシ

第十七條　煙草元賣捌人ハ製造煙草ニシテ品質ノ惡變シ又ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキ又ハ煙草製造所分工場ニ之レカ引替ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ煙草元賣捌人ハ其ノ事由ヲ詳記シタル書類ヲ調製シ其ノ製造煙草ハ別ニ之ヲ保存シ當該官吏ノ檢查ヲ受ケ其ノ證明書ヲ添ヘ煙草製造所又ハ煙草製造所分工場ニ現品ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ引替ノ原因カ煙草元賣捌人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキ又ハ引替若ハ買戻ノ爲メニ煙草小賣人ヨリ引渡ヲ受ケタル製造煙草ノ引替ヲ請求シ又ハ第二十四條ニ依リ製造煙草ノ買戻ヲ請求シタルトキハ煙草元賣捌人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

因カ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ煙草元賣捌人ハ製造煙草ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第十八條　煙草小賣人第二十二條ニ依リ製造煙草ノ買戻ヲ請求シタルトキハ煙草元賣捌人ハ第四號及第五號書式ノ帳簿ヲ調製シ翌月五日マテニ第六號書式ノ

第十九條　煙草元賣捌人ハ第四號及第五號書式ノ帳簿ヲ調製シ翌月計表ヲ煙草專賣局長ノ指定シタル煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ニ差出スヘシ

第二十條　煙草元賣捌人引續キ指定セラレタルトキハ現存スル製造煙草ハ當然之ヲ引繼クモノトス

煙草元賣捌人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキ又ハ其ノ指定ヲ取消サレ若ハ其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ現存スル製造煙草ハ煙草專賣局長ノ指定シタル煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ニ之レカ買戻ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ煙草元賣捌人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ製造煙草ノ品質惡變シ若ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキ又ハ引替若ハ買戻ノ爲メニ煙草小賣人ヨリ引渡ヲ受ケタル製造煙草ニシテ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ品質惡變シ若ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキハ拂戻スヘキ金額ヨリ其ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ控除ス

第二十一條　煙草小賣人ハ營業所ノ見易キ場所ニ製造煙草ノ定價表ヲ揭クヘシ

第二十二條　製造煙草ニシテ品質ノ惡變シ又ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキハ煙草小賣人ハ其ノ買受先ニ之レカ引替ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ煙草小賣人ハ其ノ事由ヲ詳記シタル書類ヲ調製シ其ノ製造煙草ハ別ニ之ヲ保存シ當該官吏ノ檢查ヲ受ケ其ノ證明書ヲ添ヘ買受先ニ現品ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ引替ノ原因カ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ煙草小賣人ハ製造煙草ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ辨償スヘシ

第二十三條　煙草小賣人ハ帳簿ヲ調製シ製造煙草ヲ買受ケタルトキハ其ノ買受先、買受年月日竝其ノ種類、名稱、數量、代金ヲ記載スヘシ

第二十四條　煙草小賣人引續キ指定セラレタルトキハ現存スル製造煙草ハ當然之ヲ引繼クモノトス

煙草小賣人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキ又ハ其ノ指定ヲ取消サレ若ハ其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ現存スル製造煙草ハ其ノ買受先ニ之レカ買戻ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ品質惡變シ若ハ包裹ノ破損シタルモノアルトキハ拂戻スヘキ金額ヨリ其ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ控除スヘシ

第二十五條　本規則中煙草專賣局長ニ差出スヘキ書類ハ所管葉煙草收納所ヲ經由スヘシ

（書式省略）

同年五月二十五日大藏省令第三十四號ヲ以テ、本規則第十七條中『煙草專賣局長ノ指定シタル』ノ下及『其ノ證明書ヲ添ヘ』ノ下ニ『煙草販賣所』ヲ追加したり。蓋し品質の惡變又は破損の場合に於て、引替官署を製造所又は分工場に限定するを不便となしたるに因る。

同年九月更に左の如き改正を加へたり。

大藏省令第四十五號（明治三十八年九月二十七日）

第五條第一項ヲ左ノ通リ改ム

煙草元賣捌人組合契約ヲ締結シテ煙草元賣捌業ヲ營マントスルトキハ第七號書式組合營業許可申請書ニ組合契約書ヲ添ヘ煙草專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ已ニ組合契約ヲ締結シ業務ヲ營メル者亦同シ

組合契約ヲ締結シタル煙草元賣捌人ハ其ノ組合員タル期間各自單獨ニ其ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

組合契約ヲ變更セムトスルトキハ變更契約書ヲ添ヘ煙草專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

第十條第六項ヲ左ノ如ク改ム

第二項第三項ノ場合ニ於テ其ノ買受代金ハ現品領收濟ノ日ヨリ起算シ左ノ期間內ニ完納スヘシ

一　買受代金五百圓以上壹萬五千圓未滿ノモノハ二箇月

二　買受代金壹萬五千圓以上ノモノハ三箇月

第十三條ヲ左ノ如ク改ム

煙草元賣捌人ノ營業所ハ一人一箇所トス但シ既ニ二箇所以上ノ營業所ヲ有スル煙草元賣捌人ハ此限ニ在ラス

煙草專賣局長ハ組合及會社ニ限リ必要ト認メタル場合ニ於テ二箇所以上ノ營業所ノ設置ヲ許可スルコトアルヘシ

右改正に於て第十條の延納許可期間を金額に依りて區別したるは、其の納付金調達上に斟酌を加へたるものにして、翌三十九年二月更に之を擴張して、一萬五千圓を三千圓に改め、同年二月二十日より施行したり（同年二月十五日大藏省令第六號）。

明治三十九年五月三日大藏省令第十八號を以て第十條第二項を左の如く改めたり。

『政府ヨリ買受クル製造煙草ノ代金一回五百圓以上ニ達スル者ハ代金納付ノ擔保トシテ國債證券地方債證券若クハ煙草專賣局長ノ指定シタル株式會社ノ株券又ハ債券ヲ提供シ代金ノ延納ヲ請求スルコトヲ得』

蓋し從來の規則に於ては、延納擔保に提供する會社の株券又は債券は、政府の保護又は監視を受くる會社に限れるを以て、其の範圍餘りに狹小に過ぎ、當業者の資本運轉上不便少からず、延て販賣上に影響を及ぼすの虞あり、仍て專賣局長に於て確實と認めたる株式會社の株券又は債券は、之を擔保に充つるを得しめしなり。

同年七月に至り更に左の如く本規則を改正したり。

大藏省令第三十三號（明治三十九年七月三日）

第三條第二項前項ノ下「第一號」ノ三字ヲ削ル

第五條ヲ左ノ通改ム

煙草元賣捌人相互ニ組合契約ヲ締結シ共同シテ共業務ヲ營マントスルトキハ第七號書式ニヨリ組合契約書ヲ添ヘ煙草專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

前項ニヨリ組合契約ヲ締結シタル者ハ其組合員タル期間各自單獨ニ營業ヲナスコトヲ得ス

但二箇所以上ノ營業所ヲ有スル煙草元賣捌人カ其ノ一部營業所ノ營業ニ付キ組合ニ加入シタルトキハ他ノ營業所ニ於テ單獨ニ營業ヲナスコトヲ妨ケス

組合契約ヲ變更セムトスルトキハ變更契約書ヲ添ヘ煙草專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

煙草元賣捌人相互ニ會社ヲ組織シ共ノ業務ヲ營マムトスルトキハ會社設立前第二號書式ニ依リ煙草專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者會社ヲ設立シ第一號書式ニヨリ煙草專賣局長ニ申請シタルトキハ煙草元賣捌人ニ指定セラルヽコトヲ得此場合ニ於テハ會社ヲ組織シタル煙草元賣捌人ノ指定ハ當然消滅ス

前二項ノ規定ニヨリ煙草元賣捌人ニ指定セラレタル會社ハ其會社ヲ組織シタル前ノ煙草元賣捌人ノ所有スル製造煙草ヲ引受クルモノトス

定款ヲ變更セムトスルトキハ變更定款ヲ添ヘ煙草專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ本條ニ依ラスシテ煙草元賣捌人ニ指定セラレタル會社亦同シ

第七條第一項第二號中「第一號」ノ三字ヲ削ル

第十七條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ規定ハ第一條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十條第二項ヲ左ノ通改ム

煙草元賣捌人死亡シ其營業ヲ承繼スルモノナキトキ又ハ其指定ヲ取消サレ若クハ其營業ヲ廢止シタルトキハ現存スル製造煙草ハ事實ノ發生後三十日以內ニ煙草專賣局長ノ指定シタル煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ニ之レカ買戻ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於ケル買戻價格ハ現行價格ヨリ煙草元賣捌人ヘノ現行割引歩合ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

第二十四條第二項ヲ左ノ通改ム

依リ煙草專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者會社ヲ設立シ第一號書式ニヨリ煙草專賣局長ニ申請シタルトキハ煙草元賣捌人ニ指定セラルヽコトヲ得此場合ニ於テハ會社ヲ組織シタル煙草元賣捌人ノ指定ハ當然消滅ス

前二項ノ規定ニヨリ煙草元賣捌人ニ指定セラレタル會社ハ其會社ヲ組織シタル前ノ煙草元賣捌人ノ所有スル製造煙草ヲ引受クルモノトス

定款ヲ變更セムトスルトキハ變更定款ヲ添ヘ煙草專賣局長ノ許可ヲ受クヘシ本條ニ依ラスシテ煙草元賣捌人ニ指定セラレタル會社亦同シ

第七條第一項第二號中「第一號」ノ三字ヲ削ル

第十七條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ規定ハ第一條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十條第二項ヲ左ノ通改ム

煙草元賣捌人死亡シ其營業ヲ承繼スルモノナキトキ又ハ其指定ヲ取消サレ若クハ其營業ヲ廢止シタルトキハ現存スル製造煙草ハ事實ノ發生後三十日以內ニ煙草專賣局長ノ指定シタル煙草販賣所、煙草製造所、煙草製造所分工場又ハ煙草藏置所ニ之レカ買戻ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於ケル買戻價格ハ現行價格ヨリ煙草元賣捌人ヘノ現行割引歩合ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

第二十四條第二項ヲ左ノ通改ム

煙草小賣人死亡シ其營業ヲ承繼スル者ナキトキ又ハ其指定ヲ取消サレ若ハ其營業ヲ廢止シタルトキハ現存スル製造煙草ハ事實ノ發生後三十日以內ニ其買受先ニ之カ買戻ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ第一條第三項ニ依リ政府ヨリ直接ニ賣渡シタル製造煙草ノ買戻シ價格ハ煙草小賣人ヘノ現行賣渡價格ヲ以テス

第二十五條ヲ左ノ通改ム

本規則中煙草專賣局長ニ差出スヘキ書類ハ別表ノ區域ニ依リ關係ノ煙草製造所、煙草製造所分工場若クハ煙草販賣所ヲ經由スヘシ

右改正の主なる條項に就き其の理由を見るに、第五條の改正は從來組合又は會社が其の定款を變更する場合の規定を缺きしを以て、此の不備を補ふと共に、其の變更は專賣局長の許可を受けしむることと爲せしものにして、第十七條の改正は、製品の引替に關し小賣人又は消費者に直接賣渡したる分を、元賣捌人に賣渡したる分と同一に取扱ひ、彼此の權衡を均しからしめんとしたるものなり。又第二十條及第二十四條の改正は、從來現存製造煙草の買戻を請求し得べき期間及買戻價格の算定に關する規定を缺きたるを以て之を補正したるものなり。尙ほ今次の改正より別表として販賣官署の販賣區域表を添附することとなりしが、煩瑣に亙るを以て之を省略す。爾後の改廢亦同じ（本節第二款第二項參照）。

明治四十年三月三十日大藏省令第十五號を以て、第二十條第二項中及第二十四條第二項中『若クハ共營業ヲ廢止シ』の十字を削除し、同年四月一日より實施したり。蓋し舊規則に在りては、煙草買戻の場合に就き本人の營業廢止を死亡又は指定取消と同一に取扱ひしも、本人の隨意に廢業したる分に迄買戻の制度を及ぼすの理由なければなり。

翌四十一年三月專賣局官制の改正に伴ひ左の如く改正し、四月一日より實施したり。

大藏省令第十號（明治四十一年三月三十一日）

本規則中「煙草專賣局長」ヲ「專賣局長官」ニ「煙草販賣所」ヲ「專賣局販賣所」ニ「煙草製造所」ヲ「專賣局製造所」ニ「煙草製造所分工場」ヲ「專賣局製造所分工場」ニ「煙草藏置所」ヲ「專賣局販賣所藏置所」ヲ加フ

第十七條第一項及第二十五條中「專賣局販賣所」ノ次ニ「專賣局販賣所藏置所」ヲ加フ

同年十一月に至り本規則に更に左の如き改正を加へたり。

大藏省令第四十五號（明治四十一年十一月二十一日）

第十三條　煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ノ營業所ハ一人一箇所トス但シ既ニ二箇所以上ノ營業所ヲ有スル煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ハ此ノ限ニ在ラス

專賣局長官ハ必要ト認ムル場合ニ於テ煙草元賣捌人ニ對シ二箇所以上ノ營業所ノ設置ヲ許可スルコトアルヘシ

第十四條　煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ハ專賣局長官ノ許可ヲ受クルニ非レハ其ノ營業所ノ位置ヲ變更スルコトヲ得ス

煙草小賣人前項ノ規定ニ違反シタルトキハ其ノ指定ハ當然其ノ效力ヲ失フモノトス但シ二箇所以上ノ營業所ヲ有スル煙草小賣人ニシテ其ノ內一箇所又ハ數箇所ノ營業所ニ付前項ノ規定ニ違反シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人其ノ營業所ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ廢止ノ日ヨリ三十日以前ニ其ノ旨ヲ專賣局長官ニ申告スヘシ

蓋し從來の規定は元賣捌人の營業所は原則として一箇所に限定するも、小賣人に關しては此の制限なかりしを以て、本改正に於て小賣人に就ても一營業所主義と爲し、又從來二箇所以上の營業所の設置を許可する場合は、組合竝に會社組織に限れるを、改めて個人營業にも之を認めたるものとす。

翌四十二年三月專賣局官制の改正に伴ひ左の如く改正し、四月一日より之を實施したり。

大藏省令第十四號（明治四十二年三月二十六日）

本規則中「專賣局販賣所、專賣局製造所藏置所、專賣局製造所分工場又ハ專賣局販賣所藏置所」「專賣局販賣所、專賣局製造所藏置所、專賣局製造所分工場」「專賣局製造所藏置所、專賣局製造所分工場若クハ專賣局販賣所、專賣局販賣所藏置所」ヲ「煙草販賣官署」ニ改ム

煙草元賣捌人及小賣人の第一期指定期間は明治四十二年六月を以て滿了することとなりしが、政府は之を機として從來過多に流れし賣捌人の整理淘汰を行ひ、更めて第二期の指定を爲すこととし玆に再び煙草賣捌規則の全文を改正して、同年七月一日より之を施行したり。此の改正規則に於ては、新に元賣捌人の營業區域を定めて賣捌人の營業を確保すると共に、元賣捌人及小賣人の營業監督に關する規定を加へ、又賣捌人の指定期間を短縮して三箇年と爲し、元賣捌人の收益步合に制限を設くる等、種々の點に於て從來の規定に改革を加へたり。其の全文を揭ぐれば左の如し。

煙草賣捌規則（明治四十二年四月二十一日大藏省令第二十七號）

第一條　煙草元賣捌人ハ政府ヨリ製造煙草ヲ買受ケ之ヲ專賣局長官ノ指定シタル區域內ノ煙草小賣人ニ賣渡スモノトス但シ專賣局長官ノ指定シタル煙草販賣官署ノ認許ヲ得テ他ノ煙草元賣捌人ヨリ製造煙草ヲ買受クルコトヲ得

煙草小賣人ハ煙草元賣捌人ヨリ製造煙草ヲ買受ケ之ヲ消費者ニ賣渡スモノトス

政府ハ特殊ノ場合ニ於テ製造煙草ヲ特定價格ヲ以テ煙草小賣人又ハ消費者ニ賣渡スコトアルヘシ

第二條　煙草元賣捌人及煙草小賣人ハ必要ニ應シ三年以內ノ期間ヲ以テ專賣局長官之ヲ指定ス

煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人タラムトスル者ハ第一號書式ニ依リ申請スヘシ

煙草賣捌人タル會社其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ專賣局長官ノ許可ヲ受クヘシ

第三條　煙草賣捌人死亡ノ場合ニ於テハ其ノ相續人ハ專賣局長官ニ申告シ殘期間其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ第四條ニ依リ煙草賣捌人ニ指定セラルルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　左ニ揭クル者ハ煙草元賣捌人ニ指定セラルルコトヲ得ス

一　煙草耕作者、之ト同一ノ家ニ在ル者又ハ煙草耕作者ノ同居者

二　專賣局製造所工場外作業擔當人、之ト同一ノ家ニ在ル者又ハ專賣局製造所工場外作業擔當人ノ同居者又ハ煙草賣捌人タル者ヲ除ク

三　煙草專賣法第四十一條乃至第四十六條第四十八條乃至第五十條第五十二條第五十四條

乃至第六十條ニ違反シ處罰又ハ處分ヲ受ケ二年ヲ經サル者

四　第二十六條第二十七條ニ依リ煙草賣捌人ノ指定ヲ取消サレ二年ヲ經サル者

五　身代限處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者又ハ家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ確定スルニ至ル迄ノ者

六　國稅滯納處分又ハ之ニ準シタル處分ヲ受ケ一年ヲ經サル者

七　懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者若ハ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判ノ確定スルニ至ル迄ノ者

前項第二號乃至第四號ノ一ニ該當スル者ハ煙草小賣人ニ指定セラルルコトヲ得ス

法人ノ場合ニ於テハ第一項各號ノ事實ノ有無ハ法人、法人ノ業務ヲ執行スル者又ハ法人ヲ代表スル者ニ付之ヲ定ム

第五條　營業區域ノ隣接セル二人以上ノ煙草元賣捌人會社ヲ組織シ其ノ業務ヲ營マムカ爲第二號書式ニ依リ申請シタルトキハ專賣局長官ハ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル者會社ヲ設立シ確定定款ヲ添ヘ專賣局長官ニ申告シタルトキハ從前ノ營業區域ニ對シ煙草元賣捌人ニ指定セラルル此ノ場合ニ於テハ會社ヲ組織シタル各煙草元賣捌人ノ指定ハ當然消滅ス

第六條　煙草元賣捌人ト煙草小賣人トハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス又其ノ營業所ヲ同シクスルコトヲ得ス

第七條　煙草元賣捌人他ノ營業ヲ兼ヌルトキハ其ノ營業所ト他ノ營業所トノ間ニ相當ノ區劃ヲ設クヘシ

第八條　煙草小賣人ノ營業所ハ一人一箇所トス

專賣局長官ハ必要ト認ムル場合ニ於テ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニ對シ二箇所以上ノ營業所ノ設置ヲ許可シ又ハ命スルコトアルヘシ

第九條　煙草賣捌人ハ專賣局長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ營業所ノ位置ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條　政府ヨリ煙草元賣捌人ニ賣渡ス製造煙草ノ代金ハ其ノ定價ニ對シ一定ノ割引歩合ニ依リ之ヲ定ム

第十一條　製造煙草ノ賣渡ヲ受ケムトスル者ハ其ノ種類、名稱、包裹別、數量ヲ記載シタル賣渡請求書ヲ專賣局長官ノ指定シタル煙草販賣官署ニ提出スヘシ

第十二條　製造煙草ヲ買受クル者其ノ代金納付ノ擔保トシテ國債證券、地方債證券若ハ專賣局長官ノ指定シタル株式會社ノ株券又ハ債券ヲ提供シタルトキハ專賣局長官ハ二月以內代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

常時製造煙草ノ買受ヲ爲ス者代金納付ノ擔保トシテ前項ノ擔保物件ヲ豫メ提供シ置クトキハ專賣局長官ハ其ノ價額ニ達スル迄代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

前二項ニ依リ延納ヲ許可スルハ一回ノ買受代金五百圓以上ノ場合ニ限ル

第一項ノ有價證券ノ價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外市場ニ於ケル前月中ノ平均價格ニヨリ其ノ十分ノ二ヲ控除シテ計算ス

第二項ノ有價證券ノ價格ハ前項ニ準シ毎年四月之ヲ改算ス但シ其ノ價格ニ著シキ變動アリト認メタルトキハ隨時之ヲ改算ス

代金納付ノ擔保トシテ提供スヘキ有價證券ハ提供者之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第十三條　煙草賣渡請求者其ノ賣渡ヲ受ケタルトキハ直ニ代金ヲ納付シ又ハ擔保ヲ提供シ現品ヲ引取ルヘシ若シ五日以內ニ之ヲ引取ラサルトキハ相當保管料ヲ徵ス但シ煙草販賣官署ニ於テ契約ヲ解除シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　煙草元賣捌人代金納付期日迄ニ製造煙草ノ買受代金ヲ納付セサルトキハ年五分ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ徵スルコトアルヘシ

第十五條　政府ヨリ煙草元賣捌人ニ賣渡ス製造煙草ハ煙草販賣官署ニ於テ之ヲ引渡スモノトス

煙草販賣官署ヨリ煙草元賣捌人ノ營業所ニ至ル迄ノ製造煙草運搬費ハ一定ノ割合ヲ以テ政府之ヲ支給ス但シ煙草元賣捌人ノ營業所カ煙草販賣官署ノ所在地及之ニ準スヘキ地ニ在ルトキハ其ノ運搬費ハ之ヲ支給セス

專賣支局長、專賣局製造所長ハ必要アリト認メタルトキハ前項ニ依リ運搬費ヲ支給スヘキ場合ニ於テ其ノ製造煙草ノ運送業者ヲ指定スルコトアルヘシ

前三項ノ規定ハ第一條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條　煙草元賣捌人ノ煙草小賣人ニ賣渡ス煙草ノ價格ハ第十條ニ依リ政府ヨリ買受ケタル價格ニ定價ノ百分ノ三ヲ加ヘタルモノヲ超ユルコトヲ得ス但シ專賣局長官カ地方ノ狀況ニ依リ已ムヲ得スト認メ承認ヲ與ヘタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　煙草販賣官署長ハ煙草賣捌人ノ店舖ノ設備、出賣人ノ數、出賣ノ回數、煙草保存ノ方法、店舖ニ備置クヘキ煙草ノ種類及數量ニ付指示スルコトヲ得

第十八條　煙草賣捌人ハ其ノ出賣人ヲシテ自己ノ出賣人タルコトヲ證スルニ足ル證票ヲ携帶セシムヘシ

前項ノ證票ニハ煙草販賣官署ノ證印ヲ受クヘシ

第十九條　煙草小賣人ハ營業所ノ見易キ場所ニ製造煙草ノ定價表及第三號雛形ニ依ル標札ヲ掲クヘシ

第二十條　煙草元賣捌人ハ第四號及第五號書式ノ帳簿ヲ調製シ製造煙草ノ受拂ヲ明確ニスヘシ

第二十一條　煙草小賣人ハ帳簿ヲ調製シ製造煙草ヲ買受ケタルトキハ其ノ買受年月日竝其ノ種類、名稱、數量、代金ヲ記載スヘシ

第二十二條　製造煙草ニシテ品質ノ惡變シ又ハ包裹ノ破損若ハ汚染シタルモノアルトキハ煙草元賣捌人ハ專賣局長官ノ指定シタル煙草販賣官署ニ之カ引替ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ノ檢查證明ヲ受ケ現品ト共ニ其ノ檢查證明書ヲ煙草販賣官署ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ引替ノ原因カ煙草元賣捌人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルト

キ又ハ引替若ハ買戻ノ爲ニ煙草小賣人ヨリ引渡ヲ受ケタル製造煙草ニシテ其ノ引替ノ原因カ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ煙草元賣捌人ハ製造煙草ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

前二項ノ規定ハ第一條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條　製造煙草ニシテ品質ノ惡變シ又ハ包裹ノ破損若ハ汚染シタルモノアルトキハ煙草小賣人ハ其ノ買受先ニ之カ引替ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ノ檢査證明ヲ受ケ現品ト共ニ其ノ檢査證明書ヲ買受先ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ引替ノ原因カ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ煙草小賣人ハ製造煙草ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ辨償スヘシ

第二十四條　煙草小賣人前條ニ依リ製造煙草ノ引替ヲ請求シ又ハ第三十條ニ依リ製造煙草ノ買戻ヲ請求シタルトキハ煙草元賣捌人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條　煙草賣捌人其ノ營業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ廢止ノ日ヨリ三十日以前ニ其ノ旨ヲ專賣局長官ニ申告スヘシ二箇所以上ノ營業所ヲ有スル煙草賣捌人其ノ一箇所又ハ數箇所ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

前項ノ期間ヲ經過セスシテ其ノ營業又ハ營業所ヲ廢止セムトスルトキハ專賣局長官ノ許可ヲ受クヘシ

第二十六條　左ノ場合ニ於テ專賣局長官ハ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一　煙草元賣捌人第四條第一項第一號乃至第三號第五號乃至第七號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

二　煙草元賣捌人政府ヨリノ煙草買受代金一年五千圓未滿ナルトキ

三　煙草元賣捌人納付期日ヲ過キ仍製造煙草ノ買受代金ヲ完納セサルトキ

四　煙草小賣人第四條第一項第二號又ハ第三號ニ該當スルニ至リタルトキ

五　煙草小賣人一月以上引續キ其ノ營業ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ賣上代金一年五十圓未滿ナルトキ

法人カ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニ指定セラレタル場合ニ於テ前項第一號又ハ第四號ノ事實ノ有無ハ法人、法人ノ業務ヲ執行スル者又ハ法人ヲ代表スル者ニ付之ヲ定ム

第二十七條　煙草賣捌人左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

一　煙草元賣捌人第一條第一項ニ依ル營業區域以外ノ煙草小賣人ニ製造煙草ヲ販賣シタルトキ

二　煙草元賣捌人第一條第一項ニ違反シテ他ノ煙草元賣捌人ヨリ製造煙草ヲ買受ケ又ハ情ヲ知テ之ヲ賣渡シタルトキ

三　煙草賣捌人第九條ニ違反シタルトキ

四　煙草元賣捌人第十六條ノ制限ヲ超エテ製造煙草ヲ賣渡シタルトキ

五　煙草賣捌人本令ニ違反シ當該官吏ノ注意ヲ受クルモ尙之ニ從ハサルトキ

前項第一號乃至第四號ノ場合ニ於テハ罰金ニ處セス直ニ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ノ指

定ヲ取消スコトヲ得

第二十八條　左ノ場合ニ於テ專賣局長官ハ煙草元賣捌人ノ營業區域ヲ縮少スルコトヲ得

一　專賣局長官ノ命シタル地ニ營業所ヲ設置セサルトキ

二　出賣人ノ數又ハ出賣ノ回數其ノ他製造煙草ノ供給方ニ付煙草販賣官署長ノ指示ニ從ハサルトキ

第二十九條　煙草元賣捌人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スルモノナキトキ、指定期間滿了シ引續キ指定セラレサルトキ又ハ其ノ指定ヲ取消サレタルトキハ現存スル製造煙草ハ事實ノ發生後三十日以內ニ專賣局長官ノ指定シタル煙草販賣官署ニ之カ買戻ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買戻價格ハ現行定價ヨリ煙草元賣捌人ヘノ現行割引歩合ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

前項ノ場合ニ於テ煙草元賣捌人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ製造煙草ノ品質惡變シ又ハ包裹ノ破損若ハ汚染シタルモノアルトキハ拂戻スヘキ金額ヨリ共ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ控除ス

第三十條　煙草小賣人死亡シ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキ、指定期間滿了シ引續キ指定セラレサルトキ又ハ其ノ指定ヲ取消サレタルトキハ現存スル製造煙草ハ事實ノ發生後三十日以內ニ其ノ買受先ニ之カ買戻ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ第一條第三項ニ依リ政府ヨリ直接ニ賣渡シタル製造煙草ノ買戻價格ハ煙草小賣人ヘノ現行賣渡價格ヲ以テス

前項ノ場合ニ於テ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ品質惡變シ又ハ包裹ノ破損若ハ汚染シタルモノアルトキハ拂戻スヘキ金額ヨリ其ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ控除ス

第三十一條　本令中專賣局長官ニ提出スヘキ書類ハ別表ノ區域ニ依リ關係ノ煙草販賣官署ヲ經由スヘシ

附　則

本令ハ明治四十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年二月大藏省令第四號煙草賣捌規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

明治四十二年七月一日以降煙草元賣捌人タラムトスル者ハ第一號書式ニ依リ明治四十二年五月二十日迄ニ申請スヘシ

現ニ煙草小賣人タル者ニシテ明治四十二年七月一日以降引續キ煙草小賣人タラシムヘキ者ハ其ノ申請ヲ俟タス明治四十二年六月二十日迄ニ專賣局長官之ヲ指定ス

（書式及別表省略）

右規則は同年六月末日に至り左の如き改正を加へられ、七月一日より施行せられたり。蓋し從來は元賣捌人及小賣人の指定條件に就ては、單に消極條件を列擧せしに止まりしが、公傷者又は專賣局職工等を保護するの趣旨を以て、新に積極的の指定資格を定むると共に、其の指定の順位を定めしものなり。

大藏省令第四十二號（明治四十二年六月三十日）

第四條ノ二　專賣局長官煙草小賣人ヲ指定スルニ方リテハ左ノ順序ニ依ル

一　戰鬪又ハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ法律ニ依リ恩給ヲ受クル者

二　戰鬪又ハ公務ノ爲死亡シタル者ノ遺族ニシテ法律ニ依リ扶助料ヲ受クル者

三　專賣局職工ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ專賣局現業員共濟組合規則ニ依リ救濟金ヲ受ケタル者又ハ專賣局職工ノ遺族ニシテ同規則ニ依リ救濟金ヲ受ケタル者

四　專賣局職工ニシテ十年以上勤續セシ者

五　引續キ三年以上煙草賣捌人タリシ者

六　公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ法律ニ依リ退隱料ヲ受クル者又ハ公務ノ爲死亡シタル者ノ遺族ニシテ同一ノ法律ニ依リ扶助料ヲ受クル者

七　其ノ他ノ者

第十六條　煙草元賣捌人ノ煙草小賣人ニ賣渡ス煙草ノ價格ハ第十條ニ依リ政府ヨリ買受ケタル價格ニ定價ノ百分ノ三ヲ加ヘタルモノヲ超ユルコトヲ得ス但シ專賣局長官カ地方ノ狀況又ハ煙草ノ種類ニ依リ已ムヲ得スト認メ承認ヲ與ヘタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

明治四十三年八月煙草自働發賣機を以て發賣するものに關し新に規定を設くると共に、其の他の事項に就き二三の改正を施し、同年九月五日より施行したり。其の全文は左の如し。

大藏省令第四十一號（明治四十三年八月三十一日）

第八條ノ二　煙草自働發賣機ヲ設置セムトスル煙草小賣人ハ其ノ構造、設置スヘキ位置及發賣スヘキ煙草ノ種類、名稱ヲ定メ第一號書式ノ二ニ依リ專賣局長官ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘ

第九條中「營業所ノ位置」ノ次ニ「又ハ煙草自働發賣機ノ構造若ハ位置」ヲ加フ

第十五條中「煙草販賣官署」ノ次ニ「又ハ其ノ貯藏所」ヲ加フ

第十七條中「種類及數量」ヲ「種類、數量及煙草自働發賣機ニ對スル煙草供給方」ニ改ム

第十九條ノ二　煙草自働發賣機ヲ設置シタル煙草小賣人ハ其ノ指定番號、住所及氏名ヲ該自働發賣機ニ標記スヘシ

第二十五條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

煙草自働發賣機設置者其ノ設置ヲ撤廢セムトスル場合ニ於テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第二十八條中「縮少」ノ次ニ「シ又ハ一定ノ期間ヲ限リ其ノ區域ノ全部ヲ他ノ煙草元賣捌人ノ營業區域ニ指定」ヲ加フ

第二十八條ノ二　左ノ場合ニ於テ專賣局長官ハ煙草自働發賣機設置ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一　煙草自働發賣機設置ノ許可ヲ受ケタル煙草小賣人其ノ設備ヲ爲サス又ハ其ノ設備不完全ナルトキ

二　煙草自働發賣機ニ對スル煙草ノ供給方ニ付煙草販賣官署長ノ指示ニ從ハサルトキ

明治四十五年五月に至り、煙草元賣捌人に賣渡す煙草の割引歩合の決定方法を變更すると共に、元賣捌人が小賣人に賣渡す煙草價格の制限額も別に之を定むることと爲し、其の他二三の點に就て改正を行ひたり。改正條項左の如し。

大藏省令第十一號（明治四十五年五月十八日）

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ申告ハ煙草賣捌人死亡ノ日ヨリ一月以內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四條第一項第三號中「違反シ」ヲ「依リ」ニ改ム

第十條　政府ヨリ賣渡ス製造煙草ノ代金ハ別ニ定ムルトコロノ煙草元賣捌人ノ等級ニ應シ又ハ煙草ノ種類ニ從ヒ其ノ定價ニ對シ一定ノ割引歩合ニ依リ之ヲ定ム

第十二條中「二月以內」ヲ「一月以內」ニ改ム

第十六條　煙草元賣捌人ノ煙草小賣人ニ賣渡ス煙草ノ價格ハ別ニ定ムルトコロノ制限額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十七條中「煙草自働發賣機ニ對スル煙草」ヲ「其ノ」ニ改ム

第二十五條中「煙草賣捌人」ヲ「煙草元賣捌人」ニ「前二項」ヲ「前項」ニ改メ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

煙草小賣人其ノ營業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨ヲ專賣局長官ニ申告スヘシ二箇所以上ノ營業所ヲ有スル煙草小賣人其ノ一箇所又ハ數箇所ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第二十六條第一項第五號中「賣上代金」ヲ「買受代金」ニ改ム

第二十七條中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ「本令」ヲ「本令又ハ煙草販賣官署長カ本令ニ依リ指示シタル事項」ニ第一項第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　煙草賣捌人第九條ニ違反シタルトキ又ハ許可ヲ受ケスシテ營業所ヲ新設シタルトキ

第三十條中「又ハ其ノ指定ヲ取消サレタルトキハ」ヲ「其ノ指定ヲ取消サレタルトキ又ハ其ノ營業ヲ廢止シタルトキハ」ニ改ム

第五號書式備考ニ左ノ一號ヲ加フ

六　本帳ハ便宜買受帳ト併合シ現在高欄ヲ設クルコトヲ妨ケス

附　則

本令ハ第十條及第十六條ヲ除クノ外明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條及第十六條ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ施行ノ際煙草元賣捌人ノ所持スル煙草ヲ煙草小賣人ニ賣渡ス價格ノ制限ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

右改正中附則第二項但書は、大正元年十月八日に至り大藏省令第五號を以て削除せられ、卽日施行せられたり。

大正二年六月三十日行政整理に因る專賣局官制の改正に伴ひ、大藏省令第二十四號を以て本規則に改正を加へ、第四條第一項第二號中『專賣局製造所』を『專賣支局』に改め、第十五條第三項中『專賣局製造所長』を削除したり。

爾後大正九年に至る迄本規則の改正なかりしが、同年五月一日大藏省令第十三號を以て第十二條中『一月以內』を『二月以內』と改め、以て煙草賣捌代金延納許可期限を延長することと爲し、卽日之を實施したり。

從來製造煙草の代金延納に就ては、國債・地方債若くは專賣局長官の指定したる株式會社の株券又は債券を擔保として提供せしめしが、大正九年十二月に至り一般に政府に對して提供せしむる擔保物を、國債に限定する方針を採用せしに伴ひ、左の如く本規則を改正して、製造煙草に關する擔保も亦之を國債に限ることと爲すと共に、之が經過規定を設けたり。

大藏省令第五十一號（大正九年十二月二十八日）

第十二條中「國債證券、地方債證券、若ハ專賣局長官ノ指定シタル株式會社ノ株券又ハ債券」ヲ「國債」ニ改メ第四項及第五項ヲ削リ第六項ヲ左ノ如ク改ム

代金納付ノ擔保ヲ提供スル者ハ無記名國債證券ノ提供ニ在リテハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出シ登錄國債ノ提供ニ在リテハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ提出スヘシ登錄國債ニシテ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス尙其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格ハ毎年四月市場ニ於ケル前月中ノ平均價格ヨリ其ノ十分ノ二ヲ控除シ之ヲ改算ス但シ其ノ價格ニ著シキ變動アリト認メタルトキハ隨時之ヲ改算ス

大正十年六月に至り煙草賣捌人の指定期間を延長し、從來三箇年以內となせしを五箇年以內と改め、七月一日より施行したり。但し實際適用上元賣捌人に對しては、此の後と雖も三箇年毎に指定を更改せしことは後述の如し。

大藏省令第二十二號（大正十年六月二十五日）

第二條中「三年」ヲ「五年」ニ改ム

第四條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

未成年者又ハ禁治產者ノ場合ニ於テハ第一項各號ノ事實ノ有無ハ未成年者禁治產者又ハ其ノ法定代理人ニ付之ヲ定ム但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

尋いで同年六月專賣局官制改正に伴ひ、大藏省令第二十六號を以て左の如く改正し、七月一日より之を施行したり。

大藏省令第二十六號（大正十年七月一日）

第四條第一項第二號削除

第十五條中「專賣支局長」ヲ「地方專賣局長」ニ改ム

第二十六條第一項第一號中「第一號乃至第三號」ヲ「第一號、第三號及」ニ改メ同項第四號中「第二號又ハ」ヲ削ル

從來の規定に於ては煙草賣捌人の死亡の場合のみ、相續人其の營業を繼續することを得るものなりしが、大正十三年七月之を改めて、隱居の場合も同じく相續人の營業繼續を認むることとなし、同月一日より之を實施したり。

大藏省令第十七號（大正十三年七月一日）

第三條第一項中「死亡」ノ下ニ「又ハ隱居」ヲ加ヘ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ申告ハ煙草賣捌人死亡ノ場合ニ在リテハ死亡ノ日ヨリ二月以內ニ、隱居ノ場合ニ在リテハ隱居者ノ連署ヲ以テ隱居ノ日ヨリ二月以內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十五條第二項中但書ヲ削ル

以上列擧したるが如き改正の結果、昭和元年度末の現行條文は左の如くなりたり。

煙草賣捌規則（明治四十二年四月二十一日大藏省令第二十七號）

第一條　煙草元賣捌人ハ政府ヨリ製造煙草ヲ買受ケ之ヲ專賣局長官ノ指定シタル區域内ノ煙草小賣人ニ賣渡スモノトス但シ專賣局長官ノ指定シタル煙草販賣官署ノ認許ヲ得テ他ノ煙草元賣捌人ヨリ製造煙草ヲ買受クルコトヲ得

政府ハ必要ト認ムルトキハ煙草元賣捌人ニ指定セラレタル者ニ對シ其ノ指定期間開始前製造煙草ヲ賣渡スコトアルヘシ

前項ノ賣渡ニ付テハ本令中煙草元賣捌人ニ關スル規定ヲ準用ス

煙草小賣人ハ煙草元賣捌人ヨリ製造煙草ヲ買受ケ之ヲ消費者ニ賣渡スモノトス

政府ハ特殊ノ場合ニ於テ製造煙草ヲ特定價格ヲ以テ煙草小賣人又ハ消費者ニ賣渡スコトアルヘシ

第二條　煙草元賣捌人及煙草小賣人ハ必要ニ應シ五年以内ノ期間ヲ以テ專賣局長官之ヲ指定ス

煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人タラムトスル者ハ第一號書式ニ依リ申請スヘシ

煙草元賣捌人タル法人其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ專賣局長官ノ許可ヲ受クヘシ

煙草小賣人タル法人其ノ定款ヲ變更シタルトキハ其ノ旨專賣局長官ニ屆出ツヘシ

第三條　煙草賣捌人死亡又ハ隱居ノ場合ニ於テハ其ノ相續人ハ專賣局長官ニ申告シ殘期間其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ第四條ニ依リ煙草賣捌人ニ指定セラルルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ申告ハ煙草賣捌人死亡ノ場合ニ在リテハ死亡ノ日ヨリ二月以内ニ、隱居ノ場合ニ在リテハ隱居者ノ連署ヲ以テ隱居ノ日ヨリ二月以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四條　左ニ揭クル者ハ煙草元賣捌人ニ指定セラルルコトヲ得ス

一　煙草耕作者、之ト同一ノ家ニ在ル者又ハ煙草耕作者ノ同居者

二　（削除）

三　煙草專賣法第四十一條乃至第四十六條第四十八條乃至第五十條第五十二條第五十四條乃至第六十條ニ依リ處罰又ハ處分ヲ受ケ二年ヲ經サル者

四　第二十六條第二十七條ニ依リ煙草賣捌人ノ指定ヲ取消サレ二年ヲ經サル者

五　身代限處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者又ハ家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ確定スルニ至ル迄ノ者

六　國稅滯納處分又ハ之ニ準シタル處分ヲ受ケ一年ヲ經サル者

七　懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者若ハ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判ノ確定スルニ至ル迄ノ者

前項第二號乃至第四號ノ一ニ該當スル者ハ煙草小賣人ニ指定セラルルコトヲ得ス

法人ノ場合ニ於テハ第一項各號ノ事實ノ有無ハ法人、法人ノ業務ヲ執行スル者又ハ法人ヲ代表スル者ニ付之ヲ定ム

未成年者又ハ禁治産者ノ場合ニ於テハ第一項各號ノ事實ノ有無ハ未成年者禁治産者又ハ其ノ法定代理人ニ付之ヲ定ム但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條ノ二　專賣局長官煙草小賣人ヲ指定スルニ方リテハ左ノ順序ニ依ル

一　戰鬪又ハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ法律ニ依リ恩給ヲ受クル者

二　戰鬪又ハ公務ノ爲死亡シタル者ノ遺族ニシテ法律ニ依リ扶助料ヲ受クル者

三　專賣局職工ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ專賣局現業員共濟組合規則ニ依リ救濟金ヲ受ケタル者又ハ專賣局職工ノ遺族ニシテ同規則ニ依リ救濟金ヲ受ケタル者

四　專賣局職工ニシテ十年以上勤續セシ者ニシテ同一ノ法律ニ依リ退隱料ヲ受クル者又ハ公務ノ爲死亡シタル者ノ遺族ニシテ同一ノ法律ニ依リ扶助料ヲ受クル者

五　引續キ三年以上煙草賣捌人タリシ者

六　公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ法律ニ依リ扶助料ヲ受クル者

七　其ノ他ノ者

第五條（削除）

第六條　煙草元賣捌人ト煙草小賣人トハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス又其ノ營業所ヲ同シクスルコトヲ得ス

第七條　煙草元賣捌人他ノ營業ヲ兼ヌルトキハ其ノ營業所ト他ノ營業所トノ間ニ相當ノ區劃ヲ設クヘシ

第八條　煙草小賣人ノ營業所ハ一人一箇所トス

專賣局長官ハ必要ト認ムル場合ニ於テ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニ對シ二箇所以上ノ營業所ノ設置ヲ許可シ又ハ命スルコトアルヘシ

第八條ノ二　煙草自働發賣機ヲ設置セムトスル煙草小賣人ハ其ノ構造、設置スヘキ位置及發賣スヘキ煙草ノ種類、名稱ヲ定メ第一號書式ノ二ニ依リ專賣局長官ニ申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

第九條　煙草賣捌人ハ專賣局長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ營業所ノ位置又ハ煙草自働發賣機ノ構造若ハ位置ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條　政府ヨリ賣渡ス製造煙草ノ代金ハ別ニ定ムルトコロノ煙草元賣捌人ノ等級ニ應シ又ハ煙草ノ種類ニ從ヒ其ノ定價ニ對シ一定ノ割引歩合ニ依リ之ヲ定ム

第十一條　製造煙草ノ賣渡ヲ受ケムトスル者ハ其ノ種類、名稱、包裹別、數量ヲ記載シタル賣渡請求書ヲ專賣局長官ノ指定シタル煙草販賣官署ニ提出スヘシ

第十二條　製造煙草ヲ買受クル者其ノ代金納付ノ擔保トシテ國債ヲ提供シタルトキハ專賣局長官ハ二月以內代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

常時製造煙草ノ買受ヲ爲ス者代金納付ノ擔保トシテ前項ノ擔保物件ヲ豫メ提供シ置クトキハ專賣局長官ハ其ノ價額ニ達スル迄代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

前二項ニ依リ延納ヲ許可スルハ一回ノ買受代金五百圓以上ノ場合ニ限ル

代金納付ノ擔保ヲ提供スル者ハ無記名國債證券ノ提供ニ在リテハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出シ登錄國債ノ提供ニ在リテハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ提出スヘシ登錄國債ニシテ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第十三條　煙草賣渡請求者其ノ賣渡ヲ受ケタルトキハ直ニ代金ヲ納付シ又ハ擔保ヲ提供シ現品ヲ引取ルヘシ若シ五日以內ニ之ヲ引取ラサルトキハ相當保管料ヲ徵ス但シ煙草販賣官署ニ於テ契約ヲ解除シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　煙草元賣捌人代金納付期日迄ニ製造煙草ノ買受代金ヲ納付セサルトキハ年五分ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ徵スルコトアルヘシ

第十五條　政府ヨリ煙草元賣捌人ニ賣渡ス製造煙草ハ煙草販賣官署又ハ其ノ貯藏所ニ於テ之ヲ引渡スモノトス

煙草販賣官署又ハ其ノ貯藏所ヨリ煙草元賣捌人ノ營業所ニ至ル迄ノ製造煙草運搬費ハ一定ノ割合ヲ以テ政府之ヲ支給ス

地方專賣局長ハ必要アリト認メタルトキハ前項ニ依リ運搬費ヲ支給スヘキ場合ニ於テ其ノ製造煙草ノ運送業者ヲ指定スルコトアルヘシ

前三項ノ規定ハ第一條第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條　煙草元賣捌人ノ煙草小賣人ニ賣渡ス煙草ノ價格ハ別ニ定ムルトコロノ制限額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十七條　煙草販賣官署長ハ煙草賣捌人ノ店舖ノ設備、出賣人ノ數、出賣ノ回數、煙草保存ノ方法、店舖ニ備置クヘキ煙草ノ種類、數量及其ノ供給方ニ付指示スルコトヲ得

第十八條　煙草賣捌人ハ其ノ出賣人ヲシテ自己ノ出賣人タルコトヲ證スルニ足ル證票ヲ携帶セシムヘシ

前項ノ證票ニハ煙草販賣官署ノ證印ヲ受クヘシ

第十九條　煙草小賣人ハ營業所ノ見易キ場所ニ製造煙草ノ定價表及第三號雛形ニ依ル標札ヲ掲クヘシ

第十九條ノ二　煙草自働發賣機ヲ設置シタル煙草小賣人ハ其ノ指定番號、住所及氏名ヲ該自働發賣機ニ標記スヘシ

第二十條　煙草元賣捌人ハ第四號及第五號書式ノ帳簿ヲ調製シ製造煙草ノ受拂ヲ明確ニスヘシ

第二十一條　煙草小賣人ハ帳簿ヲ調製シ製造煙草ヲ買受ケタルトキハ其ノ買受年月日竝其ノ種類、名稱、數量、代金ヲ記載スヘシ

第二十二條　製造煙草ニシテ品質ノ惡變シ又ハ包裹ノ破損若ハ汚染シタルモノアルトキハ煙草元賣捌人ハ專賣局長官ノ指定シタル煙草販賣官署ニ之カ引替ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ノ檢查證明ヲ受ケ現品ト共ニ其ノ檢查證明書ヲ煙草販賣官署ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ引替ノ原因カ煙草元賣捌人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルト

キ又ハ引替若ハ買戻ノ爲ニ煙草小賣人ヨリ引渡ヲ受ケタル製造煙草ニシテ其ノ引替ノ原因カ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リテ生シタルトキハ煙草元賣捌人ハ製造煙草ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

前二項ノ規定ハ第一條第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條　製造煙草ニシテ品質ノ惡變シ又ハ包裹ノ破損若ハ汚染シタルモノアルトキハ煙草小賣人ハ其ノ買受先ニ之カ引替ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ノ檢査證明ヲ受ケ現品ト共ニ其ノ檢査證明書ヲ買受先ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ引替ノ原因カ煙草小賣人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ煙草小賣人ハ製造煙草ノ價格減少ニ相當スル金額ヲ辨償スヘシ

第二十四條　煙草小賣人前條ニ依リ製造煙草ノ引替ヲ請求シ又ハ第三十條ニ依リ製造煙草ノ買戻ヲ請求シタルトキハ煙草元賣捌人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條　煙草元賣捌人其ノ營業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ廢止ノ日ヨリ三十日以前ニ其ノ旨ヲ專賣局長官ニ申告スヘシ二箇所以上ノ營業所ヲ有スル煙草元賣捌人其ノ一箇所又ハ數箇所ヲ廢止セムトスルトキハ專賣局長官ノ許可ヲ受クヘシ

煙草小賣人其ノ營業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨ヲ專賣局長官ニ申告スヘシ二箇所以上ノ營業所ヲ有スル煙草小賣人其ノ一箇所又ハ數箇所ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

煙草自働發賣機設置者其ノ設置ヲ撤廢セムトスル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第二十六條　左ノ場合ニ於テ專賣局長官ハ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一　煙草元賣捌人第四條第一項第一號、第三號及第五號乃至第七號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

二　煙草元賣捌人政府ヨリノ煙草買受代金一年五千圓未滿ナルトキ

三　煙草元賣捌人納付期日ヲ過キ仍製造煙草ノ買受代金ヲ完納サルトキ

四　煙草小賣人第四條第一項第三號ニ該當スルニ至リタルトキ

五　煙草小賣人一月以上引續キ其ノ營業ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ買受代金一年五十圓未滿ナルトキ

法人カ煙草元賣捌人又ハ煙草小賣人ニ指定セラレタル場合ニ於テ前項第一號又ハ第四號ノ事實ノ有無ハ法人ノ業務ヲ執行スル者又ハ法人ヲ代表スル者ニ付之ヲ定ム

第二十七條　煙草賣捌人左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　煙草元賣捌人第一條第一項ニ依ル營業區域以外ノ煙草小賣人ニ製造煙草ヲ販賣シタルトキ

二　煙草元賣捌人第一條第一項ニ違反シテ他ノ煙草元賣捌人ヨリ製造煙草ヲ買受ケ又ハ情ヲ知テ之ヲ賣渡シタルトキ

三　煙草賣捌人第九條ニ違反シタルトキ又ハ許可ヲ受ケスシテ營業所ヲ新設シタルトキ